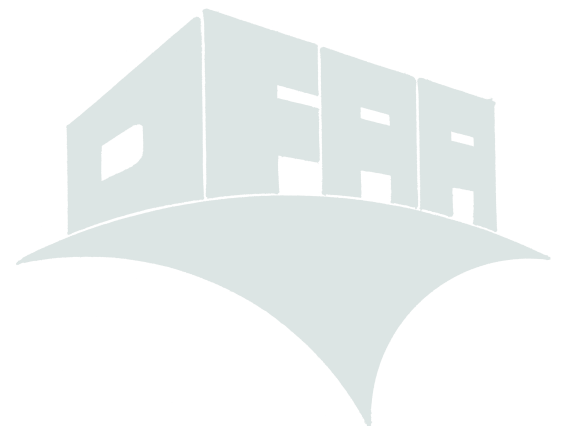


第 3 部

防衛施設行政関係重要資料集



目次

序章関係

資料1	特別調達法	476
資料2	特別調達庁の性質等に関する件	478
資料3	特別調達庁設置法	478
資料4	岡崎・ラスク交換公文	480
資料5	合衆国軍隊が使用する施設・区域の決定に際し、考慮される一般的諸原則	481
資料6	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約(抄)	481
資料7	日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定(抄)	481
資料8	行政協定第2条により在日米軍に提供する施設及び区域を決定するための手続の件	485
資料9	行政協定に基づく日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	485
資料10	「行政協定に基づく日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表に示された施設・区域件数表	485
資料11	調達庁設置法	486
資料12	在日合衆国軍に対する施設区域の提供ならびに返還手続に関する件	488

第1章関係

資料13	岸・アイゼンハワー共同声明(仮訳)	489
資料14	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約(抄)	490
資料15	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(抄)	490
資料16	防衛庁設置法等の一部を改正する法律(抄)	494
資料17	防衛庁設置法及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案草案	496
資料18	施設件数及び土地・建物面積の推移	497
資料19	駐留軍等労働者数の推移	498
資料20	駐留軍撤退に伴う離職者の対策について	499
資料21	退職した駐留軍労務者に対する特別給付金の支給について	500
資料22	日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律(抄)	500
資料23	防衛施設周辺の整備等に関する法律	500

第2章関係

資料24	駐留軍関係離職者等臨時措置法(抄)	503
資料25	特定の駐留軍関係離職者に係る駐留軍関係離職者等臨時措置法第十五条第一項に規定する特別給付金の額の特例に関する政令	503
資料26	東富士演習場使用に伴う関係市町との行政に関する協定	503
資料27	日米安全保障協議委員会第十二回会合について(抄)	505

第3章関係

資料28	米国海軍軍政府布告第一号(ニミッツ布告) 米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居住民ニ告グ	506
資料29	琉球列島米国民政府布令第109号(土地取用令)	506
資料30	佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明	507
資料31	琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定	508
資料32	非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議	510
資料33	沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律	510
資料34	北富士演習場使用協定	512
資料35	小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書	513

第4章関係

資料36	位置境界明確化法政府原案	514
資料37	合同委員会合意(発表)	517

第5章関係

資料38	日米共同訓練に関する協定書	518
資料39	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定	518
資料40	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての合意された議事録	519

第6章関係

- 資料41 北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定…………… 520
- 資料42 沖縄における在日米軍施設・区域の整理・統合について…………… 521

第7章関係

- 資料43 池子弾薬庫における米軍家族住宅建設に係る条件の実現について（要請）…………… 523
- 資料44 いわゆる「三者合意」…………… 524
- 資料45 SACO中間報告（仮訳）…………… 524
- 資料46 SACO最終報告（仮訳）…………… 525
- 資料47 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について…………… 528
- 資料48 SACO最終報告の主な進捗状況…………… 529
- 資料49 いわゆる「5.15メモ」（嘉手納のみ抜粋）…………… 531

第8章関係

- 資料50 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律…………… 533
- 資料51 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（抄）…………… 534
- 資料52 官房長官談話…………… 538
- 資料53 官房長官記者発表用資料…………… 539
- 資料54 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議…………… 539
- 資料55 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議…………… 539
- 資料56 厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区の大気環境の保全に関する措置について…………… 540
- 資料57 厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区の大気環境の保全に関する措置について…………… 540
- 資料58 普天間飛行場の移設に係る政府方針…………… 540
- 資料59 在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について…………… 541

第9章関係

- 資料60 飛行場周辺における幅広い周辺対策の在り方に関する報告（要約）…………… 542
- 資料61 沖縄における米軍ヘリ墜落事故に関する報告書（仮訳）…………… 543
- 資料62 日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（仮訳）…………… 546
- 資料63 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の会議概要…………… 548
- 資料64 佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の会議概要…………… 550
- 資料65 競売入札妨害事業に関するアンケート調査結果について…………… 551
- 資料66 防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について…………… 558
- 資料67 防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書（抄）…………… 575
- 資料68 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）…………… 580
- 資料69 平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について…………… 585
- 資料70 普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書…………… 585
- 資料71 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）…………… 586
- 資料72 在沖米軍再編に係る基本確認書…………… 588
- 資料73 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について…………… 589
- 資料74 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案…………… 590
- 資料75 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に対する附帯決議…………… 594
- 資料76 共同発表 日米安全保障協議委員会（仮訳）…………… 594

終章関係

- 資料77 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（抄）…………… 596
- 資料78 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）…………… 596
- 資料79 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抄）…………… 596
- 資料80 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案…………… 596
- 資料81 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院安全保障委員会）…………… 599
- 資料82 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院外交防衛委員会）…………… 600
- 資料83 防衛施設庁組織表…………… 600

序章 「占領軍と特別調達庁」から「駐留軍と調達庁」へ～防衛施設庁発足前の基地問題等への取組～

資料1 特別調達庁法（昭和22年法律第78号）

第1章 総則

第1条 特別調達庁は、内閣総理大臣の監督の下に、経済安定本部総務長官の定める基本的方策に基き主務大臣の定める計画に従い連合国又は政府の需要する建造物及び設備の営繕並びに物質及び役務の調達に関する業務であって主務大臣の指定するものを行うことを目的とする。

特別調達庁は法人とする。

第2条 特別調達庁は、主たる事務所を東京都に置く。

特別調達庁は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を設けることができる。

第3条 特別調達庁は、基本金又は運営資金を有しない。その一切の建造物、設備及び物質（以下物という。）又は役務に対する支払は、その物若しくは役務を需要し、又はこれが支払の責に任ずる各庁関係の議会の議決を経た予算のうちからこれをする。

特別調達庁が調達を要求する権限のある各庁のために物又は役務の調達（営繕を含む。以下同じ。）を行うときは、工事又は物若しくは役務の数量及び価格並びに支払を受けるべき供給者を示す証明書を同時に支払の責に任ずる各庁に提出しなければならない。当該証明書中連合国の需要に応ずるものに係るものについては、連合国の調達要求書と差異のないことを明かにし、及び調達要求書の番号を示すことを必要とする。

第4条 特別調達庁は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 役員に関する事項
- 五 業務及びその執行に関する事項
- 六 会計に関する事項
- 七 公告の方法

定款は、主務大臣及び経済安定本部総務長官の承認を受けて、これを変更することができる。

第5条 特別調達庁は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定によって登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第6条 特別調達庁には、所得税及び法人税を課さない。

都道府県、市町村その他これに準ずるものは、特別調達庁の事業に対しては、地方税を課することが出来ない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第7条 特別調達庁は、経済安定本部総務長官の命令によって解散する。

前項に定めるものの外、特別調達庁の解散に関して必要な事項は、政令でこれを定める。

第8条 特別調達庁でない者は、特別調達庁又はこれに類似する名称を用いることはできない。

第9条 民法第44条、第50条、第54条及び第57条並びに非訟事件手続法第35条第1項の規定は、特別調達庁にこれを準用する。

第2章 役員及び職員

第10条 特別調達庁に、役員として、総裁、副総裁各1人、理事2人以上及び監事1人以上を置く。

総裁は、特別調達庁を代表し、第15条の規定に基きその業務を総理する。

副総裁は、定款の定めるところにより、特別調達庁を代表し総裁を補佐して、特別調達庁の業務を掌理し、総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁が欠員のときにはその職務を行う。

理事は、定款の定めるところにより、特別調達庁を代表し、総裁及び副総裁を補佐して特別調達庁の業務を掌理し、総裁及び副総裁に事故のあるときにはその職務を代理し、総裁及び副総裁が欠員のときはその職務を行う。

監事は特別調達庁の業務を監査する。

第11条 総裁、副総裁、理事及び監事は、内閣総理大臣がこれを任命する。

第12条 総裁、副総裁及び理事は、定款の定めるところにより、特別調達庁の職員のうちから、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関して一切の裁判上及び裁判外の行為をする代理人を選任することができる。

第13条 特別調達庁の役員及び職員は、特別調達庁と物又は役務の調達に関する契約をなし、又はその調達に係る工事又は物の生産、加工、保管、売買若しくは輸送を業とする会社の株式を所有し、又はこれらの会社その他の企業の業務に従事し、若しくはその営業につき一切の利害関係を有してはならない。

第14条 特別調達庁の役員及び職員は、これを官吏その他の政府職員とする。

総裁たる者は、各省次官と同級又はこれと同格とし、その他の役員たるものは、1級又はこれと同格とし、職員たる者は、1級、2級若しくは3級又はこれらと同格とし、それらの定員は、内閣総理大臣がこれを定める。

特別調達庁の役員及び職員は、官吏に関する一般法令に従うものとする。但し、主務大臣が経済安定本部総務長官の承認を受けて、給与、服務その他必要な事項に関して特例を定めたときには、これによるものとする。

第3章 業務

第15条 特別調達庁は、経済安定本部総務長官の定める基本方策に基き主務大臣の定める計画及び指示に従い左の業務を行う。

- 一 主務大臣の指定する連合国又は政府の需要する建造物又は設備の建設又は修理

二 主務大臣の指定する連合国又は政府の需要する物質又は役務の調達

三 経済安定本部総務長官の指定する場合、前2号に定めるものの外第1条第1項の目的を達するために必要な業務

特別調達庁は、経済安定本部総務長官の定める方策に従い、特定の調達命令を充足し、又は主務大臣の特に承認する物資の集積を行う場合の外、資材を購入することができない。

第16条 特別調達庁は、業務開始の際、業務の方法を定めて、経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官が前項の認可を受けたときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において、認可の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

第17条 特別調達庁は、第18条に規定する毎事業年度の前期及び後期の初に於て6ヶ月ごとの事業計画及び資金計画を作成し、これを経済安定本部総務長官に提出し、その認可を受けなければならない。

これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は経済安定本部総務長官にあるものとする。

第4章 会計

第18条 特別調達庁の事業年度は、毎年4月から翌年3月までとし、これを前期及び後期に分ける。

第19条 特別調達庁は前条の各期ごとに財産目録、業務報告及び財産増減書を作成し、毎年事業年度経過後2ヶ月以内に、これを経済安定本部総務長官に提出し、その承認を受けなければならない。

経済安定本部総務長官は、前項の承認を行うときは、同項に掲げる書面を受理してから15日以内に、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。但し、この場合において承認の最終責任は、経済安定本部総務長官にあるものとする。

特別調達庁は、第1項の承認を受けたときは、財産目録、業務報告及び財産増減書を公告し、且つこれを定款とともに各事業所に備えて置かなければならない。

前項の財産目録、業務報告及び財産増減書は、会計検査院の検査を受け、その承認を受けなければならない。

特別調達庁は、経済安定本部総務長官の承認を受けて命令の定めるところにより、毎期末の現金の国庫に納付しなければならない。

特別調達庁は、帳簿、書類その他一切の記録を整然且つ明確に記載し、会計検査院、経済安定本部及び主務官庁の検査を受けることができるように整備しなければならない。

会計検査院は、常に適確に前項の検査を行わなければならない。

第5章 監督

第20条 経済安定本部総務長官は、調達の基本的方策に関して、特別調達庁を指導監督する。

経済安定本部総務長官は、主務大臣の指定に係る連合国又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達庁に対して監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣は、連合国又は政府の需要する物又は役務の調達を確保するため必要と認めるときは、特別調達庁に対して、経済安定本部総務長官の定める物又は役務の調達に関する基本的方策に基づいて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣及び経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときは、特別調達庁に対して、経済安定本部総務長官の定める物又は役務の調達に関する基本的方策に基づいて、監督上必要な命令をなすことができる。

主務大臣及び経済安定本部総務長官は、必要があると認めるときは、特別調達庁に対して報告をさせ、又は当該官吏に、必要な場所に臨検し業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。

前項の規定により当該官吏に臨検検査させる場合には、命令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯させなければならない。

第21条 特別調達庁は、その役員及び職員に対して、特別の報酬を与える必要があるときは、その報酬規定を定めて、経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。

経済安定本部総務長官は、前項の認可を行うときは、主務大臣及び大蔵大臣にはからなければならない。この場合において認可の最終責任は経済安定本部総務長官にあるものとする。

第22条 主務大臣は、特別調達庁の役員が法令若しくは定款又はこの法律に基づいてなす命令に違反したときは、これを解任することができる。

経済安定本部総務長官は、特別調達庁の役員が特別調達庁の目的及び業務に関して、その任に適せず、又はその職務を適切に遂行していないと認めるときは、これを解任することができる。

第6章 罰則

第23条 左の場合においては、その違反行為をした特別調達庁の役員又は職員は、これを5年以下の懲役又は5万円以下の罰金に処する。

一 第15条に規定しない業務を行った場合

二 第20条第2項又は第3項に規定する経済安定本部総務長官又は主務大臣の監督上の命令に違反した場合

三 第13条の規定に違反した場合

第24条 この法律の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をなし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを1年以下の懲役又は1万円以下の罰金に処する。

第25条 特別調達庁以外の法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員がその法人若しくは人の業務に関して第23条又は前条の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して前二条の罰金刑を科する。

第26条 第8条の規定に違反して、特別調達庁又はこれに類

似の名称を用いた者は、これを1万円以下の過科に処する。

附 則

第27条 この法律施行の期日は、政令でこれを定める。

第28条 政府は、設立委員を命じて、特別調達庁に関する事務を処理させる。

第29条 設立委員は、定款を作成して、主務大臣及び経済安定本部総務長官の認可を受けなければならない。

第30条 前条の認可があったときは、設立委員は遅滞なくその事務を特別調達庁の総裁に引継がなければならない。

特別調達庁の総裁が前項の事務の引継ぎを受けたときは、

総裁、副総裁、理事及び監事の全員は、遅滞なく設立の登記をしなければならない。

特別調達庁は、設立の登記をすることによって成立する。

第31条 登記税法の一部を次のように改正する。

第19条第七号中「法令に依る公団」の下に「特別調達庁」を、「公団に関する法令」の下に「特別調達庁法」を加える。

第32条 印紙税法の一部を次のように改正する。

第5条第六号ノ6の次に左の1号を加える。

六ノ6ノ2 特別調達庁の業務に関する証書帳簿

この法律は、公布の日から、これを施行する。

資料2 特別調達庁の性質等に関する件（昭和22年12月5日閣議決定）

公団及び特別調達庁の性質等に関し今回連合国最高司令部より別紙のような指示があつたので政府は左の通り決定する。

一 特別調達庁は連合国最高司令官覚書第1394号第3項に記載されている Government Corporation に該当するものであるもので、この覚書の趣旨に鑑み、特別調達庁は政府の一部であるものと解釈すること。

二 内閣総理大臣は各関係庁に対し遅滞なく前項の旨を訓令すること（訓令参考案（一））。

三 特別調達庁は左のような職責を有する政府部局であることを確認すること。

(1) 特別調達庁はその所管する業務に関する契約の締結及び支払請求書の証明について責任を有する政府部局である。

(2) 特別調達庁は特別調達庁法に規定された業務を監督する責任ある政府部局である。

四 内閣総理大臣は遅滞なく大蔵大臣その他の関係各大臣に対し前項(1)の旨（訓令参考案（二））を、都道府県知事に対し同項(2)の旨（訓令参考案（三））を夫々訓令すること。

五 占領軍の要求に係る業務につき、現に戦災復興院及び終戦連絡中央事務局において所掌している事務は昭和23年1月1日までにこれを特別調達庁に移管すること。

備考 連合国最高司令部から同時に指示のあつた公団については右指示の線に従つて至急関係各庁において協議の上改めて閣議において所要の措置を決定するものとする。

訓令参考案（一）

特別調達庁の性質に関しては今回連合国最高司令部よりの指示もこれあり、且つ又特別調達庁が連合国最高司令官覚書第

1394号第3項に記載された Government Corporation に該当するものであることに照らし、政府においては特別調達庁は政府の一部局であると解釈することに閣議決定した。よつて関係各庁においては今後この趣旨を厳守し、諸般の問題を処理するに当つては、特別調達庁はこれを政府の一部局として取り扱うこととせられ度い。

右訓令する。

訓令参考案（二）

今般政府は特別調達庁が政府の一部局であると解釈する旨を閣議において決定し、なおこれに伴い特別調達庁は、その所掌する業務に関する契約の締結及び支払に関する証明書の作成について責任ある政府部局であることを確認した。よつて貴大臣においては、今後この趣旨を厳守し、事務処理に当つては、すべて特別調達庁はかかる性質の政府部局としてこれを取扱うこととせられ度く、又管下各庁に対しその旨を徹底させるため十分の措置を講ぜられ度い。

右訓令する。

訓令参考案（三）

特別調達庁の性質に関しては、今回連合国最高司令部よりの指示もあつたので、政府においては特別調達庁は政府の一部局であると解釈する旨を閣議決定し、なおこれに伴い特別調達庁は特別調達庁法に規定された業務（の施行）を監督する責任を有する政府部局であることを確認した。よつて貴方においては今後この趣旨を厳守せられ、特別調達庁より貴方に対し右監督上の指示等の行われた場合には、右の趣旨に照しこれを遵守すべきものと了解せられ度い。

右訓令する。

資料3 特別調達庁設置法（昭和24年法律第129号）

第1章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、特別調達庁の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づいて、総理府の外局として、特別調達庁を設置

する。

2 特別調達庁の長は、特別調達庁長官とする。

（任務）

第3条 特別調達庁は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

一 連合国軍の需要する建造物及び設備の管繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

二 連合国の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。

三 連合国占領軍の特に指示する事務。

2 前項第三号の指示があった場合においては、内閣総理大臣は、その旨告示するものとする。

(権限)

第4条 特別調達庁は、その所掌する事務を遂行するため、左の権限を行使する。

一 予算の範囲内で、所掌事務に必要な支出負担行為をすること。

二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。

三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。

四 所掌事務遂行に直接必要な業務資材、事務用品、研究用資材等を調達すること。

五 不用財産を処分すること。

六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。

七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、これを管理すること。

八 職員に貸与する宿舎を設置し、これを管理すること。

九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。

十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。

十二 特別調達庁の公印を制定すること。

第2章 内部部局

(内部部局)

第5条 特別調達庁に、長官官房及び左の5部を置く。

経理部、契約部、技術部、促進監督部、事業部

(特別な職)

第6条 特別調達庁に次長1人を置く。

2 次長は、長官を助け、庁務を整理する。

3 特別調達庁に顧問2人を置く。

4 顧問は、重要な任務に参画する。

5 長官官房に官房長1人を置く。

6 官房長は、命を受けて長官官房の事務を掌理する。

7 各部に左の通り、次長を置く。

経理部1人、契約部2人、技術部2人、促進監督部2人、事業部2人

8 次長は部長を助け、部務を整理する。

(長官官房)

第7条 長官官房においては、左の事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。

三 長官の官印及び庁印を管守すること。

四 公文書類を接受、発送、編集、及び保存すること。

五 特別調達庁の常用の経費（以下「庁費」という。）及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関すること。

六 行政財産及び物品を管理すること。但し、他部の所掌に属するものを除く。

七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。

八 特別調達庁の組織及び運営に関すること。

九 法令の立案その他特別調達庁の所掌事務に関し、一般的企画をし、及び各部の事務を調整すること。

十 文書を審査すること。

十一 渉外事務を行うこと。

十二 こう報に関すること。

十三 行政の考査を行うこと。

十四 調査及び統計に関すること。

十五 前各号に掲げるものの外、特別調達庁の所掌事務で各部の所掌に属さないものを行う。

(経理部)

第8条 経理部においては、特別調達庁の事務所掌遂行に必要な庁費以外の経費（以下「事業費」という）及びこれに伴う収入の予算、決算及び会計並びに会計の監査に関することをつかさどる。

(契約部)

第9条 契約部においては、左の事務をつかさどる。

一 事業費による建造物及び設備の営繕の契約を締結すること。

二 事業費による需品（不動産及びこれに附属する動産以外のものをいう。以下同じ）の調達の契約を締結すること。

三 事業費による役務の調達の契約を締結すること。

四 事業費による不動産及び之に附属する動産の調達並びにこれらの物の返還に伴う契約及び補償に関すること。

五 連合国の需要を解除された需品の処分の契約を締結すること。

(技術部)

第10条 技術部においては、左の事務をつかさどる。

一 需品、工事及び役務に要する資材の需給に関すること。

二 需品の設計図及び仕様書に関すること。

三 需品に要する材料、労務及び諸役務並びに費用を積算すること。

四 需品の試験、研究及び見本の審査を行うこと。

五 工事及び役務の設計図及び仕様書に関すること。

六 工事及び役務に要する材料、労務及び役務並びに費用を積算すること。

七 不動産及びこれに附属する動産の調達及び返還に伴う評価に関すること。

(促進監督部)

第11条 促進監督部においては、左の事務をつかさどる。

一 工事の実施及び役務の提供を促進監督すること。

二 需品の生産及び納入を促進すること。

三 工事の実施、役務の提供並びに需品の生産及び納入の実績を考査すること。

四 契約に関する補償の請求その他の苦情の申出を受理し、

その解決を図ること。

五 資材及び需品の輸送計画を樹立し、輸送を促進すること。

六 不動産の記録に関すること。

(事業部)

第12条 事業部においては、左の事務をつかさどる。

一 需品の管理、出納及び輸送に関すること。

二 連合国軍の要求する労務者に関すること。

第3章 地方支分部局

(特別調達局)

第13条 特別調達庁の地方支部局として、特別調達局を置く。

(所掌事務)

第14条 特別調達局は、特別調達庁の所掌事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第15条 特別調達局の名称及び位置は、左の通りとし、その管轄区域は、各特別調達局に対応する連合国占領軍の管轄区域によることを例とする。

名	称	位	置
札幌	特別調達局	札幌市	
仙台	特別調達局	仙台市	
横浜	特別調達局	横浜市	
名古屋	特別調達局	名古屋市	
京都	特別調達局	京都市	
大阪	特別調達局	大阪市	
呉	特別調達局	呉市	
福岡	特別調達局	福岡市	

(内部部局)

第16条 特別調達局に、左の4部を置く。

経理部、契約部、技術部、促進監督部

2 前項に定めるものの外、特別調達局の組織の細目は、総理府令で定める。

附則(抄)

1 この法律は、昭和24年6月1日から施行する。

資料4 岡崎・ラスク交換公文

ラスク特別代表から岡崎国務大臣あての書簡

書簡をもつて啓上いたします。本代表は、本日署名された行政協定の諸条項に関する審議に言及する光栄を有します。この審議において、閣下は、日本国政府の見解として、連合国による日本国の占領が日本国との平和条約の効力発生とともに終了するので、占領に基く徴発による施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つて、その後は、合衆国軍隊による施設及び区域の使用が、それぞれの政府が日本国との平和条約、安全保障条約及び行政協定に基いて有する権利を条件として、両政府間の合意に基かなければならないと陳述されました。本代表は、ここに、合衆国政府の見解もまた同じであることを確認します。

行政協定第2条1には、「個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第26条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。」と規定されています。合衆国政府は、この取極をできるだけすみやかに完成させるため協議が緊急に行われるべきものであることに両政府の意見が一致していることを信じます。このことを念頭において、合衆国政府は、前記の協議を直ちに開始するためそれぞれの政府からの一人の代表者及び必要な職員団で組織される予備作業班を日本国政府と協力して設置する用意を有します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によって引継がれるものと了解されます。

しかしながら、安全保障条約第1条に掲げる目的を遂行するため必要な施設及び区域の決定及び準備に当つては、避けがたい遅延が生ずることがあるかもしれません。よつて、日本国が前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和条約の効力発生の日の

後90日以内に成立しないものの使用の継続を許されれば、幸であります。

本代表は、貴大臣に敬意を表します。

1952年2月28日東京において

ディーン・ラスク

東京

日本国国務大臣 岡崎 勝男 殿

岡崎国務大臣からラスク特別代表あての書簡

書簡をもつて啓上いたします。本大臣は、貴代表が次のよう
に通報された本日付の書簡を受領したことを確認する光栄を有
します。

本代表は、本日署名された行政協定の諸条項に関する審議に言及する光栄を有します。この審議において、閣下は、日本国政府の見解として、連合国による日本国の占領が日本国との平和条約の効力発生とともに終了するので、占領に基く徴発による施設及び区域の合衆国軍隊による使用もまた同時に終了し、従つて、その後は、合衆国軍隊による施設及び区域の使用が、それぞれの政府が日本国と平和条約、安全保障条約及び行政協定に基いて有する権利を条件として、両政府間の合意に基かなければならないと陳述されました。本代表は、ここに、合衆国政府の見解もまた同じであることを確認します。

行政協定第2条1には「個々の施設及び区域に関する協定はこの協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第26条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。」と規定されています。合衆国政府は、この取極をできるだけすみやかに完成させるための協議が緊急に行われるべきものであることに両政府の意見が一致していることを信じます。このことを念頭において、合衆国政府は、前記の協議を直ちに開始するため、それぞれの政府か

らの1人の代表者及び必要な職員団で組織される予備作業班を日本国政府と協力して設置する用意を有します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によって引継がれるものと了解されます。

しかしながら、安全保障条約第1条に掲げる目的を遂行するため必要な施設及び区域の決定及び準備に当つては、避けがたい遅延が生ずることがあるかも知れません。よつて、日本国が、前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設及び区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和条約の効力発生の日の後90日以内に成立しないものの使用の継続を許されれば、幸であります。

日本国政府は、できるだけすみやかに施設及び区域の使用に関する取極を成立させるため緊急に協議を開始しようという合衆国政府の要望にまつたく同感であります。従つて、日本国政

府は、書簡に述べられた予備作業班を直ちに設置することに同意します。予備作業班が作成する取極は、合意ができるに応じて、直ちに効力を生じ、予備作業班の任務は、行政協定が効力を生ずる日に合同委員会によって引継がれるものと了解されます。

本大臣は、貴簡の内容を十分に了承した上で、日本国政府が前記の協定及び取極が成立するまでの間、施設又は区域でそれに関する協定及び取極が日本国との平和条約の効力発生の日の後90日以内に成立しないものの使用の継続を合衆国に許すことを、日本国政府に代つて、確認する光栄を有します。

本大臣は、貴代表に敬意を表します。

1952年2月28日東京において

岡崎勝男

東京

合衆国大統領特別代表 ディーン・ラスク殿

資料5 合衆国軍隊が使用する施設・区域の決定に際し、考慮される一般的諸原則（昭和27年3月10日外務省発表）

- 1 米国軍隊がその軍事的使命遂行のために必要とする施設及び区域の提供に当たつては、日本の経済及び国民生活並びに個人の財産権を十分考慮の上、これを決める。
- 2 その使命の遂行に支障なき限り、原則として陸軍及び空軍は都会地外に、海軍は必要最小限度の港湾地区に集結する。
- 3 米国軍隊司令官は、日本政府と密接な協調を保つために小規模の司令部を政府所在地の近くに維持する。
- 4 個々の施設の提供に当たつては、旧軍用施設及び国有財産を優先的に利用する。
- 5 元学校、図書館などに使用されていた公共施設は、できる限り速やかに返還する。ただし、米軍の必要とする病院施設については特別に考慮する。
- 6 公有私有の娯楽及び社交施設は、部隊の移転に伴い速やかに返還する。右のうちゴルフコース、競技場などは、来る4月1日に返還する。これが返還後の利用は、競技場管理者との取決による。
- 7 個人住宅は、家族数の減少及び現居住者の移転により空き次第返還する。
- 8 港湾及び倉庫施設は、できる限り速やかに返還する。米国軍隊がその補給のため必要とする港湾及び倉庫施設の提供に当たつては、日本の商業上の必要及び海運の発展を妨げないよう十分に考慮する。
- 9 陸上及び海上の演習場については、農民及び漁民の利益を十分に考慮する。このため、その提供は、関係各省と緊密に連絡し、かつ、その援助のもとにこれを行う。右演習場は、警察予備隊及び海上保安庁もこれを共用する。
- 10 日本の民間航空及び国際空港運営の必要性が増加するに応じて、民間航空用飛行場の返還及びその他飛行場の共同使用を図る。
- 11 右の諸原則にしたがい、米国軍隊は、日本当局との十分な協調の下にできる限り速やかに移転を実施する。
- 12 なお、すべての移転を完了するためには、これに先立つて大規模な建設が実施されなければならないことを了解する。

資料6 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約（昭和27年条約第4号）（抄）

第3条 アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政府間の行政協定で決定する。

資料7 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（抄）

第2条

- 1 日本国は、合衆国に対し、安全保障条約第1条に掲げる目的の遂行に必要な施設及び区域の使用を許すことに同意する。個々の施設及び区域に関する協定は、この協定の効力発生の日までになお両政府が合意に達していないときは、この協定の第26条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- 2 日本国及び合衆国は、いずれか一方の当事者の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならないが、また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のためでなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a) 合衆国軍隊が射撃場及び演習場のような施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国の当局及び国民は、

それを臨時に使用することができる。但し、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとつて有害でないことが合意された場合に限り。

(b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき射撃場及び演習場のような施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条

- 1 合衆国は、施設及び区域内において、それらの設定、使用、運営、防衛又は管理のため必要な又は適当な権利、権力及び機能を有する。合衆国は、また、前記の施設及び区域に隣接する土地、領水及び空間又は前記の施設及び区域の近傍において、それらの支持、防衛及び管理のため前記の施設及び区域への出入の便を図るのに必要な権利、権力及び機能を有する。本条で許与される権利、権力及び機能を施設及び区域外で行使するに当つては、必要に応じ、合同委員会を通じて両政府間で協議しなければならない。
- 2 合衆国は、前記の権利、権力及び機能を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては行使しないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事柄に関するすべての問題は、相互の取極により解決しなければならない。一時的の措置として、合衆国軍隊は、この協定が効力を生ずる時に留保している電力、設計、放射の型式及び周波数の電子装置を日本側からの放射による妨害を受けずに使用する権利を有する。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行わなければならない。

第4条

- 1 合衆国は、この協定の期間満了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当つて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の期間満了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国が日本国との特別取極に基いて行う建設には適用しない。

第12条

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められるところにより日本国で供給されるべき需品又は行われるべき工事のため、供給者又は工事を行う者の選択に関して制限を受けずに契約する権利を有する。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品及び役務でその調達に日本国の経済に不利な影響を及ぼす虞があるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは、日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書によつて日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び

役務は、日本国の次の租税を免除される。

- (a)物品税
- (b)通行税
- (c)揮発油税
- (d)電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書によつて、物品税及び揮発油税を免除される。本条に特に掲げない日本国の現行の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の相当な且つ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、両政府は、本条の目的に合致する免除又は救済を与えるための手続について合意するものとする。

- 4 合衆国軍隊又は軍属の現地の労務に対する需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税及び社会保障のための納付金の源泉徴収及び納付の義務並びに、別に相互に合意される場合を除く外、賃金及び諸手当に関する条件のような雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 7 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入に関して日本国の法令に基いて課せられる租税その他類似の公課の免除を本条により享有することはない。
- 8 日本国及び合衆国の当局が相互に合意する条件に従つて処分を認める場合を除く外、3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物品は、当該租税の免除を受けて当該物品を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第17条

- 1 1951年6月19日にロンドンで署名された「軍隊の地位に関する北大西洋条約当事国間の協定」が合衆国について効力を生じたときは、合衆国は、直ちに、日本国の選択により、日本国との間に前記の協定の相当規定と同様の刑事裁判権に関する協定を締結するものとする。
- 2 1に掲げる北大西洋条約協定が合衆国について効力を生ずるまでの間、合衆国の軍事裁判所及び当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族（日本の国籍のみを有するそれらの家族を除く。）が日本国内で犯すすべての罪について、専属的裁判権を日本国内で行使する権利を有する。この裁判権は、いつでも合衆国が放棄することができる。
- 3 2に定める裁判権が行われる間は、次の規定を適用する。
 - (a)日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外において、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族を犯罪の既遂又は未遂について逮捕することができる。しかし、逮捕した場合には、逮捕された一又は二以上の個人を直ちに合衆国軍隊に引き渡さなければならない。合衆国軍隊の裁判権からのがれ、且つ、施設及び区域外の場所で発見された者は、要請に基いて、日本国の当局が逮捕し、

- 且つ、合衆国の当局に引き渡すことができる。
- (b)合衆国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設又は区域内において、専属的逮捕権を有する。日本国の裁判権に服する者で前記の施設又は区域内で発見されたものは、要請に基づいて、日本国の当局に引き渡すものとする。
 - (c)合衆国の当局は、前記の施設又は区域の近傍で、当該施設又は区域の安全に対する犯罪の既遂又は未遂の現行犯に係る者を法の正当な手続に従って逮捕することができる。前記の者で合衆国軍隊の裁判権に服さないものは、直ちに日本国の当局に引き渡さなければならない。
 - (d)3(c)の規定に従うことを条件として、施設及び区域外における合衆国軍隊の軍事警察の活動は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の秩序及び紀律の維持並びにそれらの者の逮捕のため必要な範囲内に限定される。
 - (e)日本国及び合衆国の当局は、それぞれの裁判所における刑事上の捜査その他の手続のため証人及び証拠を提供することについて協力し、且つ、捜査を行うことについて相互に援助しなければならない。何人も自己に対する刑事裁判権を有しない裁判所に対する裁判所侮辱、偽証又は審判妨害を行つたときは、これを犯した者に対する裁判権を有する裁判所は、その者が当該裁判所に対してこれらの罪を犯したものとみなしてその者を裁判するものとする。
 - (f)合衆国軍隊は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族を日本国から退去させる専属的権利を有する。合衆国は、日本国政府が正当な時由により前記のいずれかの者の退去を要請するときは、この要請に好意的考慮を与えるものとする。
 - (g)日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域内にある者若しくは財産について、又は所在地のいかなるを問わず合衆国軍隊の財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。合衆国の当局は、日本国の当局の要請があつたときは、その権限の範囲内で前記の捜索及び差押を行い、且つ、その結果について日本国の当局に通知することを約束する。前記の財産（合衆国政府が所有し、又は使用する財産を除く。）に関する判決があつた場合には、合衆国は、日本国の当局にこれを判決に従って処分するため引き渡すものとする。日本国の当局は、合衆国軍隊が使用する施設及び区域外で、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の身体又は財産について捜索又は差押を行う権利を有しない。但し、本条3(a)に従って逮捕することができる者に関する場合及び前記の捜索が日本国の裁判権の下にある犯人の逮捕のため必要とされる場合は、この限りでない。
 - (h)死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑の刑を規定していない場合には、合衆国軍隊が日本国で執行してはならない。
- 4 合衆国は、合衆国の軍事裁判所及び当局が、日本国の法令に違反するすべての罪で合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国内で犯したと認められる罪で、日本国の当局が通告するもの又は合衆国の軍事裁判所及び当局が発見するものを捜査し、且つ、正当に処理する意思及び能力を

有することを約束する。合衆国政府は、更に、4に基いて生ずるすべての事件について合衆国の軍事裁判所が行つた処分を日本国の当局に通告することを約束する。合衆国は、4に基いて生ずる事件で日本国政府がそれに対する合衆国の裁判権の放棄を特に重要と認めるものについて、日本国の当局がその放棄を要請するときは、この要請に好意的考慮を与えなければならない。この放棄があつたときは、日本国は、その裁判権を行使することができる。

- 5 日本国が1に掲げる選択をしなかつた場合には、2以下に定める裁判権は、引き続き行われるものとする。前記の北大西洋条約協定がこの協定の効力発生の日から1年以内に効力を生じなかつた場合において、日本国政府の要請があつたときは、合衆国は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族が日本国で犯した罪に対する裁判権の問題を再考慮するものとする。

第18条

- 1 各当事者は、その軍隊の構成員又はその文民たる政府職員が公務の執行に従事している間に日本国において被つた負傷又は死亡については、その負傷又は死亡が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。
- 2 各当事者は、日本国において所有する財産に対する損害については、その損害が公務執行中の他方の当事者の軍隊の構成員又は文民たる政府職員によるものであるときは、他方の当事者に対するすべての請求権を放棄する。
- 3 契約による請求を除く外、公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作为又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作为若しくは事故で、非戦闘行為に伴つて生じ、且つ、日本国において第三者に負傷、死亡又は財産上の損害を与えたものから生ずる請求は、日本国が次の規定に従つて処理するものとする。
 - (a)請求は、請求が生じた日から1年以内に提起するものとし、日本国の被用者の行動から生ずる請求に関する日本国の法令に従つて審査し、且つ、解決し、又は裁判する。
 - (b)日本国は、前記のいかなる請求も解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払は、日本国が円である。
 - (c)前記の支払（解決によつてされたものであると日本国の管轄裁判所による事件の裁判によつてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない日本国の管轄裁判所による最終の裁判は、拘束力を有する最終的のものとする。
 - (d)前諸号に従い請求を満足させるために要した費用は、両国政府が合意する条件で分担する。
 - (e)日本国が3に従つて承認した又は承認しなかつたすべての請求の明細及び各事件についての認定並びに日本国が支払つた額の明細は、定められるべき手続に従つて、合衆国が支払うべき分担額に対する弁償の要請とともに、合衆国に定期的に送付する。この弁償は、できるだけすみやかに円で行わなければならない。
- 4 各当事者は、前諸項の実施に当り、その人員が公務の執行に従事していたかどうかを決定する第1次の権利を有する。

この決定は、当該請求が提起された後できるだけすみやかに
行わなければならない。他方の当事者がこの決定に同意しな
かつたときは、その当事者は、この協定の第26条の規定に
基いて協議のためにその問題を合同委員会に付託することが
できる。

5 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に
行われたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被
用者に対する請求は、次の方法で処理するものとする。

(a)日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を
受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平且つ公正に請
求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、且つ、
その事件に関する報告書を作成する。

(b)報告書は、合衆国の当局に交付されるものとし、合衆国の
当局は、遅滞なく、慰しや料の支払を申し出るかどうかを
決定し、且つ、申し出る場合には、その額を決定する。

(c)慰しや料の支払の申出があつた場合において、請求人がそ
の請求の完全な弁済としてこれを受諾したときは、合衆国
の当局は、自ら支払をし、且つ、その決定及び支払つた額
を日本国の当局に通知する。

(d)5のいかなる規定も、請求の完全な弁済として支払が行わ
れたのではない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対
する訴を受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼす
ものではない。

6 (a)合衆国軍隊の構成員及び文民たる被用者（日本の国籍のみ
を有する被用者を除く。）は、3に掲げる請求に関しては、
日本国において訴を提起されることがないが、その他のす
べての種類的事件については、日本国の裁判所の民事裁判
権に服する。

(b)合衆国軍隊が使用する施設及び区域内に日本国の法律に基
き強制執行を行うべき私有の動産（合衆国軍隊が使用する
動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の
裁判所の要請に基き、それらの財産を差し押さえて日本国
の当局に引き渡さなければならない。

(c)合衆国の当局は、日本国の裁判所における民事訴訟のため
証人及び証拠を提供することについて、日本国の当局と協
力しなければならない。

7 合衆国軍隊による又はそのための物資、需品、備品、役務
及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当
事者によつて解決されないものは、合同委員会に調停のため
に付託することができる。但し、7の規定は、契約の当事者
が有することのある民事の訴を提起する権利を害するもの
ではない。

第24条

日本区域において敵対行為又は敵対行為の急迫した脅威が生
じた場合には、日本国政府及び合衆国政府は、日本区域の防衛
のため必要な共同措置を執り、且つ、安全保障条約第1条の目

的を遂行するため、直ちに協議しなければならない。

第25条

1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費
は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除
く外、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆
国が負担することが合意される。

2 日本国は、次のことを行うことが合意される。

(a)第2条及び第3条に定めるすべての施設、区域及び路線権
（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用
される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合
衆国に負担をかけないで提供し、且つ、相当の場合には、
施設、区域及び路線権の所有者及び提供者に補償を行うこ
と。

(b)定期的再検討の結果締結される新たな取極の効力発生の日
までの間、合衆国が輸送その他の必要な役務及び需品を日
本国で調達するのに充てるため、年額1億5500万ドルに相
当する額の日本国通貨を合衆国に負担をかけないでその使
用に供すること。円の支払が貸記される際の為替相場は、
公定の平価又は次の相場、すなわち、日本国政府が認める
相場又は日本国政府、その機関若しくは外国為替取引を行
うことを認可された日本国の銀行が何人かとのいずれかの
取引において用いる相場で支払の日何人かが利用するこ
とができるもののうち、合衆国が最も有利と認めるもので、
両国が国際通貨基金と平価について合意しているときは、
国際通貨基金協定で禁止されていないものとする。

3 この協定に基いて生ずる資金上の取引に適用すべき経理の
ため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行うことが合
意される。

第26条

1 この協定の実施に関して相互の協議を必要とするすべての
事項に関する日本国と合衆国との間の協議機関として、合同
委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が安全保障
条約第1条に掲げる目的の遂行に当つて使用するため必要と
される日本国内の施設又は区域を決定する協議機関として、
任務を行う。

2 合同委員会は、日本国の代表者1人及び合衆国の代表者1
人で組織され、各代表者は、1人又は2人以上の代理及び職
員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定
め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員
会は、日本国又は合衆国のいずれか一方の代表者の要請があ
るときはいつでも直ちに会合することができるように組織す
る。

3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適
当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府に更に考慮さ
れるように移すものとする。

資料8 行政協定第2条により在日米軍に提供する施設及び区域を決定するための手続の件（昭和27年6月27日事務次官会議了解）

行政協定第2条に基づいて在日米軍に提供する施設及び区域の決定については、次の手続によるものとする。

- (1) 合同委員会を通じて合衆国代表から使用を希望する施設及び区域のリストの提出があつた場合には、それぞれの提供希望施設及び区域について米国側から別表の資料の提出を求め必要に応じ、合同委員会本会議又はそれぞれの合同委員分科会において米国側の説明を求める。
- (2) 日本側は(1)のリスト、資料及び説明に基いて関係各省各庁が協議する。
- (3) 日本側は、(2)の協議の結果を調整した上、それぞれの分科会のない項目については本会議を通じて米国側と協議し、日米双方の協議が整つた場合には、その結論を合同委員会の本会議に提出する。

- (4) 合同委員会の本会議においては、(3)により本会議の議題として提出された施設及び区域について、総合的見地からの調整を行うため、要すればそれぞれの分科会の意見を徹して検討する。
 - (5) (4)の検討の結果日米双方で合意を見たものについては日米間に別途協定がなされることを条件として合同委員会の日米双方の代表において調印する。
 - (6) 日米両国は日本側において(5)の結果を閣議に提出してその決定を見た上、これに基いて協定を締結する。
 - (7) (6)により協定の締結があつた場合には、之が実施のため日本側と合衆国側との間に使用のための実施取極め（implementation arrangement）を締結する。
- (注) 別表省略

資料9 行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和27年7月26日）

合同委員会における日本国政府の代表者及びアメリカ合衆国政府の代表者は、各自の政府に代つて次のとおり協定した。

- 一 1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第2条第1項に基き日本国がアメリカ合衆国に対して提供する施設及び区域は、附表のとおりとする。但し、附表中備考欄に「保留」と明記されているものを除く。
- 二 附表中備考欄に「保留」と明記した施設又は区域は、1952年2月28日東京で日本国国務大臣岡崎勝男氏と合衆国大統領特別代表ディーン・ラスク氏との間に交換された公文に基いて合衆国が使用の継続を許される施設又は区域であることを確認し、これらの施設又は区域については、引き続き両国間に交渉が継続されるものとする。
- 三 この協定の附表は、合同委員会を通じて変更することができる。
- 四 この協定に添付する二の覚書は、この協定の一部をなすものとする。

1952年7月26日に、東京で日本語及び英語によつて作成した。

日本国政府の代表者

伊関佑二郎

アメリカ合衆国政府の代表者

ローリン・エル・ウィリアムズ

添付された覚書A

この協定は、この協定の附表により日本国がアメリカ合衆国に対して提供することに定められた施設及び区域が国際連合軍の支持のために使用される場合における経費の負担等に関する交渉に対し何らの影響を与えるものでない。

添付された覚書B

行政協定第2条第1項の「当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物」に属するものとして取り扱われるものの範囲は、合同委員会において協定する。

(注) 附表省略

資料10 「行政協定に基く日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」の附表に示された施設・区域件数表

附表別	施設・区域別	件数	備考
I	一般施設	611	
	無期限使用（継続使用）	300	内保留施設50
	一時使用	311	
II	海上演習場	35	
	海軍訓練区域	17	潜水艦行動区域は相模湾と土佐湾の2か所であるが、1件としてあげている。
	空軍訓練区域	12	米子空戦訓練区域は2か所であるが、1件としてあげている。
	陸軍訓練区域	6	乗下船及び積込積下訓練区域は6か所、水陸両用訓練区域は2か所、高射砲射撃演習区域は3か所であるがそれぞれ1件としてあげている。
III	通信及びCIC施設	119	
	通信施設	96	
	CIC施設	23	
附表	住宅施設（民有等単独住宅）	671	

資料11 調達庁設置法（昭和24年法律第129号）

最終改正 昭和27年7月31日 法律第259号

第1章 総則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、調達庁の事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

（設置）

第2条 国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の規定に基づいて総理府の外局として、調達庁を設置する。

2 調達庁の長は、調達庁長官とする。

（任務）

第3条 調達庁は、左の事務を行うことを主たる任務とする。

- 一 条約に基づいて日本国に駐留する外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の需要する建造物及び設備の営繕並びに物及び役務の調達。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。
- 二 駐留軍の需要を解除された建造物、設備及び物の保管、返還及び処分。但し、他の行政機関の所掌に属するものを除く。
- 三 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第18条の規定に基く請求の処理。

（権限）

第4条 調達庁は、その所掌する事務を遂行するため、左の権限を行使する。

- 一 予算の範囲内で、所掌事務に必要な支出負担行為をすること。
- 二 収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支払をすること。
- 三 所掌事務遂行に直接必要な事務所等の施設を設置し、これを管理すること。
- 四 所掌事務遂行に直接必要な業務資料、事務用品、研究用資材等を調達すること。
- 五 不用財産を処分すること。
- 六 職員の任免及び賞罰を行い、その他職員の人事を管理すること。
- 七 職員の厚生及び保健のため必要な施設をし、これを管理すること。
- 八 職員に貸与する宿舍を設置し、これを管理すること。
- 九 所掌事務に関する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。
- 十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をとること。
- 十一 所掌事務の周知宣伝を行うこと。
- 十二 調達庁の公印を制定すること。
- 十三 アメリカ合衆国政府との間に物及び役務の提供に関する契約を締結すること。
- 十四 特別調達資金の運営を行うこと。

第2章 内部部局

（内部部局）

第5条 調達庁に、左の3部を置く。

総務部

不動産部

労務部

（特別な職）

第6条 調達庁に次長1人を置く。次長は、長官を助け、庁務を整理する。

2 総務部に監察官1人を置く。監察官は、命を受けて庁務の監査に関する事務を掌理する。

3 不動産部及び労務部に次長各1人を置く。各部の次長は、部長を助け、部務を整理する。

（総務部）

第7条 総務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 職員の職階、任免、分限、懲戒、服務その他の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 長官の官印及び庁印を管守すること。
- 四 公文書類を接受、発送、編集及び保存すること。
- 五 経費及び収入の予算、決算、及び会計並びに会計の監査に関すること。
- 六 行政財産及び物品を管理すること。但し、他部の所掌に属するものを除く。
- 七 職員の衛生、医療その他福利厚生に関すること。
- 八 調達庁の組織及び運営に関すること。
- 九 法令案の審査その他総合調整に関すること。
- 十 文書を審査すること。
- 十一 渉外事務を行うこと。
- 十二 こう報に関すること。
- 十三 庁務の監査を行うこと。
- 十四 調査及び統計に関すること。
- 十五 特別調達資金の経理に関すること。
- 十六 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第18条に基く請求の処理に関すること。
- 十七 工事並びに役務（労務を除く。）及び需品の調達に関すること。
- 十八 駐留軍の需要を解除された物件の管理、出納、輸送及び売却に関すること。
- 十九 前各号に掲げるものの外、調達庁の所掌事務で各部の所掌に属さないものを行うこと。

（不動産部）

第8条 不動産部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 駐留軍の需要による不動産（これに附属する動産を含む。以下本条において同じ。）の調達及び評価に関すること。
- 二 駐留軍の需要を解除された不動産の管理及び返還並びに評価に関すること。
- 三 不動産の調達に伴う補償並びにその返還に伴う補償及び求償に関すること。
- 四 不動産の記録に関すること。
- 五 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるため漁船の操業制限

等に関する法律（昭和27年法律第243号）の施行に関する
こと。

（労務部）

第9条 労務部においては、左の事務をつかさどる。

- 一 駐留軍のため、労務に従事する者（以下「駐留軍労務者」という。）の雇入、提供、解雇及び労務管理に関すること。
- 二 駐留軍労務者の給与に関すること。
- 三 駐留軍労務者の福利厚生に関すること。

（事務の委任）

第10条 調達庁長官は、政令の定めるところにより、第7条第十六号及び前条に掲げる事務の一部を都道府県知事に委任することができる。

第3章 附属機関

（附属機関）

第11条 調達庁に、附属機関として中央調達不動産審議会を置く。

（中央調達不動産審議会）

第12条 中央調達不動産審議会（以下「中央不動産審議会」という。）は、調達庁長官の諮問に応じ、調達不動産及びこれに附属する動産の評価についてその基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

- 2 中央不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施に伴う土地等の使用に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第12条第3項（同法附則第9項において準用する場合を含む。）の規定により、内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 3 中央不動産審議会は、委員20人以内で組織する。
- 4 委員は、関係行政機関の職員並びに不動産及びこれに附属する動産の評価に関し学識経験のある者のうちから、調達庁長官が任命する。
- 5 中央不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長1人を置く。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 前各項に定めるものを除く外、中央不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他中央不動産審議会に関し、必要な事項は、政令で定める。

第4章 地方支分部局

（調達局）

第13条 調達庁の地方支分部局として、調達局を置く。

（所掌事務）

第14条 調達局は、調達庁の所掌事務を分掌する。

（名称、位置及び管轄区域）

第15条 調達局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
札幌調達局	札幌市	北海道。
仙台調達局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、新潟県。
東京調達局	東京都	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、長野県。
横浜調達局	横浜市	神奈川県、山梨県、静岡県。

名古屋調達局	名古屋市	愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県。
大阪調達局	大阪市	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。
呉調達局	呉市	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県。
福岡調達局	福岡市	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県。

第16条 調達局に左の部を置く。

総務部

事業部

不動産部

2 前項に定めるものの外、調達局の組織の細目は、総理府令で定める。

（附属機関）

第17条 調達局に、附属機関として、地方調達不動産審議会（以下「地方不動産審議会」という。）を置く。

- 2 地方不動産審議会は、調達局長の諮問に応じ、当該調達局の管轄区域内にある調達不動産及びこれに附属する動産の評価について調査審議する機関とする。
- 3 地方不動産審議会は、委員30人以内で組織する。
- 4 委員は、関係行政機関の職員並びに不動産及びこれに附属する動産に関し、学識経験のある者のうちから、調達局長が任命する。
- 5 地方不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長1人を置く。
- 6 会長は、会務を総理する。
- 7 前6項に定めるものを除く外、地方不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他地方不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、昭和24年6月1日から施行する。
- 2 特別調達庁法（昭和22年法律第78号。以下「旧法」という。）及び特別調達庁法施行令（昭和22年政令第66号。）は、廃止する。但し、法律（法律に基く命令も含む。）に別段の定めがある場合を除く外、従前の機関並びに役員及び職員は、この法律に基く相当の機関及び職員となるものとする。
- 3 前項但書の規定は、職員の定員に関する法律の適用に影響を及ぼすものではない。
- 4 旧法による特別調達庁の法人格は、この法律施行の日に消滅する。
- 5 この法律施行の日において、特別調達庁の有する権利義務は、同日において国が承継する。
- 6 旧法による特別調達庁の役員又は参事若しくは主事（以下「旧職員」と総称する。）であって、この法律施行の際附則第2項但書の規定により恩給法（大正12年法律第48号）第19条第1項に規定する公務員となった者に同法を適用する場合には、その在職年月数に、旧職員となった日の属する月から昭和24年5月までの旧職員としての在職年月数に相当する年月数を加えたものによる。但し、昭和25年4月30日までに、

特別調達庁長官に文書をもって反対の意志を表示した者に対しては、この限りでない。

- 7 厚生年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用については、前項本文の規定の適用を受ける者の旧職員としての在職年月数は、その者の厚生年金保険法による被保険者であった

期間に算入しない。

- 8 内閣総理大臣は、特別調達局の所掌事務の一部を分掌させるため、当分の間、所要の地に特別調達局の連絡事務所を設置することが出来る。その名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は総理府令で定める。

資料12 在日合衆国軍に対する施設区域の提供ならびに返還手続に関する件（昭和28年10月27日閣議了解）

在日合衆国軍に対する施設および区域の提供ならびに返還については、従来外務省が取扱っている国内事務は、今後調達庁が取扱うこととし、当該国内事務と米軍側との連絡調整を図るため別記の通り措置する。なお本件措置に伴い、本業務の重要性と困難性に鑑み調達庁は業務の円滑、迅速な処理をはかるため事務機構を重点的に再配備することとし、関係各省庁は調達庁の行う業務に対し特段の協力をするものとする。

記

- 一、個々の施設および区域の提供または返還に関する問題を取扱うため合同委員会の下に施設特別委員会を設ける。
- 二、施設特別委員会の日本側首席代表は調達庁長官とし、関係各省庁より委員を選任する。
- 三、現在の施設関係分科委員会は施設特別委員会に統合する。
- 四、個々の施設および区域の提供または返還の要求はすべて、

直接施設特別委員会に提案し施設特別委員会は協議の結果を合同委員会に報告承認を求める。

- 五、個々の施設および区域の提供または返還に関し閣議決定に至るまでの米軍側との交渉は施設特別委員会を通じて行うこととし、関係行政機関、都道府県の長、市町村の長、学識経験者等に対する照会その他の国内関係事務は一切調達庁の責任において行う。

- 六、個々の施設および区域の提供または返還に関し、閣議決定稟請の手続は調達庁の責任において行う。

付 記

本件事務引継についてはおつて調達庁の事務機構再配備の進捗状況を勘案し、外務省、調達庁間で協議決定の上閣議に報告する。

第1章 防衛施設庁の発足と基地対策の進展

資料13

岸・アイゼンハワー共同声明 (1957年6月21日に発表された岸日本国総理大臣とアイゼンハワー合衆国大統領との共同コミュニケ) (仮訳)

合衆国大統領及び日本国総理大臣は、両国が関心を有する諸問題についての有益な討議を本日終了した。両者の会談の焦点は、主として日米関係に置かれたが、両者は、また、共通の関心の対象たる国際問題、特にアジアの情勢について討議した。

総理大臣及びその一行は、3日間の滞在中、国務長官と長時間にわたり会談し、また、財務長官、商務長官、合衆国統合参謀本部議長、輸出入銀行総裁、大統領府、国防省及び農務省の関係官並びに合衆国議会の指導者と会談した。総理大臣は、ワシントンを出発した後、合衆国内の他の地方を訪問して、実業界その他の民間の諸団体の指導者と会談する予定である。

I 大統領及び総理大臣は、全面戦争の危険はいくらか遠のいたが、国際共産主義は依然として大きな脅威であることについて意見が一致した。よって、両者は、自由諸国が引き続きその力と団結を維持すべきであることに意見が一致した。自由世界の侵略阻止力がこの数年間に極東及び世界を通じて公然たる侵略を防止するため有効な働きをしてきたことが相互に承認された。

大統領及び総理大臣は、日米関係が共通の利益と信頼に確固たる基礎を置く新しい時代に入りつつあることを確信している。両者は、日米両国間の緊密な関係から得られる多くの相互の利益について討議した。よって、大統領及び総理大臣は、両国間の協力の次の諸原則を確認することが適当であると決定した。

- (1) 日米両国の関係は、両国に有益な主権の平等、相互的利益及び協力という確固たる基礎に立脚するものである。この関係は、今後長期にわたり自由世界を強化する上に重大な要素をなすであろう。
- (2) 両国は、国際連合の原則に従って自由と正義に基く平和のために自らを捧げるものである。両国は、平和と自由が支配する状態が確立するため努力することを決意している。このため、両国は、国際連合を支持し、かつ、自由世界の団結の維持及び強化に最善の努力を捧げる。両国は、国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の場合のほかは、いかなる国の武力の行使にも反対する。
- (3) 自由世界は、平和の維持のため、軍備が有効な管理の下に置かれるまでは、その防衛力を維持しなければならない。同時に、自由諸国は、経済的及び社会的進歩のため並びにアジア及び世界を通ずる自由の強化のために必要な諸条件の実現を促進する努力を強化することを必要とする。援助を希望する自由なアジア諸国に対しては、経済開発及び技術訓練のための方策を進めるについて援助が与えられるべきである。
- (4) 日米両国は、自由諸国に利益をもたらすような世界貿易及び両国間の秩序ある貿易が、不必要かつ恣意的な制限を課されることなしに、高い水準に保たれることが望ましいことを再確認する。
- (5) 両国は、核兵器及び通常兵器の双方における軍備の縮

少のための実効な国際協定が世界の将来にとってきわめて重要であることについて完全に意見が一致している。両国は、この重要な問題について、今後とも緊密に協議を行う。

以上の諸原則に照らして、大統領及び総理大臣は、日本の広範な経済復興及び国際連合への加盟を含めて、この数年の日本における大きな変化を検討した。大統領は、この二つの事実について心から喜びを表明した。

II 日米両国間の安全保障に関する現行の諸取極について討議が行われた。合衆国によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能なき場合はいつでも協議することを含めて、安全保障条約に関して生ずる問題を検討するために政府間の委員会を設置することに意見が一致した。同委員会は、また、安全保障条約に基いて執られるすべての措置が国際連合憲章の原則に合致することを確保するため協議を行う。大統領及び総理大臣は、1951年の安全保障条約が本質的に暫定的なものであるとして作成されたものであり、そのままの形で永久に存続することを意図したものではないという理解を確認した。同委員会は、また、これらの分野における日米両国の関係を両国の国民の必要及び願望に適合するように今後調整することを考慮する。

合衆国は日本の防衛力整備計画を歓迎し、よって、安全保障条約の文言及び精神に従って、明年中に日本国内の合衆国軍隊の兵力を、すべての合衆国陸上戦闘部隊のすみやかな撤退を含み、大幅に削減する。なお、合衆国は、日本の防衛力の増強に伴い、合衆国の兵力を一層削減することを計画している。

大統領は、日本が生きるためには貿易をしなければならないことを認めつつも、国際共産主義の拡大により自由諸国の独立を脅かしている諸国に対す戦略物資の輸出を統制する必要が引き続き存在することを強調した。総理大臣は、他の自由諸国政府との協力の下にそのような統制を行う必要があることに同意しつつも、日本はその貿易を増大する必要があることを指摘した。

総理大臣は、琉球及び小笠原諸島に対する施政権の日本への返還についての日本国民の強い希望を強調した。大統領は、日本がこれらの諸島に対する潜在的な主権を有するという合衆国の立場を再確認した。しかしながら、大統領は、脅威と緊張の状態が極東に存在する限り、合衆国はその現在の状態を維持する必要を認めるであろうことを指摘した。大統領は、合衆国が、これらの諸島の住民の福祉を増進し、かつ、その経済的及び文化的向上を促進する政策を継続する旨を述べた。

日米両国間の経済上及び貿易上の関係については、詳細な討議が行われた。大統領及び総理大臣は、両国間の貿易が高い水準を保つことが望ましいのみならず、両国がその他の経済分野においても緊密な関係を保つ必要があることを相互に

確認した。総理大臣は、合衆国におけるある種の輸入制限運動に対し強い懸念を表明するとともに、合衆国の市場が日本の貿易にとって至大の重要性を有することにかんがみ、日本が合衆国への輸出の秩序ある発展のための措置を執っていることを説明した。大統領は、合衆国政府が不必要かつ恣意的な制限を課されることなしに貿易を高い水準に保つという伝統的政策を維持することを確認し、日本産品の販売に対する地方的な制限の撤廃を希望している旨を述べた。

総理大臣は、最近のアジア諸国訪問の様相を説明し、これらの諸国が経済開発のために行いつつある真摯な努力に深く感銘した旨を述べた。総理大臣は、これらの諸国における経済開発の一層の進歩がアジアの安定と自由は大いに寄与するであろうという確信を表明した。大統領は、総理大臣と全面的に同意見である旨を述べた。大統領及び総理大臣は、自由

なアジア諸国の経済開発をさらに援助するための方策について討議した。総理大臣の見解は、合衆国によって研究される。

大統領及び総理大臣は、実効の保障のある軍備縮少計画における第一歩の一部として核兵器の実験及び製造をとともに早期に停止することについて討議した。大統領は、現在のロンドンにおける国際連合軍縮会議における合衆国の立場を決める上において、総理大臣の見解が考慮に入れられていることを伝えた。

大統領及び総理大臣は、両者の意見の交換が相互の理解を深め、かつ、基本的な関心事についての意見の一致をもたらす上に大いに役立ち、その結果、今後長期にわたり両国間の友好関係がさらに強化されるものと確信する。

資料14 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（昭和35年条約第6号）（抄）

第6条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施政及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、1952年2月28日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料15 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（昭和35年条約第7号）（抄）

第2条

- 1(a) 合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第25条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
- (b) 合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなつたときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4(a) 合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
- (b) 合衆国軍隊が一定の期間を限つて使用すべき施設及び区

域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

第3条

- 1 合衆国は、施設及び区域において、それらの設定、運営、警護及び管理のため必要なすべての措置を執ることができる。日本国政府は、施設及び区域の支持、警護及び管理のための合衆国軍隊の施設及び区域への出入の便を図るため、合衆国軍隊の要請があつたときは、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で、それらの施設及び区域に隣接し又はそれらの近傍の土地、領水及び空間において、関係法令の範囲内で必要な措置を執るものとする。合衆国も、また、合同委員会を通ずる両政府間の協議の上で前記の目的のため必要な措置を執ることができる。
- 2 合衆国は、1に定める措置を、日本国の領域への、領域からの又は領域内の航海、航空、通信又は陸上交通を不必要に妨げるような方法によつては執らないことに同意する。合衆国が使用する電波放射の装置が用いる周波数、電力及びこれらに類する事項に関するすべての問題は、両政府の当局間の取極により解決しなければならない。日本国政府は、合衆国軍隊が必要とする電気通信用電子装置に対する妨害を防止し又は除去するためのすべての合理的な措置を関係法令の範囲内で執るものとする。
- 3 合衆国軍隊が使用している施設及び区域における作業は、公共の安全に妥当な考慮を払つて行なわなければならない。

第4条

- 1 合衆国は、この協定の終了の際又はその前に日本国に施設及び区域を返還するに当たつて、当該施設及び区域をそれらが合衆国軍隊に提供された時の状態に回復し、又はその回復の代りに日本国に補償する義務を負わない。
- 2 日本国は、この協定の終了の際又はその前における施設及び区域の返還の際、当該施設及び区域に加えられている改良又はそこに残される建物若しくはその他の工作物について、合衆国にいかなる補償をする義務も負わない。
- 3 前記の規定は、合衆国政府が日本国政府との特別取極に基づいて行なう建設には適用しない。

第12条

- 1 合衆国は、この協定の目的のため又はこの協定で認められることにより日本国で供給されるべき需品又は行なわれるべき工事のため、供給者又は工事を行なう者の選択に関して制限を受けないで契約することができる。そのような需品又は工事は、また、両政府の当局間で合意されるときは、日本国政府を通じて調達することができる。
- 2 現地で供給される合衆国軍隊の維持のため必要な資材、需品、備品、及び役務でその調達日本国の経済に不利な影響を及ぼすおそれがあるものは、日本国の権限のある当局との調整の下に、また、望ましいときは日本国の権限のある当局を通じて又はその援助を得て、調達しなければならない。
- 3 合衆国軍隊又は合衆国軍隊の公認調達機関が適当な証明書を附して日本国で公用のため調達する資材、需品、備品及び役務は、日本の次の租税を免除される。
 - (a) 物品税
 - (b) 通行税
 - (c) 揮発油税
 - (d) 電気ガス税

最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務は、合衆国軍隊の適当な証明書があれば、物品税及び揮発油税を免除される。両政府は、この条に明示していない日本の現在の又は将来の租税で、合衆国軍隊によつて調達され、又は最終的には合衆国軍隊が使用するため調達される資材、需品、備品及び役務の購入価格の重要なかつ容易に判別することができる部分をなすと認められるものに関しては、この条の目的に合致する免税又は税の軽減を認めるための手続について合意するものとする。

- 4 現地の労務に対する合衆国軍隊及び第15条に定める諸機関の需要は、日本国の当局の援助を得て充足される。
- 5 所得税、地方住民税及び社会保障のための納付金を源泉徴収して納付するための義務並びに、相互間で別段の合意をする場合を除くほか、賃金及び諸手当に関する条件その他の雇用及び労働の条件、労働者の保護のための条件並びに労働関係に関する労働者の権利は、日本国の法令で定めるところによらなければならない。
- 6 合衆国軍隊又は、適当な場合には、第15条に定める機関により労働者が解職され、かつ、雇用契約が終了していない旨の日本国の裁判所又は労働委員会の決定が最終的のものとなつた場合には、次の手続が適用される。
 - (a) 日本国政府は、合衆国軍隊又は前記の機関に対し、裁判

所又は労働委員会の決定を通報する。

- (b) 合衆国軍隊又は前記の機関が当該労働者を就労させることを希望しないときは、合衆国軍隊又は前記の機関は、日本国政府から裁判所又は労働委員会の決定について通報を受けた後7日以内に、その旨を日本国政府に通告しなければならない。暫定的にその労働者を就労させないことができる。
- (c) 前記の通告が行なわれたときは、日本国政府及び合衆国軍隊又は前記の機関は、事件の実際的な解決方法を見出すため遅滞なく協議しなければならない。
- (d) (c)の規定に基づく協議の開始の日から30日の期間内にそのような解決に到達しなかつたときは、当該労働者は、就労することができない。このような場合には、合衆国政府は、日本国政府に対し、両政府間で合意される期間の当該労働者の雇用の費用に等しい額を支払わなければならない。
- 7 軍属は、雇用の条件に関して日本国の法令に服さない。
- 8 合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族は、日本国における物品及び役務の個人的購入について日本国の法令に基づいて課される租税又は類似の公課の免除をこの条の規定を理由として享有することはない。
- 9 3に掲げる租税の免除を受けて日本国で購入した物は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意する条件に従つて処分を認める場合を除くほか、当該租税の免除を受けて当該物を購入する権利を有しない者に対して日本国内で処分してはならない。

第17条

- 1 この条の規定に従うことを条件として、
 - (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服するすべての者に対し、合衆国の法令により与えられたすべての刑事及び懲戒の裁判権を日本国において行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の領域内で犯す罪で日本国の法令によつて罰することができるものについて、裁判権を有する。
- 2 (a) 合衆国の軍当局は、合衆国の軍法に服する者に対し、合衆国の法令によつて罰することができる罪で日本国の法令によつては罰することができないもの（合衆国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族に対し、日本国の法令によつて罰することができる罪で合衆国の法令によつては罰することができないもの（日本国の安全に関する罪を含む。）について、専属的裁判権を行使する権利を有する。
 - (c) 2及び3の規定の適用上、国の安全に関する罪は、次のものを含む。
 - (i) 当該国に対する反逆
 - (ii) 妨害行為（サボタージュ）、謀報行為又は当該国の公務上若しくは国防上の秘密に関する法令の違反
- 3 裁判権を行使する権利が競合する場合には、次の規定が適

用される。

- (a) 合衆国の軍当局は、次の罪については、合衆国軍隊の構成員又は軍属に対して裁判権を行使する第1次の権利を有する。
 - (i) もつばら合衆国の財産若しくは安全のみに対する罪又はもつばら合衆国軍隊の他の構成員若しくは軍属若しくは合衆国軍隊の構成員若しくは軍属の家族の身体若しくは財産のみに対する罪
 - (ii) 公務執行中の作為又は不作為から生ずる罪
 - (b) その他の罪については、日本国の当局が、裁判権を行使する第1次の権利を有する。
 - (c) 第1次の権利を有する国は、裁判権を行使しないことに決定したときは、できる限りすみやかに他方の国の当局にその旨を通告しなければならない。第1次の権利を有する国の当局は、他方の国がその権利の放棄を特に重要であると認めた場合において、その他方の国の当局から要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 4 前諸項の規定は、合衆国の軍当局が日本国民又は日本国に通常居住する者に対し裁判権を行使する権利を有することを意味するものではない。ただし、それらの者が合衆国軍隊の構成員であるときは、この限りでない。
- 5 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、日本国の領域内における合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕及び前諸項の規定に従つて裁判権を行使すべき当局へのそれらの者の引渡しについて、相互に援助しなければならない。
 - (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局に対し、合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族の逮捕についてすみやかに通告しなければならない。
 - (c) 日本国が裁判権を行使すべき合衆国軍隊の構成員又は軍属たる被疑者の拘禁は、その者の身柄が合衆国の手中にあるときは、日本国により公訴が提起されるまでの間、合衆国が引き続き行なうものとする。
- 6 (a) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、犯罪についてのすべての必要な捜査の実施並びに証拠の収集及び提出（犯罪に関連する物件の押収及び相当な場合にはその引渡しを含む。）について、相互に援助しなければならない。ただし、それらの物件の引渡しは、引渡しを行なう当局が定める期間内に還付されることを条件として行なうことができる。
- (b) 日本国の当局及び合衆国の軍当局は、裁判権を行使する権利が競合するすべての事件の処理について、相互に通告しなければならない。
- 7 (a) 死刑の判決は、日本国の法制が同様の場合に死刑を規定していない場合には、合衆国の軍当局が日本国内で執行してはならない。
- (b) 日本国の当局は、合衆国の軍当局がこの条の規定に基づいて日本国の領域内で言い渡した自由刑の執行について合衆国の軍当局から援助の要請があつたときは、その要請に好意的考慮を払わなければならない。
- 8 被告人がこの条の規定に従つて日本国の当局又は合衆国の

軍当局のいずれかにより裁判を受けた場合において、無罪の判決を受けたとき、又は有罪の判決を受けて服役しているとき、服役したとき、若しくは赦免されたときは、他方の国の当局は、日本国の領域内において同一の犯罪について重ねてその者を裁判してはならない。ただし、この項の規定は、合衆国の軍当局が合衆国軍隊の構成員を、その者が日本国の当局により裁判を受けた犯罪を構成した作為又は不作為から生ずる軍紀違反について、裁判することを妨げるものではない。

- 9 合衆国軍隊の構成員若しくは軍属又はそれらの家族は、日本国の裁判権に基づいて公訴を提起された場合には、いつでも、次の権利を有する。
- (a) 遅滞なく迅速な裁判を受ける権利
 - (b) 公判前に自己に対する具体的な訴因の通知を受ける権利
 - (c) 自己に不利な証人と対決する権利
 - (d) 証人が日本国の管轄内にあるときは、自己のために強制的な手続により証人を求める権利
 - (e) 自己の弁護のため自己の選択する弁護人をもつ権利又は日本国でその当時通常行なわれている条件に基づき費用を要しないで若しくは費用の補助を受けて弁護人をもつ権利
 - (f) 必要と認めるときは、有能な通訳を用いる権利
 - (g) 合衆国の政府の代表者と連絡する権利及び自己の裁判にその代表者を立ち会わせる権利
- 10 (a) 合衆国軍隊の正規に編成された部隊又は編成隊は、第2条の規定に基づき使用する施設及び区域において警察権を行なう権利を有する。合衆国軍隊の軍事警察は、それらの施設及び区域において、秩序及び安全の維持を確保するためすべての適当な措置を執ることができる。
- (b) 前記の施設及び区域の外部においては、前記の軍事警察は、必ず日本国の当局との取極に従うことを条件とし、かつ、日本国の当局と連絡して使用されるものとし、その使用は、合衆国軍隊の構成員の間の規律及び秩序の維持のため必要な範囲に限るものとする。
- 11 相互協力及び安全保障条約第5条の規定が適用される敵対行為が生じた場合には、日本国政府及び合衆国政府のいずれの一方も、他方の政府に対し60日前に予告を与えることによつて、この条のいずれの規定の適用も停止させる権利を有する。この権利が行使されたときは、日本国政府及び合衆国政府は、適用を停止される規定に代わるべき適当な規定を合意する目的をもつて直ちに協議しなければならない。
- 12 この条の規定は、この協定の効力発生前に犯したいかなる罪にも適用しない。それらの事件に対しては、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定第17条の当該時に存在した規定を適用する。

第18条

- 1 各当事国は、自国が所有し、かつ、自国の陸上、海上又は航空の防衛隊が使用する財産に対する損害については、次の場合には、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- (a) 損害が他方の当事国の防衛隊の構成員又は被用者によりその者の公務の執行中に生じた場合

- (b) 損害が他方の当事国が所有する車両、船舶又は航空機でその防衛隊が使用するものの使用から生じた場合。ただし、損害を与えた車両、船舶若しくは航空機が公用のため使用されていたとき、又は損害が公用のため使用されている財産に生じたときに限る。
- 海難救助についての一方の当事国の他方の当事国に対する請求権は、放棄する。ただし、救助された船舶又は積荷が、一方の当事国が所有し、かつ、その防衛隊が公用のため使用しているものであつた場合に限る。
- 2 (a) いずれか一方の当事国が所有するその他の財産で日本国内にあるものに対して1に掲げるようにして損害が生じた場合には、両政府が別段の合意をしない限り、(b)の規定に従つて選定される1人の仲裁人が、他方の当事国の責任の問題を決定し、及び損害の額を査定する。仲裁人は、また、同一の事件から生ずる反対の請求を裁定する。
- (b) (a)に掲げる仲裁人は、両政府間の合意によつて、司法関係の上級の地位を現に有し、又は有したことがある日本国民の中から選定する。
- (c) 仲裁人が行なつた裁定は、両当事国に対して拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 仲裁人が裁定した賠償の額は、5(e) (i)、(ii) 及び (iii)の規定に従つて分担される。
- (e) 仲裁人の報酬は、両政府間の合意によつて定め、両政府が、仲裁人の任務の遂行に伴う必要な費用とともに、均等の割合で支払う。
- (f) もつとも、各当事国は、いかなる場合においても1400合衆国ドル又は50万4000円までの額については、その請求権を放棄する。これらの通貨の間の為替相場に著しい変動があつた場合には、両政府は、前記の額の適当な調整について合意するものとする。
- 3 1及び2の規定の適用上、船舶について、「当事国が所有する」というときは、その当事国が裸用船した船舶、裸の条件で徴発した船舶又は拿捕した船舶を含む。ただし、損失の危険又は責任が当該当事国以外の者によつて負担される範囲については、この限りでない。
- 4 各当事国は、自国の防衛隊の構成員がその公務の執行に従事している間に被つた負傷又は死亡については、他方の当事国に対するすべての請求権を放棄する。
- 5 公務執行中の合衆国軍隊の構成員若しくは被用者の作為若しくは不作為又は合衆国軍隊が法律上責任を有するその他の作為、不作為若しくは事故で、日本国において日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権（契約による請求権及び6又は7の規定の適用を受ける請求権を除く。）は、日本国が次の規定に従つて処理する。
- (a) 請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従つて、提起し、審査し、かつ、解決し、又は裁判する。
- (b) 日本国は、前記のいかなる請求をも解決することができるものとし、合意され、又は裁判により決定された額の支払を日本国で行なう。
- (c) 前記の支払（合意による解決に従つてされたものであると日本国の権限のある裁判所による裁判に従つてされたものであるとを問わない。）又は支払を認めない旨の日本国の権限のある裁判所による確定した裁判は、両当事国に対し拘束力を有する最終的のものとする。
- (d) 日本国が支払をした各請求は、その明細並びに(e) (i) 及び (ii) の規定による分担案とともに、合衆国の当局に通知しなければならない。2箇月以内に回答がなかつたときは、その分担案は、受諾されたものとみなす。
- (e) (a)から(d)まで及び2の規定に従い請求を満たすために要した費用は、両当事国が次のとおり分担する。
- (i) 合衆国のみが責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、その25パーセントを日本国がその75パーセントを合衆国が分担する。
- (ii) 日本国及び合衆国が損害について責任を有する場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、両当事国が均等に分担する。損害が日本国又は合衆国の防衛隊によつて生じ、かつ、その損害をこれらの防衛隊のいずれか一方又は双方の責任として特定することができない場合には、裁定され、合意され、又は裁判により決定された額は、日本国及び合衆国が均等に分担する。
- (iii) 比率に基づく分担案が受諾された各事件について日本国が6箇月の期間内に支払つた額の明細書は、支払要請書とともに、6箇月ごとに合衆国の当局に送付する。その支払は、できる限りすみやかに日本国で行なわなければならない。
- (f) 合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本の国籍のみを有する被用者を除く。）は、その公務の執行から生ずる事項については、日本国においてその者に対して与えられた判決の執行手続に服さない。
- (g) この項の規定は、(e)の規定が2に定める請求権に適用される範囲を除くほか、船舶の航行若しくは運用又は貨物の船積み、運送若しくは陸揚げから生じ、又はそれらに関連して生ずる請求権には適用しない。ただし、4の規定の適用を受けない死亡又は負傷に対する請求権については、この限りでない。
- 6 日本国内における不法の作為又は不作為で公務執行中に行なわれたものでないものから生ずる合衆国軍隊の構成員又は被用者（日本国民である被用者又は通常日本国に居住する被用者を除く。）に対する請求権は、次の方法で処理する。
- (a) 日本国の当局は、当該事件に関するすべての事情（損害を受けた者の行動を含む。）を考慮して、公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。
- (b) その報告書は、合衆国の当局に交付するものとし、合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうかを決定し、かつ、申し出る場合には、その額を決定する。
- (c) 慰謝料の支払の申出があつた場合において、請求人がその請求を完全に満たすものとしてこれを受諾したときは、合衆国の当局は、みづから支払をしなければならず、かつ、その決定及び支払つた額を日本国の当局に通知する。

- (d) この項の規定は、支払が請求を完全に満たすものとして行なわれたものでない限り、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する訴えを受理する日本国の裁判所の裁判権に影響を及ぼすものではない。
- 7 合衆国軍隊の車両の許容されていない使用から生ずる請求権は、合衆国軍隊が法律上責任を有する場合を除くほか、6の規定に従って処理する。
- 8 合衆国軍隊の構成員又は被用者の不法の作為又は不作為が公務執行中にされたものであるかどうか、また、合衆国軍隊の車両の使用が許容されていたものであるかどうかについて紛争が生じたときは、その問題は、2(b)の規定に従って選任された仲裁人に付託するものとし、この点に関する仲裁人の裁定は、最終的のものとする。
- 9 (a) 合衆国は、日本国の裁判所の民事裁判権に関しては、5(f)に定める範囲を除くほか、合衆国軍隊の構成員又は被用者に対する日本国の裁判所の裁判権からの免除を請求してはならない。
- (b) 合衆国軍隊が使用している施設及び区域内に日本国の法律に基づき強制執行を行なうべき私有の動産（合衆国軍隊が使用している動産を除く。）があるときは、合衆国の当局は、日本国の裁判所の要請に基づき、その財産を差し押えて日本国の当局に引き渡さなければならない。
- (c) 日本国及び合衆国の当局は、この条の規定に基づく請求の公平な審理及び処理のための証拠の入手について協力するものとする。
- 10 合衆国軍隊による又は合衆国軍隊のための資材、需品、備品、役務及び労務の調達に関する契約から生ずる紛争でその契約の当事者によつて解決されないものは、調停のため合同委員会に付託することができる。ただし、この項の規定は、契約の当事者が有することのある民事の訴えを提起する権利を害するものではない。
- 11 この条にいう「防衛隊」とは、日本国についてはその自衛隊をいい、合衆国についてはその軍隊をいうものと了解される。
- 12 2及び5の規定は、非戦闘行為に伴つて生じた請求権についてのみ適用する。

13 この条の規定は、この協定の効力発生前に生じた請求権には適用しない。それらの請求権は、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定第18条の規定によつて処理する。

第24条

- 1 日本国に合衆国軍隊を維持することに伴うすべての経費は、2に規定するところにより日本国が負担すべきものを除くほか、この協定の存続期間中日本国に負担をかけないで合衆国が負担することが合意される。
- 2 日本国は、第2条及び第3条に定めるすべての施設及び区域並びに路線権（飛行場及び港における施設及び区域のように共同に使用される施設及び区域を含む。）をこの協定の存続期間中合衆国に負担をかけないで提供し、かつ、相当の場合には、施設及び区域並びに路線権の所有者及び提供者に補償を行なうことが合意される。
- 3 この協定に基づいて生ずる資金上の取引に適用すべき経理のため、日本国政府と合衆国政府との間に取極を行なうことが合意される。

第25条

- 1 この協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として、合同委員会を設置する。合同委員会は、特に、合衆国が相互協力及び安全保障条約の目的の遂行に当たつて使用するため必要とされる日本国内の施設及び区域を決定する協議機関として、任務を行なう。
- 2 合同委員会は、日本国政府の代表者1人及び合衆国政府の代表者1人で組織し、各代表者は、1人又は2人以上の代理及び職員団を有するものとする。合同委員会は、その手続規則を定め、並びに必要な補助機関及び事務機関を設ける。合同委員会は、日本国政府又は合衆国政府のいずれか一方の代表者の要請があるときはいつでも直ちに会合することができるように組織する。
- 3 合同委員会は、問題を解決することができないときは、適当な経路を通じて、その問題をそれぞれの政府にさらに考慮されるように移すものとする。

資料16 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和37年法律第132号）（抄）

（防衛庁設置法の一部改正）

第1条 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）の一部を次のように改正する。

第2節の次に1節を加える。

第3節 防衛施設庁

第1款 通則

（設置）

第39条 国家行政組織法第3条第3項ただし書の規定に基づいて、防衛庁の機関として、防衛施設庁を置く。

（長官）

第40条 防衛施設庁の長は、防衛施設庁長官とする。

2 防衛施設庁長官は、防衛施設庁の所掌事務について、防

衛庁長官を経由し、内閣総理大臣に対し、案をそなえて、国家行政組織法第12条第1項の命令を発することを求めることができる。

（防衛施設庁の任務及び権限）

第41条 防衛施設庁は、防衛庁長官の定めるところにより自衛隊の施設の取得及びこれに関する事務、建設工事の実施並びに自衛隊の施設に供される行政財産の管理を行なうとともに、第4条第2項に規定する事務を行なうことを任務とする。

2 防衛施設庁は、その所掌事務を遂行するため、第5条第一号から第十二号まで及び第二十号から第三十一号までに掲げる権限並びにその他法律（これに基づく命令を含む。）

に基づき防衛施設庁に属させられた権限を行使する。

第2款 内部部局

(内部部局)

第42条 防衛施設庁に、次の四部を置く。

総務部

施設部

建設部

労務部

(特別な職)

第43条 防衛施設庁に、次長1人を置く。次長は、防衛施設庁長官を助け、庁務を整理する。

2 防衛施設庁に、技術審議官1人を置く。技術審議官は、防衛施設庁長官を助け、庁務のうち技術に係る事項を総括整理する。

3 総務部に、調停官1人を置く。調停官は、命を受け、次条第二十号に規定する事務をつかさどる。

(総務部の所掌事務)

第44条 総務部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 機密に関する事。
- 二 防衛施設庁長官の官印及び庁印の管守に関する事。
- 三 公文書の接受、発送、編集及び保管に関する事。
- 四 各部局及び機関との連絡調整に関する事。
- 五 組織及び運営に関する事。
- 六 法令案その他の文書の審査に関する事。
- 七 広報に関する事。
- 八 職員の人事に関する事。
- 九 職員の福利厚生及び保健衛生に関する事。
- 十 経費及び収入の予算及び決算並びに会計及び会計の監査に関する事。
- 十一 物品の取得及び管理に関する事。
- 十二 特別調達資金の経理に関する事。
- 十三 監察に関する事。
- 十四 渉外事務に関する事。
- 十五 合衆国軍協定第18条及び国連軍協定第18条の規定に基づく請求の処理に関する事。
- 十六 合衆国軍協定第18条第5項(g)の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関する事。
- 十七 相互防衛援助協定附属書G第2項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する需品及び役務(労務を除く。)の調達、提供及び管理に関する事。
- 十八 駐留軍のための物品及び役務(工事及び労務を除く。)の調達に関する事。
- 十九 駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関する事。
- 二十 駐留軍等による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関する事。
- 二十一 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の規定による給付金に関する事。
- 二十二 前各号に掲げるもののほか、防衛施設庁の所掌事

務で他の部の所掌に属しないものに関する事。

(施設部の所掌事務)

第45条 施設部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 自衛隊の施設の取得及び自衛隊の施設に供される行政財産の管理に関する事。
- 二 駐留軍の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供に関する事。
- 三 駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関する事。
- 四 相互防衛援助協定附属書G第2項の規定に基づき、アメリカ合衆国政府の使用に供する不動産及び備品の調達、提供及び管理に関する事。
- 五 自衛隊法第105条第1項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。
- 六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律(昭和27年法律第243号)第1条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関する事。
- 七 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律(昭和28年法律第246号)第1条第1項の規定による損失の補償に関する事。

(建設部の所掌事務)

第46条 建設部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 建設工事の実施に関する事。
- 二 防衛の用に供する施設の工事に関する調査及び研究に関する事。

(労務部の所掌事務)

第47条 労務部においては、次の事務をつかさどる。

- 一 駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者(以下「駐留軍等労務者」という。)の雇入れ、提供、解雇及び労務管理に関する事。
- 二 駐留軍等労務者の給与に関する事。
- 三 駐留軍等労務者の福利厚生に関する事。
- 四 駐留軍関係離職者等臨時措置法の規定による特別給付金に関する事。

(委任規定)

第48条 防衛施設庁長官の権限で前条各号に掲げる事務に係るものは、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することができる。

第3款 附属機関

(附属機関)

第49条 防衛施設庁に、附属機関として、中央調達不動産審議会及び被害者給付金審査会を置く。

(中央調達不動産審議会)

第50条 中央調達不動産審議会は、防衛施設庁長官の諮問に応じ、次に掲げる事項について基準その他一般的事項を調査審議する機関とする。

- 一 駐留軍の使用に供する不動産及びこれに附属する動産の評価
- 二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保

障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律の規定による損失の補償

- 三 日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律の規定による損失の補償
- 2 中央調達不動産審議会は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）第12条第2項の規定による内閣総理大臣の諮問に応じ、意見を述べることができる。
- 3 中央調達不動産審議会は、委員23人以内で組織する。
- 4 委員は、関係行政機関の職員及び第1項各号に掲げる事項に関し学識経験のある者のうちから、防衛施設庁長官が任命する。
- 5 委員は、非常勤とする。
- 6 中央調達不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長1人を置く。
- 7 会長は、会務を総理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、中央調達不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他中央調達不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。
- （被害者給付金審査会）

第51条 被害者給付金審査会の権限、組織その他の事項については、連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の定めるところによる。

第4款 地方支分部局
（防衛施設局）

第52条 防衛施設庁の地方支分部局として、防衛施設局を置く。
（所掌事務）

第53条 防衛施設局は、防衛施設庁の所掌事務を分掌する。
（名称、位置、管轄区域及び内部組織）

第54条 防衛施設局の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
札幌防衛施設局	札幌市	北海道
仙台防衛施設局	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県

資料17 防衛庁設置法及び防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案草案

（防衛庁設置法の一部改正）

第1条 防衛庁設置法（昭和29年法律第164号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び政務次官」を「政務次官及び調達庁の職員」に、「27万3578人とし、うち本庁にあつては27万191人、防衛施設庁にあつては3387人」を「27万1101人」に改め、同条第2項中「前項の本庁」を「前項」に改める。

（防衛庁設置法等の一部を改正する法律の一部改正）

第2条 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（昭和37年法

東京防衛施設局	東京都	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 新潟県 長野県
横浜防衛施設局	横浜市	神奈川県 山梨県 静岡県
名古屋防衛施設局	名古屋市	富山県 石川県 福井県 岐阜県 愛知県 三重県
大阪防衛施設局	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
呉防衛施設局	呉市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県
福岡防衛施設局	福岡市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県

2 防衛施設局の内部組織は、総理府令で定める。
（附属機関）

第55条 防衛施設局に、附属機関として、地方調達不動産審議会を置く。

2 地方調達不動産審議会は、防衛施設局長の諮問に応じ、防衛施設局の管轄区域内における第50条第1項各号に掲げる事項について調査審議する機関とする。

3 地方調達不動産審議会は、委員30人以内で組織する。

4 委員は、関係行政機関の職員及び第50条第1項各号に掲げる事項に関し学識経験のある者のうちから、防衛施設局長が任命する。

5 委員は、非常勤とする。

6 地方調達不動産審議会に、学識経験のある者のうちから任命された委員の互選により、会長1人を置く。

7 会長は、会務を総理する。

8 前各項に定めるもののほか、地方調達不動産審議会の組織、所掌事務、委員の任期その他地方調達不動産審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

（支局その他の機関）

第56条 防衛施設局に、その所掌事務の一部を分掌させるため、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、総理府令で定める。

（事務の委任）

第57条 防衛庁長官は、防衛施設局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行なわせることができる。

律第132号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

第1条 削除

第2条中自衛隊法第2条、第5条、第31条、第40条及び第44条の改正規定並びに同法第48条の次に1条を加える改正規定を削る。

附則第1項中「施行し、第2条中自衛隊法第48条の次に1条を加える改正規定は、第1条中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日（以下「防衛施設庁の設置の日」という。）に

において行政不服審査法（昭和37年法律第160号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から」を削り、同項の見出し及び項番号を削り、附則第2項から附則第29項までを削る。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律は、この法律による改正前の防衛庁設置法等の一部を改正する法律により防衛庁設置法の一部を改正した効果

に影響を及ぼすものではない。

理 由

第40回国会において制定された防衛庁設置法等の一部を改正する法律によれば、調達庁は防衛庁本庁建設本部と統合され防衛施設庁が新設されることとなつているが、同国会において、調達庁の職員であつた者の身分取扱い等に関し参議院内閣委員会において附帯決議が行なわれた経緯等にかんがみ、調達庁を従前の通り存置することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

資料18 施設件数及び土地・建物面積の推移

単位 { 土地：千m²
建物：延千m²

年月日	区分	施設件数	土 地		その他	建 物			備 考	
			計	国 有		民公有	計	国 有		民公有
昭.27.4.28		2,824	1,352,636	710,667	641,969	(-)	13,565	9,806	3,759	対日平和条約発効
昭.28.3.31		1,282	1,341,301	705,655	635,646	(-)	11,978	9,698	2,280	
昭.33.3.31	(1)	(218)	(218)	(-)	(-)	(-)	7,904	7,178	726	岸・アイク共同 声明(昭.32.6.21.)
昭.36.3.31	(1)	(218)	(218)	(-)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	日米安保条約発効 (昭.35.6.23.)
昭.38.3.31	(5)	(53,835)	(53,835)	(-)	(-)	(-)	(3)	(3)	(-)	
昭.43.3.31	(6)	(56,059)	(55,893)	(166)	(-)	(-)	(1)	(1)	(-)	
昭.48.3.31	(7)	(101,924)	(41,995)	(59,929)	(-)	(-)	(20)	(20)	(-)	沖縄復帰 (昭.47.5.15.)
昭.53.3.31	(6)	(147,174)	(60,648)	(86,526)	(-)	(-)	(17)	(17)	(0)	
昭.58.3.31	(12)	(240,234)	(151,272)	(88,962)	(-)	(-)	(70)	(69)	(0)	
昭.63.3.31	(31)	(635,767)	(544,854)	(90,913)	(-)	(-)	(227)	(226)	(0)	
平.10.3.31	(42)	(676,202)	(581,524)	(94,679)	(-)	(-)	(346)	(346)	(0)	
平.11.3.31	(43)	(697,310)	(607,259)	(90,051)	(-)	(-)	(357)	(357)	(0)	
平.12.3.31	(44)	(696,646)	(606,583)	(90,064)	(-)	(-)	(368)	(368)	(0)	
平.13.3.31	(45)	(696,632)	(606,581)	(90,050)	(-)	(-)	(378)	(378)	(0)	
平.14.3.31	(45)	(698,182)	(608,132)	(90,050)	(-)	(-)	(385)	(385)	(0)	
平.15.3.31	(47)	(699,235)	(609,170)	(90,066)	(-)	(-)	(386)	(385)	(0)	
平.16.3.31	(47)	(699,166)	(609,107)	(90,060)	(-)	(-)	(381)	(380)	(0)	
平.17.3.31	(47)	(699,064)	(608,651)	(90,413)	(-)	(-)	(382)	(382)	(0)	
		88	312,067	149,920	162,147	-	6,998	6,959	39	

単位 { 土地：千m²
建物：延千m²

年月日	施設件数	土地			その他	建物			備考
		計	国 有	民公有		計	国 有	民公有	
平.18.3.31	(48) 87	(713,167) 312,201	(622,963) 150,423	(90,204) 161,778	(-) -	(386) 7,124	(385) 7,085	(0) 39	
平.19.1.1	(48) 85	(713,236) 308,614	(623,032) 148,927	(90,204) 159,688	(-) -	(381) 7,169	(381) 7,130	(0) 39	

- (注) 1 表中 () 書は、地位協定第2条第4項(b)適用施設・区域の施設件数及び面積で外数である。
また、施設件数は1施設・区域全部が地位協定第2条第4項(b)適用施設・区域である施設の件数である。
2 土地には、建物の敷地を含む。
3 「0」は単位未満を、「-」は該当数量のないことを示す。
4 計数は、四捨五入によっているので符合しないことがある。

資料19 駐留軍等労働者数の推移

(単位：人)

区分 年度	合計	計	MLC・MC			計	IHA		
			陸	海	空		陸	海	空
昭.27	187,905	187,905							
28	174,710	174,710	113,808	18,888	42,014				
29	155,901	155,901	93,559	19,235	43,107				
30	143,555	143,555	81,383	19,420	42,752				
31	128,590	128,590	66,935	19,456	42,199				
32	96,115	96,115	48,306	16,652	31,157				
33	69,805	69,805	26,061	15,748	27,996				
34	61,978	61,978	20,869	15,876	25,233				
35	56,246	56,246	20,267	14,929	21,050				
36	65,637	53,411	19,261	14,175	19,975	12,226	1,451	3,742	7,033
37	64,145	51,987	18,787	14,121	19,079	12,158	1,500	3,827	6,831
38	59,119	47,546	16,412	13,428	17,706	11,573	1,417	3,856	6,300
39	52,300	41,735	14,470	12,115	15,150	10,565	1,368	3,621	5,576
40	50,846	40,640	13,740	12,131	14,769	10,206	1,334	3,438	5,434
41	50,648	40,569	13,523	12,350	14,696	10,079	1,288	3,602	5,189
42	50,661	40,560	14,023	12,540	13,997	10,101	1,372	3,668	5,061
43	50,511	40,669	14,413	12,532	13,724	9,842	1,360	3,576	4,806
44	45,350	36,178	11,882	11,880	12,416	9,172	1,313	3,422	4,437
45	36,122	28,615	8,425	9,949	10,241	7,507	1,139	2,793	3,575
46	30,840	24,691	7,710	8,730	8,251	6,149	890	2,229	3,030
47	43,702	36,559	18,580	10,332	7,647	7,143	1,216	2,256	3,671
48	34,365	30,020	14,607	9,571	5,842	4,345	682	1,298	2,365
49	29,331	25,890	11,474	9,178	5,238	3,441	567	1,055	1,819
50	24,543	21,534	8,596	8,091	4,847	3,009	436	875	1,698
51	23,024	20,141	5,771	9,064	5,306	2,883	319	922	1,642
52	22,074	19,403	5,287	9,071	5,045	2,671	269	796	1,606
53	21,017	18,570	4,006	9,407	5,157	2,447	219	703	1,525
54	20,584	18,097	3,694	9,411	4,992	2,487	211	737	1,539
55	20,464	17,910	3,601	9,385	4,924	2,554	207	776	1,571
56	20,538	17,837	3,656	9,342	4,839	2,701	138	905	1,658
57	20,685	17,678	3,627	9,299	4,752	3,007	154	986	1,867
58	20,805	17,595	3,587	9,229	4,779	3,210	144	1,051	2,015
59	20,803	17,498	3,602	9,133	4,763	3,305	153	1,086	2,066
60	21,117	17,440	3,584	9,099	4,757	3,677	166	1,332	2,179
61	21,352	17,217	3,495	9,035	4,687	4,135	232	1,773	2,130
62	21,752	17,351	3,480	9,145	4,726	4,401	318	1,854	2,229
63	22,064	17,332	3,452	9,188	4,692	4,732	306	1,953	2,473
平.1	22,078	17,104	3,371	9,162	4,571	4,974	318	2,085	2,571
2	22,047	16,801	3,278	9,024	4,499	5,246	365	2,258	2,623

(単位：人)

区分 年度	合計	計	MLC・MC			計	IHA		
			陸	海	空		陸	海	空
平.3	22,330	17,000	3,477	9,098	4,425	5,330	394	2,171	2,765
4	22,312	17,064	3,341	9,290	4,433	5,248	356	2,188	2,704
5	22,694	17,387	3,451	9,470	4,466	5,307	394	2,136	2,777
6	22,304	17,129	3,394	9,371	4,364	5,175	311	2,106	2,758
7	23,223	17,817	3,523	9,590	4,704	5,406	345	2,153	2,908
8	23,877	18,287	3,590	9,941	4,756	5,590	315	2,351	2,924
9	24,203	18,491	3,494	10,092	4,905	5,712	332	2,380	3,000
10	24,355	18,651	3,474	10,244	4,933	5,704	327	2,409	2,968
11	24,476	18,666	3,466	10,256	4,944	5,810	321	2,453	3,036
12	24,462	18,610	3,420	10,347	4,843	5,852	316	2,381	3,155
13	24,898	19,022	3,402	10,779	4,841	5,876	316	2,425	3,135
14	24,974	19,008	3,370	10,839	4,799	5,966	323	2,453	3,190
15	25,114	19,171	3,408	10,933	4,830	5,943	324	2,379	3,240
16	25,041	19,124	3,395	10,876	4,853	5,917	329	2,340	3,248
17	25,256	19,109	3,377	10,873	4,859	6,147	327	2,528	3,292
18	(25,348)	(19,054)	(3,359)	(10,855)	(4,840)	(6,294)	(319)	(2,653)	(3,322)

(注) 各年度とも3月末日現在の労働者数である。

資料20 駐留軍撤退に伴う離職者の対策について (昭和32年9月24日閣議決定)

駐留軍の引揚及び特需の減少に伴う離職者については、累次にわたる閣議了解に基き、その対策を講じてきたところであるが、現在行われつつある米地上軍撤退等に伴う離職者の発生は、広汎な地域にわたり、且つ、従来に比し特に大規模となる見込であるので、この事態に対処して対策を強化するため、左記の措置を講ずるものとする。

記

1 職業補導の拡充

- 一 離職者の優先入所をはかるとともに、既設補導所を活用して短期補導、夜間補導等を実施し、補導種目の新設、定員の増加をはかるほか、なお必要がある場合には、臨時補導所を設置する等により職業補導の大幅拡充を行う。
- 二 在職中の労働者についても軍側の了解を得て、基地内における職業補導を実施する。

2 就職斡旋の強化

- 一 官公庁においては、離職者の採用に努めるものとし、特に自衛隊が返還施設を引継使用する場合には、職員の採用条件を緩和する等により、離職者をできる限り採用する。
- 二 職業安定機関においては、労務管理機関と協力して、離職前の就職相談の実施、民間事業への雇用勧奨等により職業紹介の強化に努める。
- 三 離職者の求職を広く他地域にわたって連絡し、広域職業紹介を行うとともに、その実効を挙げるため、返還施設等国有財産のうち適当なものを臨時的居住施設として活用を図る。

3 離職者の行う事業の育成

- 一 離職者が自立のために組織する企業組合その他の事業団体に対しては、その事業の許認可について優先的に取扱う。
- 二 前項の企業組合等が行う事業に対しては、国有の財産の

払下げ等について、実情に即した措置を講ずるものとし、許認可を受けた事業団体に対する米軍財産の処分についても、軍側と協議して同様の配慮をなすよう努力する。

- 三 国民金融公庫等の政府関係金融機関が、関係府県知事の推薦を参酌して駐留軍離職者による自立営業及び企業組合に対して、実情に即し、条件を緩和して能う限り資金の需要に応ずるにつき、好意的配慮を加えるよう行政措置をとる。なおそれらの事業に対し、中小企業振興資金助成法による資金の活用をも図る。

- 四 自衛隊その他の官公庁において、売店等の委託経営、需要の部外発注等を行う場合はできる限り離職者の行う事業を優先的に取扱う。

4 海外移住の斡旋

離職者のうち海外移住を希望する者については、移住者の選考に際し優先的に考慮する。

5 公共事業、失業対策事業等の重点的实施

離職者の大量に発生する地域においては、その吸収のため公共事業、失業対策事業等を重点的に行うものとし、その場合当該地域の産業基盤の造成に資するよう配慮する。

6 企業の誘致

大量の離職者に対しその恒久的就業を確保するためには、当該地域に新たな企業を誘致し、産業の育成を図ることが最も有効であることにかんがみ、返還施設の転用については、自衛隊その他の政府関係諸機関等の使用との調整を図り、自衛隊等において必要とするもの以外は、できる限り企業誘致のためである。

この場合国有財産の評価にあたって、次の事情を認められるものは利用効率による低減を充分考慮し、従来の一時的措置にとらわれることなく、実情に沿うように留意する。

- 一 物件の位置、環境等の立地条件が不利である場合
 - 二 敷地の規模及び敷地内にある建物及び工作物の配置状況からみて、当該建物及び工作物を利用する上に相当不便である場合
 - 三 建物及び工作物の規模、構造等が軍用施設としての特殊性が強くこれがため特に不経済、非能率となる場合
 - 四 機械の能力、容量が国内全般の企業規模からみて過大である場合
- 7 対策の推進
- 一 前各項の対策その他所要の対策を有効適切に推進するためには、当該地域の実情に応じて、対策を計画し実施することが最も適当であるので、関係都道府県にそのための

- 「駐留軍離職者対策本部」の設置を勧奨する。
- 二 政府は、各都道府県の駐留軍離職者対策本部における対策の立案実施に対し、特需等対策連絡会議において、参与の意見を参考として、その指導、援助及び推進にあたる。そのため同連絡会議に「離職者対策推進本部」を設ける。
 - 三 本対策のための地方公共団体等の負担については、その実情に応じ対策を円滑に実施し得るよう配慮する。
 - 四 本対策推進のため予備費の支出その他必要な予算措置を講ずるものとし、なお必要がある場合には法令の改正をも考慮する。
- なお、特需の減少に伴う事態についても、右に準じて処置するほか所要の措置を講ずる。

資料21 退職した駐留軍労務者に対する特別給付金の支給について（昭和33年3月25日閣議決定）

日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基き駐留するアメリカ合衆国軍隊のために労務に服する者で国が雇用する者（以下「駐留軍労務者」という。）が、昭和32年6月22日以降アメリカ合衆国軍隊の本国への引揚、配備の変更または予算の削減等に伴い退職を余儀なくされた場合には、左記により特別給付金を支給する。

記

1 支給の対象

昭和32年6月22日現在駐留軍労務者として在籍し、同日以降次の各号のいずれかに該当する者のうち、その者の勤続年数（国が雇用する連合国軍関係使用人もしくは英連邦軍労務者または駐留軍労務者として勤務した者が、退職の日の翌日（退職の日に続く日が勤務を要しない日である場合には順次繰延べた日。）再雇用された場合は、雇用が継続しているものとみなして計算する。以下同じ。）が3年以上の者またはその遺

族とする。

- 一 人員整理により退職した者
- 二 部隊の移動に伴い退職を余儀なくされた者
- 三 業務上の傷病により退職を余儀なくされた者（業務上死亡した者を含む。）

2 支給の基準

- 一 昭和27年4月28日以降雇用され、その者の退職の日までの勤続年数が3年以上の者 3千円
- 二 昭和27年4月27日以前に雇用され、その者の退職の日までの勤続年数が10年未満の者 6千円
- 三 昭和27年4月27日以前に雇用され、その者の退職の日までの勤続年数が10年以上の者 1万円

3 支給の方法

特別給付金は、調達庁長官が別に定める申請期間内になされた第1項に該当する者からの申請に基き支給する。

資料22 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和27年法律第174号）（抄）

（駐留軍等労務者の身分）

第8条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき駐留するアメリカ合衆国軍隊、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第15条第1項（a）に規定する諸機関、日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定に基づき本邦内にある国際連合の軍隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定第7条の規定に基づくアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員のために労務に服

する者で国が雇用するもの（以下「駐留軍等労務者」という。）は、国家公務員でない。

2 駐留軍等労務者は、国家公務員法第2条第6項に規定する勤務者と解してはならない。

（駐留軍等労務者の勤務条件）

第9条 駐留軍等労務者の給与は、その職務の内容と責任に相応するものでなければならない。

2 駐留軍等労務者の給与その他の勤務条件は、生計費並びに国家公務員及び民間事業の従事員における給与その他の勤務条件を考慮して、防衛施設庁長官が定める。

資料23 防衛施設周辺の整備等に関する法律（昭和41年法律第135号）

（目的）

第1条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の運用により生ずる障害の防止等のため必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを

目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第2条第1項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相

互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項の施設及び区域をいう。

第2章 防衛施設周辺の整備

(障害防止工事の助成)

第3条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行なうときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校
- 二 医療法（昭和23年法律第265号）第1条第1項に規定する病院
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

(民生安定施設の助成)

第4条 国は、防衛施設の周辺地域を管轄する市町村で当該防衛施設の運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が著しく阻害されていると認められるものが、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置をとるときは、当該市町村に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

(特定飛行場周辺の移転の補償等)

第5条 防衛施設庁長官は、自衛隊等が使用する飛行場で政令で定めるものの周辺における住民のこうむる障害の軽減に資するため、当該飛行場の周辺の一定の区域を、政令で定めるところにより、指定することができる。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の指定の際現にその指定に係る区域（以下この条において「指定区域」という。）に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下この項において「建物等」という。）の所有者が当該建物等を指定区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、予算の範囲内において、当該移転又は除却に

より通常生ずべき損失を補償することができる。

3 国は、政令で定めるところにより、指定区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買入れることができる。

(資金の融通等)

第6条 国は、第3条の工事を行なう者又は第4条の措置をとる市町村に対し、必要な資金の融通又はあつせんその他の援助に努めるものとする。

(国の普通財産の譲渡等)

第7条 国は、第3条の工事又は第四条の措置に係る事業の用に供するため必要があると認めるときは、地方公共団体その他の者に対し、普通財産を譲渡し、又は貸し付けることができる。

(関係行政機関の協力)

第8条 関係行政機関の長は、その所掌事務の遂行に当たつては、防衛施設の周辺における生活環境及び産業基盤の整備を図るように努めるものとする。

2 内閣総理大臣は、関係行政機関の長による前項の整備に係る事務の遂行について、当該関係行政機関の長に対し、意見を述べることができる。

第3章 損失の補償

(損失の補償)

第9条 自衛隊の次に掲げる行為により、従来適法に農業、林業、漁業その他政令で定める事業を営んでいた者がその事業の経営上損失をこうむつたときは、国がその損失を補償する。

- 一 航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施、機甲車両その他重車両のひん繁な使用又は艦船若しくは舟艇のひん繁な使用で政令で定めるもの
- 二 射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施で政令で定めるもの
- 三 その他政令で定める行為

2 前項の規定は、他の法律により国が損害賠償又は損失補償の責めに任ずべき損失については、適用しない。

3 第一項の規定により補償する損失は、通常生ずべき損失とする。

(損失補償の申請)

第10条 前条の規定による損失の補償を受けようとする者は、総理府令で定めるところにより、その者の住所の所在地を管轄する都道府県知事を経由して、損失補償申請書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の申請書を受理したときは、その意見を記載した書面を当該申請書に添えて、これを内閣総理大臣に送付しなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の書類を受理したときは、補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、遅滞なくこれを都道府県知事を経由して当該申請者に通知しなければならない。

(異議の申出)

第11条 前条第3項の規定による決定に不服がある者は、同項の通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に、総理

府令で定める手続に従い、内閣総理大臣に対して異議を申し出ることができる。

- 2 内閣総理大臣は、前項の規定による申出があつたときは、その申出のあつた日から30日以内にあらためて補償すべき損失の有無及び損失を補償すべき場合には補償の額を決定し、これを申出人に通知しなければならない。

(補償金の交付)

第12条 政府は、前条第1項の規定による異議の申出がないときは、同項の期間の満了の日から30日以内に、同項の規定による異議の申出があつた場合において同条第2項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から30日以内に、補償を受けるべき者に対し、当該補償金を交付する。

(増額請求の訴え)

第13条 第11条第2項の規定による決定に不服がある者は、その決定の通知を受けた日から3箇月以内に、訴えをもつてその増額を請求することができる。

- 2 前項の訴えにおいては、国を被告とする。

(争訟の方式)

第14条 第10条第3項の規定による決定に不服がある者は、第11条第1項及び前条第1項の規定によることによつてのみ争うことができる。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (略)

第2章 施設・区域の整理縮小と自衛隊施設への使用転換の進展

資料24 駐留軍関係離職者等臨時措置法（抄）（昭和33年法律第158号）

（特別給付金の支給）

第15条 政府は、第2条第一号に掲げる者に該当する労働者であつて、政令で定める期間以上在職したものが、アメリカ合衆国の軍隊の撤退、移動、部隊の縮小若しくは予算の削減その他政令で定める理由の発生に伴い離職を余儀なくされ、

又は業務上死亡した場合には、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、当該離職を余儀なくされた者若しくはその者の遺族又は当該死亡した者の遺族に対し、特別給付金を支給することができる。

資料25 特定の駐留軍関係離職者に係る駐留軍関係離職者等臨時措置法第十五条第一項に規定する特別給付金の額の特例に関する政令（昭和44年政令第287号）

内閣は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第15条第1項の規定に基づき、この政令を制定する。

駐留軍関係離職者等臨時措置法（以下「法」という。）第15条第1項の離職を余儀なくされた者で、次の各号のいずれにも該当するものに係る同項に規定する特別給付金の額は、駐留軍関係離職者等臨時措置法施行令（昭和33年政令第131号）第10条の規定にかかわらず、同条の第1表の上欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる額に、日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第3条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和27年法律第174号）第9条第2項の規定により防衛施設庁長官が定めた給与のうち、退職手当の算定の基礎となるものの離職の日における月額合計額に相当する額を加算した額とする。

1 離職が、アメリカ合衆国政府により昭和44年10月7日、同月23日又は同年11月3日に行なわれた離職の理由の発生

の予告に係るものであること。

2 離職の日が、次の表の上欄に掲げる前号の予告の日に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる人員整理の予定日（当該離職を余儀なくされた者が勤務していた場所において掲示された人員整理の日をいう。）以前の日であること。

予告の日	人員整理の予定日
昭和44年10月7日	昭和44年11月30日
昭和44年10月23日	昭和44年12月12日、14日又は15日
昭和44年11月3日	昭和44年12月23日

3 法第17条第2項に規定する引き続き在職者とならないこと。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、昭和44年11月30日以後の離職について適用する。

資料26 東富士演習場使用に伴う関係市町との行政に関する協定（昭和45年4月30日）

東富士演習場を自衛隊が使用することについて、防衛事務次官を甲とし、御殿場市長、裾野町長及び小山町長を乙として、次のとおり協定を締結する。

第1条（目的） この協定は、東富士演習場を自衛隊が演習及び実弾射撃訓練に使用するに伴い、自衛隊の演習場使用と地元民生の安定及び地域開発とが両立するよう甲、乙協力して行政上の調整を図ることを目的とする。

第2条（区域） 演習場の区域は、別図第1のとおりとし、当該区域内にある御殿場口登山道、須走口登山道及び御殿場から須山間の県道は、これに含めない。

第3条（土地等の使用等に関する協定） 甲は、土地等の使用等について甲と土地等に権利を有する者（ただし、乙を除く。以下単に「関係者」という。）との間に、別に協定を締結する。

第4条（武器及び演習行為の規制） 自衛隊は、核兵器、毒ガスはもとより、爆弾及び地元民に危険を感じしめるような武器は、持込又は使用しないこととする。

2 自衛隊は、ジェット機による銃撃訓練、500キログラム以上の火薬類の一時爆破、その他周辺地元民に危険を感じしめ、又は迷惑を及ぼすような演習行為はしない。

3 前2項の場合、万一周辺地元民に対して危険の恐れがあるときは、甲、乙協議してその措置を定めるものとする。

第5条（演習種別による使用区域） 演習種別による使用区域は、別図第2のとおりとする。

第6条（演習通報） 甲は、自衛隊の演習計画を1週間前に乙に通報する。

第7条（通報の徹底） 乙は、前条の通報を受けた場合は、遅滞なく乙の行政区域内の住民に周知徹底を図るものとする。

第8条（危険防止の方法） 自衛隊は、射撃演習実施に伴う危険区域を演習通報に明示するほか、その実施中は所定の場所に赤色の「吹流し」を掲流する。

2 前項にいう所定の場所は別図第2に示す。

3 自衛隊は、演習場の内外に不発弾その他危険物を遺棄しないように注意するとともに、演習終了のつどこれを処理するものとし、未処理のものについては、その地点又は区域を赤色旗で表示する。

4 乙は、乙の行政区域内の住民に対し、第1項の危険区域内に立入らないように及び前項の不発弾その他の危険物に近寄らないように注意するとともに、不発弾その他の危険物を発見した場合には、その地点をただちに自衛隊又は警察官署に

通知するように指導を行なうものとする。

第9条（立入日数及び条件） 関係者が生業のため立入りできる日時及びその条件は、次の各号に掲げるとおりとし、自衛隊は、この期間中実弾射撃を伴う演習を実施しない。

- (1) 通常立入日 毎週土曜日の午後及び日曜日
- (2) 特別立入日 毎年
5月15日から7日間（全域）
6月1日から7日間（同上）
7月15日から7日間（同上）
8月10日から10日間（同上）
11月20日から10日間（同上）
12月1日から10日間（印野地先の萱刈場）

2 自衛隊は、前項の立入日といえども、必要により関係者と協議して実弾射撃を伴う演習を実施することができるものとする。

3 甲は、第1項の立入日以外の日においても原則として午前8時以前又は午後5時以降の時間外には、関係者の立入りを認めるものとする。ただし、自衛隊の演習実施上必要ある場合は、あらかじめ通知して時間外立入りを制限することができる。

4 第1項以外の日において、実弾射撃を実施しない場合で、演習に支障のないときは、甲は、あらかじめ立入り区域を明示し、関係者の立入りを認めるものとする。

5 第1項の期間中、関係者が立入りをしない日時があらかじめ判明した場合には、自衛隊は実弾射撃を伴う演習を行なうことができる。

第10条（主要道路） 自衛隊は、御殿場口登山道及び須走口登山道並びに御殿場から須山間の県道の附近で、通行に危険な演習は実施しない。

2 自衛隊が、前項の道路を越える実弾射撃を実施する場合は、乙の同意を得て行なうものとする。ただし、7月から9月までの間は、前項の両登山道については当該演習を実施しない。

第11条（場内農林道） 自衛隊は、別図第3に示す演習場内の農林道を、関係者の通行に支障のないよう維持する。

第12条（施設道路） 演習用に施設された別図第3の道路について、自衛隊の演習に支障のない限り地元民の通行を認めるものとする。

第13条（水道、水源地、水利施設の保護、改修） 甲は、別図第3に示す水道、水源地及び水利施設を保護し、自衛隊が演習行為により損傷を与えた場合には、すみやかに復旧または代替施設をする。

2 新たに、地元において演習場内に水道、農業水利施設等を設置する必要がある場合には、甲は、これに便宜を供与するものとし、完成後の当該施設については、前項に準ずるものとする。

第14条（河川の保護、管理） 自衛隊は、演習実施により河川が荒廃しないように注意する。ただし、必要のある場合、甲は、防災工事を実施する。

第15条（防災林等） 自衛隊は、別図第3に示す防災林等に損傷を与えないように注意する。

第16条（演習に必要な新たな施設の構築） 甲は、演習場内に道路又は水路もしくは工作物を構築する場合は、必要により乙に事前に協議する。

第17条（汚物等処理） 自衛隊は、河川、道路等に汚物、じんかいを遺棄しないように処理する。

2 乙は、地元民が演習場内に汚物、じんかいを投棄しないように指導するものとする。

第18条（野鼠、害虫等の駆除） 演習場内に、野鼠、害虫等が発生し、演習場内外に被害を与え、又は与えるおそれのあるときは、甲は、必要な駆除対策を講ずるものとし、乙は、これに協力するものとする。

第19条（地元産業振興等に対する協力） 甲は、地元産業の振興等に協力するため、自衛隊の物資の調達、PXの運営及び職員の雇用並びに廃弾又は廃品の払下げ及び残飯又は残菜の払下げについて可能な限り考慮を払うものとし、かつ原則として営外PXは設置しない。

第20条（民生安定施策） 甲は、乙と協議のうち、演習場周辺地域の障害防止のため必要な措置を講ずるとともに、演習場周辺における地域開発の方向に沿った民生安定諸施策について実施に努めるものとする。

2 甲は、他省庁の所掌にわたる事項について、乙の要請があるときは、関係省庁の協力が得られるように努めるものとする。

第21条（市、町有地） 市、町有地を使用することについては、賃貸借契約による。

2 前項の契約による賃貸借料の基準は、「公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱」（昭和37年6月29日閣議決定）に則り定める。

第22条（第三者の使用） 甲は、自衛隊以外の第三者にこの演習場の一部又は全部を使用させようとする場合は、必要により、乙に協議するものとする。ただし、アメリカ合衆国軍隊に自衛隊と同一の使用状態において使用させる場合はこの限りでない。この場合、甲は、事前に乙に連絡する。

第23条（協定事項の遵守） この協定に定める権利の行使及び義務の履行は、信義に従い誠実に行なうものとする。

2 この協定事項に関し、重大な違背行為があつたと認められるときは、甲、乙協議して是正改善に努め、協議が整わないときは、この協定は効力を停止する。

第24条（有効期間） この協定の有効期間は、発行の日から5年とし、当該期間中といえども、甲、乙当事者間の合意により、この協定を終了させることができる。ただし、甲、乙双方協議のうえ当該期間を更新することができる。

附 則

- 1 この協定は、昭和45年4月1日から効力を生ずる。
- 2 この協定事項の変更については、甲、乙間の協議によるものとする。
- 3 この協定書は、甲及び乙並びに立会人において各1通保有する。

昭和45年4月30日

甲 防衛事務次官 小 幡 久 男 ㊤

乙 御殿場市長 鈴 木 勝 巳 ㊤

裾野町長 遠藤 佐市郎 印
小山町長 神成 昇造 印

立会人 静岡県知事 竹山 祐太郎 印

資料27 日米安全保障協議委員会第十二回会合について（外務省情報文化局発表 昭和45年12月21日）（抄）

一、安全保障協議委員会の第12回会合は、昭和45年12月21日に外務省で開かれた。

日本側からは、愛知外務大臣と中曽根防衛庁長官、米国側からは、マイヤー駐日大使とマッケイン太平洋軍総司令官が出席し、また、補佐のため両国の関係者が列席した。

五、委員会は、日本の防衛及び日本を含む極東における平和と安全にとつての日米安全保障条約の重要性並びにこれらの問題と同条約の実施に関する緊密な両政府間の接触の必要性を再確認するとともに、安全保障条約及び地位協定の枠内における施設・区域の共同使用を含む次のような整理、統合計画

を了承した。

(四) 厚木飛行場

米軍機及び米側要員の大部分は、昭和46年6月末までに移駐するが、艦隊航空部隊西太平洋修理部を含む若干の米軍施設は、小規模な専用区域として存続する。日本政府は、昭和46年6月30日までに本飛行場の運営及び維持上の責任を負い、また、前記の米軍区域への出入を可能とし、かつ、その他の米軍の運航上の必要を充たすため、然るべき共同使用の取決めが行なわれる。

第3章 沖縄の我が国への返還と沖縄の基地問題への取組の開始

資料28 米国海軍軍政府布告第一号（ニミッツ布告）米国軍占領下ノ南西諸島及其近海居民ニ告グ

日本帝国ノ侵略主義並ニ米国に対する攻撃の為、米国は日本に対し戦争を遂行する必要を生ぜり。且つ是等諸島の軍事的占領及軍政の施行は我が軍略の遂行上並に日本の侵略力破壊及日本帝国を統轄する軍閥の破滅上必要なる事実なり。

治安維持及米国軍並に住民の安寧福祉確保上占領下の南西諸島中本島及他島並に其の近海に軍政府の設立を必要とす。

故に本管米国太平洋艦隊及太平洋区域司令長官兼米国軍占領下の南西諸島及其近海の軍政府総長、米国海軍元帥シー・ダブリュー・ニミッツは茲に左の如く布告す。

- 一、南西諸島及其近海並に住民に関する総ての政治及管轄権並に最高行政責任は占領軍事司令長官兼軍政府総長、米国海軍元帥たる本官の権能に帰属し本官の監督下に部下指揮官により行使さる。
- 二、日本帝国政府の総ての行政権の行使を停止す。
- 三、各住民は本官又は部下指揮官の公布する総ての命令を敏速に遵守し、本官直下の米国軍に対し敵対行動又は何事を問はず日本軍に有利なる援助を為さず、且つ不隠行為又は其の程度如何を問はず治安に妨害を及ぼす行動に出ず可からず。
- 四、本官の職権行使上其必要を生ぜざる限り住民の風習並に財産権を尊重し、現行法規の施行を持続す。

五、爾今総ての日本裁判所の司法権を停止す。但し追ての命令ある迄、該地方に於ける軽犯者に対し該地方警察官に依りて行使さるる即決裁判権は之を継続するものとす。

六、本官又は本官の命令に依り解除されたる者を除く総ての官庁、支庁及町村又は他の公共事業関係者並に雇傭人本官又は特定されたる米国軍士官の命令の下に其職務に従事す可し

七、占領軍の命令に服従し平穩を保つ限り住民に対し戦時必要以上の干渉を加えざるとす。

八、爾今、布告、規則並に命令は本官又は本官を代理する官憲に依り逐次発表され、之に依り住民に対する我要求又は禁止事項を明記し、各警察署並に部落に掲示さる可し

九、本官又は本官を代理する官憲に依り發布されたる本布告、他の布告並びに命令又は法規等に於て英文とその他の訳文の間に矛盾又は不明の点生じたる場合は英文をもって本体とす。

1945年 月 日

米国太平洋艦隊及太平洋区域司令長官兼
南西諸島及其近海軍政府総長
米国海軍元帥 ニミッツ

資料29 琉球列島米国民政府布令第109号（土地収用令）

米国は、琉球列島の土地の使用及び占有に関し、ある程度の必要を有するので、且つ、この必要に応ずべき琉球法規がないので、米国が琉球列島においてその責任を遂行するために必要な土地の権利の取得及びそれに対する正当補償に関する手続きを定めることは適切、且つ、必要であると思考されるので、次の通り布令する。

第1条 暫定的にまたは無期限に使用すべき土地の権利の取得に関しては、米国軍隊使用機関に代り、沖縄工兵管区地区工兵隊が民政副長官の特定の認可を得て、その処理にあたる。

第2条 特定の土地、その他不動産の権利が取得さるべきこと及びその取得に関し、所有者との協議で意見一致を見ることができないことが確定したときは、民政副長官は米国の名において次の通り処理せしめる。

- 1 当該土地又は不動産の所有者に対し、収用の告知をなすものとし、これには当該財産の織別、取得さるべき権利及びそのための権限を明示する。告知には、なお、該財産の評定価格及び正当補償の認定金額並に所有者は告知の日から30日以内に米国の申し出を受諾するか又は拒否しなければならない旨を記載する。拒否する場合は、所有者は前記30日以内に文書をもって、その旨民政副長官に訴願することができる。前記の訴願がなかつたときは、当該権利は所定の額で米国に譲渡されたものとみなす。訴願に際しては、正当補償に関する争点のみを決定するものとし、且つ、この訴願により米国は収用宣告の権利を阻止されないものとする。

2 必要な土地の権利を協議により譲渡する場合は、当該土地又は不動産の管轄登記所に譲渡書類を提出して登記しなければならない。

3 必要な土地又は不動産の所有者がその権利を譲渡しないで、第2条第1項の告知後30日を経過したときは、民政副長官は直ちに正式の収用宣告書を当該管轄登記所に提出して登記させ、且つ、該権利に対する正当補償金として沖縄工兵管区の地区工兵隊によって決定された金額を琉球銀行に供託させる。

4 収用告知及び第2条第1項の規定により訴願がなされるときは、民政副長官はこれを第3条の規定による琉球列島米国土地収用委員会に附議して審理決定させる。訴願中、土地所有者は、その権利に対する供託金の75パーセントまで引出すことができる。

5 ライカム司令官において、米国が告知後権利を取得するまでの間に、土地又は不動産を使用し占有する緊急の必要があると認めるときは、民政副長官は該地区からの立退命令を発する。

第3条 ここに、琉球列島米国土地収用委員会を設置し、その委員は琉球列島民政副長官により任命するものとする。委員の過半数をもって同委員会の定足数とする。委員会は、その議事及び処置の公的且つ恒久的な記録に必要な記録文書を保管し、業務の遂行にあたって適当な便宜を与えられるものとする。

第4条 委員会は、琉球列島民政副長官又は上級当局から附議されたすべての事件にかかわる財産の価格及び正当補償を決定する権限を有し、なお、審理を行い、適当な証人及び証拠を求め、且つ、帳簿及び記録文書を提出させる権限を有し、その他土地又は不動産取用の目的に関し、準司法機関及び記録裁判所としての権限を行う。

第5条 委員会が審理決定を行ったときは、文書により民政副長官に提出し、民政副長官は、その旨、関係所有者及び沖縄工兵管区地区工兵隊に通知する。

工兵隊は、琉球銀行への供託手続きを行う。

第6条 第2条第1項の供託金には、収用土地内の農作物、墓、建造物乃至当該土地の他の改良に対する損害賠償を含むものとする。

第7条 この布令は、1953年4月3日から施行する。

民政副長官の名により発布する。

民政官

米国防軍准将

ゼイムス・エム・ルイス

資料30 佐藤栄作総理大臣とリチャード・M・ニクソン大統領との間の共同声明（昭和44年11月21日）

1. 佐藤総理大臣とニクソン大統領は、11月19日、20日および21日にワシントンにおいて会談し、現在の国際情勢および日米両国が共通の関心を有する諸問題に関し意見を交換した。
2. 総理大臣と大統領は、各種の分野における両国間の緊密な協力関係が日米両国にもたらしてきた利益の大なることを認め、両国が、ともに民主主義と自由の原則を指針として、世界の平和と繁栄の不断の探求のため、とくに国際緊張の緩和のため、両国の成果ある協力を維持強化していくことを明らかにした。大統領は、アジアに対する大統領自身および米国防政府の深い関心を披瀝し、この地域の平和と繁栄のため日米両国が協力して貢献すべきであるとの信念を述べた。総理大臣は、日本はアジアの平和と繁栄のため今後も積極的に貢献する考えであることを述べた。
3. 総理大臣と大統領は、現下の国際情勢、特に極東における事態の発展について隔意なく意見を交換した。大統領は、この地域の安定のため域内諸国にその自主的努力を期待する旨を強調したが、同時に米国は域内における防衛条約上の義務は必ず守り、もつて極東における国際の平和と安全の維持に引き続き貢献するものであることを確言した。総理大臣は、米国の決意を多とし、大統領が言及した義務を米国が十分に果たしうる態勢にあることが極東の平和と安全にとつて重要であることを強調した。総理大臣は、さらに、現在の情勢の下においては、米軍の極東における存在がこの地域の安定の大きなささえとなつているという認識を述べた。
4. 総理大臣と大統領は、特に、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在することに注目した。総理大臣は、朝鮮半島の平和維持のための国際連合の努力を高く評価し、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要であると述べた。総理大臣と大統領は、中共がその対外関係においてより協調的かつ建設的な態度をとるよう期待する点において双方一致していることを認めた。大統領は、米国の中華民国に対する条約上の義務に言及し、米国はこれを遵守するものであると述べた。総理大臣は、台湾地域における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であると述べた。大統領は、ヴェトナム問題の平和的かつ正当な解決のための米国の誠意ある努力を説明した。総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦争が沖縄の施政権が日本に返還されるまでに終結していることを強く希望する旨を明らかにした。これに関連して、両者は、

万一ヴェトナムにおける平和が沖縄返還予定時に至るも実現していない場合には、両国政府は、南ヴェトナム人民が外部からの干渉を受けずにその政治的将来を決定する機会を確保するための米国の努力に影響を及ぼすことなく沖縄の返還が実現されるように、そのときの情勢に照らして十分協議することに意見の一致をみた。総理大臣は、日本としてはインドシナ地域の安定のため果たしうる役割を探索している旨を述べた。

5. 総理大臣と大統領は、極東情勢の現状および見通しにかんがみ、日米安保条約が日本を含む極東の平和と安全の維持のため果たしている役割をともに高く評価し、相互信頼と国際情勢に対する共通の認識の基礎に立つて安保条約を堅持するとの両国政府の意図を明らかにした。両者は、また、両国政府が日本を含む極東の平和と安全に影響を及ぼす事項および安保条約の実施に関し緊密な相互の接触を維持すべきことに意見の一致をみた。
6. 総理大臣は、日米友好関係の基礎に立つて沖縄の施政権を日本に返還し、沖縄を正常な姿に復するようとの日本本土および沖縄の日本国民の強い願望にこたえるべき時期が到来したとの見解を説いた。大統領は、総理大臣の見解に対する理解を示した。総理大臣と大統領は、また、現在のような極東情勢の下において、沖縄にある米軍が重要な役割を果たしていることを認めた。討議の結果、両者は、日米両国共通の安全保障上の利益は、沖縄の施政権を日本に返還するための取決めにおいて満たしうることに意見が一致した。よつて、両者は、日本を含む極東の安全をそこなうことなく沖縄の日本への早期復帰を達成するための具体的な取決めに関し、両国政府が直ちに協議に入ることに合意した。さらに、両者は、立法府の必要な支持をえて前記の具体的な取決めが締結されることを条件に1972年中に沖縄の復帰を達成するよう、この協議を促進すべきことに合意した。これに関連して、総理大臣は、復帰後は沖縄の局地防衛の責務は日本自体の防衛のための努力の一環として徐々にこれを負うとの日本政府の意図を明らかにした。また、総理大臣と大統領は、米国が、沖縄において両国共通の安全保障上必要な軍事上の施設および区域を日米安保条約に基づいて保持することにつき意見が一致した。
7. 総理大臣と大統領は、施政権返還にあつては、日米安保条約およびこれに関する諸取決めが変更なしに沖縄に適用さ

れることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日本の安全は極東における国際の平和と安全なくしては十分に維持することができないものであり、したがって極東の諸国の安全は日本の重大な関心事であるとの日本政府の認識を明らかにした。総理大臣は、日本政府のかかる認識に照らせば、前記のような態様による沖縄の施政権返還は、日本を含む極東の諸国の防衛のために米国が負っている国際義務の効果的遂行の妨げとなるようなものではないとの見解を表明した。大統領は、総理大臣の見解と同意見である旨を述べた。

8. 総理大臣は、核兵器に対する日本国民の特殊な感情およびこれを背景とする日本政府の政策について詳細に説明した。これに対し、大統領は、深い理解を示し、日米安保条約の事前協議制度に関する米国政府の立場を害することなく、沖縄の返還を、右の日本政府の政策に背馳しないよう実施する旨を総理大臣に確約した。
9. 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への移転に関連して両国間において解決されるべき諸般の財政及び経済上の問題（沖縄における米国企業の利益に関する問題も含む。）があることに留意して、その解決についての具体的な話合いをすみやかに開始することに意見の一致をみた。
10. 総理大臣と大統領は、沖縄の復帰に伴う諸問題の複雑性を認め、両国政府が、相互に合意さるべき返還取決めに従って施政権が円滑に日本政府に移転されるようにするために必要な諸措置につき緊密な協議を行ない、協力すべきことに意見の一致をみた。両者は、東京にある日米協議委員会がこの準備作業に対する全般的責任を負うべきことに合意した。総理大臣と大統領は、琉球政府に対する必要な助力を含む施政権の移転の準備に関する諸措置についての現地における協議および調整のため、現存の琉球列島高等弁務官に対する諮問委員会に代えて、沖縄に準備委員会を設置することとした。準備委員会は、大使級の日本政府代表および琉球列島高等弁務官から成り、琉球政府行政主席が委員会の顧問となろう。同委員会は、日米協議委員会を通じて両国政府に対し報告および勧告を行なうものとする。
11. 総理大臣と大統領は、沖縄の施政権の日本への返還は、第二次大戦から生じた日米間の主要な懸案の最後のものであり、その双方にとり満足な解決は、友好と相互信頼に基づく日米関係をいつそう固めるゆえんであり、極東の平和と安全のために貢献するところも大なるべきことを確信する旨披瀝した。
12. 経済問題の討議において、総理大臣と大統領は、両国間の経済関係の著しい発展に注目した。両者は、また、両国が世界経済において指導的地位を占めていることに伴い、特に貿易および国際収支の大幅な不均衡の現状に照らしても、国際貿易および国際通貨の制度の維持と強化についてそれぞれ重

要な責任を負っていることを認めた。これに関連して、大統領は、米国におけるインフレーションを抑制する決意を強調した。また、大統領は、より自由な貿易を促進するとの原則を米国が堅持すべきことを改めて明らかにした。総理大臣は、日本の貿易および資本についての制限の縮小をすみやかに進めるとの日本政府の意図を示した。具体的には、総理大臣は、広い範囲の品目につき日本の残存輸入数量制限を1971年末までに廃止し、また、残余の品目の自由化を促進するよう最大限の努力を行なうとの日本政府の意図を表明した。総理大臣は、日本政府としては、貿易自由化の実施を従来よりいつそう促進するよう、一定の期間を置きつつその自由化計画の見直しを行なっていく考えである旨付言した。総理大臣と大統領は、このような両国のそれぞれの方策が日米関係全般の基礎をいつそう強固にするであろうということに意見の一致をみた。

13. 総理大臣と大統領は、発展途上の諸国の経済上の必要と取り組むことが国際の平和と安定の促進にとって緊要であることに意見の一致をみた。総理大臣は、日本政府としては、日本経済の成長に応じて、そのアジアに対する援助計画の拡大と改善を図る意向であると述べた。大統領は、この総理大臣の発言を歓迎し、米国としても、アジアの経済開発に引き続き寄与するものであることを確認した。総理大臣と大統領は、ヴェトナム戦後におけるヴェトナムその他の東南アジアの地域の復興を大規模に進める必要があることを認めた。総理大臣は、このため相当な寄与を行なうとの日本政府の意図を述べた。
14. 総理大臣は、大統領に対し、アポロ12号が月面到着に成功したことについて祝意を述べるとともに、宇宙飛行士たちが無事地球に帰還するよう祈念を表明した。総理大臣と大統領は、宇宙の探査が科学の分野における平和目的の諸事業についての協力関係をすべての国の間において拡大する広範な機会をもたらすものであることに意見の一致をみた。これに関連して、総理大臣は、日米両国が本年夏に宇宙協力に関する取決めを結んだことを喜びとする旨述べた。総理大臣と大統領は、この特別な計画の実施が両国にとって重要なものであることに意見の一致をみた。
15. 総理大臣と大統領は、軍備管理の促進と軍備拡大競争の抑制の見通しについて討議した。大統領は、最近ヘルシンキにおいて緒についたソヴィエト連邦との戦略兵器の制限に関する討議を開始することについての米国政府の努力の概要を述べた。総理大臣は、日本政府がこの討議の成功を強く希望する旨述べた。総理大臣は、厳重かつ効果的な国際的管理の下における全面的かつ完全な軍縮を達成するよう、効果的な軍縮措置を実現することについて日本が有している強い伝統的な関心を指摘した。

資料31 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和46年6月17日）

日本国及びアメリカ合衆国は、日本国総理大臣及びアメリカ合衆国大統領が1969年11月19日、20日及び21日に琉球諸島及び大東諸島（同年11月21日に発表された総理大臣と大統領

との間の共同声明にいう「沖縄」の地位について検討し、これらの諸島の日本国への早期復帰を達成するための具体的な取極に関して日本国政府及びアメリカ合衆国政府が直ちに協議に

入ることに合意したことに留意し、両政府がこの協議を行ない、これらの諸島の日本国への復帰が前記の共同声明の基礎の上に行なわれることを再確認したことに留意し、アメリカ合衆国が、琉球諸島及び大東諸島に関し1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第3条の規定に基づくすべての権利及び利益を日本国のために放棄し、これによつて同条に規定するすべての領域におけるアメリカ合衆国のすべての権利及び利益の放棄を完了することを希望することを考慮し、また、日本国が琉球諸島及び大東諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権利を行使するための完全な機能及び責任を引き受けることを望むことを考慮し、よつて、次のとおり協定した。

第1条

1. アメリカ合衆国は、2に定義する琉球諸島及び大東諸島に関し、1951年9月8日にサン・フランシスコ市で署名された日本国との平和条約第3条の規定に基づくすべての権利及び利益を、この協定の効力発生の日から日本国のために放棄する。日本国は、同日に、これらの諸島の領域及び住民に対する行政、立法及び司法上のすべての権利を行使するための完全な権能及び責任を引き受ける。
2. この協定の適用上、「琉球諸島及び大東諸島」とは、行政、立法及び司法上のすべての権力を行使する権利が日本国との平和条約第3条の規定に基づいてアメリカ合衆国に与えられたすべての領土及び領水のうち、そのような権利が1953年12月24日及び1968年4月5日に日本国とアメリカ合衆国との間に署名された奄美群島に関する協定並びに南方諸島及びその他の諸島に関する協定に従つてすでに日本国に返還された部分を除いた部分をいう。

第2条

日本国とアメリカ合衆国との間に締結された条約及びその他の協定（1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに関連する取極並びに1953年4月2日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約を含むが、これらに限られない。）は、この協定の効力発生の日から琉球諸島及び大東諸島に適用されることが確認される。

第3条

1. 日本国は、1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及びこれに関連する取極に従い、この協定の効力発生の日に、アメリカ合衆国に対し琉球諸島及び大東諸島における施設及び区域の使用を許す。
2. アメリカ合衆国が1の規定に従つてこの協定の効力発生の日に使用を許される施設及び区域につき、1960年1月19日に署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第4条の規定を適用するにあたり、同条1の「それらが合衆国軍隊に提供された時の状態」とは、当該施設及び区域が合衆国軍隊によつて最初に使用されることとなつた時の状態をいい、また、同条2の「改良」には、この協定の効力発生の日前に加えられた改良

を含むことが了解される。

第4条

1. 日本国は、この協定の効力発生の日前に琉球諸島及び大東諸島におけるアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動又はこれらの諸島に影響を及ぼしたアメリカ合衆国の軍隊若しくは当局の存在、職務遂行若しくは行動から生じたアメリカ合衆国及びその国民並びにこれらの諸島の現地当局に対する日本国及びその国民のすべての請求権を放棄する。
2. もつとも、1の放棄には、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に適用されたアメリカ合衆国の法令又はこれらの諸島の現地法令により特に認められる日本国民の請求権の放棄を含まない。アメリカ合衆国政府は、日本国政府との協議のうえ定められる手続に従いこの協定の効力発生の日以後そのような請求権を取り扱いかつ解決するため、正当に権限を与えた職員を琉球諸島及び大東諸島に置くことを許される。
3. アメリカ合衆国政府は、琉球諸島及び大東諸島内の土地であつて合衆国の当局による使用中1950年7月1日前に損害を受け、かつ、1961年6月30日後この協定の効力発生の日前にその使用を解除されたものの所有者である日本国民に対し、土地の原状回復のための自発的支払を行なう。この支払は、1961年7月1日前に使用を解除された土地に対する損害で1950年7月1日前に加えられたものに関する請求につき1967年の高等弁務官布令第60号に基づいて行なつた支払に比し均衡を失しないように行なう。
4. 日本国は、琉球諸島及び大東諸島の合衆国による施政の期間中に合衆国の当局若しくは現地当局の指令に基づいて若しくはその結果として行なわれ、又は当時の法令によつて許可されたすべての作為又は不作為の効力を承認し、合衆国民又はこれらの諸島の居住者をこれらの作為又は不作為から生ずる民事又は刑事の責任に問ういかなる行動もとらないものとする。

第5条

1. 日本国は、公の秩序又は善良の風俗に反しない限り、琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所がこの協定の効力発生の日前にした民事の最終的裁判が有効であることを承認し、かつ、その効力を完全に存続させる。
2. 日本国は、訴訟当事者の実質的な権利及び地位をいかなる意味においても害することなく、この協定の効力発生の日に琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所に係属している民事事件について裁判権を引き継ぎ、かつ、引き続き裁判及び執行をする。
3. 日本国は、被告人又は被疑者の実質的な権利をいかなる意味においても害することなく、この協定の効力発生の日に琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所に係属しており又は同日前に手続が開始されていたとしたならば係属していたであろう刑事事件につき、裁判権を引き継ぐものとし、引き続き手続を行ない又は開始することができる。
4. 日本国は、琉球諸島及び大東諸島におけるいずれかの裁判所がした刑事の最終的裁判を引き継ぎ執行することができる。

第6条

1. 琉球電力公社、琉球水道公社及び琉球開発金融公社の財産は、この協定の効力発生の日に日本国政府に移転し、また、これらの公社の権利及び義務は、同政府が同日に日本国の法令に即して引き継ぐ。
2. その他のすべてのアメリカ合衆国政府の財産で、この協定の効力発生の日に琉球諸島及び大東諸島に存在し、かつ、第3条の規定に従って同日に提供される施設及び区域の外にあるものは、同日に日本国政府に移転する。ただし、この協定の効力発生の日前に関係土地所有者に返還される土地の上にある財産及びアメリカ合衆国政府が日本国政府の同意を得て同日以後においても引き続き所有する財産は、この限りでない。
3. アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島において埋め立てた土地並びに同政府がこれらの諸島において取得したその他の埋立地であつて、同政府がこの協定の効力発生の日に保有しているものは、同日に日本国政府の財産となる。
4. アメリカ合衆国は、1及び2の規定に従って日本国政府に移転する財産のある土地に対してこの協定の効力発生の日前に加えられるいかなる変更についても、日本国又は日本国民に補償する義務を負わない。

第7条

日本国政府は、合衆国の資産が前条の規定に従って日本国政府に移転されること、アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島の日本国への返還を1969年11月21日の共同声明第8項にいう日本国政府の政策に背馳しないよう実施すること、アメリカ合衆国政府が復帰後に雇用の分野等において余分の費用を負

担することとなること等を考慮し、この協定の効力発生の日から5年の期間にわたり、合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に対し総額3億2000万合衆国ドル（320,000,000合衆国ドル）を支払う。日本国政府は、この額のうち、1億合衆国ドル（100,000,000合衆国ドル）をこの協定の効力発生の日の後1週間以内に支払い、また、残額を4回の均等年賦でこの協定が効力を生ずる年の後の各年の6月に支払う。

第8条

日本国政府は、アメリカ合衆国が、両政府の間に締結される取極に従い、この協定の効力発生の日から5年の期間にわたり、沖縄島におけるヴォイス・オヴ・アメリカ中継局の運営を継続することに同意する。両政府は、この協定の効力発生の日から2年後に沖縄島におけるヴォイス・オヴ・アメリカの将来の運営について協議に入る。

第9条

この協定は、批准されなければならないが、批准書は、東京で交換されるものとする。この協定は、批准書の交換の日の後2カ月で効力を生ずる。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けて、この協定に署名した。

1971年6月17日に東京及びワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

愛知揆一

アメリカ合衆国のために

ウィリアム・P・ロジャーズ

資料32 非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議（昭和46年11月24日衆議院本会議）

1 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込まさず、非核3原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切なる手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。

1 政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。

右決議する。

資料33 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和46年法律第132号）

（趣旨等）

第1条 この法律は、沖縄（硫黄島及び伊平屋島並びに北緯27度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。以下同じ。）の復帰に伴い、沖縄における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であつても、当該土地又は工作物の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるよう努めるものとする。（土地又は工作物の暫定使用）

第2条 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ当該各号に掲げる者が、この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して5年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考

慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日（その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日）以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの

国

イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「地位協定」という。）の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物

ハ ロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算

- して1年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの
- 二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立（1958年高等弁務官布令第8号）に基づく琉球水道公社が水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供する施設の用に供している土地（当該施設に関する工事の用に供している土地を含む。）で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供するもの（当該施設に関する工事の用に供する土地を含む。）
- 沖縄県
- 三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立（1954年琉球列島米国民政府布令第129号）に基づく琉球電力公社が電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するもの 沖縄振興開発特別措置法（昭和46年法律第131号）により設立される沖縄電力株式会社
- 四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国
- 五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次に掲げるもの 国
- イ 引き続き運輸大臣が設置する航空法（昭和27年法律第231号）による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地
- ロ 第一号ロの土地で、この法律の施行の日から起算して1年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設の用に供するもの
- 六 この法律の施行の際沖縄にある航路標識法（昭和24年法律第99号）による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供するもの 国
- 七 この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法（昭和27年法律第180号）による道路を構成する敷地となるもの 国又は地方公共団体
- 2 前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。
- 一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官
- 二 前項第二号に掲げる土地 厚生大臣
- 三 前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣
- 四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣
- 五 前項第五号に掲げる土地 運輸大臣
- 六 前項第六号に掲げる土地 海上保安庁長官
- 七 前項第七号に掲げる土地 建設大臣

- 3 第1項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかな関係人（この法律の施行の日に当該土地又は工作物に関して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。）に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。
- （土地又は工作物の使用に伴う損失の補償）

- 第3条** 前条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。
- 2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（国の会計年度をいう。以下同じ。）に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日（この法律の施行の日の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。）の価格（土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格）によつて算定しなければならない。
- 3 第1項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。
- 4 前条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。
- 5 第3項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第1項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、取用委員会に土地取用法（昭和26年法律第219号）第94条の規定による裁決を申請することができる。
- （原状回復の義務）
- 第4条** 第2条第1項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。
- （政令への委任）
- 第5条** 前三条に定めるもののほか、第2条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただ

資料34 北富士演習場使用協定 (昭和48年4月3日)

北富士演習場の土地を、自衛隊及び米軍が使用することに関し、山梨県知事田辺国男、富士吉田市市長石原茂、山中湖村長高村平治、忍野村長田辺正巳、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合組合長堀内欣吾、北富士演習場対策協議会会長小林昌治 (以下総称して「甲」という。)と防衛庁長官増原恵吉 (以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、本演習場を自衛隊及び米軍が使用することについて、甲及び乙の利害関係を調整し、相互の便誼を図ることを目的とする。

(演習場の使用)

第2条 甲は、本演習場について、防衛庁の管轄管理する演習場として自衛隊が使用するとともに、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第4項(b)の規定に基づき、米軍がこれを使用することを認める。

(演習場の範囲)

第3条 本演習場の範囲は、別図のとおりとする。

(使用条件)

第4条 本演習場を自衛隊が使用する場合は、別紙のとおりとし、米軍が使用する場合は、自衛隊が使用する場合は使用条件と同様とする。

(使用契約等)

第5条 国は、本演習場内土地の使用について、当該土地の所有権者又は借地権者と使用契約を締結する。ただし、山梨県有行政財産の使用については、山梨県知事の使用許可によるものとする。

(周辺整備事業)

第6条 乙は、周辺整備事業については、「北富士演習場の使用に関する措置について」(昭和48年3月30日閣議了解)により定められた方針に基づき実施するものとする。

(協定事項の遵守)

第7条 この協定に定める事項の履行は、信義に従い誠実に行なうものとする。

(その他)

第8条 前各条のほか、この協定の実施に関し、必要な事項については、甲、乙協議のうえ定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、昭和48年4月11日から満5年間とする。ただし、甲、乙協議のうえ当該期間を更新することができる。

附 則

- 1. この協定事項の変更については、甲、乙間の協議によるも

し、第2条第2項及び次項の規定は、公布の日から施行する。(琉球政府行政主席への通知)

- 2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

のとする。

- 2. この協定書は、甲及び乙それぞれ各1通保有する。

昭和48年4月3日

(甲) 山 梨 県 知 事 田 辺 国 男
 富 士 吉 田 市 長 石 原 茂
 山 中 湖 村 長 高 村 平 治
 忍 野 村 長 田 辺 正 巳

富 士 吉 田 市 外 二 ヶ 村
 恩 賜 県 有 財 産 堀 内 欣 吾
 保 護 組 合 組 合 長

北 富 士 演 習 場
 対 策 協 議 会 会 長 小 林 昌 治

(乙) 防 衛 庁 長 官 増 原 恵 吉

立 会 人 富 士 吉 田 市 議 会 長 鈴 木 森 夫

山 中 湖 村 議 会 長 高 村 宗 一

忍 野 村 議 会 長 大 森 勝 朗

富 士 吉 田 市 外 二 ヶ 村
 恩 賜 県 有 財 産 坂 本 貞 夫
 保 護 組 合 議 会 議 長

前 富 士 吉 田 市 外 二 ヶ 村
 恩 賜 県 有 財 産 渡 辺 孝 二 郎
 保 護 組 合 組 合 長

(※別図略)

別 紙

北富士演習場を自衛隊が使用する場合は使用条件

- 1. 本演習場は、通常装備する兵器を使用する地上部隊及びその支援部隊の一般演習及び実弾射撃訓練並びに器材等の集積及び野営のために使用される。ただし、実弾射撃訓練のために設定される弾着区域は原則として国有地内に設定されるものとする。
- 2. 自衛隊は、核兵器、毒ガス及び500キログラムを越える爆発物は、使用しないこととする。また、観測用発煙弾を除き、航空機からの射撃及び爆弾 (爆発しない投下物を除く。) 投下は行なわない。
- 3. 自衛隊は、7月から9月までの間は、小火器を除き、できる限り実弾射撃訓練を制限するものとする。
- 4. 自衛隊は、御殿場口登山道又は須走口登山道を越える実弾射撃は原則として実施しない。ただし、7月から9月までの

間を除いては、山梨県及び関係市村（以下「関係地方公共団体」という。）の同意を得たうえで、前記登山道を越える実弾射撃を実施することができる。

5. 自衛隊は、演習場内に不発弾又はその他の危険物を残置しないように注意する。また、射撃終了の都度、すべての危険物を処理するため、適切な措置を講ずるものとする。
6. 自衛隊は、実弾射撃の実施に際し、住民に対する危険防止のため必要な措置を講ずる。
7. 防衛庁は、自衛隊の演習計画を7日前に関係地方公共団体に通報する。この場合、関係地方公共団体は、遅滞なく行政区域内の住民に周知徹底を図るものとする。
8. 防衛庁は、演習に支障のない限り演習場内の荒廃した森林区域の復元に必要な林業計画（植林、再植林、保育、伐採及び搬出）及び保全事業を実施することを認め、その区域及び期間については現地で協議する。
9. 地元関係者が生業のため立入りできる期日は、次のとおりとし、自衛隊は、この期間中実弾射撃を実施しない。
 - (1) 原則として毎週日曜日

資料35 小松基地周辺の騒音対策に関する基本協定書

防衛施設庁と石川県、小松市、加賀市、松任市、根上町、寺井町、辰口町、川北村及び美川町は小松基地周辺の生活環境の確保を図る上で騒音の防止が極めて重要であることを認識して、小松基地周辺の騒音対策を積極的に推進するため、その基本的事項に関し、下記のとおり協定する。

記

- 1 公害対策基本法第9条に基づく昭和48年12月27日環境庁告示第154号「航空機騒音に係る環境基準について」に従って、公共用飛行場の区分第2種Bについて定められている期間内に速やかに環境基準の達成を期する。

なお、年次計画については、事項に掲げるもののほか、音源対策、運用対策及び周辺対策を総合勘案する必要があるため、引き続き検討し、協議を続けることとする。
- 2 「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」第4条に規定する住宅防音工事及び同法第5条に規定する移転の補償については、現行法令に定める第1種区域及び第2種区域内についてそれぞれ昭和53年度を完了予定とする。
- 3 基地周辺における騒音の測定は、常時実施するものとし、その管理は国、県及び市町村共同で行う。
- 4 前項調査の結果に基づいて、少なくとも年1回騒音コンターの見直しを行う。
- 5 障害防止工事は、国が原因者であるとの認識のもとに実施

(2) 毎年5月から9月までの各月に連続5日間（土曜日及び日曜日を含む。）

(3) (1)及び(2)以外の日において、演習に支障のないときは、防衛庁は、あらかじめ立入り区域を明示し、関係者の立入りを認めるものとする。なお、立入り区域の明示方法については、現地段階で別途協議する。

10. 自衛隊は、演習又は射撃計画を中止又は延期する場合には、この旨に関係地方公共団体に通知し、関係住民の立入りを許可することができる。
11. 軍用道路については、自衛隊の演習に支障のない限り地元の通行を認めるものとする。ただし、定期的に運行される営業用車両の通行はこの限りでない。
12. 滝沢林道については、常時その通行を認めるものとする。ただし、この場合演習に支障を与えないことを条件とする。
13. 自衛隊は、別図に示す演習場内にある公共施設、森林等に損傷を与えないように注意する。また、水源及び水路に汚物を投棄しないように注意する。

するものとし、障害防止の機能回復に必要な施設の更新に要する経費については、国が措置するとともに、維持管理費の拡大に努める。

なお、この項目の具体的な裏付けに関しては、具体的条件の回答でなすものとする。

以上の各項については趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書12通を作成し、記名捺印のうえ各1通を保有するものとする。

昭和50年10月4日

防衛施設庁長官	齋藤一郎	印
石川県知事	中西陽一	印
小松市長	竹内伊知	印
加賀市長	中野巳之吉	印
松任市長	作本博	印
根上町長	森茂喜	印
寺井町長	中田良三	印
辰口町長	松崎従成	印
川北村長	山本堅次	印
美川町長	佐々木浩	印
立会人	衆議院議員 森喜朗	印
	石川県議会議長 米沢外秋	印

第4章 位置境界明確化法の制定～在日米軍駐留経費の負担の開始～飛行場周辺の航空機騒音への対応

資料36 位置境界明確化法政府原案

沖縄県の区域内の駐留軍用地等に関する特別措置法（案）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置（第3条～第15条）
- 第3章 土地の使用の特例（第16条～第26条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この法律は、駐留軍用地等の区域内において大部分の土地の位置境界が明らかでないことにかんがみ、その明確化のための措置を定めるとともに、現に駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供されている沖縄県の区域内の土地で昭和52年5月15日以後引き続きこれらの用に供すべきものの使用について特例を定めるものとする。

（定義）

第2条 この法律において「駐留軍用地等」とは、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律（昭和46年法律第132号）。以下「公用地暫定使用法」という。）の施行の際沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従い駐留軍の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたもの及びこれらの土地が存する市町村の区域内の町又は字（大字を除く。）の区域（以下「字等の区域」という。）内の土地で、これらの土地以外のもの（政令で定めるものを除く。）をいう。

2 この法律において「駐留軍」とは、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

第2章 各筆の土地の位置境界の明確化のための措置

（地図の作成）

第3条 那覇防衛施設局長は、駐留軍用地等の区域、駐留軍用地等に係る市町村の境界及び当該市町村の区域内の町又は字の区域並びに駐留軍用地等に係る道路、河川、用排水路、墳墓、立木竹、石垣、井戸その他の駐留軍用地等について字等の区域内の各筆の土地（その位置境界が、国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査により、又は現地における調査の結果を記載した書面で、その内容について当該字等の区域内の土地の所有者の全員が同意したもの（以下「現地調査書」という。）により明らかとなつている土地（以下「位置境界明確地」という。）を除く。）の位置境界を明らかにするために参考となる物が現に存在し、又は存在した場所を記載した地図を速やかに作成するものとする。

2 那覇防衛施設局長は、前項の地図の作成に当たっては、土地の調査その他の方法により、各筆の土地の位置境界を明らかにするための物その他の資料の発見に努めるものとする。

3 那覇防衛施設局長は、第1項の地図を作成しようとするときは、市町村の境界にあつては沖縄県知事と、市町村の区域内の町又は字の区域にあつては関係市町村長と、それぞれ協議しなければならない。

（地図等の閲覧）

第4条 那覇防衛施設局長は、前条第1項の地図を作成したときは、直ちに、総理府令で定めるところにより、当該地図並びにこれに関する写真及び書面を一般の閲覧に供するとともに、その旨を公告しなければならない。

（地図等の交付の申請）

第5条 駐留軍用地等に係る字等の区域（政令で定めるところによりこれを区分したときは、その区分した区域）ごとに、当該区域内の各筆の土地（位置境界明確地を除く。）の所有者（以下「関係所有者」という。）の過半数の合意により関係所有者のうちからその代表者として定められた者は、那覇防衛施設局長に対し、総理府令で定めるところにより、当該区域に係る第3条第1項の地図並びにこれに関する写真及び書面の交付を申請することができる。

（地図等の交付）

第6条 那覇防衛施設局長は、前条の規定による申請があつたときは、総理府令で定めるところにより、その申請があつた旨その他政令で定める事項を公告するとともに、前条の代表者に対しその申請に係る地図並びに写真及び書面を交付しなければならない。

（関係所有者による各筆の土地の位置境界の確認等）

第7条 関係所有者は、前条の規定により地図並びに写真及び書面が交付されたときは、速やかに、全員の協議により、第五条の区域内の各筆の土地の位置境界を確認するように努めなければならない。

2 関係所有者は、前項の規定による確認前に、全員の協議により定めるところにより、第5条の区域内の土地に関して所有権以外の権利を有する者（以下「関係権利者」という。）の意見を求めなければならない。

3 那覇防衛施設局長は、第1項の協議が円滑に行われるために必要な援助を行うものとする。

第8条 関係所有者は、前条第1項の協議により第5条の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。以下この条において同じ。）が図上において確認されたときは、総理府令で定めるところにより、全員で、那覇防衛施設局長に対し、その旨及び協議の内容を通知するものとする。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る土地及びこれに隣接する土地で第五条の区域内にあるものの所有者に対し、その通知に係る土地の位

置境界を現地に即して確認するため立ち会うべき場所及び期日その他必要な事項を通知しなければならない。

3 前項の規定による通知を受けた者は、正当な理由のある場合を除き、その通知に従い、その場所に立ち会つて、第1項の通知に係る土地の位置境界を現地に即して確認しなければならない。この場合には、那覇防衛施設局長は、その所属の職員を立ち合わせなければならない。

4 那覇防衛施設局長は、前項の規定により土地の位置境界が現地に即して確認されたときは、直ちに、その土地の位置境界を表示した図面及びその土地の地番、所有者その他総理府令で定める事項を記載した書面を作成し、これに、同項の規定により立ち会つた者に署名押印させなければならない。

(那覇防衛施設局長の参考意見)

第9条 関係所有者は、第7条第1項又は前条第3項の規定により土地の位置境界を確認しようとする場合において、必要があると認めるときは、書面をもつて那覇防衛施設局長に対し、当該土地の位置境界について意見を求めることができる。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による要求があつたときは、その要求に係る土地の位置境界について意見を述べることができる。

3 那覇防衛施設局長は、前項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、那覇防衛施設局に置かれる防衛施設地方審議会の意見を聴かなければならない。

(地籍調査に準ずる調査)

第10条 那覇防衛施設局長は、第8条第4項の書面により第5条の区域内の各筆の土地の全部又は一部の位置境界が明らかとなつたときは、速やかに、当該土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地籍に関する測量を行い、その結果を地図及び簿冊に作成しなければならない。

2 前項の地図及び簿冊の様式は、国土調査法第2条第1項第三号の地籍調査に係る地図及び簿冊の例による。

3 国土調査法第7条及び第25条第1項の規定は第1項の規定による調査及び測量について、同法第17条の規定は同項の規定により作成された地図及び簿冊について準用する。

(地図及び簿冊の認証の申請)

第11条 那覇防衛施設局長は、前条第3項において準用する国土調査法第17条第1項の規定により閲覧に供された地図及び簿冊について同項の閲覧期間内に前条第3項において準用する同法同条第2項の規定による申出がないとき、又は同項の規定による申出があつた場合において、その申出に係る事実がないと認めるとき、若しくは前条第3項において準用する同法同条第3項の規定により修正を行つたときは、速やかに、同法第19条第5項の国土調査の成果としての認証を申請しなければならない。

(地図及び簿冊の保管等)

第12条 那覇防衛施設局長は、国土調査法第19条第5項の規定による指定があつたときは、その指定に係る地図及び簿冊を保管し、一般の閲覧に供しなければならない。

2 那覇防衛施設局長は、前項の地図及び簿冊の写しを沖縄県知事及び関係市町村長に送付しなければならない。

(他人の土地への立入り)

第13条 那覇防衛施設局長は、第3条第1項の地図の作成並びに第10条の規定による調査及び測量のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(土地の立入りに伴う損失の補償)

第14条 那覇防衛施設局長は、前条第1項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、那覇防衛施設局長と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しないときは、那覇防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

(国の責務)

第15条 政府は、駐留軍用地等の区域内における各筆の土地の位置境界の明確化のための措置が早期にかつ適切に行われるよう所要の施策を講ずるよう努めるものとする。

第3章 土地の使用の特例

(土地の使用の特例)

第16条 公用地暫定使用法第2条第1項第一号に掲げる土地で、引き続き駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供しているものを昭和52年5月15日以後引き続きそれぞれ駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある場合において、その土地をこれらの用に供することが適正かつ合理的であるときは、この章の定めるところにより、これを使用することができる。ただし、この法律の施行の際国土調査法第2条第1項第三号の地籍調査若しくはこれに準ずる調査又は現地調査書により次の各号に掲げる事項が明らかとなつていときは、当該各号に定める土地については、この限りでない。

一 駐留軍の用に供している土地については、各筆の土地の位置境界（隣接する土地の間の境界について争いがある場合には、当該境界を除く。次号において同じ。） 当該各筆の土地

二 自衛隊の部隊の用に供している土地については、一体としてその用に供する土地の区域内のすべての筆の土地の位置境界 当該区域内の土地

2 国は、この章の規定により使用することができる土地については、この章の規定による使用の開始後であつても、当該土地の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用することとなるよう努めなければならない。

(認定の申請)

第17条 那覇防衛施設局長は、この章の規定により土地を使用しようとするときは、駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供する必要がある土地の区域（前条第1項各号に掲げる土地の区域を除く。）で使用しようとする土地に係るものその他総理府令で定める事項を記載した使用認定申請書を防衛施設庁長官及び防衛庁長官を通じ内閣総理大臣に提出し、その認定を受けなければならない。

2 前項の使用認定申請書には、第19条の規定により提出された意見書を添付しなければならない。

(使用の公告)

第18条 那覇防衛施設局長は、前条第1項の認定を受けようとするときは、総理府令で定めるところにより、同項の使用認定申請書に記載しようとする土地の区域を公告するとともに、その区域を表示した図面を公告の日から30日間公衆の縦覧に供しなければならない。

(意見の申出)

第19条 前条の規定による公告に係る区域内の土地を駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供することについて利害関係を有する者は、その公告のあつた日から30日以内に、那覇防衛施設局長に対し、意見書を提出することができる。

(使用の認定)

第20条 内閣総理大臣は、第17条第1項の規定による申請に係る区域内の土地の使用が第16条第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、遅滞なく、当該区域内にある土地の使用の認定をしなければならない。

(防衛施設中央審議会への諮問)

第21条 内閣総理大臣は、前条の認定に関する処分を行おうとするときは、あらかじめ、防衛施設中央審議会の意見を聴かななければならない。

(関係行政機関の意見聴取)

第22条 内閣総理大臣は、第20条の認定に関する処分を行おうとする場合において、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の意見を求めることができる。

2 関係行政機関の長は、第20条の認定に関する処分について、内閣総理大臣に意見を述べることができる。

(使用の認定に関する処分の通知及び告示)

第23条 内閣総理大臣は、第20条の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知するとともに、その認定に係る区域及びその区域内の土地の用途並びにその区域を表示した図面の縦覧場所を官報で告示しなければならない。

2 那覇防衛施設局長は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その通知に係る区域及び用途を、この章の規定により使用しようとする土地の所有者及び関係権利者に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第20条の認定を拒否したときは、遅滞なく、その旨を那覇防衛施設局長に書面により通知しなければならない。

(土地の使用)

第24条 昭和52年5月15日前に前条第1項の規定による告示

があつたときは、国は、その告示に係る区域内にある土地を、同日から当該土地について権原を取得するまでの間、駐留軍又は自衛隊の部隊の用に供するため使用することができる。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

一 第8条第4項の書面により、その土地に関して、第16条第1項各号に掲げる事項が明らかとなつた場合において、その明らかとなつた日から3月内に日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号。以下この条において「駐留軍用地特措法」という。）第4条の使用若しくは取用の認定の申請又は土地収用法第16条の事業の認定の申請がなされなかつたとき。

二 駐留軍用地特措法又は土地収用法の規定により、その土地に関して、使用若しくは取用の認定若しくは事業の認定が拒否され、事業認定申請書が却下され（前号の期間内に却下された場合を除く。）、取用若しくは使用の裁決の申請が却下され、又は使用若しくは取用の認定、事業の認定若しくは権利取得裁決が失効したとき。

2 前項第一号の期間内に同号に規定する申請をすることが著しく困難であると認められる事情がある場合において、内閣総理大臣が、その事情を考慮して別の期間を定め、同号の期間の満了前に、その別の期間を官報で告示したときは、その期間を同号の期間とみなす。

(損失の補償)

第25条 国は、前条第1項の規定により土地を使用することによつてその所有者及び関係権利者が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度（国の会計年度をいう。以下この条において同じ。）に係る分をその年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償の額は、各年度に係る分について、その年度の開始する日（前条第1項の規定による使用を開始する日の属する年度にあつては、その使用を開始する日）における近傍類地の地代及び借賃等を考慮して算定した価格によつて算定しなければならない。

3 第1項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について那覇防衛施設局長と前条第1項の規定により国が使用する土地の所有者及び関係権利者とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 那覇防衛施設局長は、前条第1項の規定により国が使用する土地の所有者又は関係権利者の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第3項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、那覇防衛施設局長又は前条第1項の規定により国が使用する土地の所有者若しくは関係権利者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請するこ

とができる。

(原状回復の義務)

第26条 国は、第24条第1項の規定により使用する土地を駐留軍若しくは自衛隊の部隊の用に供する必要がなくなつたとき、又は同項ただし書の規定により当該土地を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、その土地をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、その土地を原状（公用地暫定使用法第2条第1項の規定による使用の開始の時の原状をいう。以下この条において同じ。）に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(この法律の施行前の行為についての経過措置)

2 この法律の施行前に那覇防衛施設局長又は駐留軍用地等の所有者がした行為で、第3条、第5条、第6条、第7条第1項若しくは第2項又は第8条第1項から第3項までの規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりされたものとみなす。この場合において、この法律の施行前に第8条第1項の規定による通知に相当する通知があつたときは、第4条又は第6条の規定による公告は、することを要しない。(この法律の施行の際位置境界が明らかな土地についての措置)

3 この法律の施行の際駐留軍用地等の区域内の土地で、現地調査書によりその位置境界が明らかとなつていものについては、第10条から第14条までの規定を準用する。ただし、当該現地調査書に記載された現地調査の結果に基づき土地の表示に関する登記がされた土地については、この限りでない。

(防衛庁設置法の一部改正) (略)

資料37 合同委員会合意 (発表)

在日米軍従業員の労務問題について

昭和52年12月22日

外務省・防衛施設庁

在日米軍従業員の労務問題に関し、昭和52年12月22日の第380回日米合同委員会において次のように合意された。

在日米軍従業員の雇用の安定は、これら従業員の雇用に係わる経費の増大に伴う財政上の困難によって影響を受けてきているところ、かかる雇用の安定を確保するために、

1 日本政府は、所要の予算について国会の承認が得られることを条件として、昭和53年4月1日以降に発生する次の経費を負担することに同意する。

- (1) 法定福利費
- (2) 任意福利費
- (3) 管理費

2 米国政府は、従業員の福祉に十分な考慮を払って、現行の賃金あるいは他の労働条件を切り下げることなく、昭和52年度の在日米軍従業員の給与改定が国家公務員と同時同率で円滑に実施されることにつき日本政府に同意する。

良好な労務関係維持のため、米国政府は、将来在日米軍従業員の給与改定を右と同様の考慮を払って実施するよう努力することにつき日本政府に同意する。

3 (略)

在日米軍労務費問題について

昭和53年12月28日

外務省・防衛施設庁

在日米軍労務費問題に関し、在日米軍従業員の雇用の安定を確保するため、また、米側の財政的困難を緩和し、もって日米安保体制の円滑な実施を確保するために、現行の地位協定の枠内で米側の労務費負担の軽減を図り得る余地があるか否かにつき種々協議検討が重ねられてきたところ、昭和53年12月28日の第404回日米合同委員会において、次のように合意された。

昭和54年4月1日以降の在日米軍従業員の労務の提供に関し、米側は、在日米軍従業員の給与につき国家公務員の給与に相当するものを基本労務契約、諸機関労務協約及び船員契約の下で負担し並びに給与改定を国家公務員と同時同率で実施するとの米国政府の立場を保証し、日本側は、右の米側の負担を前提として引き続き労務の提供を行うこととする。

(略)

他方、日本側としては、所要の政府予算が編成され、かつ、国会の承認が得られることを条件として、地位協定第24条の規定の下における最大限の措置として昭和54年4月1日以降次の経費を日本国政府が負担するとの結論を表明した。

- (1) 格差給
- (2) 語学手当
- (3) 退職手当のうち国家公務員の水準を上回る部分
- (4) 格差給及び語学手当の他の諸手当への算入分

(略)

第5章 日米防衛協力の進展と基地問題

資料38 日米共同訓練に関する協定書

航空自衛隊小松基地を使用して日米共同訓練が実施されることに関し、名古屋防衛施設局長と小松市長との間に下記のとおり協定する。

記

- 1 小松基地を日米共同訓練のため一時的に米軍に使用させるが、これを契機に恒久的に米軍基地にはしない。
- 2 日米共同訓練の期間は、年約4回、年間合計約4週間とする。
- 3 日米共同訓練に伴う米軍航空機の運用については、昭和

50年10月4日、名古屋防衛施設局長と小松市長との間で締結した協定書の関連条項を遵守する。

以上の条項については、趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書3通を作成し、記名捺印の上、各1通を保有するものとする。

昭和57年9月24日

当事者 名古屋防衛施設局長
小松市長

立会人 小松市議会議長

資料39 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（昭和62年条約第2号）

改正 昭和63年6月1日条約第四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定をここに公布する。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定

日本国及びアメリカ合衆国は、

共に1960年1月19日にワシントンで署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約及び日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下「地位協定」という。）に基づき日本国に維持されている合衆国軍隊（以下「合衆国軍隊」という。）は、日本国の安全並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与していることを確認し、

合衆国軍隊又は地位協定第15条1(a)に定める諸機関のために労務に服する労働者で日本国が雇用するもの（以下「労働者」という。）の安定的な雇用は、合衆国軍隊の効果的な活動に資するものであることを認め、

両国を取り巻く最近の経済情勢の変化が、労働者の安定的な雇用を損なうおそれがあることに留意し、

労働者の安定的な雇用の維持を図り、もつて合衆国軍隊の効果的な活動を確保するため、合衆国軍隊を維持することに伴う経費の負担の原則を定める地位協定第二十四条についての特別の措置を講ずることが必要であることを認めて、

次のとおり協定した。

第1条

日本国は、この協定が効力を有する期間、労働者に対する次の手当の支払に要する経費の一部を、当該経費の2分の1に相当する金額を限度として負担する。

- (a) 調整手当、扶養手当、通勤手当及び住居手当
- (b) 夏季手当、年末手当及び年度末手当
- (c) 退職手当

第2条

日本国は、同国の会計年度ごとに、第1条の規定に基づいて負担する経費の具体的金額を決定し、当該決定をアメリカ合衆国に対し速やかに通報する。

第3条

日本国及びアメリカ合衆国は、この協定の実施に関するすべての事項につき、地位協定第25条1に定める合同委員会を通じて協議することができる。

第4条

この協定は、日本国及びアメリカ合衆国によりそれぞれの国内法上の手続に従つて承認されなければならない。この協定は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、1992年3月31日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、署名のために正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1987年1月30日に東京で、ひとしく正文である日本語及び英語により本書2通を作成した。

日本国のために

倉成 正

アメリカ合衆国のために

マイケル・J・マンズフィールド

資料40

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての合意された議事録（昭和62年6月1日外務省告示第296号）

昭和62年1月30日に東京で日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定が署名された際、同協定に関する次の合意された議事録の署名が行われた。

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定についての合意された議事録

日本国及びアメリカ合衆国のそれぞれの代表者は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関

する協定第二十四条についての特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）第1条の交渉に関連し、次のとおり記録することに合意した。

- 1 協定第1条に掲げる手当には、協定の効力発生の際日本国による負担の対象となつている部分を含まないことが確認される。
- 2 協定第1条(c)の「退職手当」には、人員整理のため合衆国軍隊又は地位協定第15条1(a)に定める諸機関により解職される労働者及び業務上の就労不能又は業務上の傷病による死亡により雇用が終了する労働者に対する退職手当を除くすべての退職手当を含むことが確認される。

1987年1月30日に東京で

日本国のために

倉成 正

アメリカ合衆国のために

マイケル・J・マンスフィールド

第6章 NLP問題への対応と沖縄県の施設・区域の整理・統合への取組

資料41 北富士演習場内国有入会地の使用に関する協定（昭和63年3月31日）

北富士演習場使用協定（昭和58年4月8日締結。以下「原協定」という。）により北富士演習場の国有入会地を自衛隊（米軍を含む。以下同じ。）が使用することについて、防衛施設庁長官を甲として、富士吉田市外二ヶ村恩賜県有財産保護組合長を乙として、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、北富士演習場の国有入会地（以下「入会地」という。）を自衛隊が演習に使用することと地元関係住民が入会のため使用することについて、甲及び乙との利害関係を調整し、相互の便宜を図ることを目的とする。

（入会地の表示）

第2条 この協定の対象となる入会地は、別図第1のとおりとする。

（入会慣習の確認）

第3条 甲は、入会地に地元関係入会住民（以下「入会住民」という。）が旧来から有する入会慣習を確認し、これを将来にわたって尊重する。

（入会行為を行う者の範囲）

第4条 入会行為を行う者は、乙の組合を構成する住民のうち、前条の入会慣習を有する者とする。

（入会行為）

第5条 入会行為は、次の各号に定めるものをいう。

(1) 林野雑産物の採取

(2) 入会地及び入会道の保護管理

2 前項第1号にいう林野雑産物の種目は、草、粗朶、葉草、山野菜、萱、生花材料、盆栽用樹木、山果実その他入会住民が旧来から有する入会慣習に基づき採取しているものをいう。

3 第1項第二号に定める保護管理とは、野火つけ、芽掘り、防火帯の設定及び整備並びに入会地、入会道及び林野雑産物の保全等に必要作業をいう。

（入会地及び入会道の保護管理）

第6条 甲は、自衛隊の演習実施に当たり、入会地及び入会道の保護管理に注意しなければならない。

（入会のための道路の利用）

第7条 甲は、入会住民が入会のために利用する慣習上の道路については、消長のあることに留意しつつ、当該道路の利用と次項に定める施設道路の利用との整合に配慮するものとする。

2 甲は、別図第2に示す施設道路について、自衛隊の使用に支障のない限り、入会住民が入会のために利用することを認めるものとする。

3 自衛隊は、前項に定める施設道路について、その整備に努めるものとする。

（補償）

第8条 甲は、自衛隊の行為に起因して入会住民が受けた損失については、乙と協議の上、別に定めるところにより、これ

を補償する。

（使用条件の同意）

第9条 甲及び乙並びに乙の入会住民は、演習場を自衛隊が使用することについて、原協定の使用条件及び付帯の「使用条件の運用及び解釈」（昭和58年4月8日）を確認し、演習場を円滑に使用することに同意する。

（権利移転の制限）

第10条 甲又は乙並びに乙の入会住民は、この協定に定める権利を第三者に譲渡してはならない。

（使用目的終了に伴う措置）

第11条 入会地を処分する場合は、乙の意見を徴する。

（生活安定対策）

第12条 甲は、入会住民の生活安定に寄与する施策について、原協定第6条の規定に沿い、関係地方公共団体と協議の上、その実施に努めるものとする。

（構築物の設置）

第13条 甲は、入会地に新たに構築物を設置する場合は、あらかじめ乙に通知し、意見を聴取するものとする。

（協定事項の遵守）

第14条 この協定に定める事項については、信義に従い誠実に履行するものとする。

2 この協定事項に関し、重大な違背行為があったと認められるときは、甲乙協議して速やかに改善に努めるものとする。

（有効期間）

第15条 この協定の有効期間は、昭和63年4月1日から昭和68年3月31日までとする。ただし、甲乙協議の上、当該期間を更新することができる。

（協定事項の変更等）

第16条 この協定事項の変更又は協定に定めのない事項については、甲乙協議により速やかに解決するものとする。

附 則

この協定書は、甲、乙及び立会人においてそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

昭和63年3月31日

甲 防衛施設庁長官 友藤一隆 ㊟

乙 富士吉田市外二ヶ村恩賜
県有財産保護組合組合長 梶原知之 ㊟

立会人 北富士演習場対策協議会会長 八巻恭介 ㊟

富士吉田市外二ヶ村恩賜県有
財産保護組合会議長 佐藤 静 ㊟

富士吉田入会組合連合会長 和田宗三 ㊟

(旧六ヶ村入会組合)

山中湖村旧三村入会組合連合会長 高村不二義 ㊟

忍草入会組合長 天野 圭 ㊟

新屋入会組合長 堀内和佑 ㊟

(※別図省略)

資料42 沖縄における在日米軍施設・区域の整理・統合について

平成2年6月19日
外務省
防衛施設庁

1、日米双方は、昭和63年（1988年）夏以降合同委員会の場において、沖縄における在日米軍施設・区域の整理・統合問題について検討を行ってきた。

2、本件検討作業は、西銘沖縄県知事が同年4月米国政府に対し行った要請を踏まえ開始されたことから、まず同知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望を対象とする（以下県知事案）とともに第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち未だ実施されていないものについての実施上の問題（以下安保協事案）を検討した。又、より広い視野で整理・統合の可能性を検討するとの観点から、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望の実現可能性（以下軍転協事案）についても併せ検討した。

更に、沖縄における施設・区域のうち米側が、返還可能としたものも今般の報告の中に盛り込まれている（以下米側事案）。

3、合同委員会は本6月19日、下部機構である施設調整部会におけるこれまでの検討作業の結果についての報告を了承した。（本報告の概要は別表のとおり。）

なお、本報告は、あくまで日米双方の検討作業の結果、現時点において返還に向けて日米双方で所要の調整・手続きを進めることが確認された事案をとりまとめたものであり、その実施にあたっては、今後更に、合同委員会における施設・区域に係る調整・手続きを経る必要がある。

4、別表に示されたもの以外の県知事案、及び安保協事案は、今後日米間で引き続き検討を行っていくことになるところ、かかる検討に際しては、必要に応じ軍転協事案についても併せ検討されることとなる。

別表

返還に向けて日米双方で所要の調整・手続きを進めることが確認されたものは以下の23事案である。

なお、本表における移設条件付とは、返還にともない現有施設を現存施設・区域内へ移設することであるが、右移設条件には、返還により当然移設することになる境界柵、場周道路等の移設は含めていない。

- 1、北部訓練場
（安保協事案）
県道名護国頭線以南の一部。（約2,634千m²、但し、軍転協事案と重複する。）
- 2、北部訓練場
（軍転協事案）
国頭村地区及び東村地区。（約4,504千m²）
- 3、八重岳通信所
（安保協事案）
八重岳通信所の南側部分。（移設条件付）（約113千m²、

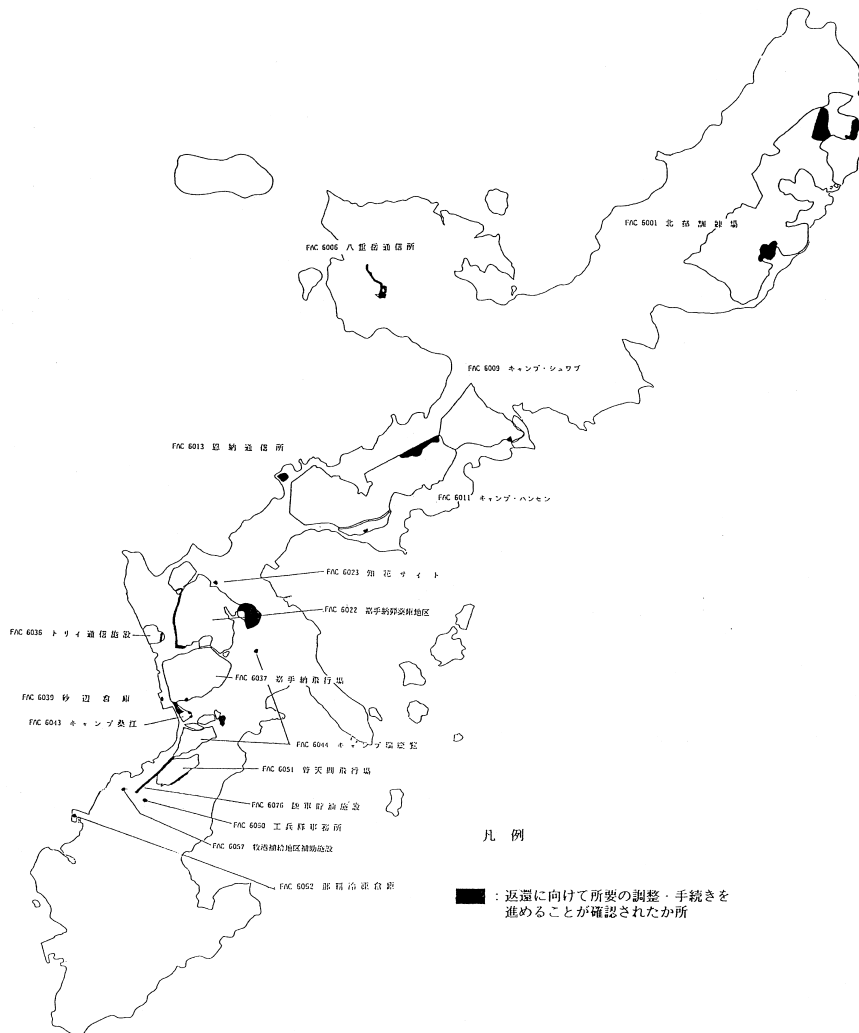
但し、安保協事案部分（約50千m²）に北側部分を加えたもの。）

- 4、キャンプ・シュワブ
（安保協事案）
国道329号沿いの一部。（約17千m²）
- 5、キャンプ・ハンセン
（安保協事案）
東支那海側斜面の一部。（約1,619千m²）
- 6、キャンプ・ハンセン
（軍転協事案）
金武町内の一部。（移設条件付）（約34千m²）
- 7、恩納通信所
（県知事案）
恩納通信所の全部。（移設条件付）（約631千m²）
- 8、恩納通信所
（安保協事案）
恩納通信所東側部分。（約260千m²、但し、県知事案と重複する。）
- 9、嘉手納弾薬庫地区
（安保協事案）
国道58号沿い東側部分（約445千m²）
及び旧東恩納弾薬庫地区。（移設条件付、泡瀬ゴルフ場の代替地部分を除く。）（泡瀬ゴルフ場の代替地面積未定のため返還面積未定）
（安保協事案）
南西隅部分。（約182千m²）
- 10、嘉手納弾薬庫地区
（軍転協事案）
嘉手納バイパス計画部分。（約6千m²）
- 11、知花サイト
（米側事案）
知花サイトの全部。（約1千m²）
- 12、トリイ通信施設
（軍転協事案）
嘉手納バイパス計画部分。（約20千m²）
- 13、嘉手納飛行場
（軍転協事案）
嘉手納飛行場南側の一部。（移設条件付）（約24千m²）
- 14、砂辺倉庫
（米側事案）
砂辺倉庫の全部。（約3千m²）
- 15、キャンプ桑江
（安保協事案）
国道58号沿い及びキャンプ桑江東側部分2ヶ所。（約122千m²、但し、軍転協事案と約120千m²重複する。）
- 16、キャンプ桑江
（軍転協事案）
キャンプ桑江北側部分（移設条件付）及び東側部分1ヶ所。（約353千m²）

- 17、キャンプ瑞慶覧
(県知事事案)
泡瀬ゴルフ場。(嘉手納弾薬庫地区内旧東恩納弾薬庫地区への移設条件付)(約448千m²)
- 18、キャンプ瑞慶覧
(軍転協事案)
地下通信用マンホールとそれに付属する防護用建物の所在する部分。(移設条件付)(約0.2千m²)
- 19、普天間飛行場
(軍転協事案)
東側沿いの土地。(約42千m²)
- 20、牧港補給地区補助施設
(米側事案)
牧港補給地区補助施設の全部。(嘉手納飛行場への移設条件付)(約1千m²)
- 21、工兵隊事務所
(安保協事案)
工兵隊事務所の全部。(移設条件付)(約45千m²)
- 22、那覇冷凍倉庫
(安保協事案)
那覇冷凍倉庫の全部。(嘉手納飛行場への移設条件付)(約0.1千m²)
- 23、陸軍貯油施設
(県知事事案)
浦添・宜野湾市間のPOL送油管区域。(約43千m²)

(参考)

沖縄における施設・区域の調整状況



第7章 池子米軍家族住宅の建設と沖縄の基地問題への取組の進展

資料43 池子弾薬庫における米軍家族住宅建設に係る条件の実現について（要請）

59 返発第608号
昭和59年6月5日

防衛施設庁長官 塩田 章 殿

返子市長 三島 虎 好 宛

池子弾薬庫における米軍家族住宅建設に係る条件の実現について（要請）

日頃、本市行政の運営に関し、ご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、池子弾薬庫については、ご案内のようにふるさとの森としての国営自然大公園の誘致を目指し、県、市ともども繰り返し返還運動を展開してきたところであります。

しかし、かねてから協力要請のありました同弾薬庫への米軍家族住宅の建設について、昨年7月20日横浜防衛施設局長よりその適地である旨申入れを受けました。

以来、本職は市政及び市民生活に及ぼす諸問題を深く憂慮し、全市をあげて協議に協議を重ね、諸般の事情を大局の見地に立つて慎重に検討した結果、本案件については、別紙のとおり条件を付して協力する旨横浜防衛施設局長へ回答致しました。

これからも住宅建設地以外の残余の土地の返還と国営自然大公園を誘致する運動は引き続き強力に推進していく所存であります。今後、貴職においても上述のごとき経緯及び市民の要望と感情をよく理解し、早期に条件の誠意ある履行、実現が図られるよう強く申し入れるものであります。

記

1 一般的事項について

- (1) 弾薬庫施設の再使用禁止と施設名の変更をすること。
- (2) 国営自然大公園の実現を図ること。
- (3) 県環境影響評価条例と市開発指導要綱を厳守すること。
- (4) 住宅建設戸数の限度を遵守すること。
- (5) 基地関係交付金を増額し、その概算額を提示すること。
- (6) 地域経済振興について配慮すること。
- (7) 関係住民の募参を実現すること。
- (8) 日米親善を深めるため、施設区域周辺の環境整備について特段の配慮をすること。

2 施設区域内に地域医療構想に基づく医療機関の建設と用地の確保について

本市は、総合病院及び地域救急医療施設が十分でなくこの設置を願う市民の要望が非常に強いので、当面これらの建設用地を確保すること。

3 スポーツ、レクリエーション、文化施設等の建設と用地の確保について

- (1) スポーツ、レクリエーション施設を建設すること。

- (2) 総合体育館と文化会館を建設すること。
 - (3) 池子、久木両地区公民館の建設と用地を確保すること。
- #### 4 治水対策について
- (1) 池子川、田越川水系全体の治水対策に対処しうる大規模な調整池を設置すること。
 - (2) 施設区域内河川の管理と区域外河川の整備をすること。
- #### 5 自然環境等の保全及び保存について
- (1) 地形変更を極力抑え、建築物の高さは市で示す制限を厳守すること。
 - (2) 自然景観の保全と文化財、遺跡等の発掘、保存を図ること。
- #### 6 汚水処理、ごみ処理について
- 汚水処理、ごみ処理施設の建設と処理は、本来、国の責任において行うのが原則であるが、本市町づくりの観点から別に示す条件に基づいて、市の処理施設で処理すること。
- #### 7 交通関連施設について
- (1) 都市計画道路新宿久木桜山線のうち、施設区域内の道路を整備すること。
 - (2) 久木中小学校共同運動場への近道の建設と用地を確保すること。
 - (3) 施設区域内道路の整備と横浜横須賀道路への接続道路を建設すること。
 - (4) 鉄道との立体交差化を図ること。
 - (5) 施設区域内にバイパス道路を建設すること。
 - (6) 池子地域周辺の安全対策を図ること。
 - (7) 京急神武寺駅の安全対策を図ること。
- #### 8 治安対策等について
- (1) 住宅建設工事に伴う治安対策に、万全を図ること。
 - (2) 米軍人家族居住後の治安と風紀対策に、万全を図ること。
- #### 9 防災について
- (1) ヘリポート施設の共同使用を措置すること。
 - (2) 広域避難場所の共同使用を措置すること。
- #### 10 消防施設の設置について
- (1) 常備消防を設置すること。
 - (2) 消防水利施設を設置すること。
 - (3) 消防避難設備を設置すること。
 - (4) 消防訓練場の共同使用を措置すること。
- #### 11 その他
- 今後、新たに提示する条件についても遵守、その実現に努力すること。

資料44 いわゆる「三者合意」

合 意 書

防衛施設庁、逗子市及び神奈川県は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の米軍家族住宅をめぐる懸案の円満な解決のため、本住宅建設事業に係る逗子市要請事項につき協議を進めてきたところ、次のとおり合意した。

1. 防衛施設庁は、平成7年度予算により建設を予定している低層住宅146戸のうち、108戸を高層化し、東側地区の緑地の拡大を図る。
2. 本施設の返還は難しい現状にあるが、将来返還された場合には、逗子市を含めた関係諸機関で意見を調整し、緑の保全その他土地利用に関する諸条件にも配慮し、適切な利用計画を策定する。

防衛施設庁は、本施設の米国への提供にあたって、施設・区域内の緑地の現況保全に配慮する。

3. 防衛施設庁は、逗子市要望のいわゆる33項目について、次によるほか、将来必要が生じたとき、昭和59年の横浜防衛施設局長回答を基本とし、事情の変更を考慮しつつ対応する。

防衛施設庁は、施設・区域入口から久木地区方面への進入路以西の運動施設の逗子市民による利用につき、米国政府及び逗子市とその使用形態を協議の上、必要な措置をとる。

防衛施設庁は、久木小中学校共同運動場への近道を確保するため、米国政府及び逗子市とその具体的位置等につき協議の上、必要な措置をとる。

施設・区域内から排出されるごみについては、施設・区域内において分別されたものを、逗子市は、同市の焼却場において処理する。

施設・区域内から排出される汚水については、施設・区域内において一次処理されたものを、逗子市は、同市の下水処理場において処理する。

逗子市及び神奈川県は、ごみ及び汚水の処理に必要な事務を遅滞なく行う。

4. 防衛施設長は、シロウリガイ類化石及び文化財の一部を施設・区域内において保管・展示するため、逗子市及び神奈川県の協力を得て必要な措置をとる。
5. 地域社会における日米の良好な関係の形成と親善交流の促進のため、逗子市、在日米軍、防衛施設庁及び神奈川県による協議機関を設ける。

平成6年11月17日

防衛施設庁長官 宝珠山 昇 印
逗子市長 澤 光代 印
神奈川県知事 長洲 一二 印

資料45 SACO中間報告（仮訳）（1996年4月15日）

池田外務大臣
白井防衛庁長官
ペリー国防長官
モンデール駐日大使

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、1995年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により合意された。すなわち、日米双方は、日米安保条約及び関連取決の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することに合意した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされている。

SACOは、日米合同委員会とともに作業しつつ、一連の集中的かつ綿密な協議を行ってきた。これらの協議の結果、SACO及び日米合同委員会は、これまでに騒音軽減のイニシアティブ及び運用の方法の調整などの地位協定に関連する事項に対処するためのいくつかの具体的な措置を公表した。

本日、SCCにおいて、池田大臣、白井長官、ペリー長官及びモンデール大使は、これまでにSACOにおいて行われてきた協議に基づき、いくつかの重要なイニシアティブに合意した。

これらの措置は、実施されれば、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持しつつ、沖縄県の地域社会に対する米軍の活動の影響を軽減することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積は、約20パーセント減少すると見積もられる。

SCCは、これらの措置を遅滞なく、適時に実施することの重要性を強調し、SACOに対し、1996年11月までに、具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。米軍の活動の沖縄に対する影響を最小限にするため、日本国政府及び米国政府は以下を実施するため協力する。

土地の返還

－普天間飛行場を返還する。

今後5～7年以内に、十分な代替施設が完成した後、普天間飛行場を返還する。施設の移設を通じて、同飛行場の極めて重要な軍事上の機能及び能力は維持される。このためには、沖縄県における他の米軍の施設及び区域におけるヘリポートの建設、嘉手納飛行場における追加的な施設の整備、KC-130航空機の岩国飛行場への移駐（騒音軽減イニシアティブの実施を参照。）及び危険に際しての施設の緊急使用についての日米共同の研究が必要となる。

－海への出入りを確保した上で北部訓練場の過半を返還する。

－米軍による安波訓練場（陸上部分）の共同使用を解除する。

－ギンバル訓練場を返還する。

施設は沖縄県における他の米軍の施設及び区域に移設する。

－楚辺通信所を返還する。

今後5年の間にキャンプ・ハンセン（中部訓練場）に新たな通信所が建設された後に楚辺通信所を返還する。

－読谷補助飛行場を返還する。

パラシュート降下訓練は、移転する。

－キャンプ桑江の大部分を返還する。

海軍病院及びキャンプ桑江内のその他の施設を沖縄県における他の米軍の施設及び区域に移設する。

－瀬名波通信施設を返還する。

瀬名波通信施設及びこれに関連する施設をトリイ通信所及び沖縄県における他の米軍の施設及び区域に移設し、土地の返還を可能にする。

－牧港補給地区の一部を返還する。

国道58号に隣接する土地を返還する。

－住宅地区の統合により土地を返還する。

沖縄県における米軍住宅地区を統合するための共同計画を作成し、それによって、キャンプ桑江（レスター）及びキャンプ瑞慶覧（フォスター）を含む古い住宅地区の土地の相当な部分の返還を可能にする。

－那覇港湾施設の返還を加速化する。

浦添に新たな港湾施設を建設し、那覇港湾施設の返還を可能にする。

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取りやめる。但し、危機の際に必要な砲兵射撃は除く。155ミリ実弾砲兵射撃訓練は日本本土に移転する。

－パラシュート降下訓練を伊江島に移転する。

－沖縄県の公道における行軍を取りやめる。

資料46 SACO最終報告（仮訳）（平成8年12月2日）

池田外務大臣
久間防衛庁長官
ペリー国防長官
モンデール駐日大使

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取決の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密

騒音軽減イニシアティブの実施

－日米合同委員会によって公表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意を実施する。

－KC-130（ハーキュリーズ）航空機を移駐し、その支援施設を移設し、また、AV-8（ハリアー）航空機を移駐する。

現在普天間飛行場に配備されているKC-130航空機を岩国飛行場に移駐し、その支援施設を岩国飛行場に移設するとともに、ほぼ同数のハリアー航空機を米国へ移駐する。

－嘉手納飛行場における海軍のP-3航空機の運用及び支援施設を海軍駐機場から主要滑走路の反対側へ移転し、MC-130航空機の運用を海軍駐機場から移転する。

－嘉手納飛行場に新たな遮音壁を設置する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－米軍航空機の事故についての情報を適時に提供するための新たな手続を確立する。

－日米合同委員会の合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入りについてのガイドラインを再点検し、公表する。

－米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。

－任意自動車保険に関する教育計画を拡充する。

－検疫に関する手続を再点検し、公表する。

－キャンプ・ハンセンにおける使用済み弾薬類の除去についてのガイドラインを公表する。

日米双方は、米軍のレクリエーション施設を含め、追加的な事項につき引き続き検討することに合意した。

な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ペリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、1年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結果を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの堅い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、

あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を継続すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議(SSC)が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

－普天間飛行場 付属文書のとおり

－北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半(約3,987ヘクタール)を返還し、また、特定の貯水池(約159ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地(約38ヘクタール)及び水域(約121ヘクタール)を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

－安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場(約480ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除し、また、水域(約7,895ヘクタール)についての米軍の共同使用を解除する。

－ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場(約60ヘクタール)を返還する。

－楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所(約53ヘクタール)を返還する。

－読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場(約191ヘクタール)を返還する。

－キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分(約99ヘクタール)を返還する。

－瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設(約61ヘクタール)を返還する。ただし、マイクロ・ウエーブ塔部分(約0.1ヘクタール)は、保持される。

－牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地(約3ヘクタール)を返還する。

－那覇港湾施設

浦添埠頭地区(約35ヘクタール)への移設と関連して、那覇港湾施設(約57ヘクタール)の返還を加速化するため最大限の努力を共同で継続する。

－住宅統合(キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧)

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。(キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の項の返還面積に含まれている。)

訓練及び運用の方法の調整

－県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

－パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

－公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

－嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既の実施されている。

－KC-130ハーキュリーズ航空機及びAV-8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC-130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV-8航空機の移駐は完了した。

－嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC-130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC-130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

－嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

－普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

－事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとする米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に関係する全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

－日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

－米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

－米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

－任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、

米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

－請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条第6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。

・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。

・米国政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

－検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

－キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

－日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関する SACO 最終報告（仮訳）（この文書は、SACO 最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（於 東京 平成8年12月2日）

1. はじめに

(a)平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンテール大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち（1）ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、（2）キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに（3）海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。

(b)平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたとき

には撤去可能なものである。

(c)SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

(a)海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機

の運用をも支援する能力を有する。

- (b)岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c)現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d)危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e)今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a)普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b)普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短い同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、現存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c)海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、棧橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d)海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な

燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。

- (e)日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f)日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」(TSG)は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザリー・グループ」(TAG)の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a)杭式棧橋工法（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
- (b)箱（ボンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c)半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

- (a)FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b)FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。
- (c)FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料47 沖縄に関する特別行動委員会の最終報告に盛り込まれた措置の実施の促進について (平成8年12月3日閣議決定)

- 1 政府は、平成8年4月15日に日米安全保障協議委員会が了承した沖縄に関する特別行動委員会の中間報告を踏まえた本年4月16日の閣議決定「沖縄県における米軍の施設・区域に関連する問題の解決促進について」に基づき、日米間で真剣な協議を継続するとともに、所要の措置を講じてきたところである。
- 2 昨日、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会を開催し、特別行動委員会の最終報告を了承した。

また、この最終報告に盛り込まれた措置に係る両国間の調整は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議で定められる方針に従い、普天間飛行場代替ヘリポート案件については日米安全保障協議委員会において設置が決定された日米間の作業部会において、その他の案件については主として日米合同委員会においてそれぞれ処理されることとされている。

- 3 この最終報告は、沖縄県における米軍の施設及び区域に関

する問題についての日米間の共同作業に一つの区切りを示すものであるが、ここに盛り込まれた措置について期限を踏まえつつ着実に実施していくためには、米国との調整が不可欠であるとともに、国内においても、引き続き政府全体が協力して、あらゆる努力を行っていくことが必要である。

このような考え方の下、成功裡に結実したこの最終報告に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施するため、法制面及び経費面を含め、政府全体として十分かつ適切な措置を講ずることとする。

資料 48 SACO 最終報告の主な進捗状況 (平成 19 年 7 月現在)

【土地の返還】

1. 返還済のもの

施設名 (事案名)	進 捗 状 況
安波訓練場 [全面]	・平成 10 年 12 月、全面返還 (共同使用の解除)
楚辺通信所 [全面]	・平成 11 年 4 月、アンテナ等の通信設備を含む通信システムなどのキャンプ・ハンセンへの移設後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成 18 年 3 月、駐留軍用地特措法適用土地の返還について日米合同委員会合意 ・平成 18 年 6 月、駐留軍用地特措法適用土地 (約 236m ²) 返還 ・平成 18 年 12 月、残余部分 (約 53ha) 返還 [楚辺通信所全面返還 (約 53ha)]
読谷補助飛行場 [全面]	・平成 14 年 10 月、楚辺通信所の移設完了後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成 18 年 5 月、一部返還について日米合同委員会合意 ・平成 18 年 7 月、一部返還 (約 138ha) ・平成 18 年 12 月、残余部分 (約 53ha) 返還 [読谷補助飛行場全面返還 (約 191ha)]
瀬波通信施設 [大部分]	・平成 14 年 3 月、アンテナ施設等を含む通信システムなどのトリイ通信施設への移設後、大部分返還することで日米合同委員会合意 ・平成 18 年 9 月、一部返還 (マイクロ・ウェーブ塔部分を除く約 61ha) ・平成 18 年 10 月、マイクロ・ウェーブ塔部分の財産をトリイ通信施設へ統合

2. 現在事案処理が進行中のもの

施設名 (事案名)	進 捗 状 況
北部訓練場 [過半]	・平成 11 年 4 月、7か所のヘリコプター着陸帯を移設などの後、返還することで日米合同委員会合意 ・平成 10 年 12 月～平成 12 年 3 月、環境調査 (過年度調査) ・平成 14 年 11 月～平成 16 年 3 月、環境調査 (継続環境調査) ・平成 18 年 2 月、平成 11 年 4 月の合意の変更 (ヘリコプター着陸帯を 7か所から 6か所に、造成規模を直径 75m から 45m に変更) について日米合同委員会合意 ・平成 18 年 2 月～8 月、環境影響評価図書案の公表・閲覧及び沖縄県知事からの意見受理 ・平成 18 年 12 月～平成 19 年 3 月、環境影響評価図書についての沖縄県知事からの意見受理及び同評価図書の公表・閲覧 ・平成 19 年 3 月、ヘリコプター着陸帯 (6か所のうち 3か所) の建設の実施について日米合同委員会合意 ・平成 19 年 7 月、ヘリコプター着陸帯 (6か所のうち 3か所) の移設工事に着手

3. 引き続き調整中のもの

施設名 (事案名)	進 捗 状 況
ギンバル訓練場 [全面]	・現在、引き続き調整中

4. 再編実施のための日米のロードマップに具体的措置が明記されたもの

施設名 (事案名)	進 捗 状 況
普天間飛行場 [全面] → [全面] ※	・平成 11 年 12 月、移設に係る政府方針について閣議決定 ・平成 12 年 8 月、「代替施設協議会」を設置 ・平成 14 年 7 月、「普天間飛行場代替施設の基本計画」を策定 ・平成 15 年 1 月、「代替施設建設協議会」を設置 ・平成 16 年 4 月、環境影響評価手続開始 ・平成 17 年 10 月、在日米軍兵力見直しに係る「2 + 2」共同文書発表 ・平成 18 年 5 月、「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」(閣議決定) により、平成 11 年 12 月の政府方針に係る閣議決定は廃止 ※平成 18 年 5 月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、V字型に 2本の滑走路を配置する普天間飛行場代替施設を 2014 年までを目標に完成させる旨示される

キャンプ桑江 [大部分]→[全面]※	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年7月、青少年センター提供 ・平成15年3月、北側部分（約38ha）返還 ・平成17年1月、海軍病院及び関連施設の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成18年12月、海軍病院の建設の実施について日米合同委員会合意 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
牧港補給地区 [部分]→[全面]※	※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
那覇港湾施設 [全面]→[全面]※	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年11月、「那覇港湾施設移設に関する協議会」など3協議会を設置 ・平成15年1月、第4回「那覇港湾施設移設に関する協議会」で代替施設の位置・形状案を確認 ・平成15年7月、平成7年の日米合同委員会において合意された代替施設の位置及び形状について修正合意 ・現在、「那覇港湾施設移設に関する協議会」などにおいて協議中 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、全面返還を目指すことが示される
住宅統合 キャンプ瑞慶覧 [部分]→[部分]※	第一段階 ゴルフレンジ地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年4月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成14年7月、高層住宅2棟提供 ・平成18年7月、アンダーパス提供 第二段階 サダ地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> ・平成14年2月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成17年9月、高層住宅2棟、低層住宅38棟等の提供 第三段階 北谷東地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年3月、住宅などの移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成17年3月、建物工事の実施について日米合同委員会合意 ・現在、工事（平成17年3月～）を実施中 第四段階 普天間地区・アッパープラザ地区（キャンプ瑞慶覧） <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年3月、住宅等の移設・整備について日米合同委員会合意 ・平成18年3月、建物工事の実施について日米合同委員会合意 ・現在、工事準備中 ※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、キャンプ瑞慶覧は部分返還を目指すことが示される

【訓練及び運用の方法の調整】

事 項	進 捗 状 況
県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練	・平成9年度、本土の5演習場に移転済み
パラシュート降下訓練	・平成12年7月以降、伊江島補助飛行場において移転訓練を実施

【騒音軽減イニシアティブの実施】

1. 実施済のもの

事 項	進 捗 状 況
嘉手納飛行場における遮音壁の設置	・平成12年7月、提供済み

2. 現在事案処理が進行中のもの

事 項	進 捗 状 況
嘉手納飛行場における海軍駐機場の移転	<ul style="list-style-type: none"> ・平成17年6月、洗機施設の移転・整備について、日米合同委員会合意 ・平成19年1月、洗機施設の建設の実施について日米合同委員会合意 ・現在、海軍駐機場の移転先における施設整備に係る基本検討などを実施中

3. 再編実施のための日米のロードマップに具体的措置が明記されたもの

事 項	進 捗 状 況
KC-130 航空機の移駐	※平成18年5月、「再編実施のための日米のロードマップ」において、KC-130 飛行隊、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とし、航空隊は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する旨示される

【地位協定の運用改善】

- ・事故報告
- ・日米合同委員会合意の公表
- ・米軍の施設及び区域への立入
- ・米軍の公用車両の表示
- ・任意自動車保険
- ・請求に対する支払い
- ・検疫手続き
- ・キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去
- ・日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続

実施済み

資料49 いわゆる「5.15メモ」(1972年5月15日)(嘉手納のみ抜粋)

合同委員会覚書

件名：沖縄における施設・区域

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の規定に従い、合衆国政府が施設分科委員会覚書番号861、862、864から867まで、869から942まで及び944から950までに示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
3. さらに、合衆国政府が施設分科委員会覚書番号951に示される訓練区域を使用することに合意する。

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO RICHARD M. LEE
日本国側代表 合衆国陸軍少将
合衆国側代表

施設分科委員会(1972年5月15日)

覚書番号 897

覚書宛先：合同委員会

件名：嘉手納飛行場

1. 参照文書：日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定
2. 参照文書の第2条第1項(a)の規定に従い、合衆国政府が次に記され、別添に示される施設・区域の使用を許与されることに合意する。
 - a. 施設名：嘉手納飛行場
 - b. 施設番号：FAC 6037
 - c. 所在地：沖縄県コザ市、中頭郡北谷村、嘉手納村、美里村
 - d. 使用主目的：飛行場
 - e. 区域の範囲：概略別添1から5までに示すとおり
 - (1) 陸上区域：別添5に示すとおり約20,497,000平方メートル
 - (2) 合衆国政府所有以外の建物：なし
 - (3) 水域：
 - 第1水域：別添2に示すとおり北緯26度20分51.2秒、

東経127度44分43.7秒の点と北緯26度20分33.5秒、東経127度44分49.7秒の点の間の陸岸から50メートル以内の水面域。

第2水域：別添2に示すとおり北緯26度20分51.2秒、東経127度44分43.7秒の点及び北緯26度20分49.2秒、東経127度44分36.5秒の点から北緯26度20分03秒、東経127度44分4.0秒の点及び北緯26度20分02.4秒、東経127度44分52.3秒の点までの珊瑚礁の外縁沿いの陸岸に接続する水面域。

- (4) イーズメント：日本国政府は、公道1号線及び16号線を横断するユーティリティ施設のためのイーズメント(水道及び電気のための幅3メートル並びに下水道及び排水のための幅6メートル)を提供する。これらのイーズメントは、合衆国軍隊が当該ユーティリティ施設の使用、修理、保守、交換又は検査を行うためのものである。公道の境界内にあるユーティリティ施設を合衆国軍隊が修理、保守又は交換する場合は、日本国政府との調整が行われる。イーズメントの正確な位置は、詳細な調査の完了後決定され、本覚書の実施に係る現地での不動産に関する合意書に記載する。

f. 使用期間：定めず

g. 備考：

(1) 使用条件

(a) 使用時間：前記の第2項eに記す第1及び第2水域は、常時使用される。

(b) 用途：

1. 前記の第2項eに記す第1水域は、陸上施設の保安のため使用される。
2. 前記の第2項eに記す第2水域は、クリアランス・ゾーン及び小型船舶の泊地として使用される。

(2) その他：

(a) 参照文書の第2条4項(a)の規定に基づき次に定める使用が許される。

1. 沖縄電力株式会社及び沖縄県(給水及び下水道設備)は、本施設・区域内の土地であって、同社又は沖縄県が所有、管理又は規制するユーティリティ施設の下部又は上部の土地の共同使用を許与される。

前記の土地の正確な位置は現地調査によって決定され、本覚書の修正により追加される図面に表示される。合衆国政府は、これらの施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請があるときはいつでも、保守要員の出入を保証する。

2. 日本国政府は、免除対象とならない人員及び貨物の手続のため、建物番号2297を入国管理、税関及び検疫施設として共同使用することを許与される。同共同使用に係る事務的要件、出入その他の詳細は現地にて定め、現地での共同使用に関する合意書に記載する。

(b) 合衆国政府は、別添3及び4に示す本施設・区域内の沖縄電力株式会社の施設の運用に関する検査、保守、修理その他の作業のため、要請のあるときはいつでも沖縄電力株式会社に入出を保証する。

(c) 合衆国政府は、前記の第2項g(2)(a)1及び第2項g(2)(b)に基づいて許与した使用に起因し若しくは当該使用に伴って生ずることのあるあらゆる財産損害、傷害若しくは死亡に対し、又は、当該敷地内における合衆国政府の活動により生ずることのある使用者の財産損害若しくは使用者の職員、代理人、使用人、被用者、若しくはこれらの者を招きにより若しくはこれらの者のうちのいずれかの者の招きにより当該敷地内に入るることのあるその他の者に生ずる傷害若しくは死亡に対し、地位協定第18条の規定に基づく責任を負わない。ただし、このような損害、傷害又は死亡が、在日合衆国軍隊の構成員の故意又は重過失により生ず

るものである場合については、この限りではない。前記の使用者は、許与された使用によって生ずることのある人又は財産に対するあらゆる損害に対してすべての責任を負うものとし、合衆国政府はこれらについての責任を負わない。

(d) 前記の第2項eに記す水域内において、日本国政府は、嘉手納飛行場を使用する航空機に危険を及ぼす又は小型船舶の泊地への出入を妨げる建築その他の活動を許可しない。合衆国政府は、本水域内の漁業及び海産物の採取を制限しない。

3. 本件を承認するよう勧告する。

- 別添：1. 1967年12月31日付 空軍図面、基地配置図、表C-1(4葉)
2. 1972年4月4日付 嘉手納飛行場水域(A-37)
3. 1972年4月12日付 嘉手納飛行場(除外財産)
4. 1972年4月12日付 嘉手納飛行場(除外財産)
5. 1971年8月27日付 「嘉手納飛行場」位置境界図(合同委員会ファイル用のみ)

1972年5月15日受理し、合同委員会へ付託。

Y. SHIMADA R. W. BELT
日本国側議長 合衆国海軍大佐
合衆国側議長

1972年5月15日合同委員会において承認。

BUNROKU YOSHINO RICHARD M. LEE
日本国側代表 合衆国陸軍少将
合衆国側代表

第8章 沖縄の基地負担の本土における分担の開始

資料50 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成9年法律第39号)

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)の一部を次のように改正する。

本則に次の3条を加える。
(認定土地等の暫定使用)

第15条 防衛施設局長は、駐留軍の用に供するため所有者若しくは関係人との合意又はこの法律の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について第5条の規定による認定があつたもの(以下「認定土地等」という。)について、その使用期間の末日以前に前条の規定により適用される土地収用法第39条第1項の規定による裁決の申請及び前条の規定により適用される同法第47条の2第3項の規定による明渡裁決の申立て(以下「裁決の申請等」という。)をした場合で、当該使用期間の末日以前に必要な権利を取得するための手続が完了しないときは、損失の補償のための担保を提供して、当該使用期間の末日の翌日から、当該認定土地等についての明渡裁決において定められる明渡しの期限までの間、引き続き、これを使用することができる。ただし、次の各号に掲げる場合においては、その使用の期間は、当該各号に定める日までとする。

一 裁決の申請等について却下の裁決があつたとき 前条の規定により適用される土地収用法第130条第2項に規定する期間の末日(当該裁決について同日までに防衛施設局長から審査請求があつたときは、当該審査請求に対し却下又は棄却の裁決があつた日)

二 当該認定土地等に係る第5条の規定による使用の認定が効力を失つたとき 当該認定が効力を失つた日

2 前項の規定による担保の提供は、防衛施設局長において、同項の規定による使用(以下「暫定使用」という。)の期間の6月ごとに、あらかじめ自己の見積もつた損失補償額(当該見積額が当該認定土地等の暫定使用前直近の使用に係る賃借料若しくは使用料又は補償金の6月分に相当する額を下回るときは、その額とする。)に相当する金銭を当該認定土地等の所在地の供託所に供託して行うものとする。

3 防衛施設局長は、前項の規定による供託をしたときは、総理府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を取用委員会及び当該認定土地等の所有者又は関係人に通知しなければならない。

4 防衛施設局長は、認定土地等の所有者又は関係人の請求があるときは、政令で定めるところにより、次条第1項の規定による損失の補償の内払として、第2項の規定による担保の全部又は一部を取得させるものとする。この場合において、土地若しくは土地に関する所有権以外の権利又は建物若しくは建物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償に係る

担保については、暫定使用が行われた期間に応じて取得させるものとする。

5 防衛施設局長は、前項の規定により認定土地等の所有者又は関係人が担保を取得したときは、総理府令で定めるところにより、その旨を取用委員会に通知するものとする。

6 防衛施設局長は、次条第1項の規定による損失の補償を了したときは、政令で定めるところにより、第1項の規定により提供した担保を取り戻すことができる。

7 第1項本文に規定する場合においては、前条の規定にかかわらず、認定土地等の使用に関しては、土地収用法第123条の規定は、適用しない。

第16条 暫定使用によつて認定土地等の所有者及び関係人が受ける損失(以下「暫定使用による損失」という。)については、土地収用法第六章第一節中土地の使用による損失の補償に関する規定(第72条、第73条、第74条第2項、第78条、第79条、第80条の2第2項及び第81条の規定を除く。)に準じて補償しなければならない。この場合において、損失の補償は、暫定使用の時期の価格(土地若しくは土地に関する所有権以外の権利又は建物若しくは建物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償については、その土地及び近傍類地の地代及び借賃等又はその建物及び近傍同種の建物の借賃等を考慮して算定した暫定使用の時期の価格)によつて算定しなければならない。

2 取用委員会は、認定土地等について明渡裁決をする場合において、当該明渡裁決において定める明渡しの期限までの間に暫定使用の期間があるときは、当該明渡裁決において、併せて暫定使用による損失の補償を裁決しなければならない。この場合において、当該明渡裁決において定める明渡しの期限は、当該認定土地等についての権利取得裁決において定める権利取得の時期としなければならない。

3 取用委員会は、前条第4項の規定により認定土地等の所有者又は関係人が担保を取得したときは、前項の規定による裁決において、防衛施設局長が支払うべき補償金の残額及びその権利者又は防衛施設局長が返還を受けることができる額及びその債務者を裁決しなければならない。

4 土地収用法第94条第10項から第12項までの規定は、第2項の規定による裁決中前項に規定する防衛施設局長が返還を受けることができる額に関する部分について、第14条の規定により適用される同法第133条の規定による訴えの提起がなかつた場合に準用する。

第17条 前条第2項の規定による裁決がされる場合を除き、暫定使用の期間が終了したときは、暫定使用による損失の補償について、防衛施設、局長と暫定使用による損失を受けた者とが協議しなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

2 前項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項た

だし書に規定する場合に該当するときは、防衛施設局長又は暫定使用による損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、前項の裁決について準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この法律による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「新法」という。)第15条から第17条までの規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前において、日本国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊(以下「駐留軍」という。)の用に供するため所有者若しくは関係人との合意又はこの法律による改正前の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「旧法」という。)の規定により使用されている土地等で引き続き駐留軍の用に供するためその使用について旧法第五条の規定による認定があつたものについて、防衛施設局長がその使用期間の末日以前に旧法第14条の規定により適用される土地収用法(昭和26年法律第219号)第39条第1項の規定による裁決の申請及び旧法第14条の規定により適用される土地収用法第47条の2第3項の規定によ

る明渡裁決の申立てををしていた場合についても適用するものとする。この場合において、施行日においてその従前の使用期間が満了しているにもかかわらず必要な権利を取得するための手続が完了していない土地等の暫定使用については、新法第15条第1項中「当該使用期間の末日以前」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成9年法律第39号)の施行の日前」と、「当該使用期間の末日の翌日」とあるのは「当該担保を提供した日の翌日」とする。

- 3 防衛施設局長は、前項後段に規定する土地等の暫定使用を開始した場合においては、その従前の使用期間の末日の翌日から暫定使用を開始した日の前日までの間の当該土地等の使用によつてその所有者及び関係人(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第14条の規定により適用される土地収用法第8条第3項に規定する関係人をいう。)が通常受ける損失を補償するものとする。
- 4 前項の規定による損失の補償については、防衛施設局長と損失を受けた者とが協議しなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。
- 5 前項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項のただし書に規定する場合に該当するときは、防衛施設局長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法第94条第2項の規定による裁決を申請することができる。

資料51 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)(抄)

(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

- 第29条** 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(昭和27年法律第140号)の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「政令で定める審議会」を「防衛施設中央審議会」に改める。

第13条第3項中「第5項」を「第4項」に改め、「土地等の所有者」との下に「、「市町村長」とあるのは「内閣総理大臣」と、「当該市町村の吏員」とあるのは「内閣総理大臣が指名する者」と」を加える。

第14条第1項中「特別の定」を「特別の定め」に、「除く外」を「除くほか」に、「事業の認定」を「建設大臣の行う事業の認定」に改め、「第3章第2節」の下に「、「第36条第5項、第42条第4項から第6項まで」を加え、「第122条、第123条第6項、第125条第二号、第四号及び第五号」を「第8章第3

節、第125条第1項並びに第2項第二号、第四号及び第五号」に改め、同条第2項中「前項」を「前二項に定めるもののほか、第1項」に、「技術的事項」を「技術的読替え」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項の規定による土地収用法の適用については、同法第11条第1項、第3項及び第4項、第14条第1項、第15条の2第2項、第15条の3、第15条の5第1項、第28条の3、第89条第1項及び第2項、第102条の2第2項から第4項まで並びに第143条中「都道府県知事」とあり、同法第12条第1項及び第2項、第14条第1項、第36条第4項、第42条第2項及び第3項、第45条第2項、第47条の4第2項、第102条の2第1項、第108条第2項及び第3項、第128条並びに第143条中「市町村長」とあり、同法第14条第1項及び第3項中「当該障害物の所在地を管轄する市町村長」とあり、同法第14条第1項中「当該土地の所在地を管轄する都道府県知事」とあり、同法第15条第2項中「市町村長又は都道府県知事」とあり、同法第15条の2第1項中「当該紛争に係る土地等が所在する都道府県知事」とあり、同法第42条第1項、第47条の4第1項及び第108条第1項中「当該市町村長」とあり、同法第45条第1項中「申請に係る土地が所在する市町村の長」と

あり、並びに同法第129条及び第131条第2項中「建設大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第11条第4項及び第12条第2項中「公告」とあるのは「官報で公告」と、同法第15条の2第2項中「当該紛争」とあるのは「あらかじめ当該申請に係る土地等が所在する都道府県の知事の意見を聴いた上で、当該紛争」と、同法第15条中の3中「収用委員会」とあるのは「前条第2項に規定する都道府県の収用委員会」と、「推薦するものについて」とあるのは「推薦するものについて、あらかじめ当該都道府県の知事の意見を聴いた上で」と、同法第36条第4項中「当該市町村の吏員」とあるのは「内閣総理大臣が指名する者」と、同条第6項中「起業者又は起業者に対し第61条第1項第二号又は第三号の規定に該当する関係にある者」とあるのは「当該防衛施設局の職員、防衛施設庁において内部部局の部長以上の職若しくはこれに準ずる職にある職員、防衛施設庁の内部部局として置かれる部で土地等の使用若しくは収用に関する事務を所掌するものの職員又はこれらの職員の配偶者、四親等内の親族、同居の親族、代理人、保佐人若しくは補助人」と、同法第42条第2項及び第108条第2項中「公告し」とあるのは「官報で公告し、政令で定めるところにより」と、同法第45条第2項中「2週間公告」とあるのは「官報に掲載するほか、政令で定めるところにより2週間公告」と、同条第3項中「第42条第3項、第4項及び第6項」とあるのは「第42条第3項」と、同法第47条の4第2項中「第42条第2項から第6項まで及び」とあるのは「第42条第2項及び第3項並びに」とする。

第15条第7項を削る。

第17条の次に次の16条を加える。

(土地等の使用又は収用の準備のための立入りに際しての地方公共団体への通知等)

第18条 防衛施設局長は、第14条の規定により適用される土地収用法第11条第1項ただし書の規定により内閣総理大臣に通知をしたときは、その旨並びに立ち入ろうとする土地等の区域及び期間を当該土地等の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

2 第14条の規定により適用される土地収用法第11条第3項の規定により他人の占有する土地等に立ち入ろうとする者は、第14条の規定により適用される同法第12条第1項の規定により内閣総理大臣に通知をしたときは、その旨並びに立ち入ろうとする日時及び場所を当該土地等の所在地を管轄する市町村長に通知しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第14条の規定により適用される土地収用法第14条第1項の規定により障害物の伐除又は土地の試掘等の許可を与えようとするときは、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者のほか、伐除の許可を与えようとするときは当該障害物の所在地を管轄する市町村長に、試掘等の許可を与えようとするときは当該土地の所在地を管轄する都道府県知事に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。

(緊急裁決)

第19条 収用委員会は、駐留軍の用に供するため第5条の規定による認定があつた土地等のうち認定土地等を除くもの

(以下「特定土地等」という。)に係る明渡裁決が遅延することによつて当該特定土地等の使用又は収用に支障を及ぼすおそれがある場合において、防衛施設局長の申立てがあつたときは、第14条の規定により適用される土地収用法第48条第1項各号及び第49条第1項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものでまだ審理を尽くしていないものがある場合においても、まだ権利取得裁決がされていないときは権利取得裁決及び明渡裁決を、すでに権利取得裁決がされているときは明渡裁決をすることができる。

2 前項の規定による申立ては、総理府令で定める様式に従い、書面でしなければならない。

3 第1項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その旨を特定土地等の所有者及び関係人に通知しなければならない。

4 第1項の規定による申立てがあつたときは、収用委員会は、その申立てがあつた日から5月以内(第14条の規定により適用される土地収用法第42条第2項の規定による縦覧期間の満了の日の翌日以後に申立てがあつたときは、2月以内)に裁決をしなければならない。

5 収用委員会は、前項に規定する期間内に裁決をすることができなかつたときは、速やかに、その旨を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第20条 前条第1項の裁決(以下「緊急裁決」という。)においては、第14条の規定により適用される土地収用法第48条第1項各号及び第49条第1項各号に掲げる事項のうち、損失の補償に関するものについては、裁決の時までに収用委員会の審理に現われた意見書、鑑定の結果その他の資料に基づいて判断することができる程度において裁決すれば足りるものとする。ただし、損失の補償をすべきものと認められるにもかかわらず、補償の方法又は金額について審理を尽くしていないものについては、概算見積りによる仮補償金(概算見積りによる第14条の規定により適用される同法第90条の3第1項第三号に掲げる加算金及び第14条の規定により適用される同法第90条の4の規定による過怠金を含む。以下同じ。)を定めなければならない。

2 前項ただし書に規定するもののほか、なお審理を要すると認める事項については、裁決書の理由において、その旨を記載しなければならない。

(補償裁決)

第21条 収用委員会は、損失の補償に関する事項で緊急裁決の時までに審理を尽くさなかつたものについては、なお引き続き審理し、遅滞なく裁決しなければならない。

2 前項の規定による裁決(以下「補償裁決」という。)に関しては、この法律に特別の定めのあるものを除き、第14条の規定により適用される土地収用法中権利取得裁決又は明渡裁決に関する規定の適用があるものとする。ただし、第14条の規定により適用される同法第7章の規定は、補償裁決のうち、その裁決で認められた第9条第1項の規定による請求又は第14条の規定により適用される同法第76条第1項若しくは第81条第1項の規定による請求に基づく収用に係る部分に関してのみ適用があるものとする。

(内閣総理大臣への事件の送致)

第22条 取用委員会が第19条第4項に規定する期間内に裁決をしない場合において、防衛施設局長から行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第7条の規定による異議申立てがあつたときは、取用委員会は、同法第50条第2項の規定にかかわらず、第14条の規定により適用される土地収用法第39条第1項の規定による申請に係る事件を内閣総理大臣に送らなければならない。

2 前項の規定は、取用委員会が異議申立てがあつた日から1月以内において裁決を行うべき期日を定め、これを防衛施設局長に通知した場合には、取用委員会において当該事件について引き続き審理し、裁決をすることを妨げるものではない。

3 取用委員会は、第1項の規定により事件を内閣総理大臣に送るときは、総理府令で定める書類を内閣総理大臣に送付しなければならない。

4 取用委員会は、第1項の規定により事件を内閣総理大臣に送つたときは、防衛施設局長、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、総理府令で定めるところにより公告しなければならない。

(裁決の代行)

第23条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定により事件が送られたときは、取用委員会に代わつて、自ら当該事件に係る裁決を行うものとする。

2 防衛施設局長は、前条第1項の規定にかかわらず事件が送られない場合において、異議申立ての日から1月を経過し、かつ、取用委員会が当該事件について裁決をしないときは、内閣総理大臣に対して、取用委員会に代わつて自ら当該事件に係る裁決を行うことを請求することができる。

3 内閣総理大臣は、前項の請求があつたときは、当該事件が送られたものとみなし、第1項の裁決を行うことができる。

4 内閣総理大臣は、第1項又は前項に規定する裁決を行う場合において、当該裁決を行うため必要な手続又は処分であつて取用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものについても、取用委員会に代わつて、自ら行うことができる。

5 内閣総理大臣は、第2項の請求を受けたときは、取用委員会、特定土地等の所有者及び関係人にその旨を通知するとともに、政令で定めるところにより官報で公告しなければならない。

6 取用委員会は、前項の通知を受けたときは、総理府令で定めるところにより、関係書類を内閣総理大臣に送付しなければならない。

7 第1項又は第3項の規定により内閣総理大臣が裁決を行う場合においては、防衛施設中央審議会の議を経なければならない。

(却下の裁決の取消しの特例)

第24条 内閣総理大臣は、第19条第1項の規定による申立てがあつた事件に係る取用委員会の却下の裁決を審査請求に対する裁決により取り消す場合において、必要と認めるときは、併せて、取用委員会に対し使用若しくは収用の裁決をすべき

ことを指示し、又は自ら使用若しくは収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行うことができる。ただし、内閣総理大臣は、使用又は収用の裁決の指示を行つたにもかかわらず取用委員会が却下の裁決をした場合でなければ、自ら使用又は収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行つてはならない。

2 前条第5項から第7項までの規定は、前項の規定により内閣総理大臣が自ら使用又は収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行う場合について準用する。この場合において、同条第5項中「第2項の請求を受けたときは」とあるのは、「次条第1項の規定により自ら使用又は収用の裁決(緊急裁決を含む。)を行おうとするときは、あらかじめ」と読み替えるものとする。

(代行裁決等の審理手続等)

第25条 内閣総理大臣は、第23条第1項若しくは第3項又は前条第1項の規定により行う裁決(以下「代行裁決等」という。)の審理又は調査に関する事務の一部をその指名する職員(以下「指名職員」という。)に行わせることができる。

2 土地収用法第62条から第65条までの規定並びに同法第65条の規定に係る同法第141条第一号及び第144条から第146条までの規定は、代行裁決等の審理又は調査について準用する。この場合において、同法第62条から第65条まで及び第141条第一号中「取用委員会」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第63条から第65条までの規定中「起業者、土地所有者」とあるのは「防衛施設局長、特定土地等の所有者」と、同法第64条中「会長又は指名委員」とあるのは「内閣総理大臣又は指名職員」と、同法第65条第3項中「第60条の2」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第25条第1項」と読み替えるものとする。

3 代行裁決等は、文書によつて行う。裁決書には、その理由及び成立の日を付記しなければならない。

4 裁決書の正本は、これを防衛施設局長、特定土地等の所有者及び関係人に送達しなければならない。

(公共用地の取得に関する特別措置法の準用)

第26条 公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第22条から第24条までの規定は第19条第1項の申立てがあつた場合について、同法第25条から第29条までの規定は緊急裁決をする場合について、同法第31条から第38条までの規定は補償裁決をする場合について、同法第38条の5の規定は代行裁決等について、同法第46条の規定は現物給付について、同法第47条の規定は生活再建等のための措置について、それぞれ準用する。この場合において、同法第22条中「第20条」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法(以下「駐留軍用地特措法」という。)第19条」と、同法第23条第1項中「第20条」とあるのは「駐留軍用地特措法第19条」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同条第2項中「前項」

とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する前項」と、同法第24条中「前二条」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する前二条」と「第20条」とあるのは「駐留軍用地特措法第19条」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、同法第25条中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第26条第1項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同条第2項中「同条第5項及び第6項中」とあるのは「同条第5項及び第6項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、」と、「同条第5項中」とあるのは「同条第5項中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、」と、「読み替えるものとする」とあるのは「同条第7項中「建設省令」とあるのは「総理府令」と読み替えるものとする」と、同法第27条中「第21条」とあるのは「駐留軍用地特措法第20条」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、同法第28条中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、「公共用地の取得に関する特別措置法」とあるのは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法第26条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法」と、同法第29条第1項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「第23条」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第23条」と、同条第2項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「第23条」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第23条」と、「建設省令」とあるのは「総理府令」と、同条第3項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第31条中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第9条第1項の規定による請求又は駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、同法第32条中「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、「建設省令」とあるのは「総理府令」と、同法第33条第1項中「土地収用法」とあり、及び「同法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第2項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第3項中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「第1項」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第1項」と、同法第34条第1項中「第30条」とあるのは「駐留軍用地特

措法第21条」と、「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同条第2項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、同法第35条中「第33条」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第33条」と、同法第36条中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、「第33条」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第33条」と、同法第37条第1項中「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、「第33条」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第33条」と、「第34条」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第34条」と、同法第38条第1項中「特定公共事業の用に供する」とあるのは「特定土地等である」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、同条第2項中「特定公共事業の用に供する」とあるのは「特定土地等である」と、同条第3項中「前二項」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する前二項」と、「土地収用法」とあるのは「駐留軍用地特措法第14条の規定により適用される土地収用法」と、同法第38条の5第1項中「建設大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「第38条の3第1項」とあるのは「駐留軍用地特措法第23条第1項及び第2項並びに第24条第1項」と、同条第2項中「建設大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「建設省令」とあるのは「総理府令」と、同条第3項中「第38条の2」とあるのは「駐留軍用地特措法第22条」と、「第1項」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第1項」と、「建設大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同条第4項中「建設大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「第1項」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第1項」と、同法第46条中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と、「特定公共事業を施行する者」とあるのは「防衛施設局長」と、第47条第1項中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「駐留軍用地特措法第26条において準用する第1項」と、同条第3項及び第4項中「特定公共事業を施行する者」とあるのは「防衛施設局長」と、同条第4項中「特定公共事業に必要な土地等」とあるのは「特定土地等」と読み替えるものとする。

(規定の読替え適用等)

第27条 内閣総理大臣が代行裁決等を行う場合における第20条、前条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第23条から第26条まで及び第29条の規定並びに第14条の規定により適用される土地収用法第6章第1節、第95条、第96条及び第136条第3項の規定の適用については、これらの規定中「収用委員会」とあるのは、「内閣総理大臣」とする。第23条第4項の規定により内閣総理大臣が代行裁決等を行うため必要な手続又は処分であつて収用委員会が審理を開始する前に行うこととされているものを自ら行う場合における手続又は処分においては、内閣総理大臣を収用委員会とみなして、土地収用法第41条、第42条第1項、第43条、第44条、

第45条第1項及び第2項、第45条の2、第46条、第47条の3第5項並びに第47条の4第1項の規定を適用する。この場合において必要な技術的読替は、政令で定める。

3 内閣総理大臣が代行裁決等を行う場合においては、防衛施設局長、特定土地等の所有者又は関係人がこの法律の規定により当該事件に関して取用委員会に対してした手続その他の行為は、内閣総理大臣に対してしたものとみなす。

4 前条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第38条の5第1項の規定により送られた事件につき、取用委員会が第21条の規定により補償裁決を行う場合においては、防衛施設局長、特定土地等の所有者又は関係人がこの法律の規定により当該事件に関して内閣総理大臣に対してした手続その他の行為は、取用委員会に対してしたものとみなす。

(行政手続法の適用除外)

第28条 この法律の規定により取用委員会がする緊急裁決及び補償裁決に係る処分並びに内閣総理大臣がする代行裁決等に係る処分（第25条第2項において読み替えて準用する土地収用法第64条の規定により内閣総理大臣又は指名職員がする処分を含む。）については、行政手続法（平成5年法律第88号）第2章及び第3章の規定は、適用しない。

(不服申立て及び訴訟)

第29条 土地収用法第130条第2項、第131条第2項、第131条の2及び第132条第2項の規定は内閣総理大臣が行う代行裁決等に関する異議申立てについて、同法第133条及び第134条の規定は内閣総理大臣が行う代行裁決等に関する訴えの提起について準用する。この場合において、同法第130条第2項中「行政不服審査法第14条第1項本文」とあるのは「行政不服審査法第45条」と、同法第131条第2項中「建設大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同法第133条第2項中「起業者」とあるのは「防衛施設局長」と、「土地所有者」とあるのは「特定土地等の所有者」と、同法第134条中「事業の進行及び土地の収用又は使用」とあるのは「特定土地等の使用又は収用」と読み替えるものとする。

2 緊急裁決のうち、仮補償金及び第20条第2項の規定により裁決書に記載された事項については、損失の補償に関する訴えを提起することができない。

(防衛施設中央審議会)

第30条 第12条第2項及び第23条第7項（第24条第2項において準用する場合を含む。）並びに他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を審議させるため、防衛庁に防衛施設中央審議会（以下「審議会」という。）を置く。

第31条 審議会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、内閣の承認を得て内閣総理大臣が任命する。

3 委員の任期は、3年とする。

4 委員については、再任を妨げない。ただし、10年を超えて委員の職を継続することはできない。

5 委員は、非常勤とする。

6 審議会に会長を置く。会長は、委員が互選する。

7 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

(政令への委任)

第32条 この法律に規定するもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

(事務の区分)

第33条 第9条第2項において準用する土地収用法第81条第3項の規定、第14条の規定により適用される土地収用法第94条4項において準用する同法第19条、同法第94条第5項、同条第6項において準用する同法第50条第1項、第2項及び第4項、第65条第1項並びに第66条第3項、同法第94条第7項、第8項並びに第11項の規定、第16条第2項及び第3項（第17条第3項において準用する場合を含む。）並びに第4項（第17条第3項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第94条第11項の規定、第19条第1項、第3項及び第5項、第20条第1項、第21条第1項、第22条並びに第23条第6項の規定並びに第26条において準用する公共用地の取得に関する特別措置法第23条第2項、第24条、第25条、第26条第1項、同条第2項において準用する土地収用法第83条第4項から第6項まで、第29条第2項、第34条及び第37条第2項において準用する同法第94条第11項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

資料52 官房長官談話（平成8年3月29日）

楚辺通信所の一部土地の使用について

賃貸借契約に基づき使用している楚辺通信所の土地のうち今年3月31日限りで契約が終了するものについて、本日、那覇防衛施設局長は、沖縄県収用委員会に緊急使用の申立を行いました。その許可を今年3月31日までに得ることは無理な状況に至ったと認識しております。楚辺通信所に係る土地（約50万平方メートル）の土地所有者約440人のうち1人の土地（約236平方メートル）について、このような状況になったことは誠に残念であります。

しかしながら、楚辺通信所は、我が国及び極東の平和と安全のため、日米安保条約及び地位協定に基づいて、その使用が認

められている施設及び区域であって、我が国はこの土地を引き続き駐留米軍に提供する義務を負っております。

当該土地については、①過去20年間にわたり土地所有者との間で賃貸借契約に基づき適法に使用してきたものであり、②当該土地を引き続き米軍に使用提供することは、日米安保条約及び地位協定上の義務であるのみならず、我が国及び極東の平和と安全のため必要であると考えられ、③目下、駐留軍用地特措法に基づき、土地使用の権原を得るための所定手続をとり、引き続き適法に使用し続けるための努力を行っており、④土地所有者に対して、借料相当の金員の提供をして、土地所有者に損害を生じさせない措置を講ずることとしております。このような事情を踏まえて考えると、この土地が土地所有者に返還さ

れていない状態について、「直ちに違法である」というには当たらないのではないかと考えております。

本日、沖縄県収用委員会に対して、駐留軍用地特措法に基づいて、緊急使用の申立を行いました。その法律の趣旨に則り、円滑かつ速やかな許可がなされるよう心から期待しております。

資料53 官房長官記者発表用資料（平成9年4月3日）

駐留軍用地特措法の一部改正について

- 1 政府は、本日、駐留軍用地特措法の一部改正案を閣議決定し、国会に提出いたしました。
- 2 橋本内閣は発足以来、沖縄問題を国政の最重要課題として取り組んでまいりました。幸いにも、橋本総理と大田沖縄県知事との数回にわたる会談等により沖縄県との信頼関係が構築されたと確信しております。この信頼関係の下、政府は、沖縄の痛みを国民全体で分かち合うとの精神に立ち、SACO最終報告に示された米軍施設・区域の整理・統合・縮小等や沖縄振興のための施策を強力に推進していく所存であります。
- 3 日米安保体制は、我が国の安全、アジア太平洋地域の平和と安全に極めて重要な役割を果たしております。

資料54 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成9年4月10日衆議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会）

政府は、本法の施行に当たり、沖縄に米軍基地が極度に集中している実態と沖縄県民のおもいを踏まえ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）における合意事項の推進に当たっては、着実かつ迅速な実施を確保するため、最大限の努力を払うこと。また、最重要課題のひとつとして米軍基地の整理・統合・縮小等の沖縄に関連する問題に引き続き全力で取り組むこと。
- 2 日米安保条約の義務を我が国全体で果たすべく、沖縄への過重な負担の軽減を図るよう、最大限の努力を払うこと。
- 3 アジア情勢の安定のための外交努力を行うとともに、米軍

資料55 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成9年4月17日参議院日米安全保障条約の実施に伴う土地使用等に関する特別委員会）

政府は、本法の施行に当たり、沖縄県に米軍基地が極度に集中している実態とこのことが県民生活に様々な影響を及ぼしていることにかんがみ、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 1 日米安保条約の義務を果たすべく、沖縄県民の負担を全国民が担うとの考え方に基づき、在沖縄米軍基地問題に最大限の努力を払うこと。
- 2 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）における合意事項の推進に当たっては、着実かつ迅速に実施するよう努めるこ

昨日、日米合同委員会において、航空機騒音防止協定をはじめとして前進が図られましたが、政府としては、今後とも、沖縄県における施設及び区域の整理・統合・縮小や県民の日常生活に関わる諸問題について、沖縄県民のお気持ちに配慮しつつ、その解決に向けて全力を挙げてまいる所存であり、国民とりわけ沖縄県民の御理解を得たいと考えております。

政府は、駐留軍用地特措法による土地の使用権原の確保について、沖縄県収用委員会の審理に期待し、これまで最大限の努力を行ってまいりましたが、遺憾ながら期限までに審理が終結する見通しが得られておりません。日米安保条約上の義務を果たすことは、日米関係のためだけでなく国家の存立に関わる重大な問題であり、使用権原のない状態はどんなことがあっても避けなければなりません。このため、政府は、暫定使用という必要最小限の措置を内容とする法案を提出することとしたものであります。

- 4 この法案は、我が国の平和と安全、国際社会における信用の維持という観点から極めて重要な意義を有するものであり、沖縄県を含む我が国全体にとって必要かつやむを得ないものと考えております。

国民各位のご理解とご協力をお願いする次第であります。

の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米国政府と協議すること。

- 4 在日米軍の演習、直轄工事に対しては、国内法令の趣旨を尊重し、人権の保護並びに自然環境の保全のため、なお一層努力するよう申し入れること。
- 5 沖縄が基地依存型経済から脱却することを目指し、沖縄政策協議会で集約しつつある振興策を着実に推進すること。
- 6 在沖縄米軍基地の整理・統合・縮小、返還給付金の支給期間の検討を含む返還跡地の有効利用の促進、沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会の提言、沖縄振興策等の実施に当たっては、予算措置に特段の配慮を講ずること。

と。また、引き続き、米軍基地の整理・統合・縮小等に全力で取り組むこと。

- 3 アジア・太平洋地域の安定のための外交努力を行うとともに、米軍の兵力構成を含む軍事態勢について、継続的に米国政府と協議すること。
 - 4 沖縄振興策等の立案、実施に当たっては、沖縄の歴史的、地理的特性を活かし、制度・予算を含め、積極的に取り組むこと。
- 右決議する。

資料56 厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区の大気環境の保全に関する措置について（平成10年9月18日閣議了解）

- 1 平成4年以降、日米合同委員会及びその下部機関である環境分科委員会において、厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区に隣接する廃棄物処理業者の焼却炉からの排出ガスが、米軍の要員及びその家族の健康リスクを増大させているとして、米側から当該地区の大気環境の改善の要望がなされてきており、また、昨年12月から累次の機会に、閣僚レベルを含むハイレベルで同様の要望がなされているところである。
- 2 政府として平成7年から平成9年にかけて現地を調査した結果、当該地区の大気環境の現状は改善が必要であること、特に、大気環境に大きな影響を与えているとみられる当該焼

却炉が米軍家族住宅地区に比して低地にあるため、煙突からの排出ガスが風向きによっては住宅に直接吹き付けるという類例のない状態にあることが明らかとなった。

- 3 政府としては、日米安全保障条約及び日米地位協定に基づき提供している厚木海軍飛行場のより安定的な使用を確保するとの観点から、同飛行場内の米軍家族住宅地区の大気環境を保全することとし、関係省庁が一致協力して取り組むこととする。このため、焼却炉からの排出ガスの量の増大を抑制する等の民事契約を当該廃棄物処理業者との間に締結する等必要な措置を講ずることとする。

資料57 厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区の大気環境の保全に関する措置について（平成13年4月20日閣議了解）

- 1 厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区の大気環境問題については、「厚木海軍飛行場内の米軍家族住宅地区の大気環境の保全に関する措置について」（平成10年9月18日付け閣議了解）等に基づき、関係省庁が一致協力して当該地区の大気環境の保全に取り組んできたところである。
- 2 かかる取組の実施状況も踏まえ、政府として検討を重ねてきた結果、本問題が米軍人、軍属及びその家族のみならず周

辺住民等の健康にかかわるものであり、また、その早急な解決が日米安全保障体制の信頼性の向上を図る上で不可欠であることなどから、その早急かつ抜本的な解決を図ることが適当であり、緊急に、当該地区に隣接する廃棄物処理業者との間で民事契約を締結し、適切な補償の下、焼却炉を撤去することとする。

資料58 普天間飛行場の移設に係る政府方針（平成11年12月28日閣議決定）

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」（以下「SACO」という）最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

I 普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設（以下「代替施設」という）については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1. 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当

たっては、移設先及び周辺地域（以下「地域」という）の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2. 安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

(2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

(3) 環境影響評価の実施等

① 環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

② 必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、①飛行ルート、②飛行時間の設定、③騒音対策、④航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃棄物処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関す

る対策、⑤その他環境問題、⑥代替施設内への地方公共団体の立入につき、地方公共団体の意見が反映したも
のとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行
い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄
県が立ち会うものとする。

(5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄
県及び地元地方公共団体の間で協議機関を設置し、協議
を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、
生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門
的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府
において、適切な体制を確保することとする。

(6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段
階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民
生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととす
る。また、協議機関においては、代替施設の使用に関す
る協定及び環境問題についての定期的なフォローアップ
を行うこととする。

3. 使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情
勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄
県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止
め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるととも
に、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖
縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議し
ていくこととする。

4. 関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するた
め、県民の理解と協力を得ながら、SACO最終報告を踏
まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整
理・統合・縮小に向けて取り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、
必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

① キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民
生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組
む。

② 辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

③ キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポ
ートの普天間飛行場代替施設への移設については、米
国との話し合いに取り組む。

II 地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の受入れに伴い新たな負担を担うこととなる地
域の振興については、平成11年12月17日の第14回沖縄政
策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙1の方針により、確
実な実施を図ることとする。※別紙1については省略

2. 沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第14回沖縄政
策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙2の方針により、確
実な実施を図ることとする。※別紙2については省略

3. 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等
については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、
今後、別紙3の方針により、確実な実施を図ることとする。
※別紙3については省略

資料59 在日米軍施設・区域内への緊急車両等の限定的かつ人道的立入について（平成13年1月11日外務省・防衛施設庁）

1. 本日、我が国政府及び米国政府は、日米合同委員会におい
て、我が国の緊急車両等による在日米軍施設・区域への限定
的かつ人道的立入について合意した。本件合意は、人道上重
要で緊急を要する事態への対処を支援するために、我が国の
緊急車両等が在日米軍施設・区域へ立入（通行）する手続き
を定めたものである。

本件立入は、沖縄県をはじめ関係自治体からの強い要請を
受け、日米間で鋭意交渉を行っていたものである。本件合意
により、緊急車両等の通行が迅速化され、関係住民の福利向
上に資すると思われる。

2. 本件合意の主なポイントは次のとおり。

(1) 在日米軍は、人道上重要で緊急を要する事態への対処を
支援するために、我が国の緊急車両等（消防車、救急車、
ヘリコプター等のすべての車両、船舶及び航空機）による
在日米軍施設・区域への立入（通行）を許可することがで

きる。人道上重要で緊急を要する事態とは、もし立入が許
可されなければ人間の生命や身体に差し迫った危険がある
かまたは過度の苦痛が生じかねない事態や我が国の災害救
援活動を支援するよう在京米国大使館が認定する事態をい
う。

(2) 本件立入（通行）の申請は、本件立入を希望する団体
（緊急車両等を運用する者）から現地政府当局（各防衛施
設局等）に提出され、同当局の審査を経た後、現地米軍当
局に提出される。当該立入申請が米国側にとり受け入れら
れる場合、申請者と現地米軍当局との間で所定の「現地実
施協定」が締結される。所定の書式は日米両政府によって
合意されている。

(3) 個々の立入（通行）に必要とされる調整及び承認手続き
は、現地実施協定で具体的に規定されることとなる。

以 上

第9章 新たな防衛施設行政の課題への対応と競売入札妨害事案への取組

資料60 飛行場周辺における幅広い周辺対策の在り方に関する報告（要約）（平成14年7月12日）

周辺対策等の課題

(1) 航空機騒音訴訟の状況

- 一部の自衛隊及び在日米軍飛行場において提起されている航空機騒音訴訟の判決においては「過去分の損害賠償」を認容。また、住宅防音工事以外の周辺対策事業は、過去分の損害賠償額減額の要因としてすら評価されず

(2) いわゆる公平補償を求める動き

- 騒音に不満を持ちつつも訴訟を起さない住民の不公平感を背景に、過去分の損害賠償相当の金銭補償の制度化を求める「いわゆる公平補償を求める運動」が起し、国会においても論議

(3) 周辺自治体及び周辺住民の要望の多様化

- 国民の生活様式の多様化等を背景に、周辺自治体や周辺住民からは、これまでの住宅防音工事の画一化された工法の見直しや新たな補助対象メニューの採択等の施策の多様化を要望

いわゆる公平補償を求める動きへの対応

(1) いわゆる公平補償について検討すべき課題

- 懇談会においては、いわゆる公平補償を求める動きの背景にある不公平感の解決を専ら司法に委ね続けることは行政として採るべき態度ではなく、いわゆる公平補償の制度化を図ってでも、周辺住民の理解を得るべきではないかとの議論も提起
- 他方、いわゆる公平補償の制度化には、以下のような検討すべき課題も存在し、直ちに施策化することには多大の困難が伴うとの議論もあり
 - ア 政府としては、まず、金銭補償が必要となる状況の改善を追求すべき
 - イ 広汎かつ大規模な金銭補償を行う場合には、新たな法制度の構築が必要と考えられ、広く国民の理解が得られるか等種々の観点から慎重な検討が必要
 - ウ 金銭補償を行うこととなると、訴訟との関係で対象となる飛行場の範囲について議論があり得るほか、仮に、訴訟が提起されていない飛行場をも対象とする場合、騒音が発生し続ける限り大きな財政負担が必要
 - エ 精神的被害に対する補償について、客観的な評価基準の確立が技術的にも困難
- 訴訟に参加しない住民も含めて、周辺住民のさらなる理解を得られる可能性の高い施策が存在することを踏まえれば、まずは、そうした施策を追求すべきとの結論

(2) 周辺住民のさらなる理解を得るための施策に関する考察

- 住宅防音工事の一環として設置補助を行っている空調機（エアコン）稼働に伴う電気料金の助成に対し各方面から多くの要望（いわゆる公平補償を求める会も要望しているとともに、騒音訴訟判決においても指摘あり）
- 他方、電気料金そのものの助成を住宅防音対象世帯に拡充することは制度的に困難

- 近年、技術の進展等によって普及が進んでいる家庭用太陽光発電システムについて、住宅防音工事の一環として設置補助することにより、いわゆる公平補償と同じような効果（毎月の電気料金の低減につながることから、事実上、金銭補償に相当する施策）を期待することが可能

- 設置補助の規模は、当面、地域の気候特性を踏まえつつ、住宅防音工事の一環として設置補助を行っている空調機の夏期の冷房稼働に必要な電力量を産み出し得る規模とすることが適切

周辺自治体及び周辺住民の要望の多様化への対応

(1) 施策の多様化とメリハリのある施策の展開

- 従来の施策の継続を図るだけでなく、周辺住民等の多様な要望に応えるため、施策メニューの多様化を図るとともに、厳しい国の予算状況を踏まえ、深刻な影響を被っている周辺住民等に焦点を当てた施策の展開が必要

(2) 騒音の実態の把握と対応

- 自衛隊等の飛行場においては、配備機種のパフォーマンスにより総じて騒音は減少傾向
- 深刻な騒音等の影響を被っている区域を見極めるために、計画的に騒音度を改めて調査し、各施設ごとに段階的に住宅防音対象区域の見直しを図ることが必要（騒音訴訟判決における損害賠償額の認定に当たっても、住宅防音工事等の対象区域を基準として採用）
- 今後、防音林・防音壁を含め、どのような屋外騒音対策を採りうるか検討していくことも必要

(3) 個人に対する施策の充実

- 住宅全体を対象とした外郭の防音工事（全室防音化）を推進
- 住宅仕様の多様化・高性能化等に対応した住宅防音工事の補助メニューの多様化を検討
- 住宅防音工事対象区域の拡大については、現に高い騒音等の影響を受けている区域における施策を当面優先すべきであること等から、将来の検討課題とすることが適切

(4) 自治体等に対する施策の充実

- これまでは、飛行場を始めとする防衛施設は、周辺自治体から「負の存在」として見られることが多かったが、今後は、防衛施設が存在することに伴う特徴等を活かした周辺自治体のまちづくりに貢献していく施策を展開していくことが必要
- 飛行場周辺に存在する広大な周辺財産について、周辺自治体との連携の下、周辺住民等から歓迎される土地利用を進めることによって、周辺自治体のまちづくりを支援することが重要
- 整備後、一定年数が経過し、住民のニーズの変化等に対応できなくなっている既存公共施設の再生を助成

(5) その他の新たな施策

- 各種の周辺対策の積極的なPRを実施

- 飛行場周辺における騒音状況をインターネット等を通じて公開
- 訓練情報を飛行場周辺の住民等に提供する体制を整備
- 飛行場周辺地域との良好な関係を確保するための話し合いの場の設置の検討

(6) 厳しい財政事情の中での新規施策の実現

- 財政事情も極めて厳しいことから、新規施策を実施していく上で、既存の施策の見直しも含む効率的な事業執行が不可欠

資料61 沖縄における米軍ヘリ墜落事故に関する報告書（仮訳）（平成17年2月17日）

本報告書の構成は次のとおりである。

- I 部 事故分科委員会の実施
- II 部 米側調査により報告された事実、結果及び再発防止策
- III 部 事故分科委員会による結果の検討
- IV 部 合同委員会への勧告

I. 事故分科委員会の実施

II. 米側調査により報告された事実、結果及び再発防止策

- 1. 航空機の型式等
- 2. 搭乗員の適格性
- 3. 任務
- 4. 離陸の準備
- 5. 気象
- 6. 離陸及び飛行

13時56分50秒に、タワーは事故機に対し、同飛行場東方のKILO通報点を經由する離陸・出発を許可した。その後、事故機は、太平洋上空のローカルエリアにおいてブレード・トラッキングのための機能点検飛行を約18分間実施した。14時14分27秒に、同機はタワーに、ホワイト・ビーチから帰還予定と通報した。この飛行中、機長及び副操縦士は何の異常も感知しなかった。飛行高度は、1,000フィート程度であったと推定された。14時16分52秒に、タワーは事故機が滑走路06へ着陸することを許可した。

14時17分頃、第265海兵中型ヘリコプター中隊所属のCH-46E（ドラゴン31）の機長は、タワーがドラゴン25に着陸許可を与えたのを聞いた後、ドラゴン25の尾部が左右に振れ始めるのを視認した。右方向に機首偏向し始めたとき、同機は120～130ノットの速度で240°の機首方位で風下に向かって飛行中であった。徐々に右側へ90°まで機首が偏向したとき、操縦していた副操縦士は、即座に左ペダルを踏み込んだが、効果はごくわずかあるいは全くなく、コレクティブを下げた。機長も操縦を行い、ペダルを踏み込もうとしたが、効かなくなっていた。機体は右に機首偏向したのと同じ率で左側に機首偏向し始めたので、副操縦士はコレクティブを上げると同時に、右ペダルを踏み込んだ。機体は、突然機首を30°～40°下げたまま、右へ180°バンクした。14時17分45秒に、機長は普天間管制塔に緊急事態を宣言した。機長は、同機をオート・ローテーションに入れ、適切な降下速度を維持するために機首を下げた。そして、副操縦士に油圧の確認を指示した。副操縦士は、油圧スイッチを全てオフにするるとともに、14時18分02秒に遭難救助信号を送信した。ドラゴン31の機長は、事故機から水平尾翼の付いたL字形のパイロンが落下するのを目撃し、ドラゴン25の遭難救助信号を聞いた。事故機の機長と副操縦士は、機体の高度を維持しよ

うと試みたが、同機の姿勢変化は激しかった。副操縦士は、降下中に人口密集地帯及び障害物を避けようとして試みた。機長は、オートローテーション降下レンジ内にサッカー場を見たが、子供達がいたため、これを緊急着陸地点としては選択しなかった。

7. 衝突

14時18分頃、メイン・ローター・ブレードの1枚が、沖縄国際大学のコンクリート造3階建の1号館の屋上に衝突し、機体から南東方向に外れ、大学の南側境界線に沿っている道路を横切って落下した。更に、残りの5つのローター・ブレードが、1号館に次々に接触した。機体は、北緯26度15分700、東経127度45分233にある、メイン・ローター・ブレードが衝突した同建物に隣接した場所で静止した。これは、普天間飛行場の外柵ラインから南西に265メートルの場所であった。墜落後に火災が発生し、同建物及び機体の一部が炎上した。いくつかの樹木は衝突により押し潰され、他の樹木が火災で損害を受けた。さらに、飛び散った破片により、大学敷地内及びその南側にある建物、自動車などの他の私有財産が損害を受けた。

8. 残骸の状況

衝突後に火災が発生したため、相当の部分が原形を留めないまでに損傷・燃焼したが、機体の尾部は、1号館の側でロックが外れ、部分的に折れ曲がった状態となっていた。中間ギヤボックスは、衝突時に機体から外れ、1号館1階で発見された。尾部の折り畳み部分のテール・ローター・ドライブシャフトのディスクコネクタ・カップリング、パイロン・フォールド・ヒンジ・ピン、パイロン・ロック・ピン及びパイロン・ロック・ピン・リセプタクルには損傷がなかった。テール・ローター及びパイロンの一部は、墜落現場から南南西に約300メートルの地点で発見された。テール・ローター・サーボ・リンケージ及びフォローオン・アームには、それらを連結しているボルトがなく、そのボルトとナットは、パイロン上部のテール・ローター・カウリングの内部から別々に回収された。ボルトとナットを固定するコッター・ピンは回収されなかった。

9. 技術的分析及び調査

- a. 事故原因に関する米軍の調査の初期段階において、回収された機体部品の状況及び飛行の経過から、同機は、飛行中にパイロンが破損し、テール・ローターが機体から外れたことによりヨー・コントロールの機能を喪失したために墜落したものと認められた。合衆国ノースカロライナ州チェリーポイントにある海軍航空補給廠の2名の航空宇宙工学エンジニアが残骸を検証した。

彼らは、自らの分析において、次のとおり結論付けた。

- 1) パイロットによるラダー入力に基づき作動するロータリー・ラダー・タンデム・サーボ・シリンダーのパワー・ピストンと、2つのフォローオン・リンケージを固定しているキャストレイテッド・ナットとボルトに、「コッター・ピン」が適切に装着されていなかった。
 - 2) ボルトがサーボ・リンケージから脱落した場合、テール・ローターのピッチを中立位置に戻すセンターリング・スプリング（ロータリー・ラダー・タンデム・サーボシリンダー側）は機能しないので、テール・ローターは、フルピッチあるいはフラットピッチを超えてサーボの作動範囲の限界までのいずれか両極端の位置に動いてしまう可能性が高い。その結果、サーボは極端な位置まで動き、それによって少なくとも1枚、おそらく2枚のテール・ローター・ブレードがパイロンに衝突し、そこでパイロンが破損し、テール・ローターが機体から脱落した。
 - 3) 機体、建物及び地面に残された痕跡は、テール・ドライブシャフトのディスクネクト・カップリングやパイロン・ロッキング・ピンが損傷を受けなかったことと併せ、飛行中にテールが折れ曲がらなかったことを示している。テールが折れ曲がった状態で発見されたのは、回路のショートが重なったため又は衝突後の火災及び衝撃で、折り畳みの連鎖が作動したものと考えられる。
- b. これらの一連の出来事は、残骸から回収された個々の部品及び構成部分に関する技術調査によって確認された。
10. 整備の手順
- a. 事故原因に関する調査の初期段階において、ロータリー・ラダー・タンデム・サーボ・シリンダーのパワー・ピストンをフォローオン・リンケージに接続するボルトを固定するために必要とするコッター・ピンが正しく装着されなかったとの分析が示された。これを受け、米側の調査担当官は、同機の最後の飛行前に機体後部に施された整備作業についての詳細を把握するため、同機の整備記録簿を集めるとともに、第265海兵中型ヘリコプター中隊に所属する複数の整備要員から聴取を行った。
 - b. 事故機は、2004年8月10日から、メイン・ギア・ボックスの交換のための整備を受けていた。この交換のため、通常は、フライト・コントロールのリグ、すなわち、サイクリック・スティックの作動率及びラダー・ペダルの踏みしろに応ずるメイン・ローターやテール・ローターのピッチ角等の調整については、「フル・リグ」が必要となる。これに対し、メイン・ギア・ボックスとローター・ヘッドを一個のユニット（クイック・チェンジ・ユニット）として機体から取り外し、そのユニットを同じ機体に再装着する場合、各連結部でのボルト、ナット及びコッター・ピンを外さない「クイック・リグ」が行われる。なお、クイック

ク・リグが上手くいかない場合には、整備指導マニュアルでは、フル・リグを実施することとされている。

- c. 分遣隊の作業記録によれば、整備員がクイック・リグに必要な整備手順を超えて同整備を実施した際でも、同機には「クイック・リグ」が実施されたと記録されていた。
- d. 8月12日の夕方から8月13日の朝まで勤務していた夜勤の整備員は、「クイック・リグ」のために必要とする作業に加えて、「フル・リグ」のために必要とする作業のいくつかが行われたことにより、「修正」クイック・リグの手順を行った。具体的には、彼らは、同機のテール・ローター・サーボの接続部分のずれを調節するため、ロータリー・ラダー・タンデム・サーボ・シリンダーのパワー・ピストンとフォローオン・リンクを接続しているボルトからコッター・ピン及びナットを取り外した。このサーボ・シリンダーの調整は、整備指導マニュアルのフル・リグ手順の1つであり、整備指導マニュアルのクイック・リグ手順にはないものである。
- e. 夜勤組の整備員は、フライト・コントロールの調整を行った場合、品質管理部門が調整が正しいことを確認する前にコッター・ピンを再装着するのは手順に反するので、引継ぎの際、当該コッター・ピンはナットに装着されていなかったと述べた。整備指導マニュアルは、ロータリー・ラダー・タンデム・サーボ・シリンダーの調整を完了するため、品質管理部門の立会いを命じている。しかしながら、夜勤組と日勤組との引き継ぎの間、修正クイック・リグの全範囲を完了するための要件は適切に伝達されなかった。そのため、日勤組は、クイック・リグのための整備及び品質管理の手順を行い、その結果、コッター・ピンの存在を検査しなかった。
- f. 事故機の機長は、フライト・コントロール整備に伴う機能点検飛行前に、クイック・リグが実施されたと説明を受けた。機長及び副操縦士は、海軍航空訓練・運用手順標準化マニュアルに従って飛行前検査を実施したが、そのチェックリストには、テール・ローター・サーボ・リンケージの確保については具体的に記載されていなかったため、彼らはコッター・ピンが装着されているかどうか視認しなかった。
- g. また、調査担当官は、部隊の展開準備における通常でない長時間勤務により、整備員が作業実施中に十分な注意を払えなかったことが整備ミスの一因となったと結論づけた。「我々は3日続けて17時間勤務していた」、「夜勤組は1日16時間、日勤組は1日14時間勤務し、我々は、時間どおりにヘリを艦船に搭載しようと長時間勤務していた」との整備員の証言は、問題を例証している。ある要員は、引き継ぎの間、夜勤組の整備員が睡眠不足のため手が震えているので、テール・ローター・ブレードの調整の手助けをしたとの証言をした。飛行支援要員の休息及び睡眠について、海軍運用部指

導書によれば、「司令官は、24時間毎に睡眠のため8時間を確保すべきである」とされているが、当時の勤務状態は、この指導書に合致しないものであった。

11. 措置

本件事故の原因となった整備上の問題の更なる発生を防止するため、米側において調査担当官が勧告を行った。当該勧告を踏まえ、次のような措置が執られた。

- a. 方針事項として、勤務時間のガイドラインが、第1海兵航空団のすべての整備員に対し実施された。本方針は、整備員が勤務する必要がある時間数を慎重に計画し、綿密に監視することを確実にするものであり、海軍運用部指導書に従っている。
- b. CH-53Dの海軍航空訓練・運用手順標準化マニュアル及びポケット・チェックリストにおけるパイロットの飛行前検査チェックリストは、フォローオン・アームの接続ボルト、ナット及びコッター・ピンまでのテール・ローター・サーボの目視検査を含むよう変更された。当該変更は、第1海兵航空団のすべてのCH-53D中隊において実施された。
- c. また、第1海兵航空団は、クイック・チェンジ・ユニットが取り外された航空機以外の航空機に当該ユニットが装着される際には、必ずフライト・コントロールのフル・リグが整備員により行われるよう、整備指導マニュアルの変更を要請した。フライト・コントロール・システムのフル・リグが行われなければならない場合を明記した整備指導マニュアルへの変更点は、第1海兵航空団のすべてのCH-53D中隊において実施された。
- d. 責任のある者に対し、懲戒及び行政処分がとられた。

III. 事故分科委員会による結果の検討

前記IIで説明した米側の事故調査報告書を踏まえ、本事故分科委員会は、その内容の合理性の確認という観点から、技術的側面を含め調査結果を検討したところ、その結果は次のとおりである。

1. 技術調査

- a. 上記IIの9bに述べた事故原因の技術的分析に関しては、事故現場から回収された残骸及び機体部品のうち、テール・ローター及びパイロンを構成するブレード、ヘッド、ドライブシャフト、カウリング及びその周辺部品、並びにサーボ・リンケージ、フォローオン・アーム及びこれらを接続するボルトとナットが、合衆国ノースカロライナ州チェリーポイントの海軍航空補給廠に移送され、米国の技術者による詳細な調査が実施された。同補給廠で行われた技術調査に基づき、米側は、テール・ローターがパイロンに衝突したためにパイロンが破損し、テール・ローターとパイロンが機体から外れたことについて説明した。
 - 1) 中間ギアボックスに接続していたドライブシャフトの破断部は、テール・ローターのブレードの先端に当たる位置に、高エネルギー打撃による衝撃を受けて破断した証拠を示していた。さらに、テール・ローター・ヘッドの全てのアンチ・フラップ・レス

トレーナーが破損していた。これらの出来事から得られた連鎖は、次のとおりである。

- 2) コッター・ピンでボルトとナットを固定しなかったことにより、テール・ローター・ブレードのピッチ角を制御する機構部分からナットが緩んで脱落した。ボルトとナットによる接続部分の固定が無いと、テール・ローター・サーボには、フォローアップ・アームを通じた制御力が伝わらない。また、テール・ローター・サーボは、最後にラダー入力があった方向に完全移動してしまう。
 - 3) サーボ・シリンダー・ピストンとフォローオン・リンケージの接続がなくなった場合、サーボが通常の移動限界を超えることが起こり得る。通常、ブレードのピッチ角は、右に一杯ラダー入力したときのレンジと、左に一杯ラダー入力したときのレンジの範囲内で変化する。右旋回のラダー入力に対しては、テール・ローター・ブレードの回転軌跡は、テール・パイロンから離れて円錐形となり、左旋回のラダー入力に対しては、テール・パイロンに向かって円錐形となる。
 - 4) 正常な状態では、テール・ローター・ブレードの先端とパイロンとの間には十分なクリアランスがあるが、ピッチ角が過剰になり、フラッピング抑制機構が機能しない場合、テール・ローター・ブレードはパイロン側に大きく入り込むことが明らかになった。同機のブレードがさらに動的に湾曲したことが、パイロンへの衝突及びテール・ローター・ドライブシャフトの破損を引き起こした。
- b. 米側による詳細な技術調査は、事故に至る一連の因果関係、すなわちロータリー・ラダー・タンデム・サーボ・シリンダーのパワー・ピストンを2つのフォローオン・リンケージに接続しているボルトを固定するためのコッター・ピンが、キャストレイテッド・ナットに適切に装着されていなかったことにより、サーボが極端な位置に動き、テール・ローター・ブレードがパイロンに衝突したために、パイロンが破損し、テール・ローターが機体から外れたとの流れを明らかにするものであった。
 - c. また、調査結果に関して、機械の損傷の連鎖をより客観的な視点から理解するため、日本側に助言を与える日本側の技術専門家が、米国に送り戻された部品を含む残骸の個々の部品を視察した。
 - 1) テール・ローター・ブレードが、その直径位置に当たるドライブシャフトの切断部分に衝突したことが、破断面の形状及び関連部位によって確認された。
 - 2) ボルトとナットが固定されていないと、テール・ローター・サーボは、ラダーが引かれた方向に完全移動することが、テール・ギヤボックス・リンケージの機構及び動作により証明された。
 - 3) 上記で述べた完全移動による異常なピッチ角に加え、テール・ローターがパイロンに衝突した要因と

して、フラッピングを抑制するためのハブ（レストレーナー）が破損したことが確認された。

上記に基づき、事故分科委員会は、事故原因に関する調査の初期段階における技術的分析が正確なものであったことを認める。

2. 整備手順

整備の過誤についての調査結果に関しては、関係者への詳細な聴き取りが行われたところ、その証言の間に特段の齟齬は見当たらず、事故分科委員会は、調査結果には合理性があるものと認める。整備要員は、修正クイック・リグによりメイン・ギア・ボックスの取り外し及び交換を実施した。同機から取り外されなかったフライト・コントロール・システムを調整することが必要であったことから、本来はフル・リグを実施すべきであった。決められた整備手順が守られなかったことが、外されたコッター・ピンを装着しなかったという結果につながった。かかる過誤は、夜間及び昼間の整備員のシフト交替が不完全であったこと、必要とされた品質管理部門に関し混乱があったこと、及びパイロットの飛行前検査のチェックリストにコッター・ピンの検査が含まれていなかったという事実により増幅した。整備員が連日の長時間勤務で疲労していたことが、不完全な整備作業の実施につながったと考えられる。

3. 事実の認定

本件事故の客観的事実については、次のとおりである。

- a. 搭乗員は、2004年8月13日の機能点検飛行を行うため、適切に訓練され、その資格があった。搭乗員は、規則に定められた飛行前検査を行った。なお、海軍航空訓練・運用手順標準化マニュアルの飛行前チェックリストには、事故の原因に係るコッター・ピンの確認は明記されていないため、コッター・ピンの無いことにつき、搭乗員の過失は無かった。
- b. コッター・ピンが接続ボルトに正しく装着されなかったのは、整備員が、同機のフライト・コントロールを接続するための決められた手順に従わなかったためであった。整備実施書式によれば、整備員は、事故機のフライト・コントロール・システムについてクイック・リグを実施したことになるが、実際には、追加的な処置を記録することなく実施していた。さらに、メイン・ギア・ボックスが交換された際にクイック・リグ又はフル・リグのいずれが実施されるかどうかについて、マニュアルは曖昧であった。別の機体からのクイック・チェンジ・ユニットが同機に装着されたにもかかわらず、修

正クイック・リグが行われた。

- c. クイック・リグが実施されていたのであれば、コッター・ピンがボルトとナットから決して取り外されることはなかったはずであった。また、フル・リグが適切に実施されていたのであれば、コッター・ピンは作業終了時に品質管理部門により点検されていたはずであった。分遣隊において同機の整備に関与した要員は、修正クイック・リグを実施してきており、このことと最初の整備指示が、結果的に実際に行われた整備に関し混乱を招いた。
- d. 夜勤組から日勤組への作業の申し送りが明確に行われたならば、コッター・ピンの検査が行われていたはずであった。
- e. 搭乗員は、事故発生時に自らの職務の範囲内で行動しており、テール・ローターの脱落に適切に対応したが、テール・ローターの故障は大惨事という性質のものであり、その不調が生じた位置は、普天間飛行場のために設定されている通常の着陸経路上であることから、結果としての損害を完全に回避することは極めて困難であった。

IV. 合同委員会への勧告

上記Ⅱの11項に述べるようなこれまでに執られた措置に加え、本件事故の重大性及び再発防止の重要性に鑑み、本分科委員会は、上記Ⅲにおいて整理した検討結果を踏まえ、飛行及び住民の安全を更に確実にするため、次のとおり勧告を行う。

1. 今後の航空機事故の再発を防止するため、米側は、飛行要員・整備要員の教育及び訓練、決められた整備手順の遵守、機体の徹底的な整備及び検査、飛行運用についてのマニュアル及び措置の評価のような種々の措置を通じて、航空機の安全を向上させるため引き続き努力する。特に米側は、
 - a. 該当する整備マニュアルに列挙されている整備及び検査手順に従うことを徹底し、規定されていない手順の実施を除去する。
 - b. シフト交替が完全かつ正確に行われることを確実にするため、所要の措置を講ずる。
 - c. これらの取組みの状況を適時適切に合同委員会へ報告する。
2. 米側は、飛行の安全を最大限確保し、普天間飛行場周辺の住民及び財産に危険が及ぶ可能性を最小限にするため、飛行の運用について引き続き評価を行う。現地の米軍及び日本国政府機関、並びに必要なに応じ中央レベルの機関は、場周経路を再検討し、更なる可能な安全対策について検討を行う。その結果は、適時適切に合同委員会へ報告される。

資料62 日本国内における合衆国軍隊の使用施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン（仮訳）（平成17年4月1日）

1. 目的

日本国内で、合衆国軍隊が使用する施設・区域（以下「米軍施設・区域」という。）の外において航空機が墜落し又は着陸を余儀なくされた際に適用される方針及び手続を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、日本国政府及び都道府県その他の地方当局のすべての機関及び職員に適用される。本ガイドラインは、米軍施設・区域のすべての合衆国軍隊部隊並びに日米地位協定第1条及び第14条に規定するすべての者に適用される。

3. 一般の方針

航空機は、意図した目的地以外の場所に着陸せざるを得ない

場合がある。このような場合、特に、航空機が墜落した場合又は負傷者を伴う場合には、すべての関係する機関が、関連の規則と役割を理解していることが必要である。被害者の救助に関係する地方の機関又は当局の間では、相互の緊密な連携及び調整が不可欠である。合衆国軍用航空機が着陸を余儀なくされた場合には、本ガイドラインの4.(1)に規定する日本国の当局への通報が行われるとともに、時宜により本ガイドラインに規定する他の必要な手続がとられる。

(1) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、日本国政府の職員又は他の権限ある者から事前の承認を受ける暇がないときは、合衆国軍隊の然るべき代表者は、必要な救助・復旧作業を行う又は合衆国財産を保護するために、当該公有又は私有の財産に立ち入ることが許される。ただし、当該財産に対し不必要な損害を与えないよう最善の努力が払われなければならない。日本国政府の当局及び合衆国軍隊の当局は、墜落現場又は余儀なくされた着陸の現場において、許可のない者が事故現場の至近に立ち入ることを制限するため、共同して必要な規制を行う。

(2) 合衆国軍用航空機が日本国内で米軍施設・区域の外にある公有又は私有の財産に墜落し又は着陸を余儀なくされた場合において、事故現場を行政上管轄する地方当局は、救助、応急医療、避難、消火及び警察の業務を含む必要な業務を適宜行う。

4. 手続

(1) 通報

現地レベルでは、日米間の双方向の通報制度が活用され、これによって、米軍施設・区域と、防衛施設局、警察及び消防、並びに日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁との間で、米軍施設・区域外での航空機の墜落又は余儀なくされた着陸に関する緊急情報を交換することが可能となる。事故への対応に関係する場合は、以下の情報が判明し次第提供される。

- (イ) 航空機の種類及び乗員数
- (ロ) 事故の場所（詳細な情報がしばしば現地の住民から提供される。）
- (ハ) 搭載燃料の概算量
- (ニ) 救助及び消火活動を阻害し得る危険な搭載物又は兵器の量及び種類に関する情報
- (ホ) 被害者の数、国籍及び状態
- (ヘ) 必要に応じ、救助・復旧活動を行うために不可欠なその他の緊急情報

(2) 航空機が米軍施設・区域の外に着陸した場合、責任を有する職員は以下のとおりである。

(イ) 日本国政府

警察業務について、現地警察署長若しくは現地警察署長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には海上保安庁の代表者。消火及び救助活動について、現地消防本部の消防長若しくは消防長に指名された代理、又は日本国政府の管轄権の下にある水域の場合には

海上保安庁の代表者。

(ロ) 合衆国軍隊

以下の者のうち、現地への到着順とする。

(a) 墜落機又は着陸を余儀なくされた航空機に搭乗していた指揮官又は幹部であって、職務の遂行が不能となっていない者。

(b) 緊急対応を担当する合衆国軍隊の要員又は米側の消防幹部（初動の現場指揮官として指名された場合）

(c) 初動の対応が終了し、調査チームが組織された後にあっては、合衆国軍隊航空機事故調査官

(3) それぞれの責任を有する職員は、他方の国の責任を有する職員に対し、可能な限り早い時点で、自らの身分を知らせる。

(4) 救助活動

乗務員、乗客及び地上で負傷した人の救助が最重要であることから、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員は、医療要員並びに消防及び救助の装備及び要員が事故現場に直ちに立ち入ることを許可する。

(5) 事故現場への立入制限

立入りが制限されるべき事故現場の区域及び立入制限の期間に関して、日本国政府及び合衆国軍隊の責任を有する職員の間で、共通の理解に到達する。このような共通の決定に至るに当たっては、以下の要件が考慮される。

(イ) 死傷者の移送

(ロ) 消防その他の安全のためにとられる措置

(ハ) 二次災害をもたらす物質の確認、及び、当該物質が存在する場合には、汚染の拡大を防止するための汚染管理能力の確立

(ニ) 機密の装備又は資材に係る機密漏洩防止

(ホ) 航空機事故調査及び請求調査のための証拠保全

(ヘ) 見物人等の整理

(ト) 合衆国の財産及び他の公有又は私有の財産の保護の確保

(チ) 公衆及び合衆国軍隊の利益に最大限かなうこと

(リ) 上記(ニ)、(ホ)及び(ト)の要件が満たされた後、可能な限り早期に残骸を撤去すること

(ヌ) 状況を考慮しつつ、また、常識的な原則を用いて、事故現場を可能な限り小さく設定し、かつ、制限の期間を可能な限り短くすること

(6) 事故現場の立入規制

最初に救助に対応する組織は、当初、現場への立入規制を行い、救助及び消火活動と両立可能な範囲で、事故調査チームが任務を果たすことが可能となるよう事故現場の保全を行う。現場管理・立入規制は、通常二つの規制線を伴う。第一は、安全性の観点から立ち入るべきではない距離により決定される、事故現場至近周辺の「内周規制線」であり、第二は、見物人の安全を確保し、かつ、円滑な交通の流れを促進するために設けられる「外周規制線」である（内周規制線の内側の区域を制限区域、外周規制線の内側の区域を規制区域という）。日本国の法執行当局は、現場に到着次第、外周規制線を設定し、立入規制の責任を負う。内周規制線には、特別の

場合を除き、日米共同で人員が配置される。内周規制線の制限区域への立入りは、合衆国及び日本国の責任を有する職員との相互の同意に基づき行われる。合衆国側は、すべての残骸、部材、部品及び残渣物に対して、管理を保持する。

(イ) 内周規制線には、制限区域への立入りを取り扱うため、立入規制点 (Entry Control Point ; 以下「ECP」という。) が一カ所設けられる。その他の地点からの制限区域への立入りは認められない。内周規制線に配置されるすべての人員は、ECPの場所につき説明を受け、ECP以外の地点で立入りを要請してきた者に対し、ECPに赴きそれぞれ日本国政府又は合衆国の責任を有する職員と連絡をとるよう案内する。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、ECPに配置され、立入要請の処理及び調整を行う。立入規制の責任については以下のとおりとする。

(ロ) 合衆国及び日本国の当局は、緊密に調整し立入規制の任務を遂行する。一般的に、制限区域への立入りは、立入りの権利及び必要性を有する者に限定される。合衆国軍隊関係者以外の者が4.(6)の柱書の規定に基づく立入許可を得るために行う要請は、日本国の責任を有する職員又はその代理に付託される。合衆国軍隊関係者が立入許可を得るために行う要請は、合衆国の責任を有する職員又はその代理に付託される。立入りを要請する日本国又は合衆国の者は、可能な場合には、その者の属する国の政府の職員から当該要請の諾否を通知される。

(ハ) 現場警備のため配属される合衆国軍隊の要員は、制限区域の範囲、見物人等への対応に当たっての外交的配慮と臨機応変な対応の必要性、立入要請を行う合衆国軍隊関係者が要請を付託すべき合衆国軍隊の職員の氏名及び配置場所、並びに立入要請を行う合衆国軍隊関係者以外の者が要請を付託すべき日本国政府の職員の氏名及び配置場所について、徹底した説明を受ける。この説明においては、日本国政府の当局が合衆国軍隊関係者以外の

すべての者を規制する責任を有すること、及びそのような日本国政府の職員を通じて業務を行うことの重要性が強調される。

(7) 見物人等の整理

(イ) 日本国の警察又は海上保安庁の職員は、事故現場又はその近傍にいる見物人等を整理する。これらの日本国政府の当局が到着するまでの間は、合衆国軍隊の要員が、その権限の範囲内で、当該見物人等を整理することができる。

(ロ) 日本国の警察又は海上保安庁の職員がいる場合、合衆国軍隊の要員は、要請があるときは、見物人等の整理につき、これらの日本国政府の職員を支援することができる。

(ハ) 合衆国の当局から日本国の当局に対して写真が撮影されないよう要請がある場合は、日本国の当局は、現場の写真撮影 (ビデオ撮影を含む) を行おうとする報道関係者その他の者に対し事情の説明を行った上で、いかなる強制手段も用いることなく (ただし、日本国の法律によって認められる場合は、この限りでない。)、撮影の中止に係る合衆国の当局の要請を伝達する。

5. 広報

報道関係者と政府職員との間の効果的な連絡を確立することは、これらの種類の事故の際に極めて重要である。日本国政府及び合衆国の責任を有する職員は、記者説明、対外公表等の実施に当たって調整する。この調整には、取材場所や共同情報掲示板の設定その他同様の活動が含まれ得る。

6. 訓練及び会合

合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、事故の際に迅速かつ的確に本ガイドラインを実施するため、定期的に訓練を行う。合衆国及び日本国の関係する当局及び人員は、相互の連絡を保つため、少なくとも年1回会合を持つ。詳細は現地レベルで調整される。

資料 63 神奈川県における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の会議概要

第1回概要 (平成15年2月21日)

出席者の紹介等を行うとともに、神奈川県内の在日米軍施設・区域のうち、在日米海軍施設・区域に焦点をあてていくこととし、日本側からは、これら施設・区域に係る地元事情や国会での議論等を説明した。

第2回概要 (平成15年7月18日)

1 本年2月21日の第1回会合において、日本側から、神奈川県内の在日米海軍施設・区域に係る地元事情や国会における議論等について説明があったが、今回の会合においては、先ず米国側から、米国側の諸事情について、次のような発言があった。

(1) 根岸住宅地区については、同地区に所在する住宅 (約400戸) のほとんど全てが昭和20年代前半に建設されたものであり、老朽化が著しい状況にあるため、早急に建て替える必要があるが、代替地が確保されることにより、当該

施設を移設することが可能であると考えている。

(2) また、神奈川県における在日米海軍の住宅不足は従来より深刻な状況にあり、米国としては、同県内の施設・区域において、当面、約400戸程度の住宅及びその支援施設を建設することが重要な課題になっている。

(3) これらの根岸住宅地区の建て替え分及び米海軍住宅の不足分についてはできるだけ早期に建設することが必要と考えている。

(4) 住宅及びその支援施設を建設するという意味においては、上瀬谷通信施設、深谷通信所等も、その候補地となり得るものであるが、米国としては、できるだけ横須賀海軍施設に近接する地域で住宅及びその支援施設を建設することを要望したいと考えている。

2 米国としては、これら合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設 (一部)、深谷通

信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えている。

3 これに対し、日本側からは、地元の累次にわたる返還要望等も踏まえ、根岸住宅地区、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還して欲しい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求めるとの考えを示した。

4 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、以下の理由から、地元自治体の理解を得て、池子住宅地区及び海軍補助施設の横浜地域において、①根岸住宅地区に所在する住宅及びその支援施設並びに②前述した神奈川県内で不足している在日米海軍の住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致したところである。

(1) 住宅地区を集約することにより、管理上等の観点から効率的であること。

(2) 横須賀海軍施設への通勤にあたって利便性が確保できること。

5 最後に、日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況等については次回会合で説明する旨発言した。

第3回概要（平成16年9月2日）

1 昨年7月18日の第2回会合においては、米国側から、米国側の諸事情についての説明が行われるとともに、次のような議論が行われた。

(1) 米国側から、合計800戸程度の住宅及びその支援施設の建設がなされれば、上瀬谷通信施設（一部）、深谷通信所及び富岡倉庫地区については、将来の住宅用地としての利用計画がなくなることから、また、根岸住宅地区については、移設先が確保できることから、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、これらの施設・区域の返還について考慮することが可能となると考えているとの発言があった。

(2) これに対し、日本側から、上記施設・区域の必要性がなくなった時点で、直ちに返還してほしい旨述べるとともに、住宅建設については、地元自治体の理解を求めるとの考え方を示した。

(3) 以上の状況を踏まえ、日米双方で協議した結果、地元自治体の理解を得て、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域において、これらの住宅及びその支援施設を建設することが適切であるという点で日米間の認識が一致した。

(4) 日本側から、今次協議の状況を関係部局に伝達するとともに、特に住宅建設の問題については、関係自治体と調整することとし、その調整状況を説明する旨発言した。

2 今回の会合においては、まず日本側から、第2回会合の協議内容に係る関係自治体との調整状況として、下記のとおり

関係自治体の考え方を説明した。

(1) 横浜市長は、返還される施設・区域及び返還される面積の増並びに緑の保全と住宅建設戸数の削減等について新たな提案を行うとの声明を発表し、この提案について国が調整し、その結果をみて、米軍住宅等の建設にかかる具体的協議を開始する用意があるとの考えを表明。（返還される施設・区域及び返還される面積の増：上瀬谷通信施設の一部返還、池子住宅地区及び海軍補助施設の飛び地の返還、小柴貯油施設の返還）

(2) 神奈川県は、横浜市の提案について真摯に検討するよう国に働きかけていくとともに逗子市の理解が得られるよう努力することも国に求めていく考え。

(3) 逗子市は、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の逗子地域と横浜地域とは一体であり、過去の住宅建設に係る国と逗子市との調整経緯を踏まえれば、たとえ横浜地域といえども住宅を建設することは約束違反であり反対するとの考え。

3 さらに日本側から、横浜市長声明を別紙のとおり紹介し、日本側としては、本件協議で対象となっている施設・区域が所在する横浜市の新たな提案を重く受け止めており、地元の理解を得るためには同市の新たな提案に対する十分な配慮が必要である旨、また逗子市に対しても引き続き理解を求めていく考えである旨発言した。

4 日米双方で協議した結果、次の諸点について日米間の認識が一致したところである。

(1) 施設・区域の返還に関し：

ア 本件協議内容が日米合同委員会により最終的に承認されれば、個々の施設・区域における現在の使用が終了した時点で、以下の施設・区域については、必要性がなくなるため、返還に向けた手続きが開始される。

① 上瀬谷通信施設（一部）

② 深谷通信所

③ 富岡倉庫地区

④ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域の飛び地部分（約1.2ヘクタール）

イ 根岸住宅地区については、「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域での住宅及びその支援施設の建設が完了した時点で返還される。

ウ 上瀬谷通信施設の残余部分（住宅及び支援施設が所在する地区等）については、現在の使用が終了し、それによりその必要性がなくなった時点で、返還に向けた手続きが開始される。

エ 小柴貯油施設については、他の施設・区域と同様、引き続き、その必要性を検討し、必要性がなくなった時点で返還されることとなる。

当該施設・区域の一部については、米側は、早期返還の達成に向けて、所要の措置をとる。

(2) 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域での住宅及びその支援施設の建設に関し：

ア 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜地域での住宅及びその支援施設の建設に伴う改変面積については、

同施設の横浜市域の面積の半分以下に抑制し、自然環境の保全に配慮する。

イ 「池子住宅地区及び海軍補助施設」の横浜市域での住宅及びその支援施設の建設については、住宅建設戸数を700戸程度に縮減した上で、住宅及びその支援施設を建設する。

5 今後は、今回の協議内容について関係自治体に説明し理解

が得られるよう努めるとともに、特に横浜市での理解を得て、住宅及びその支援施設の具体的な建設計画の策定に着手することとする。

なお、今回の施設調整部会での協議内容については、日米合同委員会に報告することとし、その後は、日米合同委員会及びその下部機関で所要の調整・手続が進められることとなる。

資料64 佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等に関する施設調整部会の会議概要

第1回概要（平成17年10月4日）

出席者の紹介等を行うとともに、今後、佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等について議論するに当たり、日本側から佐世保地区に関する地元要望事項について説明を行い、米側からは佐世保米海軍からの要望事項等について説明が行われた。

第2回概要（平成17年12月19日）

1 本年10月4日に開催された「佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等」に関する第1回会合においては、日本側から佐世保地区に関する地元要望事項について説明を行い、米側からは佐世保米海軍からの要望事項等について説明が行われたところである。

2 第1回会合で両政府が提示した要請を踏まえ、今回の第2回会合では、日本側の要請である佐世保弾薬補給所（以下「前畑弾薬庫」という。）の移設・返還の検討及び米側の要請である佐世保地区の米海軍住宅不足の解消について集中的に議論を行ったところ、その結果は以下のとおりである。

3 前畑弾薬庫については、次のような日米間での考え方が今後の協議において活用されることになった。

・前畑弾薬庫は、日米安保体制の円滑な運用の上で在日米軍及び日本政府にとって極めて重要な施設である。日本の防衛におけるその戦略的価値は高いため、移設・返還を検討するに当たっては、前畑弾薬庫の全ての運用機能が完全に維持される代替施設の確保が必要であること。

・その移設先は、佐世保地区の既存の米軍施設・区域内には十分なスペースがなく、また、佐世保地区に新規の施設・区域を取得することも困難であることから針尾島弾薬集積所に隣接する水域を埋め立てることなどにより確保することが可能な方法として考えられること。この方法を考慮する際、針尾島弾薬集積所の全ての運用機能は完全に維持されることが必要であること。

・前畑弾薬庫の全ての機能の針尾島弾薬集積所等への移設に日米間で合意できる場合、移設・集約される弾薬庫、弾薬取り扱い施設等からの保安距離が現状維持あるいはそれ以上となることを保証することで、両政府は安全面が最優先であるということを示すこと。

4 佐世保地区の米海軍住宅の不足解消については、次のような日米間の考え方が今後の協議において活用されることになった。日米間で合意できる場合、米海軍家族住宅の不足は、針尾住宅地区及びその隣接する土地等で解消する。また、佐世保地区の米海軍家族住宅不足は、前畑弾薬庫を移設・返還

するという日本側の要請の検討と並行して取り組まれる。

5 今後、日米間の合意（合同委員会合意）を得るための必要かつ詳細な条件を決定するために、これらの項目の協議においては、関係自治体からの意見が考慮される。

第3回概要（平成19年6月15日）

1 平成17年12月19日に開催された「佐世保地区における在日米軍施設・区域の整理等」に関する第2回会合においては、日本側の要請である佐世保弾薬補給所（以下「前畑弾薬庫」という。）の移設・返還の検討及び米側の要請である佐世保地区の米海軍住宅不足の解消について集中的に議論を行ったところである。

2 第2回会合で両政府が提示した要請を踏まえ、今回の第3回会合では、前畑弾薬庫の移設・返還及び佐世保地区における米海軍家族住宅の不足（関連する住宅支援施設を含む）の解消に関する基本的考え方について集中的に議論を行ったところであり、その結果は以下のとおりである。

3 前畑弾薬庫の移設については、次のような内容による移設とすることについて、日米間の認識の一致を見た。

① 前畑弾薬庫の既設の弾薬庫については、安久ノ浦湾南側に位置する山側にトンネル式弾薬庫、安久ノ浦湾を埋め立てて地上覆土式を移設

② 前畑弾薬庫の既設の埠頭は、安久ノ浦・牛ノ浦間に移設

③ 前畑弾薬庫の既設の作業施設及び管理施設は、牛ノ浦に移設

④ 前畑弾薬庫の既設の弾薬庫等の移設により保安距離が保てなくなる等の影響を受ける針尾島弾薬集積所の弾薬庫等の各施設（埠頭、弾薬取り扱い施設等）は、それぞれ施設毎の移設先に移設・集約

⑤ 移設規模は、前畑弾薬庫及び針尾島弾薬集積所の現状の能力及び現状の可能能力の範囲内とするが、施設の建設に当たっては、保安距離の確保等、安全基準を最優先とする必要があり、日米双方の現在の基準を満たすよう建設される。

⑥ 佐世保市等の地元からの要望を踏まえ、現在の針尾島弾薬集積所としての施設・区域の一部の周辺地域について保安・緩衝地帯の整備を検討

⑦ 埋立地の前面及び牛ノ浦の水域について、弾薬庫の集約による基地機能の管理強化等を理由として、制限水域の設定の必要性を検討

4 米側は、前畑弾薬庫の代替施設が建設されるとともに、佐世保地区における家族住宅不足が解消されることが確認され

た場合に、迅速に返還してほしいという日本側要請について理解を示した。

5 今後、これらの内容を検討のため合同委員会に提示し、日

米間の合意(合同委員会合意)を得るためには、前畑弾薬庫の移設について、地元関係自治体からの同意を得ることが求められる。

資料65 競売入札妨害事案に関するアンケート調査結果について

1 アンケート実施状況

(1) アンケートの対象者、方式

現職の防衛施設庁職員(事務官及び技官)全員 約3,100名。
任意、無記名方式

(2) アンケート実施期間

2月13日(月)～2月22日(水) 10日間

(3) 配付及び回収状況

配付数 3,073通 回収数 3,047通(回収率99.2%)
アンケート回答者(3,047)の主な内訳:

官名	事務官	1,558	技官	1,379	不明	110
性別	男	2,535	女	387	不明	125
組織	防衛施設庁本庁	603	各防衛施設局・支局	2,444		
所属	建設部以外	2,087	建設部	704	不明	256
役職	課長級以上	317	補佐・専門官	684	係長	916
	係員・主任	884	不明	246		
年齢	50歳以上	897	40歳代	666	30歳代	750
	29歳以下	514	不明	220		

2 アンケートの内容及び集計・整理結果

(注)【%】は回答率(回答者数(3,047人)のうち当該選択肢を選んだ者の比率。従って複数回答式の場合は、計は必ずしも100%にはならない。)

なお、【建%】等とあるのは、それぞれ次に示すグループ毎の回答率を示す。

【建】:建設部職員、【建以外】:建設部以外の職員、
【課長】:課長級以上の職員、【補佐】:補佐・専門官の職員、
【係長】:係長の職員、【主任等】:主任・係員の職員、
【50代】:50歳以上の職員、【40代】:40歳代の職員、
【30代】:30歳代の職員、
【29以下】:29歳以下の職員

「わからない・不明」とあるのは、「わからない」のほか無回答、無効の合計

(1) 事案に対する受け止め方について(Q1)

Q1 今般、当庁幹部職員ら3名が、平成16年度の東京防衛施設局発注に係る空調設備工事につき業者と共謀の上公正な価格を害する目的で特定の業者に落札させるため談合を行っていたとして、刑法96条の3第2項(談合)の容疑で東京地検特捜部により逮捕されました。あなたはこの事案(以下「今般の事案」という。)について率直にどのように思いますか。

- ① 犯罪行為であり、関わった職員らに強い憤りを感じる。 【27%】
- ② 犯罪行為であるが、関わった業者に対しても憤りを

感じる。 【6%】

③ 犯罪行為であり、何とか未然に防げなかったのかと思う。 【41%】

④ 今般の事案の詳細がわからないと何ともいえない。 【14%】

⑤ その他() 【6%】

⑥ わからない・不明 【6%】

【⑤「その他」(6%)の主なもの:「組織的、継続的、慣習的に行われてきた行為」「被疑者もいわば組織の犠牲者」「他に(又は過去に)関わった者も問題」など】

(Q1) 今般の事案について率直にどう受け止めるかについては、約74%の職員は「犯罪行為」と認識しており、中でも「何とか未然に防げなかったのかと思う」との回答が最も多く(約41%)、「関わった職員らに強い憤りを感じる」(約27%)を大きく上回っている。また、「事案の詳細がわからないと何ともいえない」「わからない」という回答が約20%ある。

施設庁職員全体としては、当事者の行為そのものに対する直接的な憤り等よりも、未然に防止できなかったことを遺憾とする受け止め方の方が強いことがうかがわれる。

(2) 職員の遵法意識、関係法令に対する認識について(Q2～Q5)

Q2 今般の事案は、当庁職員の遵法意識についての国民の信頼を著しく損なう結果となりました。あなたは、談合行為に職員(公務員)が関与することが違法であることを知っていますか。

① 知っている。 【98%】

② 知らない・不明 【2%】

Q3 談合行為に職員が関与することが刑法に触れ、職員には刑事罰が科せられることは知っていますか。

① 知っている。 【92%】

② 知らない・不明 【8%】

Q4 談合行為に職員が関与し、国に損害を与えた場合に、職員に対し損害賠償請求がなされる場合があることを知っていますか。

① 知っている。 【63%】

② 知らない・不明 【37%】

Q5 入札談合等関与行為の防止に関する法律(いわゆる「官製談合防止法」)が制定されていることは知っていますか。

① 知っている。→a 新聞報道等で 【43%】

b 自分で勉強して	【3%】
c 職場の教育等で	【12%】
d その他 ()	【1%】
② 聞いたことはあるが、よくは知らない。	【31%】
③ 知らない・不明	【10%】
【④d「その他」(1%)の主なもの：「職務上知っていた」など】	

(Q2～Q5) 公務員による談合等関与行為については、大部分の職員がその違法性(約98%の者が認識)、刑事罰が科せられること(約92%)を認識しているが、職員に対する損害賠償請求がなされる場合があること(約63%)及び入札談合等関与行為の防止に関する法律(いわゆる「官製談合防止法」)の存在(約59%)についてはかなりの職員が認識していない。

(3) 遵法意識等に係る教育・研修について (Q6～Q8)

Q6 法令遵守についての人事部局の教育や研修は、どう思いますか。	
① 適当だと思う。	【11%】
② ある程度はなされていると思う。	【39%】
③ 不十分だと思う。	【34%】
④ その他 ()	【4%】
⑤ わからない・不明	【12%】
【④「その他」(4%)の主なもの：「法令遵守は当然で、研修以前に個人のモラルの問題」「幹部に対して必要」「談合に関しては不十分(又は)受けていない」など】	
Q7 倫理規範(自衛隊員倫理法、倫理規程など)については、どのような教育等を受けていますか。	
① 研修で講義を受けた。	【42%】
② 配付された倫理教本を自分で読んだ。	【46%】
③ 特に何もしていない。	【7%】
④ その他・不明 ()	【5%】
【④「その他」(5%)の主なもの：「ビデオを視た」など】	
Q8 倫理規範についての人事部局の教育や研修は、どう思いますか。	
① 適当だと思う。	【17%】
② ある程度はなされていると思う。	【47%】
③ 不十分	【23%】
④ その他 ()	【3%】
⑤ わからない・不明	【10%】
【④「その他」(3%)の主なもの：「幹部に対して行うべき」「倫理規範の遵守は当然で、研修以前に個人のモラルの問題」「形式的」など】	

(Q6～Q8) 全般として「ある程度」又は「不十分」(②)といった意見が「適当(又は十分)」(①)とする意見を上回り多数となっている。特に法令遵守(Q6)については「不十分」とする意見(約34%)が「適当」とする意見(約11%)を大きく上回っている。

(4) 違法行為に関する連絡等の体制等について (Q9・Q10)

Q9 法に反するような重要な問題を知り得た場合、所属の部以外の上司等(長官・次長・局長・総務部長・総務課長等)に連絡ができ、かつこれに応じて適切な処置が講じられる体制は整備されていると思いますか。	
① 整備されている。	【7%】
② 多少整備されている。	【16%】
③ 整備されていない。	【50%】
④ その他 ()	【2%】
⑤ わからない・不明	【25%】
【④「その他」(2%)の主なもの：「不利益となるおそれがある」「整備されても実効性に疑問」「周知されていない」など】	

(Q9) 違法行為に関する連絡等の体制の整備については、「わからない」とする者も少なくないが(約25%)、「整備されていない」という回答が圧倒的に多く(約50%)、「整備されている」「多少整備されている」(合わせて約23%)を大きく上回っている。

Q10 平成18年4月から施行される公益通報者保護制度について知っていますか。または聞いたことはありますか。	
① 知っている。	【30%】
② 聞いたことはある。	【33%】
③ 知らない・不明	【37%】

(Q10) 公益通報者保護制度に関しては、「知っている」「聞いたことはある」「知らない」の各回答がほぼ同程度となっているが、「知らない」とする回答(約37%)が最も多い。

(5) 再就職等についての認識について (Q11～Q16)

Q11 今般の事案において、当庁幹部職員が、退職職員の再就職に関連し、入札の公正性を害し、国の利益を損なう行為をしていたとすれば、このことについてどう思いますか。	
① 重大な違法行為であり、事情のいかんにかかわらず、厳罰に処すべきである。	【23%】
② 事情はあっても、違法行為である以上、決してしてはならないこと。	【57%】
③ 今般の事案の詳細がわからないと何ともいえない。	【14%】
④ その他 ()	【2%】
⑤ わからない・不明	【4%】
【④「その他」(2%)の主なもの：「組織的、構造的、体質的なもの」「背景にある再就職の問題の解決が必要」「OBを含む他の(又は過去の)関係者の責任も追及すべき」など】	

(Q11) 回答のうち約80% (①及び②) が「違法行為」としているが、「事情はあっても、違法行為である以上、決してしてはならないこと」とする回答 (約57%) が「重大な違法行為であり、事情のいかんにかかわらず、厳罰に処すべきである」とする回答 (約23%) を大幅に上回っている。職員全体としては、再就職に関する事情は考慮に入れてもなお、違法性を踏まえ、かかる行為については否と判断すべきとの考え方が多いものと認められる。

Q12 一般論として、職員の早期退職 (定年よりも前に勲奨により退職し、再就職すること) についてどう思いますか。

- ① 組織や人事の活性化を図るためにはやむを得ない。 【30%】【建28%】
- ② 早期退職をやめ、定年まで在職するようにすべき。 【47%】【建54%】
- ③ その他 () 【7%】【建6%】
- ④ わからない・不明 【16%】【建12%】

【③「その他」(7%)の主なもの：「定年前の退職は個人の問題として自由に(勲奨等はせず)」「早期退職に当たり再就職先や方法を改善」「今後は早期退職をやめ定年まで働くようにすべき」「早期退職はやむを得ない、問題ない」など】

(Q12) 早期退職については「早期退職をやめ、定年まで在職するようにすべき」(約47%)が「やむを得ない」(約30%)を上回っており、早期退職に否定的な意見が多数である。また、この傾向は建設部職員についてはより強い(約54%)。

Q13 定年後の勤務についてどう思いますか。

- ① 定年延長すべきである。 【27%】【建23%】【建以外29%】
- ② 定年後も希望者は全員、(公務員として)再雇用されるようにすべきである。 【30%】【建39%】【建以外27%】
- ③ 現行定年以上の在職期間の延長は特に必要ない。 【25%】【建18%】【建以外27%】
- ④ その他 () 【4%】【建4%】【建以外5%】
- ⑤ わからない・不明 【14%】【建16%】【建以外12%】

【④「その他」(4%)の主なもの：「能力や必要性に応じ再雇用」「年金支給開始年齢までの再雇用又は定年延長」「生活のために再就職は必要」など】

(Q13) 現行定年後の勤務については、「定年延長」(約27%)及び「再雇用(再任用)」(約30%)を合わせて、現行定年後の公務勤務を継続すべきとの意見が約57%で多数となっている。建設部職員についてはこれが約62%となっており、その傾向がより強い。なお、建設部職員は公務員としての再雇用(再任用)を求める意見が多い(約39%)のに対し、他部職員は定年延長を求める意見が多い(約29%)。

Q14 あなた自身は、何歳まで働きたいと思いますか。

- ① 年金が支給される65歳まで。 【42%】【建43%】【50代54%】【課長55%】
- ② 元気な限り、65歳以降も。 【21%】【建27%】【50代21%】【課長31%】
- ③ 定年(60歳)以降は働かない。 【20%】【建14%】【50代14%】【課長6%】
- ④ その他 () 【4%】【建4%】【50代5%】【課長4%】
- ⑤ わからない・不明 【13%】【建12%】【50代6%】【課長4%】

【④「その他」(4%)の主なもの：「経済的安定が得られ、生活に困らなくなるまで」「可能な限り、意欲ある限り」「定年前の一定の年齢まで」など】

(Q14) 職員自身が何歳まで働きたいかについては、現行定年後も働きたいという意見は全体で約63%であるが、50歳以上では約75%、課長級以上では約86%となり、高齢者、上位職の就業意欲が強い。いずれにせよ全体として「年金が支給される65歳まで」とする意見が最も多い(約42%)。「65歳以降も」という意見は建設部職員の方が他部職員よりも多い。

Q15 現行定年(60歳)以降も働きたい方は、再就職はどのようにしたいと思いますか。

- ① 勲奨退職(例えば58・59歳)の後、民間への再就職を希望。 【7%】【建6%】【50代13%】【課長21%】
- ② 定年退職(60歳)の後、引き続き公務員として再任用を希望。 【33%】【建38%】【50代34%】【課長33%】
- ③ 定年退職(60歳)の後、民間への再就職を希望。 【14%】【建14%】【50代20%】【課長24%】
- ④ その他 () 【5%】【建4%】【50代7%】【課長5%】
- ⑤ わからない・不明 【41%】【建38%】【50代26%】【課長17%】

【④「その他」(5%)の主なもの：「自分で仕事をさがす」「自営又は家業」「官民を問わず再就職」など】

(Q15) 現行定年後の再就職のあり方については、全体としては民間への再就職よりも公務員としての再任用を求める者が多く、建設部職員には特にその傾向が強い。ただし、課長級以上や50歳以上の者では勲奨退職後民間への再就職を求める者も多い。

Q16 再就職について、恵まれていると思う部署はありますか。

- ① ある。→a総務部 【2%】
- b施設部 【1%】
- c事業部 【1%】
- d建設部 【30%】【建18%】【建以外35%】

e 業務部	【0%】
f その他 ()	【4%】
② 特にない。	【15%】
③ わからない・不明	【47%】
【①f「その他」(4%)の主なもの：「(部署にかかわらず)幹部、上位職」など】	

(Q16) 再就職で恵まれていると思う部署としては、「ない」又は「わからない」とする者が約62%を占めるが、「ある」と答えた者の中では「建設部」とする意見がほとんどである。ただし「建設部」とする意見は、建設部職員よりも他部職員の方が格段に多く、建設部内外の認識ギャップがみられる。

(6) 建設部についての認識 (Q17~Q21)

Q17 今般の事案の背景として、建設部の特徴、特性を指摘する見方もあります。今般の事案の発生につながった建設部の特徴や特性があるとすれば、それはどのようなことだと思いますか。(複数回答可)

① 事務官主体の施設部等に対し、唯一技官中心の組織。	【19%】
② 技術専門家としてのプロ意識が強い。	【15%】
③ 地元調整など対外折衝も多い施設部等に対し、比較的固定的な業務。	【18%】
④ 建設業者・業界との接触の機会が多い。	【67%】
⑤ 事業や予算の執行専門組織であり、施策立案や予算要求を行うことはない	【12%】
⑥ 人事面等で独立傾向が強い。	【53%】
⑦ その他 ()	【7%】
⑧ 今般の事案の発生につながった建設部の特徴や特性があるとは思わない。	【7%】
⑨ わからない・不明	【9%】
【⑦「その他」(7%)の主なもの：「OBとのつながりが強い」「早期勧奨退職の慣行」「(一人当たりの)業務量が多い」など】	

(Q17、複数回答式) 今般の事案につながった建設部の特徴・特性としては「建設業者・業界との接触の機会が多い」(約67%)、「人事面等で独立傾向が強い」(約53%)とする意見が群を抜いて多い。なお、そのような建設部の特徴や特性が「あるとは思わない」とする意見は少数である(全体で約7%)。

Q18 建設部と他部等との人事交流について、どう思いますか。

① 人事交流を更に進めるべきである。	【36%】【建59%】【建以外30%】
② 現状程度でよい。	【15%】【建9%】【建以外17%】
③ 人事交流は慎重に行うべきである。	【25%】【建15%】【建以外29%】
④ その他 ()	【7%】【建9%】【建以外6%】

⑤ わからない・不明	【17%】【建8%】【建以外18%】
【④「その他」(7%)の主なもの：「施設部や事務官から建設部への交流は難しい」「可能な範囲で限定的に交流すべき」「積極的に交流を進めるべき」など】	

(Q18) 人事交流の推進については建設部とその他で大きく判断が分かれ、建設部職員の約59%が積極意見であるが、他部職員は約30%である。また他部職員の約29%は消極意見なのに対し、建設部職員の消極意見は約15%である。このため全体としても積極意見(約36%)と消極意見(約25%)の両極端に分かれ、現状維持意見(約15%)はいずれよりも少ない。

Q19 建設部と他部等との人事交流について、あなた自身の場合についてはどう思いますか。(建設部以外の人は建設部に対して、建設部の人は建設部以外に対して)

① 希望する。	【10%】【建33%】【建以外3%】
② 要請されれば行く。	【22%】【建33%】【建以外19%】
③ 条件によっては行く。	【18%】【建21%】【建以外18%】
④ 希望しない。	【38%】【建7%】【建以外49%】
⑤ その他 ()	【3%】【建3%】【建以外2%】
⑥ わからない・不明	【9%】【建4%】【建以外9%】
【④「その他」(3%)の主なもの：「希望しない」「専門性のある業務は難しい」「業務内容によって可能ならば行く」など】	

(Q19) 人事交流について職員自身の考えを質問した場合でみると、この差が一層鮮明に現れ、建設部職員の約87%が何らかの形で建設部以外への人事交流を希望(うち積極的希望は約33%)しているが、他部職員で建設部への人事交流を希望する者は約39%(うち積極的希望は約3%)である。また逆に人事交流を全く希望しない者は建設部職員で約7%だが、他部職員では約49%となっている。

Q20 今般の事案の背景には、施設庁や建設部の特権的(又は独立的)意識があるのではないかと、その見方があります。これについてどう思いますか。

① そのとおりだと思う。	【15%】
② 特権的(又は独立的)意識はないが、そのようにとらえられても仕方がない面もあると思う。	【41%】
③ 特権的(又は独立的)意識もないし、そのようにとらえられるような事情もないと思う。	【24%】
④ その他 ()	【4%】
⑤ わからない・不明	【16%】
【④「その他」(4%)の主なもの：「特権的(又は独立的)意識はない」「施設庁に限られない」「一部の人には特権的(又は独立的)意識がある」「建設部には特権的(又は独立的)意識はある」など】	

(Q20) 「特権的（又は独立的）意識」との指摘については、全体の約41%が「特権的（又は独立的）意識はないが、そのようにとらえられても仕方がない面もあると思う」と答え、「そのとおりだと思う」（約15%）を加えると約55%がかかる指摘について肯定的意見である。もっとも「特権的（又は独立的）意識もないし、そのようにとらえられるような事情もないと思う」という意見も約24%ある。

Q21 (Q20で①又は②と答えた方で) 特権的（又は独立的）意識もしくは特権的（又は独立的）意識ととらえられても仕方がない面があるとすれば、それはどのようなことだと思いますか。(複数回答可)

- ① 建設部が自衛隊も含めた建設工事の実施を一手に引き受けていること。 【32%】
- ② 施設庁は米軍に関する施策を主として行っていることから、自衛隊に関する施策を中心とした防衛本庁との間で意識の差があること。 【12%】
- ③ 施設庁が組織、人事、予算等制度や沿革面で防衛本庁に対する独自性があること。 【20%】
- ④ 防衛庁全体に関する諸問題や反省事項を自らの問題として捉えようとする意識が低いこと。 【13%】
- ⑤ その他（ ） 【4%】
- ⑥ わからない・不明 【45%】

【⑤「その他」(4%)の主なもの：「独立的な人事」「人事交流等のない閉鎖的な人事」「再就職への関わりが深い」など】

(Q21、複数回答式) 「特権的（又は独立的）意識」又はそのようにとらえられても仕方がない面がある理由(複数回答)としては、「建設部が自衛隊も含めた建設工事の実施を一手に引き受けていること」という意見が特に多く(約32%)、次いで「施設庁が組織、人事、予算等制度や沿革面で防衛本庁に対する独自性があること」(約20%)が多い。

(7) 防衛庁全体の政策や自衛隊に対する認識 (Q22～Q25)

Q22 今般の事案の背景として、施設庁の独自性から防衛庁全体の基本政策に対する関心や関与のあり方の面で防衛本庁と差があるからとの見方もあります。あなたは、自衛隊及び米軍施設の取得や建設等に関連する業務の遂行に当たり、当該施設が果たす防衛上の役割などについて考えることがありますか。

- ① 大いに考える。 【20%】
- ② 考える。 【41%】
- ③ 少しは考える。 【28%】
- ④ 考えない。 【6%】
- ⑤ その他（ ） 【1%】
- ⑥ わからない・不明 【4%】

【⑤「その他」(1%)の主なもの：「施設庁には地元につながる等の立場からの考え方があり」「当然考える」など】

Q23 施設庁で職務遂行に当たり、防衛本庁・自衛隊に関

する知識が必要と感じたことはありますか。

- ① 大いに。 【24%】
- ② ある。 【44%】
- ③ 少しはある。 【22%】
- ④ ない。 【5%】
- ⑤ その他（ ） 【1%】
- ⑥ わからない・不明 【4%】

【⑤「その他」(1%)の主なもの：「当然必要である」など】

Q24 防衛本庁内部部局（長官官房、防衛局など）の業務について関心がありますか。

- ① 大いに関心がある。 【9%】
- ② 関心がある。 【24%】
- ③ 少しは関心がある。 【36%】
- ④ 関心はない。 【25%】
- ⑤ その他（ ） 【1%】
- ⑥ わからない・不明 【5%】

【⑤「その他」(1%)の主なもの：「関心はあるが自分には関係ない」「関心はない」など】

Q25 災害派遣、PKO活動、イラクでの人道復興支援活動など自衛隊の部隊等の活動状況について関心はありますか。

- ① 大いに関心がある。 【15%】
- ② 関心がある。 【40%】
- ③ 少しは関心がある。 【33%】
- ④ 関心はない。 【9%】
- ⑤ その他（ ） 【1%】
- ⑥ わからない・不明 【2%】

【⑤「その他」(1%)の主なもの：「イラクについては関心はある」など】

(Q22～Q25全般) 一般的に中庸の回答(②「考える」「関心がある」等)が多数を占めているが、防衛本庁内部部局に対する関心(Q24)については、「少しは関心がある」「関心はない」が多く、比較的関心度の低い傾向が見られる。

(8) 今般の事案の原因・背景について (Q26)

Q26 今般の事案の原因・背景について、次のうちどのように思いますか。

- ① 今般の事案は一部の主要幹部職員の行為によるもので、大多数の建設部職員は誠実に職務を行っており、関係はない。 【18%】【建24%】【建以外16%】
- ② 今般の事案は一部の主要幹部職員の行為によるものであるが、そのような行為に結果的に他の建設部職員が寄与していれば、事情次第では問題があると思う。 【17%】【建17%】【建以外18%】
- ③ 今般の事案は一部の主要幹部職員の行為によるものであるが、そのような行為を許した建設部全体の風土があったことは否めない。 【23%】【建22%】【建以外24%】

④ 今般の事案が起きるような風土があったことを看過し、未然防止策を講じ得なかった施設庁全体としての問題の方がより大きい。

【31%】【建27%】【建以外32%】

⑤ その他（ ） 【3%】【建3%】【建以外2%】

⑥ わからない・不明 【8%】【建7%】【建以外8%】

【⑤「その他」(3%)の主なもの：「防衛庁全体としての問題」「再就職の問題が原因」「幹部の意識等が問題」など】

(Q26) 全体としては④「施設庁全体としての問題の方がより大きい」が最も多く約31%であり、次いで③「建設部全体の風土があった」が約23%、以下、①「一部主要幹部職員の行為によるもので、大多数の建設部職員は誠実に職務を行っており、関係がない」が約18%、②「一部主要幹部職員の行為に他の建設部職員が寄与していれば、問題がある」が約17%で、比較的小差で続いている。

これらのうち④と③を合わせれば約54%の職員が施設庁又は建設部といった組織的な問題として捉えている。これに対し①②のようにどちらかという一部の職員の問題とみる見方は合わせて約35%である。

ただし、建設部職員については④が最も多いが、他部職員に比べると③よりも①の回答が多い。

(9) 今般の事案が発生するに至った根本的要因について (Q27、複数回答式)

Q27 今般の事案が発生するに至った根本的要因は何だと思いますか。(複数回答可)

① 当庁全体の体質 【23%】【建21%】【建以外24%】

② 建設部の体質 【30%】【建23%】【建以外33%】

③ 建設部の業務の特性
【22%】【建24%】【建以外23%】

④ 建設部の業者・業界に対する影響力の保持
【29%】【建19%】【建以外34%】

⑤ 関わった幹部職員自身の遵法意識の欠如
【34%】【建30%】【建以外36%】

⑥ 閉鎖的又は固定的な人事管理
【25%】【建27%】【建以外25%】

⑦ 早期勧奨退職の慣行
【38%】【建48%】【建以外36%】

【課長62%】【補佐49%】【係長35%】【主任等26%】
【50代49%】【40代42%】【30代33%】【29以下24%】

⑧ 退職職員の再就職
【45%】【建45%】【建以外45%】

【課長65%】【補佐53%】【係長42%】【主任等36%】
【50代53%】【40代48%】【30代41%】【29以下33%】

⑨ 業者・業界の体質
【29%】【建36%】【建以外27%】

⑩ 当庁OBの働きかけ
【48%】【建40%】【建以外52%】

【課長37%】【補佐39%】【係長54%】【主任等54%】

【50代42%】【40代49%】【30代53%】【29以下54%】

⑪ その他（ ） 【5%】【建6%】【建以外5%】

⑫ わからない・不明 【4%】【建4%】【建以外4%】

【⑪「その他」(5%)の主なもの：「幹部等の再就職の問題」「幹部の意識、体質の問題」「定年と年金支給開始年齢との間の差の問題」など】

(Q27) ⑩「当庁OBの働きかけ」(約48%)、⑧「退職職員の再就職」(約45%)、⑦「早期勧奨退職の慣行」(約38%)、⑤「関わった幹部職員自身の遵法意識の欠如」(約34%)などが比較的多く、全体としては(当庁OBの問題を含む)再就職・早期退職の問題、遵法意識の問題、組織の体質を原因・背景に挙げる意見が多い結果となっている。

所属別では、建設部職員の場合は他部職員に比べ、⑦「早期勧奨退職の慣行」、⑨「業者・業界の体質」が多く、他部職員の場合は建設部職員に比べ②「建設部の体質」、④「建設部の業者・業界に対する影響力の保持」、⑩「当庁OBの働きかけ」が多い。

役職・年齢別で見ると、⑦「早期勧奨退職の慣行」、⑧「退職職員の再就職」については職位、年齢が高まるほどこれを挙げる意見が増える傾向が際立っている。逆に⑩「当庁OBの働きかけ」についてはこの傾向が逆転し、職位が下がるほど、また若年職員ほどこれを挙げる意見が増えている。

(10) 再発防止策の確立のために、特に必要な事項 (Q28、複数回答式)

Q28 再発防止策の確立のために、特に必要なのは何だと思いますか。(複数回答可)

① 当庁職員全体の意識改革
【34%】【建32%】【建以外35%】

② 建設部職員の意識改革
【21%】【建19%】【建以外23%】

③ 幹部職員の意識改革
【46%】【建37%】【建以外48%】

④ 人事管理のあり方の見直し
【28%】【建35%】【建以外26%】

⑤ 再就職のあり方の見直し
【50%】【建52%】【建以外51%】

【課長68%】【補佐57%】【係長50%】【主任等42%】
【50代59%】【40代53%】【30代49%】【29以下38%】

⑥ 早期勧奨退職の見直し
【39%】【建48%】【建以外36%】

【課長64%】【補佐50%】【係長34%】【主任等27%】
【50代49%】【40代42%】【30代34%】【29以下25%】

⑦ 業者 (OB含む) との接触のあり方等倫理規範の見直し
【36%】【建27%】【建以外40%】

【課長24%】【補佐29%】【係長37%】【主任等47%】
【50代30%】【40代33%】【30代40%】【29以下48%】

- ⑧ 組織の見直し 【13%】【建22%】【建以外10%】
 - ⑨ 違法行為を発見、防止する体制の構築
【21%】【建19%】【建以外22%】
 - ⑩ 違法行為に対する罰則の強化
【13%】【建12%】【建以外13%】
 - ⑪ 法令遵守のため職員が相談できる体制の整備
【18%】【建17%】【建以外18%】
 - ⑫ 契約・入札の制度及び運用方法の見直し
【21%】【建19%】【建以外22%】
 - ⑬ 業務全般のあり方を見直し
【10%】【建20%】【建以外7%】
 - ⑭ その他 ()
【4%】【建5%】【建以外3%】
 - ⑮ わからない・不明 【4%】【建3%】【建以外3%】
- 【14「その他」(4%)の主なもの：「幹部及び職員の教育・研修」「OBの意識改革、影響の防止」「定年と年金支給開始年齢との差に係る対策」など】

(Q28) ⑤「再就職のあり方を見直し」(回答率約50%)、③「幹部職員の意識改革」(約46%)、⑥「早期勧奨退職の見直し」(約39%)、⑦「業者(OB含む)との接触のあり方等倫理規範の見直し」(約36%)、①「当庁職員全体の意識改革」(約34%)、④「人事管理のあり方を見直し」(約28%)に比較的多くの回答が寄せられており、全体としては、Q27と同様の再就職・早期退職の問題への対応、意識改革のほか、倫理規範の見直し、人事管理の見直しが必要であるとする回答が多い。

このうち意識改革についての①～③の中では、③「幹部職員の」を挙げた者が最も多く(約46%)、③「建設部職員の」は最も少ない(約21%)。

所属別では、建設部職員の場合は他部職員に比べ、④「人事管理のあり方を見直し」、⑥「早期勧奨退職の見直し」、⑧「組織の見直し」、⑬「業務全般のあり方を見直し」が多く、特に⑧「組織の見直し」、⑬「業務全般のあり方を見直し」については、他部職員の約2～3倍となっている。一方、他部職員の場合は建設部職員に比べ、③「幹部職員の意識改革」、⑦「業者(OB含む)との接触のあり方等倫理規範の見直し」が多い。

役職・年齢別で見ると、前問と同様、再就職関連の⑤「再就職のあり方を見直し」、⑥「早期勧奨退職の見直し」については世代間の差異が大きく、職位、年齢が上がるほどこれを挙げる意見が高まっている。また、⑦「業者(OB含む)との接触のあり方等倫理規範の見直し」については逆に、職位が下がるほど、また若年層ほどこれを挙げる意見が多くなっており、かつ世代間の開きも大きい。

(11) 自由意見

○最後に、これまでの質問に対する回答では十分伝えきれないこと、今般の事案を踏まえてその原因や背景、今後防衛施設庁としてとるべき対応策等に関してあなたが思

っていることなどについて、是非積極的に記載してください。

(自由意見欄)

- ・回答(記載)者数は956(アンケート回答者総数(3,047)の約31%)。
 - ・回答内容は広範多岐にわたっており、様々な意見等が記載されているが、調査委員会事務局においてそれらをできる限り抽出、分類・整理を行い、大きく次の分類に整理した。
- 1 今般の事案に対する受け止め方、所感など
 - 2 今般の事案の原因、背景等に関するもの
 - 3 今般の事案に対してとるべき対応策、必要な再発防止策に関するもの
 - 4 その他
- ・各分類ごとの主要な意見等については、以下のとおり。

1 今般の事案に対する受け止め方、所感に係るもの

【主な意見等】

- 本件事案及び関係した職員等に対する憤り、非難など
- 残念、恥ずかしい、国民に申し訳ない、つらい、悔しい、など
- 多数の職員は事案に不関与、誠実に勤務している、など
- 職員の不安や動揺、士気の低下が心配、など

2 今般の事案の原因、背景等に関する意見等

【主な意見等】

原因・背景に挙げられるものとしては、

- 早期退職慣行や再就職の問題
- 建設部の組織・人事の閉鎖性、独立性
- OB等からの影響
- 関係職員の前例・慣行踏襲意識
- 建設部の業務の特性等(※)
- (※)業務の専門性、同一職員が入札・契約事務とその他の事務を担当していることなど
- 関係職員の法令遵守意識や倫理感覚の欠如
- 建設部と建設業界・業者との密接な関係
- 建設業界・業者の体質など

3 今般の事案に対しとるべき対応策、必要な再発防止策に関する意見等

【主な意見等】

- 早期退職慣行や再就職のあり方に関するもの
 - ・早期勧奨退職を見直し又は廃止すべき
 - ・再就職規制の強化を行うべき
 - ・年金支給開始までの間の生活維持確保のための方策の確立が望ましい
 - ・定年を延長すべき
- 人事交流その他人事面での措置に関するもの
 - ・建設部と他部局・機関等との間における人事交流を行うべき

- ・建設部人事を人事当局に一本化すべき
 - ・建設部職員の人事管理（※）を見直すべき
- （※）専門職域（建築、土木等）毎の閉鎖的・垂直的な人事管理、建設部系技官と施設部系技官が採用当初から分かれていること、など
- 職員の意識改革、教育・研修等に関するもの
 - ・職員の意識改革が必要
 - ・幹部職員の意識改革が必要
 - ・法令・倫理等に係る教育・研修の充実を図るべき
 - ・職場における（特に上下間の）意思疎通の円滑化を図るべき
 - 入札・契約に関する制度や業務のあり方に関するもの
 - ・予定価格の事前公表を検討すべき
 - ・入札・契約事務とその他の事務（設計、監督・検査等）を分離すべき
 - ・指名競争入札を縮小又は廃止し、一般競争入札へ移行すべき
 - OBの意識改革やその影響の防止に関するもの
 - ・OBによる執務室立入等接触のあり方を見直すべき
 - ・OB自身の意識改革が必要
 - 建設部や施設庁の組織のあり方に関するもの
 - ・建設部の業務・組織（全部又は一部）の分離等を行う

- べき
 - ・施設庁の解体、統合を行うべき
- 防衛施設技術協会等に関するもの
 - ・防衛施設技術協会等を廃止又は解散すべき
 - ・防衛施設技術協会等との随意契約を見直すべきなど

4 その他の各種意見等

【主な意見等】

- 建設部職員の業務量の過大による長時間残業、休日出勤や度重なる転勤等が負担となっている
- 施設庁の解体・統合については消極的ないしは慎重に対処すべき
- 特権的（又は独立的）意識は持っていない
- （特に再就職等について）公務員や政府全体にも共通の問題として対処すべき
- 事案の徹底的調査やあらゆる対策を講ずるべき
- OBの頻繁な来庁が職員の円滑な業務実施に支障となっている
- 関係者（OBを含む。）に対する処分、処罰等を行うべきなど

資料66 防衛施設庁入札談合等に係る事案の調査について（平成18年6月15日）

第1 経 緯

平成17年11月17日、旧新東京国際空港公団（現成田国際空港株式会社）が発注した電機設備工事に関する談合等への捜査に関連して、東京防衛施設局発注の電機設備工事に係る同趣の報道がなされた。翌18日、防衛庁長官は防衛施設庁長官（以下「施設庁長官」という。）に対し、捜査当局による捜査に全面的に協力すべき旨指示した。これを受け、同日、施設庁長官は職員に対し、防衛施設庁（以下「施設庁」という。）として、捜査当局への全面的協力及び不正の事実があれば断固正していく旨を明言し、その徹底を図った。

施設庁長官は、平成17年11月18日以降何度か河野技術審議官等に対して、施設庁の発注工事に関して談合が行われているようなことがないか確認を求めた。しかしながら、当初の報道内容が東京防衛施設局発注の特別高圧受変電設備のような特殊な機器を扱う電機設備工事における談合の疑惑であり、これらの工事については、技術審議官等は受注予定者を割り振ることを全く行っていなかったこともあり、河野技術審議官等から談合関与行為を行ってきたことについての申告はなかった。同時期、河野技術審議官は、施設庁の建設工事において談合行為を行っていないか詰問した事務次官に対しても、談合行為への関与を明確に否定する対応をしている。

本庁建設部長は、平成18年1月7日に至り、設備工事に関して受注予定者を割り振るといった談合関与行為が行われていたことを施設庁長官に申告したものの、建築・土木工事及び通信工事についても談合関与行為が行われていたことを1月16日に至るまで施設庁長官に対して申告しなかった。施設庁長官は

その都度防衛庁長官に対してこれらの申告内容を報告するとともに、これらの工事に係る入札契約手続を一時停止するなどの措置を執った。

河野技術審議官は、平成18年1月29日に至り、事務次官に対して、談合関与行為を行ってきたことを認め、大変申し訳ないと謝罪している。

このような状況の下、平成18年1月30日夕刻、平成16年度に東京防衛施設局が発注した三宿病院新設空調工事など3件の工事の入札に関し、その在任中公正な価格を害する目的で、特定の建設共同企業体（以下「JV」という。）に落札させるための談合を行ったとして、本件入札妨害事案発生当時の防衛施設庁技術審議官、防衛施設庁建設部長及び防衛施設庁建設部建設企画課長であった、生澤守財団法人防衛施設技術協会理事長、河野孝義防衛施設庁技術審議官、松田隆繁防衛施設庁総務部施設調査官の3名（職名は逮捕当時のもの）が東京地方検察庁により競売入札妨害（談合）の容疑により逮捕され、同年2月20日東京地方裁判所に起訴された。

防衛庁長官は、施設庁の現職幹部職員2名が競売入札妨害（談合）の容疑により逮捕されるという極めて重大な事態が生じたことを受け、平成18年1月30日深夜、緊急幹部会議を招集し、改めて捜査当局による捜査に全面的に協力し、出すべき膿は出し切る旨指示するとともに、防衛庁長官の統括の下、防衛庁に「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」（以下「検討会」という。）、施設庁に「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」（以下「調査委員会」という。）の設置を指示した。検討会は、翌31日、行

政上・組織上の問題点を洗い出し、かかる事案の再発を防止し、もって防衛行政全般に対する国民の信頼を回復することを目的とし、防衛庁副長官を委員長として設置され、調査委員会も、同31日、事案の徹底的な事実関係の究明を図るため、施設庁長官を委員長として設置され、本件事案に関する調査を直ちに開始した。

その後、平成18年2月21日、平成15年度に広島防衛施設局が発注した岩国飛行場滑走路移設中央地区地盤改良工事など3件及び平成15年度に福岡防衛施設局が発注した佐世保米軍岸壁整備工事など2件の工事の入札に関し、公正な価格を害する目的で、特定の建設共同企業体に落札させるための談合を行ったとして、東京地方検察庁により競売入札妨害（談合）の容疑により、上記3名が再逮捕され、同年3月14日、平成16年度に広島防衛施設局が発注した岩国飛行場港湾施設新設土木工事など2件の工事と併せ、東京地方裁判所に起訴された。

調査委員会は、本件事案の徹底的な事実関係の究明のため、本件事案等に関係のある施設庁職員を始めその他防衛庁職員、施設庁勤務経験者で施設庁等を退職し企業・団体に再就職している者等（以下「OB」という。）に対する聴取りによる調査（以下「聴取」という。）等を行った。さらに、施設庁全職員を対象とするアンケート調査を実施する等本件事案の原因・背景究明のための調査を行い、今般、これまでの調査結果を防衛施設庁入札談合等に係る事案についての報告として取りまとめたものである。

なお、本件入札妨害事案に関しては、公正取引委員会による調査も行われていることから、施設庁として、全面的協力に努めているところである。

第2 調査結果

1 調査体制・対象等

(1) 調査体制

施設庁長官を委員長とする調査委員会は、平成18年1月31日に第1回委員会を開催し、以来これまで19回の委員会を開催するなど、徹底的な事実関係の究明に努めてきたところである。参考資料1【「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」構成図】に示すとおり、調査委員会には事務局を設け、調査は、調査委員会の監督の下、この事務局を中心に実施する体制をとった。事案に対する調査の状況については、随時、検討会へ報告を行ってきたところである。

(2) 調査対象等

調査は、競売入札妨害（談合）の事実があったとされた平成16年度に東京防衛施設局が発注した三宿病院新設空調工事など3件の工事に加え、平成15年度及び16年度に広島防衛施設局が発注した岩国飛行場滑走路移設中央地区地盤改良工事など5件及び平成16年度に福岡防衛施設局が発注した佐世保米軍岸壁整備工事など2件の工事を中心に、入札妨害行為への施設庁職員の関与の実態などの事実関係の究明に努めたものである。さらに、本件事案に対する調査の過程で、いわゆる「割振表」に基づく建設工事の割り振りが組織的・構造的に行われていたことが判明したことにより、全国の防衛施設局及び防衛施設支局にまで調査対象を拡大し、調査を行ってきた。また、「割振表」の対象となった可能性のある工事や、本件事案の背景と考

えられるOBの再就職状況をも対象に逐次調査を実施したところである。

(3) 調査の手法

調査は、競売入札妨害（談合）の容疑により逮捕された職員を始め、本件事案に関与したと思われる施設庁本庁（以下「本庁」という。）職員、本件事案10件の工事を発注した東京・広島・福岡各防衛施設局など契約業務を担当する防衛施設局（以下「局」という。）及び防衛施設支局（以下「支局」という。）の関係職員に対する聴取を中心としている。さらに、本件事案に関与したと思われる職員と同様の職に就いていた歴代の技術審議官等を始めとするOBに対しても、健康上の理由などにより聴取が行えなかった者を除いて、昭和50年代頃までの状況について聴取を行っている。

これまでに、施設庁関係職員等195人、OB110人の計305人に対して、聴取（1人の対象者に対し複数回実施した場合がある）を行っている。

書類調査については、主として入札手続に関する調査及び割振表の対象となった可能性のある建設工事に関する調査のため、契約関係書類（保存期間5年間）等の関係資料について行っている。

また、これらの調査に加え、事実関係の徹底的な究明の一環として、多角的な観点から職員の意識を調査し、事案の原因や背景、再発防止等についての分析・検討の資とするために、施設庁全職員（約3,100人）を対象としたアンケート調査（参考資料2【競売入札談合事案に関するアンケート調査結果】）等も併用したところである。

なお、本報告書において、職名については、原則として入札談合等に関する関与行為（以下「談合関与行為」という。）等が行われた時点のものを記述している。また、起訴された3名を除く個人名については、現役職員はアルファベットで、OBは甲乙等として記述している。

2 起訴された事案の調査結果

(1) 三宿（16）病院新設空調工事（その1）ほか2件の工事の入札妨害事案

ア 公訴事実の概要

今般、起訴された3名は、(株)大気社、新菱冷熱工業(株)及び三機工業(株)の各営業担当者らと共謀の上、東京局発注の

- ① 三宿（16）病院新設空調工事（その1）（以下「三宿その1」という。）
- ② 三宿（16）病院新設空調工事（その2）（以下「三宿その2」という。）
- ③ 市ヶ谷（16）庁舎新設空調工事（以下「市ヶ谷空調工事」という。）

の一般競争入札等に関し、公正な価格を害する目的で、

- ①については、大気社・東洋熱工業・太平エンジニアリングJV
- ②については、新菱冷熱工業・大成設備・第一工業JV
- ③については、三機工業・大成温調・三晃空調JV

に落札させるため、他のJVが上記のJVの入札価格より高い金額で入札する旨協定し（落札価格は、①11億5,500万円、②10

億5,000万円及び③12億6,000万円)、もって、それぞれ談合したとの疑いがもたれている。

イ 調査結果

(ア) 本庁における関与

本件3件の事案は設備工事に関わるものであり、事実関係を把握するため、本庁建設部設備課長経験者及び本庁建設部設備課課長補佐(総括担当)(以下「設備総括」という。)経験者等18人から本件事案及び設備工事全般について聴取を行ったところ、その結果は以下のとおりである。

市ヶ谷・三宿地区においては、平成16年度に本件3件の事案を含む大型設備工事が集中することから、生澤技術審議官は、予め同地区におけるJV結成について、OBの在職企業である受注予定業者を含めた組合せの案を検討していた。A設備総括は、このJVの組合せの案を踏まえ、業界のOB(甲)を通じて業界の意向を事前に確認した上で、工事件名ごとに受注予定業者を記載したいわゆる割振表(以下「割振表」という。)の原案を作成し、本件3件に係るJVの組合せ及び工事の割り振りを平成16年6・7月頃に同技術審議官に報告した後、OB(甲)を通じて業界に伝えていた。なお、その際、予定価格に関する情報は伝えてはいない。

また、A設備総括からの聴取によれば、設備工事について作成した割振表に基づく割り振りを実施するため、東京局が業者選定をする必要のある指名競争入札に係る工事等については、その目的を明らかにしないまま本庁からの指示として、特定の業者(受注予定業者)を指名業者に加えるよう、B同局建設部建設企画課長に連絡していた。しかしながら、本件3件のうち三宿その1及び三宿その2の2件は一般競争入札であったこと、また、市ヶ谷空調工事が大規模工事であり技術的難度の高い工事について確実かつ円滑な施工を図ることを目的として結成する特定建設工事共同企業体(以下「特定JV」という。)の公募による指名競争入札であったことから、いずれの工事についても、局における業者選定に係る業務はないため、受注予定業者を発注者である東京局へは連絡していない。

なお、このような工事の割り振りについて、生澤技術審議官等から、施設庁長官・施設庁次長に対する報告はなされなかった。

本件3件の事案に関しては、平成16年8月末に「三宿病院、市ヶ谷庁舎の空調工事は落札業者が決まっている。業者側の窓口はOB(甲)である。同内容の文書を公正取引委員会に送付している」との匿名の投書が河野本庁建設部長、C本庁総務部長、D本庁建設部設備課長あてに寄せられた。談合情報に関するものであり、C本庁総務部長は、松田建設企画課長に投書を届け対応を指示していた。その際、生澤技術審議官、河野本庁建設部長、松田本庁建設部建設企画課長及びその場への同席を求められたA設備総括により、その取扱いについての話合いが持たれた。この話合いの結果、当該情報については、生澤技術審議官等4名はいずれも談合の事実を認識しているにもかかわらず、入札公告がなされていない段階のものであることを理由として、「談合情報対応マニュアル」に従って措置すべき談合情報として取り扱わないこととし、施設庁長官等へ報告することなく投書を処分していた。その上で、受注予定業者の入替え

を含めその取扱いについては業界側に対応を依頼することとし、同年9月上旬頃、業界のOB(甲)を本庁に呼び、その旨を松田建設企画課長から伝えた。

その後、A設備総括は、同年10月下旬頃に同OB(甲)から「受注工事の組替えが終わった」との連絡を受け、生澤技術審議官等に報告するとともに、その旨をD本庁建設部設備課長に説明したとの聴取結果を得ている。

なお、松田建設部建設企画課長からC本庁総務部長へ当該情報の取扱いについて報告がなされることはなく、また、東京局職員が当該情報に係るこれら一連の本庁における動きについて関知していたとの聴取結果は得られなかった。

(イ) 東京局における関与

本件3件の工事については、東京局がそれぞれ発注したものであるが、三宿その1及び三宿その2は一般競争入札により、市ヶ谷空調工事は安全保障に係る調達であったことから特定JVの公募による指名競争入札により行われていた。

a 三宿その1については、平成16年9月14日入札公告、同年10月14日競争参加資格確認通知、同年11月10日～12日の間で電子入札(9JVが参加)、同月15日開札、同日落札(落札率:82.8%)、同月22日に最低価格で落札した大気社・東洋熱工業・太平エンジニアリングJVと契約を行っている。

b 三宿その2については、平成16年9月14日入札公告、同年10月25日競争参加資格確認通知、同年11月19日～24日の間で電子入札(8JVが参加)、同月25日開札、同日落札(落札率:96.1%)、12月1日に最低価格で落札した新菱冷熱工業・大成設備・第一工業JVと契約を行っている。

c 市ヶ谷空調工事については、平成17年1月7日特定JVによる入札の公示、同年2月10日に指名通知を行い、同月28日～翌3月2日の間で電子入札(8JVが参加)、翌3日開札、同日落札(落札率:80.4%)、同月9日に最低価格で落札した三機工業・大成温調・三晃空調JVと契約を行っている。

上記発注業務に係る手続については、当該事務を担当した当時の東京局の関係者32人に対し、聴取を行うとともに関係書類の調査を行った。

その際、本件3件の工事に係る競争入札の審査状況及び入札事務の執行状況について調査したところ、入札に参加する業者の競争参加資格の設定、確認や技術的事項の審査については、東京防衛施設局長(以下「東京局長」という。)を委員長とする競争参加資格・指名審査委員会(以下「指名審査委員会」という。)及び指名審査委員会の下部組織である東京局建設部長を会長とする技術部会において、競争参加業者に求める法令等の規定に基づく発注・資格要件の設定・審査及び参加資格要件として求める企業の実績・配置予定技術者の資格等の技術的要件をそれぞれ手続に則り審議していた(三宿その1及び三宿その2:平成16年8月25日、同年10月4日及び同月12日並びに市ヶ谷空調工事:平成16年12月7日、同月10日、平成17年2月1日及び同月7日)。

また、本件3件の工事については、各談合に加わったとして、各JVの筆頭会社各営業担当者に対する罰金刑が確定している。これらの工事の落札率については、前述のとおり三宿その1及び市ヶ谷空調工事の2件が80%台となっている。当該2件

は、いずれの場合も入札に参加したJVには、OB非在職企業のみで構成されるJV各1者が参加しており、このことが落札率が低くなったことに影響を与えた可能性があると考えられるが、確認までに至らなかった。

さらに、予定価格等の情報の取扱いについて、当時の東京局長（乙）以下関係職員から聴取を行ったところ、予定価格調査は入札当日までの問専用の金庫に適切に保管されていたものの、E同局建設部設備課長が入札前に予定価格に関する情報を外部に漏らしたことが明らかになった。E課長から聴取を行ったところ、三宿その2について、設備職種のOB（甲）からの求めに応じ、予定価格が類推できる情報を伝えたとのことであった。この点に関しては、E課長は、OB（甲）が本件入札妨害事案に関与していることを知らなかったと供述している。

当該工事の入札結果は、落札率が96.1%となっている。E課長が予定価格を類推できる情報を伝えたOB（甲）と、A設備総括に対して受注予定業者の組替えを伝えてきたOB（甲）は同一人物であることから、落札結果に影響を及ぼした可能性があることが推察される。

なお、その他の関係職員からは、予定価格に関する情報を外部に漏らしたとの聴取結果は得られなかった。

本件3件の工事のうち、市ヶ谷空調工事については、平成17年2月25日及び同年3月1日に報道機関からそれぞれ「落札業者が決まっている」との談合情報がF本庁建設部建設企画課企画官（平成6年6月23日以前の職名は建設企画課課長補佐（総括担当）。以下「企画官」という。）に寄せられた。F企画官は、生澤技術審議官まで報告するとともに、「談合情報対応マニュアル」に従い、当該情報を発注者であるB東京局建設部建設企画課長に連絡していた。なお、生澤技術審議官等から、施設庁長官及び施設庁次長に対する報告はなされなかった。

東京局における対応について聴取したところ、平成17年2月25日、同月28日、翌3月1日及び同月2日にG東京局建設部長を委員長とする建設工事公正入札調査委員会を開催するとともに、公正取引委員会に通報を行った。また、同調査委員会は、「談合情報対応マニュアル」に従い、指名業者の事情聴取及び提出された積算内訳書のチェックを行ったが、談合の事実は認められないとの結論に至った。このため東京局は、企業側から談合行為に関与していない旨の誓約書を提出させ、公正取引委員会に送付して、予定どおり同年3月3日に入札を行った。落札率は80.4%であった。

ウ まとめ

以上から、本件3件の工事の入札に関する関係職員の責任については、以下のように判断する。

生澤技術審議官は本件3件の設備工事について、OBの再就職先企業に割り振った割振表をA設備総括に作成させるとともに、業界の談合を容易にするため受注予定業者を事前に業界へ伝達させた。さらに平成16年9月頃、起訴された3名は本件3件の工事に係る談合情報の取扱いを協議した際に、談合の事実を認識していたにもかかわらずこれを談合情報として取り扱わず、業界のOB（甲）にその対応を依頼していた。また、起訴された3名は、市ヶ谷空調工事に関して談合情報が寄せられたことについても、F企画官から報告を受けていた。起訴された

3名は、これらの事実について施設庁長官等へ報告することはなかった。起訴された3名のこのような行為は、違法な行為であり、職務上の義務に著しく違反し、隊員たるにふさわしくない行為である。平成18年4月26日、逮捕・起訴された現職幹部2名については、懲戒免職としたところである。

A設備総括は、生澤技術審議官によるJVの組合せの案を踏まえた設備工事に係る割振表の原案を作成するとともに、談合が容易となるよう工事発注時期に合わせて受注予定業者を業界のOB（甲）に伝えているほか、上記談合情報の不適正な取扱いについても起訴された3名とともに関与していた。上司の指示に従ったとはいえ、このようなA設備総括の行為は職務上の義務に違反する行為である。

E東京局建設部設備課長は、三宿その2に関して予定価格が類推できる情報を業界のOB（甲）に伝えていた。入札の公正性を害するものであって、職務上の義務に違反する行為である。

D本庁建設部設備課長は、A設備総括が行った工事の割り振りについては、建設系技官としての職種が設備とは異なり建築職種ということもあり、関与していなかったとみられる。しかしながら、本件3件の工事に係る談合情報の取扱いにA設備総括が関与していたことについては、A設備総括から報告を受けたとのことである。それにもかかわらず、不適正な取扱いを正そうとしなかったD課長には、監督責任のみならず不作為の行為責任があり、職務上の義務に違反する行為である。

B東京局建設部建設企画課長は、A設備総括から本件3件の工事の受注予定業者の連絡を受けていたわけではないが、本件3件の工事とは別の設備工事に関して、A設備総括から指名業者の選定に関する連絡を受けながら、これらの工事に係る入札・契約事務処理過程において、上司に報告する等の適正な対応を執っていない。このような対応は、建設工事に係る入札・契約関係業務に携わる者の行為として、不適切なことであり、職務上の義務に違反する行為である。

(2) 岩国飛行場（15）滑走路移設中央地区地盤改良工事ほか4件の工事の入札妨害事案

ア 公訴事実の概要

今般、起訴された3名は、業界OB及び下記各工事ごとに下記各JVの筆頭会社の担当者らと共謀の上、広島局発注の

- ① 岩国飛行場（15）滑走路移設中央地区地盤改良工事（以下「岩国その1」という。）
- ② 岩国飛行場（15）滑走路移設北地区埋立工事（以下「岩国その2」という。）
- ③ 岩国飛行場（15）滑走路移設北地区地盤改良工事（以下「岩国その3」という。）
- ④ 岩国飛行場（16）港湾施設新設土木工事（以下「岩国その4」という。）
- ⑤ 岩国飛行場（16）滑走路移設中央地区埋立工事（以下「岩国その5」という。）

の一般競争入札に関し、公正な価格を害する目的で、

- ①については、鹿島建設・西武建設・株木建設JV
- ②については、東亜建設工業・本間組・岩国土建協同組合JV

③については、鉄建建設・大豊建設・太平工業JV

④については、大成建設・大本組JV

⑤については、大林組・徳倉建設・岩国土建協同組合JV

に落札させるため、他のJVが上記のJVの入札価格より高い金額で入札する旨協定し（落札価格は、①39億9,000万円、②20億6,850万円、③47億2,500万円、④8億7,150万円及び⑤27億3,000万円）、もって、それぞれ談合したとの疑いがもたれている。

イ 調査結果

(ア) 本庁における関与

本件5件の事案は土木工事に関わるものであり、事実関係を把握するため、本庁建設部建設企画課長経験者及び企画官経験者等25人から本件事案及び土木・建築工事全般について聴取を行ったところ、その結果は以下のとおりである。

H企画官によれば、岩国その1、岩国その2及び岩国その3の3件の工事の割り振りについては、生澤技術審議官が業界のOB（丙）に事前に打診し、業界の意向を踏まえた上で、受注予定業者を決定していた。H企画官はこれを踏まえ、平成15年9月頃までに割振表を作成し、起訴された3名の了解を得た。その後、I広島局建設部建設企画課長に受注予定業者を連絡していた。また、この割り振りの結果については、各工事の発注時期に合わせて、H企画官が業界のOB（丙）に工事件名と受注予定業者を連絡することにより業界に伝えていた。なお、その際、予定価格に関する情報は伝えてはいないとの聴取結果を得ている。

また、H企画官の後任のF企画官によれば、岩国その4及び岩国その5の2件の工事の割り振りについても、生澤技術審議官が業界のOB（丙）に事前に打診し、業界の意向を踏まえた上で、受注予定業者を決定していた。F企画官はこれを踏まえ平成16年9月頃に、起訴された3名の了解を得て割振表を作成した。その後、I課長の後任のJ広島局建設部建設企画課長にも受注予定業者を連絡していた。また、この割り振りの結果については、各工事の発注時期に合わせて、F企画官から、業界のOB（丙）に工事件名と受注予定業者を連絡することにより、業界に伝えていた。なお、その際、予定価格に関する情報は伝えてはいないとの聴取結果を得ている。

このような工事の割り振りについて、生澤技術審議官等から施設庁長官及び施設庁次長に対する報告はなされなかった。

(イ) 広島局における関与

本件5件の工事については、広島局がそれぞれ発注したものであるが、いずれも一般競争入札により、

a 岩国その1については、平成15年11月11日入札公告、同年12月3日競争参加資格確認通知、平成16年1月7日～13日の間で電子入札（6JVが参加）、同月14日開札、同日落札（落札率97.5%）、同月20日に最低価格で落札した鹿島建設・西武建設・株木建設JVと契約を行っている。

b 岩国その2については、平成16年1月16日入札公告、同年2月6日競争参加資格確認通知、同年3月4日～9日の間で電子入札（6JVが参加）、同月10日開札、同日落札（落札率96.2%）、同月16日に最低価格で落札した東亜建設工業・本間組・岩国土建協同組合JVと契約を行っている。

c 岩国その3については、平成16年1月16日入札公告、同年2月6日に競争参加資格確認通知、同年3月5日～10日の間で電子入札（6JVが参加）、同月11日開札、同日落札（落札率96.9%）、同月17日に最低価格で落札した鉄建建設・大豊建設・太平工業JVと契約を行っている。

d 岩国その4については、平成16年12月15日入札公告、平成17年1月28日に競争参加資格確認通知、同年3月3日～7日の間で電子入札（5JVが参加）、同月8日開札、同日落札（落札率95.9%）、同月14日に最低価格で落札した大成建設・大本組JVと契約を行っている。さらに、追加工事についても、同月28日、同JVが随意契約によって7億3,500万円で受注している。

e 岩国その5については、平成17年1月28日入札公告、同年2月15日に競争参加資格確認通知、同年3月9日～11日の間で電子入札（5JVが参加）、同月14日開札、同日落札（落札率97.7%）、同月22日に最低価格で落札した大林組・徳倉建設・岩国土建協同組合JVと契約を行っている。

上記発注業務に係る手続については、当該事務を担当した当時の広島局の関係者に対し、聴取を行うとともに関係書類の調査を行った。

また、その際には岩国その1ほか4件のみならず、平成15年度から平成17年度までにおける岩国飛行場滑走路移設事業に関わった当時の広島局の関係職員65人に対し、談合に関与した事実がないか聴取等を行った。

I及びJ広島局建設部建設企画課長からは、本件5件の工事の入札前にそれぞれH及びF企画官から工事名と業者名の連絡を受け、上司のK同局建設部長に報告をしたとの聴取結果を得ている。しかしながら、K部長は企画官経験者であり本件事案に関して談合関与行為が行われていると知りながら、当該工事はいずれも一般競争入札に係るものであり、局における業者選定に係る業務はないことから、I及びJ課長に、特段の指示をすることはなかった。

本件5件の工事に係る競争入札の審査状況及び入札事務の執行状況について調査したところ、入札に参加する業者の競争参加資格の設定、確認や技術的事項の審査については、広島防衛施設局長（以下「広島局長」という。）を委員長とする指名審査委員会及び同委員会の下部組織である広島局建設部長を部会長とする技術部会において、競争参加業者に求める法令等の規定に基づく発注・資格要件の設定・審査及び参加資格要件として求める企業の実績・配置予定技術者の資格等の技術的要件をそれぞれ審議していた（岩国その1：平成15年10月16日、同年11月27日及び翌28日、岩国その2及び岩国その3：平成15年11月27日、翌28日、平成16年2月2日及び翌3日、岩国その4：平成16年11月10日、翌11日、平成17年1月17日及び翌18日並びに岩国その5：平成16年12月13日及び平成17年2月14日）。指名審査委員会及び技術部会においては、F及びH企画官から工事名と業者名の連絡を受けたI及びJ同局建設部建設企画課長が構成員ではあったものの、関係者から聴取を行った結果、本件5件に係る審議については、手続に則って行われていた。しかしながら、指名審査委員会の構成員であるK同局建設部長は、企画官経験者であり本件事案に関して談合関与

行為が行われていると知りながらこれを正すことはなかった。また、同様に指名審査委員会の構成員であるI及びJ同局建設部建設企画課長についても、本件事案に関してそれぞれH及びF企画官から工事名と業者名の連絡を受けていながら適正な対応を執らなかつた。このようなK同局建設部長、I及びJ同局建設部建設企画課長の対応は、指名審査委員会の審査の公正性そのものに疑念を生じさせたといわざるを得ない。

また、本件5件の工事については、各談合に加わつたとして、各JVの筆頭会社の各営業担当者に対する罰金刑が確定している。これらの工事の落札率については、いずれも90%台後半であるが、いずれの場合も入札に参加したJVにはOB在職企業が含まれていることから、このことが落札率90%台後半となっていることと関係しているものと推定されるが、確認までは至らなかつた。

さらに、予定価格等の情報の取扱いについても、当時のL及びM広島局長以下関係職員から聴取を行ったところ、予定価格調書は入札までの間専用の金庫に適切に保管されており、関係職員からも、予定価格に関係する情報を外部に漏らしたとの聴取結果は得られなかつた。

しかしながら、平成18年2月17日、平成16年度発注の岩国飛行場滑走路移設事業の工事に関して、広島局の担当課長が入札参加業者に対し、予定価格等を漏洩した旨の報道がなされた。施設庁長官は直ちに調査を命じ、調査委員会が、N広島局建設部土木課長から聴取を行ったところ、「工事件名は特定できないが、入札参加業者からの面会の求めに応じ、港湾工事に関する積算について、どの単価を使うのかとの質問に対し、国土交通省の歩掛かりを使用する旨の回答を行った」とのことであった。N課長の行ったことと同報道内容との関連については確認することはできなかったものの、入札直前の時期に、入札参加業者と個別に面会することは、談合関与行為との誤解を招きかねない不適切な行為である。N課長の対応は、土木工事に関する工事費等の積算の審査を行う立場の者として、談合防止に対する認識が甘く、不注意であったと言わざるを得ない。

ウ まとめ

以上から、起訴された3名の本件5件の工事への談合関与行為は、三宿その1ほか2件への関与と同様、違法な行為であり、職務上の義務に著しく違反し、隊員たるにふさわしくない行為である。平成18年4月26日、逮捕・起訴された現職幹部2名については、懲戒免職としたところである。

また、起訴された上司の指示を受けて割振表の原案の作成や業界のOB（丙）への連絡を行ったH及びF企画官の行為は、職務上の義務に違反する行為である。

さらに、H及びF企画官からの連絡を通じ本件5件の工事に関与している業者を承知していたI及びJ広島局建設部建設企画課長が入札・契約事務処理過程において、適正な対応を執らなかつたことは、建設工事に係る入札・契約関係業務に携わる者の行為として不適切なことであり、職務上の義務に違反する行為である。

K広島局建設部長は、I及びJ同局建設部建設企画課長がH及びF企画官から本件5件の工事に関与している業者についての連絡を受けた旨の報告を受け、企画官経験者であり本件事案に

関して談合関与行為が行われていると知りながら、これを正そうとしなかつた。このような対応は職務上の義務に違反する行為である。

このほか、入札参加業者からの面会の求めに応じて、入札参加業者からの積算方法についての質問へ回答したN広島局建設部土木課長の行為は、土木工事に関する工事費等の積算の審査を行う立場の者として、談合関与行為との疑惑を招くものであって、職務上の義務に反する行為である。

(3) 佐世保米軍 (15) 岸壁整備 (1工区) 工事ほか1件の工事の入札妨害事案

ア 公訴事実の概要

今般、起訴された3名は、業界OB及び下記各工事ごとに下記各JVの筆頭会社の担当者らと共謀の上、福岡局発注の

① 佐世保米軍 (15) 岸壁整備 (1工区) 工事 (以下「佐世保その1」という。)

② 佐世保米軍 (15) 岸壁整備 (2工区) 工事 (以下「佐世保その2」という。)

の一般競争入札に関し、公正な価格を害する目的で、

①については、五洋建設・東洋建設・西海建設JV

②については、りんかい日産建設・大本組JV

に落札させるため、他のJVが上記のJVの入札価格より高い金額で入札する旨協定し（落札価格は、①26億7,750万円及び②16億8,000万円）、もって、それぞれ談合したとの疑いがもたれている。

イ 調査結果

(ア) 本庁における関与

本件2件の事案は土木工事に関わるものであり、岩国その1から岩国その5までの調査と同様、事実関係を把握するため、本庁建設企画課長経験者及び企画官等経験者25人から聴取を行ったところ、その結果は以下のとおりである。

H企画官によれば、本件2件の工事の割り振りについては、生澤技術審議官が業界のOB（丙）に事前に打診し、業界の意向を踏まえた上で、受注予定業者を決定していた。F企画官はこれを踏まえ、平成15年9月頃に本件2件の工事を含む割振表を作成し、起訴された3名の了解を得たとのことである。また、作成した割振表に基づく割り振りを実施するため、福岡局が業者選定をする必要のある指名競争入札に係る工事等については、その目的を明らかにしないまま本庁からの指示として、特定の業者（受注予定業者）を指名業者に加えるよう、O同局建設部建設企画課長に連絡していた。しかしながら、本件2件の工事の割り振りについては、いずれも一般競争入札に係るものであり、局における業者選定に係る業務はないことから、発注者である福岡局への連絡は行わなかつた。また、受注予定業者については、各工事の発注時期に合わせて、OB（丙）を通じ業界に伝えていた。OB（丙）から業界への伝達については、平成15年1月に入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）（官製談合防止法）が施行されたため、生澤技術審議官とOB（丙）が話し合った上で、情報が漏れないよう、各企業に再就職した施設庁OB等を通じて行う従前の方法から、業界のとりまとめ役を通じて行う方法に変更していた。

なお、予定価格に係る情報を部外者に対して伝えたことはないとの聴取結果を得ている。

このような工事の割り振りについて、生澤技術審議官等から、施設庁長官・施設庁次長に対する報告はなされなかった。

(イ) 福岡局における関与

本件2件の工事については、福岡局がそれぞれ発注したものであるが、いずれも一般競争入札により、

a 佐世保その1については、平成15年12月22日入札公告、平成16年2月3日に競争参加資格確認通知、同年3月3日～5日の間で電子入札(4JVが参加)、同月8日開札、同日落札(落札率：95.7%)、同月15日に最低価格で落札した五洋建設・東洋建設・西海建設JVと契約を行っている。

b 佐世保その2については、平成15年12月22日入札公告、平成16年2月4日に競争参加資格確認通知、同年3月4日～8日の間で電子入札(7JVが参加)、同月9日開札、同日落札(落札率：96.7%)、同月16日に最低価格で落札したりんかい日産建設・大本組JVと契約を行っている。

上記発注業務に係る手続については、当該事務を担当した当時の福岡局の関係者に対し、聴取を行うとともに関係書類の調査を行った。

また、その際には、佐世保その1ほか1件のみならず、平成15年度から平成17年度までにおける佐世保米軍岸壁整備事業に関わった当時の福岡局の関係職員58人に対し、談合に関与した事実がないか聴取等を行った。

本件2件の工事に係る競争入札の審査状況及び入札事務の執行状況について調査したところ、入札に参加する業者の競争参加資格の設定、確認や技術的事項の審査については、福岡防衛施設局長(以下「福岡局長」という。)を委員長とする指名審査委員会及び同委員会の下部組織である福岡局建設部長を部長とする技術部会において、競争参加業者に求める法令等の規定に基づく発注・資格要件の設定・審査及び参加資格要件として求める企業の実績・配置予定技術者の資格等の技術的要件をそれぞれ手続に則り審議していた(佐世保その1及び佐世保その2：平成15年11月18日、同月20日、平成16年1月28日及び同月30日)。

また、本件2件の工事については、各談合に加わったとして、各JVの筆頭会社の各営業担当者に対する罰金刑が確定している。これらの工事の落札率については、いずれも90%台後半であるが、いずれの場合も入札に参加したJVにはOB在職企業が含まれていることから、このことが落札率90%台後半となっていることと関係しているものと推定されるが、確認までは至らなかった。

さらに、予定価格等の情報の取扱いについて、当時の福岡局長(乙)以下関係職員から聴取を行ったところ、予定価格調書は入札当日までの間専用の金庫に適切に保管されており、また、関係職員からは、予定価格に係る情報を外部に漏らしたとの聴取結果は得られなかった。

本件工事については、平成16年2月16日及び同年3月1日に部外の団体から、また、同月3日には報道機関から、「落札業者が決まっている」との談合情報が福岡局に寄せられている。当該情報への対応について聴取したところ、「談合情報対応マ

ニュアル」に従い、福岡局は同年2月16日、同年3月2日、同月4日に福岡局次長(丁)を委員長とする建設工事公正入札調査委員会を開催するとともに、公正取引委員会に通報を行った。また、同調査委員会は、「談合情報対応マニュアル」に従い、指名業者の事情聴取及び提出された積算内訳のチェックを行ったところ、談合の事実は認められないとの結論に至った。このため福岡局は、企業側から誓約書を提出させ、公正取引委員会に送付し、予定どおり佐世保その1については同年3月8日に、佐世保その2については翌9日にそれぞれ入札を行った。

福岡局に寄せられた談合情報については、「談合情報対応マニュアル」に従い、本庁総務部会計課長を通じて、防衛庁長官官房施設課工務室へ報告されている。なお、その際、これらの情報は、松田本庁建設部建設企画課長にも報告されていたものの、防衛施設庁長官・防衛施設庁次長に対し報告はなされなかった。

ウ まとめ

以上のことから、起訴された3名の本件2件の工事への談合関与行為は、三宿その1ほか2件及び岩国その1ほか4件への関与と同様、違法な行為であり、職務上の義務に著しく違反し、隊員たるにふさわしくない行為である。平成18年4月26日、逮捕・起訴された現職幹部2名については、懲戒免職としたところである。

起訴された3名の指示に従ったとはいえ、割振表の原案の作成や業界のOB(丙)への連絡を行ったH企画官の行為は、職務上の義務に違反する行為である。

また、O福岡局建設部建設企画課長は、H企画官から本件2件の工事の受注予定業者の連絡を受けていたわけではないが、本件2件の工事とは別の土木・建築工事に関して、H企画官から指名業者の選定に関する連絡を受けながら、これらの工事に係る入札・契約事務処理過程において、上司に報告する等の適正な対応を執っていない。このような対応は、建設工事に係る入札・契約関係業務に携わる者の行為として、不適切なことであり、職務上の義務に違反する行為である。

3 官製談合の構造等

(1) 建設工事の割り振りの方法

起訴された3名が関与した10件の工事に係る競売入札妨害(談合)の事実関係の調査過程において、本件契約はいずれも局発注の工事にもかかわらず、本庁の技術審議官、本庁建設部長及び本庁建設部建設企画課長(以下「技術審議官等」という。)が業界OBと連携し、受注予定業者の割り振りを行うという共通の構造を持つことが明らかになった。

この点について現職及び歴代の技術審議官等経験者を中心に、聴取を行った。その結果、本件事案を含む建設工事を受注予定業者へ割り振るための割振表は、建設系技官(土木・建築、設備及び通信)それぞれの職種の職員の再就職先の確保、さらには建設系技官以外の施設庁及び防衛庁OBの再就職先を確保すること及び再就職先でのOBへの配慮を目的として、土木・建築工事、設備工事及び通信工事ごとに毎年作成されており、このような構造が技術審議官等の中で代々引き継がれてきていた。

ア 土木・建築工事

歴代の技術審議官等経験者や、企画官及び歴代の企画官経験者からの聴取によると、割振表は、技術審議官の指示の下、企画官が4月下旬頃に各局から入手する年間発注予定表を踏まえ、工事の発注予定額、業者の資格・特性、工種、地域の特性等を念頭に、再就職先の確保等につながることを考慮して当該年度の夏頃までに原案を作成し、本庁建設部建設企画課長及び本庁建設部長を経て技術審議官が決定していた。ただし、平成17年度については、本庁建設部建設企画課長が建設系技官から防衛庁I種事務官に代わったことから、松田本庁総務部施設調査官が、建設企画課長から異動後も引き続き関与していた。

なお、特に大規模な工事や、工事の行われる地域の特性によっては、事前に業界のOBを通じて業界の意向を確認した上で、割振表の原案が作成されていた。

また、JVを構成する業者の組合せについても、割振表において指定されていた。

このように作成された割振表を基に企画官は、各局及び各支局（以下「各局等」という。）が業者選定をする必要のある指名競争入札に係る工事等については、国庫債務負担行為による大規模な工事の発注が始まる9月頃までに、業者選定案の作成者である各局及び名古屋支局の建設企画課長並びに帯広及び熊本支局の計画課長（以下「各局建設企画課長等」という。）に対し、工事件名ごとに特定の業者（発注予定工事ごとに割り振られた受注予定業者）を、その目的を明らかにしないうまま、指名業者に加えるよう連絡していた。

また、この割り振りの結果については、9月頃までに、特定のOBを通じて業界に連絡していた。

イ 設備工事

歴代の設備課長経験者や、設備総括及び歴代の設備総括経験者からの聴取によると、設備工事に係る割振表については、技術審議官の了承の下、設備総括が4月下旬頃に各局から入手する年間発注予定表を踏まえ原案を作成し、本庁設備課長（ただし、平成17年度については、建築職種である設備課長は関与していない。）の了解を得るという手順を経て夏頃までに割振表が作成されていた。

なお、特に大規模な工事によっては、事前に業界の意向を確認した上で、割振表の原案が作成されていた。

このように作成された割振表を基に設備総括は、各局等が業者選定をする必要のある指名競争入札に係る工事等については、発注が始まる夏頃までに、業者選定案の作成者である各局建設企画課長等とともに、各局等において設備工事を所掌する各局及び熊本支局の設備課長（以下「各局設備課長等」という。）に対し、工事件名ごとに特定の業者（発注予定工事ごとに割り振られた受注予定業者）を、その目的を明らかにしないうまま、指名業者に加えるよう連絡していた。

また、この割り振りの結果については、各工事の発注時期に合わせて、特定のOBを通じて業界に連絡していた。

ウ 通信工事

歴代の通信官（平成16年3月31日以前は通信課長）経験者や、本庁建設部通信官補佐（総括担当）（平成16年3月31日以前は通信課長補佐。以下「通信総括」という。）及び歴代の通信総括経験者からの聴取によると、通信工事に係る割振表に

ついては、通信総括が、技術審議官の了承の下、4月下旬頃に各局から入手する年間発注予定表を踏まえ原案を作成し、夏頃までに割振表が作成されていた。なお、この作業に上司で自衛官である本庁建設部通信官は関与させなかったとのことである。

このように作成された割振表を基に通信総括は、各局等が業者選定をする必要のある指名競争入札に係る工事等については、各工事の発注時期に合わせて、業者選定案の作成者である各局建設企画課長等とともに、各局等において通信工事を所掌する東京局通信課長、東京局を除く各局設備課長等に対し、工事件名ごとに特定の業者（発注予定工事ごとに割り振られた受注予定業者）を、その目的を明らかにしないうまま、指名業者に加えるよう連絡していた。

また、この割り振りの結果については、各工事の発注時期に合わせて、特定のOBを通じて業界に連絡していた。

エ 各局での対応

それぞれの建設工事に関して、技術審議官等により決定された割振表に基づき、企画官等は、各局等が業者選定をする必要のある指名競争入札に係る工事等については、工事件名ごとに特定の業者（発注予定工事ごとに割り振られた受注予定業者）を、その目的を明らかにしないうまま、指名業者に加えるよう、各局建設企画課長等に対し、例年9月頃までに、または各工事の発注時期に合わせて連絡していた。

これを受けた各局建設企画課長等の多くは、指名業者に加えるようにとの指示に対して、契約実績等指名基準を満たしていることを判断した上で指名業者に選定していた。このため、本庁から連絡のあったことを上司に報告することなく、建設工事発注の公正を確保するとの観点から防衛施設局長（以下「局長」という。）又は防衛施設支局長（以下「支局長」という。）を委員長として設置された指名審査委員会で、入札参加業者の選定理由を審議する際にも、企画官等から連絡を受けた業者を入札参加業者に選定していることを明らかにすることがないまま事務を処理していた。同委員会の構成員である局長又は支局長、次長、総務部長等は、各局建設企画課長等が作成した業者選定案が法令等の規定に基づく発注・資格要件を満たしていたことから、当該選定案に疑問を抱くことはなかったとの聴取結果を得ている。

このように、本件事案を含む談合関与行為は、技術審議官、建設部長及び建設企画課長という施設庁のいわゆる建設系技官のトップ3名が主導的役割を果たし、その指示の下で割振表原案の作成や企業に再就職した各職種のOBとの連絡役等を担う企画官、設備総括及び通信総括（以下「企画官等」という。）、これら企画官等から特定の工事案件について、指名競争入札に参加させるために特定の業者（発注予定工事ごとに割り振られた受注予定業者）の連絡を受け、それを措置する各局建設企画課長等、さらには、企画官等から連絡を受け、建設業界内での談合調整の連絡役等を担う各職種のOBが関与して組織的に行われていたものである。

事件の原因・背景に係る事実関係に関して、昭和50年代まで遡る歴代の技術審議官等からの聴取を中心に調査を行ったところ、本庁の建設部幹部が主導し、作成された割振表に基づい

て工事を割り振るといった本件10件の工事と同様な談合関与行為は、「施設庁にとってそれまで経験したことの無い大規模な工事である岩国飛行場滑走路移設事業を契機として、同事業が開始された平成8年頃から、このような割振表が作成され始めた」との供述を行う者が多い。当時は、起訴された松田前本庁総務部施設調査官が企画官として割り振りに関与しており、少なくともこの頃に行われていたとみられる。また、それ以前においても、防衛庁本庁庁舎の市ヶ谷移転事業の検討が進められた昭和60年代始め頃には、割振表のようなものが作成され始めたこととみられ、起訴された生澤元技術審議官は、企画官であった平成5年～6年当時には、既に割り振りに関与していたと供述している。さらには「昭和50年代半ばにおいては、談合関与行為とみられる行為は、既に行われていた」との供述を行っているOBもおり、建設部幹部職員による関与がかなり以前から継続的に行われていたものと推定される。ただし、通信工事に関する談合関与行為とみられる行為は、平成10年頃には行われていたとの聴取結果しか得られていない。

起訴された3名のこれらの行為は、違法な行為であり、職務上の義務に著しく違反し、隊員たるにふさわしくない行為である。また、その指示に従ったとはいえ、企画官等が行った割振表の原案の作成や業界の各職種のOBへ連絡を行った行為も職務上の義務に違反する行為である。これらの者と同様の行為を行っていた後任者及び元技術審議官等の行為も同様に職務上の義務に違反する行為である。

なお、関係職員からの聴取によれば、割振表の作成等の行為はいわゆる技術審議官を頂点とする建設系技官により行われたものであり、施設庁長官及び施設庁次長へ報告等がなされることはなかった。また、本件事案当時の施設庁長官（戊）並びにP及びQ施設庁次長からも、生澤技術審議官等から報告、相談を受けたことはなく、認識することもなかったとの聴取結果を得ている。なお、本件事案以前の複数の施設庁長官及び施設庁次長経験者からも同様の聴取結果を得ているところである。

しかしながら、官製談合防止への社会的な関心が高まっている中で、建設工事に係る発注業務に携わる建設部門を監督する立場の者が、担当者からの報告によるだけで、自ら監督している防衛施設に係る建設行政の現状を積極的に把握し、その公正性の確保を指導することなく、結果として長年にわたり談合関与行為を放置してきたことに対する監督責任は極めて大きい。

各局建設企画課長等は、各局等が発注する建設工事に関して、企画官から指名業者の選定に関する連絡を受けながら、これらの工事に係る入札・契約事務処理過程において、上司に報告する等の適正な対応を執っていない。このような対応は、建設工事に係る入札・契約関係業務に携わる者の行為として、不適切なことであって、職務上の義務に違反する行為である。

局及び支局においては、技術審議官が行ったような談合関与行為を独自に行っているとの聴取結果はなかった。しかしながら、一部の局においては、本庁における違法な行為に過去何らかの関与があった者が局長、支局長、各局建設部長として在職することがあり、また、各局建設企画課長等経験者の中には、本庁からの連絡が本庁における談合関与行為の一部となっていることを認識していた者もいた。これらの者は、当然果たすべ

き責務を放棄していたといわざるを得ない。

(2) 割振表の作成の考え方

以下は、各年度に作成したとされる割振表が既に処分されてしまい入手することができなかったため、その具体的な作成の方法について聴取を行ったものである。

ア 発注配分額の算出方法

割振表の原案を作成していた企画官等からの聴取によると、割振表にはOBの再就職先企業ごとに発注配分額が決められていた。発注配分額の算出に当たっては、その算出基礎としてOB1人当たりの工事金額が「退職時の俸給の級」、「技官、事務官・自衛官」、「年齢」の区分（65歳まで。なお、61歳以上の年齢区分については、平成14年度以降2区分とされている。）に応じて定められていた。例えば、平成16年度の土木・建築工事関係については、「指定職」で退職した「技官」は、「60歳まで」は年間約11億円、「61～63歳」は年間約8億8,000万円、「64～65歳」は年間約6億6,000万円とされ、この金額を基に、再就職先企業に在職するOBの人数分を合算して当該企業への発注配分額を算出していた。また、「11級」で退職した「事務官」の場合は、「60歳まで」は年間約6億円、「61～63歳」は年間約5億円、「64～65歳」は年間約4億円とされていた。

なお、土木・建築工事に関して、各企業への発注配分額の総計は、地元中小業者の参入機会の確保にも配慮し、年間発注予定額の半分程度（例えば平成16年度は約1,040億円）までとなっていた。

また、設備工事においては、工事規模は異なるものの概ね同様の算出方法が採られていたとのことであり、通信工事については、OBの人数の割合により工事を割り振っていた。

このようなOB1人あたりの工事金額が再就職先企業での年取と関係があるのかについて、松田前総務部施設調査官に対して聴取を行ったところ、前述した基準を引き継いだだけでOBの年取と関係があるかについては承知していないとのことであった。また、生澤元技術審議官及び歴代の技術審議官経験者から聴取を行ったが、この点についての供述は拒否された。なお、歴代の技術審議官経験者が再就職先の企業で得た年取について、1,500万円程度と供述している者もいるが、多数の者からは供述を拒否された。

イ 割振表の対象となる建設工事の規模

本件事案のような建設工事の割り振りは、一定規模以上の工事を対象としており、土木・建築工事の場合、通常5億円以上（平成15年度頃以降は、3億円程度の工事を対象とする場合もあった。）の工事を対象としていた。ただし、ほ装工事については通常1億円以上の工事を対象としていた。

また、設備工事については、機械工事で通常1億5,000万円以上、電気工事では通常1億円以上の工事を対象とし、通信工事については通常5,000万円以上の工事を対象としていた。

ウ 割振表の対象となった可能性のある建設工事

このような割振表において、本件事案を含め、具体的にどのような建設工事が割り振りの対象となったかについては、各年度に作成したとされる割振表が既に処分されてしまっていたため入手することができず、その特定には至らなかった。しかしながら、平成17年度及び平成16年度については、近年のこと

であり、割振表の作成に関与した関係職員からの聴取により、以下のことが明らかになっている。

[平成17年度]

平成17年度に発注済み（平成18年3月に契約した工事を除く）の建設工事489件、約636億円のうち、前述した割振表の作成の考え方に従って建設工事を抽出した上で、関係職員に対する聴取を行った結果、85件、約303億円の工事（平成17年5月中旬から平成18年1月中旬までに契約を行ったもの）について、割振表において割り振りがなされた可能性があるものと考えている。

その内訳は、土木・建築工事（ほ装工事を含む）26件、約158億円、設備工事51件、約131億円、通信工事8件、約12億円となっている。

なお、平成17年度の発注済み工事件数については、本件事案への対応として、平成18年1月中旬以降入札・契約手続を見合わせ、3月に一定の措置を講じて再開することとしたため、件数は少なくなっている。

[平成16年度]

平成16年度に発注済みの建設工事1,386件、約2,056億円のうち、前述した割振表の作成の考え方に従って建設工事を抽出した上で、関係者に対する聴取を行った結果、立件されている東京局発注の三宿その1、三宿その2及び市ヶ谷空調工事、広島局発注の岩国その4及び岩国その5の建設工事を含めた234件、約1,040億円（工事総額の50.6%）については、割振表において割り振りがなされた可能性があるものと考えている。

その内訳は、土木・建築工事（ほ装工事を含む）103件、約751億円、設備工事101件、約260億円、通信工事30件、約28億円となっている。

また、契約関係書類については保存期間が5年間であることから、関係資料が保存されている平成15年度以前平成12年度までに発注した建設工事についても、前述した割振表の作成の考え方に従って建設工事（1,275件）を抽出した上で関係者に対する聴取を行った。しかしながら、当該工事が割振表の対象となったか否かについて、聴取からはその特定に至らなかった。各年度については、以下のとおりである。

[平成15年度]

発注済み建設工事1,482件、約1,962億円のうち、関係書類により調査を行った結果、立件されている広島局発注の岩国その1、岩国その2及び岩国その3、福岡局発注の佐世保その1及び佐世保その2の工事を含め、割振表作成の考え方に従って抽出した建設工事は、281件、約988億円である。しかしながら、立件された工事以外について聴取において特定することは困難であった。なお、対象工事の割合は、件数では19.0%、金額では50.4%であった。

その内訳は、土木・建築工事（ほ装工事を含む）119件、約686億円、設備工事120件、約246億円、通信工事42件、約55億円となっている。

[平成14年度]

発注済み建設工事1,705件、約2,225億円のうち、関係書類により調査を行った結果、割振表作成の考え方に従って抽出した建設工事は、319件、約1,157億円である。しかしながら、聴

取において特定することは困難であった。なお、対象工事の割合は、件数では18.7%、金額では52.0%であった。

その内訳は、土木・建築工事（ほ装工事を含む）127件、約815億円、設備工事124件、約269億円、通信工事68件、約73億円となっている。

[平成13年度]

発注済み建設工事1,882件、約2,308億円のうち、関係書類により調査を行った結果、割振表作成の考え方に従って抽出した建設工事は、350件、約1,250億円である。しかしながら、聴取において特定することは困難であった。なお、対象工事の割合は、件数では18.6%、金額では54.2%であった。

その内訳は、土木・建築工事（ほ装工事を含む）152件、約890億円、設備工事129件、約291億円、通信工事69件、約67億円となっている。

[平成12年度]

発注済み建設工事2,127件、約2,280億円のうち、関係書類により調査を行った結果、割振表作成の考え方に従って抽出した建設工事は、325件、約1,147億円である。しかしながら、聴取において特定することは困難であった。なお、対象工事の割合は、件数では15.3%、金額では50.3%であった。

その内訳は、土木・建築工事（ほ装工事を含む）137件、約810億円、設備工事128件、約285億円、通信工事60件、約51億円となっている。

これら割振表の対象となった可能性のある建設工事については、関係職員からの聴取が中心とならざるを得ず、実際に談合が行われていたかどうか、その結果、特定の企業間の談合が成立していたかどうか、という点についての確認はできなかった。このため、これまでの調査結果については、既に公正取引委員会に通報し適正な対応に努めているところである。

エ 市ヶ谷（15）庁舎新設建築工事の入札に係る調査

平成15年12月に入札が行われた市ヶ谷（15）庁舎新設建築工事（以下「市ヶ谷建築工事」という。）に関しては、本件事案10件の工事に関して起訴された3名が、逮捕・起訴されていないものの、平成18年3月14日、指名競争入札に係る競売入札妨害（談合）の容疑により、JVの筆頭会社の担当者に対する略式命令が出されたことから、本件について更なる調査を行った。

市ヶ谷建築工事は建築工事に関わるものであり、事実関係を把握するため、H企画官から本件事案について聴取を行ったところ、その結果は以下のとおりである。

本件の工事については、前述した「岩国」及び「佐世保」の土木工事事案同様技術審議官ら3名の指示の下に作成した割振表の対象となった工事であり、平成15年度受注予定業者については、同年度の割振表の対象となった他の工事と同様、業界のOBへ伝えた。

なお、作成した割振表に基づく割り振りを実施するため、東京局が業者選定をする必要のある指名競争入札に係る工事等については、その目的を明らかにしないまま本庁からの指示として、特定の業者（受注予定業者）を指名業者に加えるよう、Z同局建設部建設企画課長に連絡することがあったが、本件事案は、安全保障に係る調達であることから指名競争入札であるも

の、公募による特定JVの指名競争入札であり、局における業者選定に係る業務はないことから、東京局に対し受注予定業者を連絡していない。

市ヶ谷建築工事については、東京局により、平成15年10月20日特定JVによる入札の公示、同年11月27日に指名通知を行い、同年12月25日入札、2回の入札開札の結果、落札業者が決定しなかったため、2回目の入札の結果が最低価格であった清水建設・東急建設・松村組JVと随意契約の方式により見積書を徴取し、平成16年1月9日に同JVと随意契約（落札価格21億2,100万円、落札率：99.3%）を行っている。

上記発注業務に係る手続については、発注に係る事務を担当した当時の東京局の関係者10人に対し、聴取を行うとともに関係書類の調査を行った。

その際、市ヶ谷建築工事に係る指名競争入札の審査状況及び入札事務の執行状況について調査したところ、入札に参加する業者の競争参加資格の設定、確認や技術的事項の審査については、東京局長を委員長とする指名審査委員会及び同委員会の下部組織である同局建設部長を部会長とする技術部会において、競争参加業者に求める法令等の規定に基づく発注・資格要件の設定・審査及び参加資格要件として求める企業の実績・配置予定技術者の資格等の技術的要件をそれぞれ手続に則り審議していた。（平成15年10月7日、同月9日、同年11月18日及び同月21日）。

なお、関係職員からは、予定価格に関係する情報を外部に漏らしたとの聴取結果は得られなかった。

本件事案について職員が逮捕・起訴されることはなかったものの、本件事案も他の事案と同様、一定規模以上の工事をOB在職企業に割り振るといった構造において行われた行為である。

オ 横田（16）特高受変電設備工事ほか3件の入札に係る調査

平成17年11月17日から旧新東京国際空港公団（現成田国際空港株式会社）が発注した電機設備工事に関する談合等への調査に関連して、東京局発注の電機設備工事4件（「横田（16）特高受変電設備工事」（以下「横田電機工事」という。）、「三宿（17）病院電源装置整備工事」（以下「三宿電機工事」という。）、「市ヶ谷（16）発電機新設工事」（以下「市ヶ谷電機工事」という。）、「入間（15）電源施設整備電気工事」（以下「入間電機工事」という。）に係る報道がなされたことから、関係職員への聴取等の調査を行った。その概要は以下のとおりである。

横田電機工事ほか3件の事案は電気設備工事に関わるものであり、事実関係を把握するため、A設備総括及び本庁建設部設備課長経験者から本件事案について聴取を行ったところ、いわゆる重電メーカーの工事については、割振表の対象工事となることはなく、割り振りを行うということはないため、本庁として関与はしていないとのことであった。

本件4件の工事について、東京局の発注業務に係る手続について、当時の東京局の関係者29人に対し、聴取を行うとともに関係書類の調査を行った。

本件4件の工事に係る競争入札の審査状況及び入札執行状況について調査したところ、横田電機工事については一般競争入

札で、三宿電機工事については公募型指名競争入札で、市ヶ谷電機工事及び入間電機工事については安全保障に係る調達であることから指名競争入札で、それぞれ行われていた。入札に参加する業者の競争参加者の資格の決定、確認や技術的事項の審査については、指名審査委員会及び技術部会において審議がなされており、これらについては適正に行われたものと考えている。

しかしながら、E東京局建設部設備課長からの聴取の結果、これら4件の工事のうち平成16年度発注の2件、横田電機工事（入札日：平成16年12月6日、落札業者：富士電機システムズ、落札価格：8億1,900万円、落札率：99.9%）及び市ヶ谷電機工事（入札日：平成17年3月8日、落札業者：明電舎、落札価格：12億6,000万円、落札率：98.2%）の2件について、受注メーカー担当者に対しそれぞれ予定価格を類推できる情報を伝えたことが明らかになった。

E課長は、横田電機工事に関して重電各社から見積書を徴取したところ、見積金額は最低のものであっても、東京局建設部設備課で査定率等を勘案して算定した積算価格よりかなり高いものであった。E課長はこのままでは入札が不調となり、当該工事の着手が遅れ、米軍との調整や電力会社からの受電に大きく影響を及ぼすことを危惧し、入札を一度で終了させるため、最低の見積金額を提示し、受注の可能性が極めて高かったメーカーの担当者に当該査定率に係る情報を伝え、入札が不調とならないようにしてしまったとのことであった。

また、市ヶ谷電機工事に関して、E課長は、事前の提示で最低の見積額を提示した受注メーカーの担当者に対して、重電機器に関する高度な技術的問題について意見交換やアドバイスを受ける間柄であったことから、見積り提出に係る業務打合せの際に、予定価格を類推できる情報を不注意にも伝えてしまったとのことであった。

なお、その他関係職員から予定価格に関係する情報を漏らしたとの聴取結果は、得られなかった。

本件2件の事案については、E課長が査定率等予定価格に関する情報を受注メーカー担当者に伝えていたが、2件の事案は割り振りの対象とならなかった事実はなかったこと、また、受注業者にOBが再就職している事実もないことから今般の事件にみられる「官製談合」とは性格が異なり、E課長の個人的な行為の結果であると考えられる。

E課長のこのような行為はいかなる理由があっても入札の公正性を害するものであって、職務上の義務に違反する行為である。

(3) 割振表の取扱い

このような割り振りの事実を確認するため、関係職員への聴取を行ったところ、技術審議官及び本庁建設部長については、割り振りの内容については口頭で引き継いでおり、割振表そのものは部下が保管していれば十分であると考えたことなどから、部下が作成した割振表は受領した時点で破棄しており、割振表自体を保管することはなかったとのことであった。

しかしながら、平成18年1月16日に至り、本庁総務部長等に対し、当時のR本庁建設部長から、平成17年11月17日、東京局発注の電機設備工事に係る報道があったが、（これらは特

別高圧受変電設備という特殊な機器を扱う工事であって割り振りの対象となる工事とはしていなかったため、同報道に直接関わるものではないものの、これを機に部下が割振表の作成等違法な行為に関与することは止めさせたいという思いから、同年11月下旬頃、S企画官、T設備総括及びU通信総括に対し、建設工事の割り振りに係る資料を処分するよう伝えたとの申告があった。施設庁としては、防衛庁長官に対してこの申告内容を報告するとともに、本件に係る捜査当局からの要請に速やかに対応するなど捜査に全面的に協力を行った。

調査委員会において、R本庁建設部長の申告内容について的事实関係を調査するため、本庁及び各局等の関係職員26人から聴取を行ってきた。その結果は以下のとおりである。

R本庁建設部長によれば、平成17年11月17日に東京局発注の電機設備工事に係る報道があり、翌18日、防衛庁長官及び防衛施設庁長官から捜査に全面的に協力するようとの強い指示がなされたことを受け、それから数日以内に、V東京局建設部建設企画課長、W東京局建設部設備課長、X横浜局建設部建設企画課長及びY横浜局建設部設備課長を本庁に呼び、報道にあった電機設備工事にに関して、捜査当局から要請があった場合に資料を速やかに提出できるよう、適切に文書を管理するよう指示したとのことであった。

また、同時期に、報道にあった電機設備工事は割り振りの対象となっていないものであったことから、割り振り対象となった建築・土木工事等について、これを機に割振表に基づく工事の割り振りを止めることを河野技術審議官と相談し、建設工事の割り振りに係る資料を処分するようS企画官、T設備総括及びU通信総括に伝えたとのことであった。

S企画官及びT設備総括によれば、両名は、平成17年11月下旬頃、R本庁建設部長からの指示を受け、自ら保持していた書類を破棄するとともに、各局等への連絡も指示されたとの認識の下、それぞれ関係する各局の建設企画課長等に対し、両名が本庁から連絡した工事名及び業者名に関連する資料を処分するよう連絡していた。また、U通信総括については、R本庁建設部長からの指示を受けたとみられるものの、資料を処分することなく、また、各局への連絡も行っていないことが確認された。

S企画官及びT設備総括からの連絡を受けるなど、本件に関係しているとみられる各局建設企画課長等19人に聴取を実施したところ、本庁から連絡のあった特定の業者を平成17年度の指名競争入札工事に係る指名業者へ加えるようとの指示を取り消すので関連する資料を処分するよう連絡を受け、8人が当該資料を破棄していたことが確認された。6人については、平成17年11月17日の報道や本庁からの連絡を受ける前に、当該資料を自ら破棄していた。なお、その他5人については、本庁からの工事名と業者名の連絡を受けていない者や連絡が口頭によるものであった者であり、そもそも該当する資料が存在しないとのことであった。

国家公務員は、犯罪事件の捜査に対しては、積極的に協力すべき立場にある。また今般の事件に際しては、平成17年11月18日、上司から捜査には全面的に協力するようとの強い指示が出されていたところである。このような中で、責任ある立

場の本庁建設部長が割り振りに係る資料の破棄を指示したことはあってはならないことであり、また、平成18年1月16日に至るまでその事実を直属の上司である施設庁長官に報告せず放置していたことは幹部として不適切なものであり、職務上の義務に違反する行為である。

同様に、R本庁建設部長の指示に従い割振表を処分し、各局建設企画課長等へ同趣の連絡を行ったS企画官及びT設備総括の行為も不適切なものであり、職務上の義務に違反する行為である。

S企画官及びT設備総括からの連絡を受け、保管していた資料を破棄した各局建設企画課長等8人は、本人たちは当該資料が談合関与行為に関わる資料であるとの認識を有していなかったと供述しているものの、捜査には全面的に協力するようとの強い指示が出されていた時期での行為であり、職務上の義務に違反する行為である。

4 本件事案の原因・背景の分析

(1) 建設系技官の人事管理及び勧奨退職

今般の事案は、いわゆる建設系技官のそれぞれの職種のOBを含む施設庁及び防衛庁OBの再就職先を確保する見返りとして、長年にわたり建設工事をOBの再就職先企業等へ割り振るといった組織的・構造的な不祥事である。歴代の技術審議官等からの聴取によれば、このような割り振りの方法は、多数の再就職先を確保しなければならなくなるという施設庁建設部における人事管理及び早期勧奨退職の問題がその背景にあると考える者が多い。

そもそも施設庁は、昭和37年11月、駐留軍への施設・労務の提供を主たる任務とする調達庁と、自衛隊の施設を建設する組織として設置された防衛庁建設本部が統合され発足した組織である。このうち調達庁は、昭和22年9月に発足した米軍を中心とする占領軍への物資・役務の調達を任務とする公法人特別調達庁に淵源を発している組織である。これに対し、防衛庁建設本部は、警察予備隊営繕課（昭和25年）、保安庁中央建設部（昭和27年）を経て昭和29年7月、防衛庁発足とともに作られた組織であり、両者の間には業務の内容、由来沿革、職員人事の在り方等に大きな差異があった。したがって、統合後も、調達庁の流れを汲む施設系の技官及び事務官（以下「施設系職員」という。）と、防衛庁建設本部の流れを汲む建設系技官との人事管理は、業務の内容が異なることから、事実上別々に行われていたのが実態である。

この人事管理は、同じ施設庁の技官でありながら、施設庁入庁時に施設部へ配置されるか、あるいは建設部に配置されるかにより、退官まで区別されていた。特に建設系技官については、人事部局とは別に、起訴された3名が占めていた施設庁技術審議官、本庁建設部長及び本庁建設部建設企画課長が相当程度人事に影響力を有していたと認識せざるを得ない。

また、建設系技官の中においても、業務の専門性から、試験区分（建築・土木、設備（機械・電気（旧電気通信を含む。））に基づき、上位職への昇任がほぼ当該職種内限りで行われるといった垂直的人事管理が行われており、建設部内における職種間の人事交流及び他部局との人事交流がほとんど行われていなかった。例えば、建築・土木職種においては、局の建設企画課

長を経て、本庁建設部建設企画課企画官、局の建設部長、本庁建設部建設企画課長、施設局長、本庁建設部長、最終的には技術審議官といった人事管理がなされていた。同様に、設備職種においては本庁建設部設備課長、通信職種においては本庁建設部通信官補佐（総括担当）を頂点とする人事管理がなされていた。そこには建築・土木職種が上位職の多数を占める一方、通信職種にはほとんど上位職がないという格差がみられるところである。

このため、建設部においては、上位職の少ない設備職種、通信職種はもとより、建築・土木職種においても、上位職の退職者がいないと昇任等が制限される状況にあることから、職種ごとの人事管理の観点から、人事の停滞を回避し組織の活性化を図るため、概ね54歳から57歳までの間で退職するよう早期退職の勧奨を行っていた。

なお、平成13年度から平成17年度までの過去5年間における建設系技官の勧奨退職者（定年前に官側の要請を受諾して退職した者をいう。以下同じ。）は94人（うちI種技官は16人）、平均退職年齢は、56.5歳（I種技官は55.4歳）であり、施設系職員の58.7歳に比べ2歳（I種技官は3歳）程度早く退職している。

(2) 再就職先の確保とOBの再就職状況

ア 施設庁全体の勧奨退職者数及び再就職者数（平成13年度～平成17年度）

平成13年度から平成17年度までの5年間の施設庁の退職者全体は合計442人である。このうち、定年退職者は86人、勧奨退職者は239人であった。

勧奨退職者の内訳は、62人が幹部級職員であり、177人が幹部級以外の職員である。

このように施設庁の勧奨退職者は、退職者全体の約54%となっているが、防衛庁本庁の事務官等の退職者全体に占める勧奨退職者は約1%（ただし平成15年度から平成17年度まで）と比較し非常に高い。

これら勧奨退職者の再就職状況について見てみると、幹部級OBで勧奨退職後2年以内に自衛隊法の規定による承認等を受け営利企業等へ再就職した者は17人おり、内訳としては、建設会社が2人、その他の会社等が15人であった。この他、自衛隊法の規定による承認等が必要とならない施設庁関係の公益法人に再就職している者は40人、無職その他の者は5人であった。他方、幹部級以外のOBで勧奨退職後2年以内に営利企業等へ再就職した者は25人おり、建設会社が10人、その他の会社等が15人であった。この他、施設庁関係の公益法人に再就職している者は125人であり、無職その他の者は27人であった。

イ 技術協会への再就職の状況

施設庁の職員については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第62条の規定等により、在職中の地位、職権を濫用して特定の営利企業等と関係結び、これを利用して当該企業等に転職するような弊害を防止するため、退職後2年間は一定の就職制限が課せられている。

しかしながら、そのような再就職を円滑ならしめるため公益法人である（財）防衛施設技術協会（以下「技術協会」という。）が利用されていたのではないかと指摘を受け、技術協会への

再就職状況について調査を行ったところ、結果は以下のとおりである。

技術協会は、平成2年に設立され、平成18年2月1日現在、常勤役員4人、職員99人の計103人（この他、非常勤役員10人）が在職する防衛庁所管の公益法人である。

技術協会は、防衛施設に係る技術的事項に関する調査研究及び提言、防衛施設の技術業務等の受託、防衛施設周辺対策に関する調査研究等への技術的協力等の事業を実施している。これまで、これらいずれの業務についても施設庁OBが有する行政経験や技能が有効に活用できることを理由に、その職員等の多くを施設庁OBが占めてきた。在職者103人中、施設庁OBは73人であり、更にそのうちの47人が建設系技官OBである。また、この他、9人が自衛官OBである。

平成7年度以降に退任した施設庁OBの技術協会における平均在職期間は、理事長及び常務理事の常勤役員（任期2年）については、概ね1任期2年10か月であり、他の主要な防衛庁所管の公益法人に比較しても短くなっている。また、職員全体については4年である。職員全体のうち、建設系技官OBについては3年11か月となっている。

平成7年度以降に退任した技術協会の常勤役員15人のうち、在職期間が約2年の者は10人おり、そのうち、9人が退任後建設企業等へ再就職している。

なお、防衛庁及び施設庁は、技術協会との間で業務委託契約を締結し、技術業務や調査業務など各種の業務の処理を委託しているところであり、その額は、平成13年度から平成17年度までの5年間では、201件、約49億7,300万円、年間平均では、40件、約9億9,500万円となっている。このうち技術協会との間で随意契約により業務を委託しているものは、過去5年間では、200件、約49億7,200万円、件数で全体の99.5%、金額で全体の99.9%となっている。また、技術協会が受託した業務のうち、過去5年間では、90件、約6億9,000万円、件数で全体の44.8%、金額で全体の13.0%が他の民間会社等に再委託されている。さらに、随意契約による業務の委託でありながら、これを民間会社等に再委託しているものは、過去5年間では、89件、約6億8,700万円、件数で全体の44.5%、金額で全体の13.8%となっている。このような再委託については、契約上施設庁の承認を得ることとされているが、技術協会から承認のための申請がなされたことはなく、施設庁もこれをすべて見過ごしてきたものであり、その責任は大きい。

ウ 建設会社等企業への再就職の状況

前述したように、建設系技官の上位職への昇任を管理するためには、比較的早期の退職の勧奨が必要であり、そのために、本庁建設部幹部職員にとって、再就職先の確保が重要になっていた。さらに、本庁建設部建設企画課においては、建設会社等企業や技術協会と密接な関係があることから、施設系職員や防衛庁職員についても、勧奨退職のために必要となる再就職先の確保のための協力を人事部局から要請されるようになってきていた。

その結果、再就職者の受入れを要請する企業等があれば、本庁建設部建設企画課長は、建設系技官の勧奨退職予定職員に対し直接、又は人事部局からの要請による建設系技官以外の職員

の場合には人事部局を通じ、当該人材確保に関する情報の提供を行っていた。その際、勲奨退職予定職員のみならず、既に技術協会・企業等に再就職していた一部OBについても情報提供を行っていた。

本庁建設部建設企画課においては、このようにして収集した人材確保に関する情報を要請を受けて、又は主体的に勲奨退職予定職員に提供し、当該職員が再就職した場合には、会社名、再就職者の個人名、生年月日、最終役職等を記した資料を残す対応をしていた。

本庁建設部建設企画課が関与を行った再就職の状況について、当該資料に基づきOBが在職すると思われる155社・234人のOBに問い合わせを行い、平成18年2月下旬のOB在職者数を取りまとめたところ、30人は既に退職しており、144社に204人のOBが在職していた。この204人は、建設系技官OB102人、施設系職員OB22人、防衛庁本庁事務官等OB11人及び自衛官OB69人であった。

エ 事件に関与した建設会社への再就職の状況

平成18年2月下旬のOB在職者数を取りまとめた結果、本件事案の東京局発注工事3件、広島局発注工事5件及び福岡局発注工事2件を受注した建設会社におけるOBの在職状況は次のとおりである。なお、これらの企業を始めたOB在籍企業50社からの聴取によれば、約90%の企業がOBの経験・知識・技術力を期待してOBを雇用したとのことであり、その際、約68%の企業が企業側より施設庁に依頼し、OBを雇用したとのことである。

(ア) 東京局発注3件関係

東京局発注の三宿その1、三宿その2及び市ヶ谷空調工事を受注した建設会社9社(3JV)には、7社・7人のOBが在職していた。このうち、本庁課長相当職(行政職俸給表(一)8級(旧10級)相当職)以上の職にあった者(以下「幹部級OB」という。)は4社・4人、その他の職にあった者(以下「幹部級以外のOB」という。)は3社・3人であった。

なお、これらOB7人のうち、4人が建設系技官OB、2人が施設系職員OB、1人が防衛庁本庁事務官等OBであった。

(イ) 広島局発注5件関係

広島局発注の岩国その1、岩国その2、岩国その3、岩国その4及び岩国その5を受注した建設会社13社(5JV)には、9社・20人が在職していた。このうち、幹部級OBは6社・9人、幹部級以外のOBは9社・11人であった。

なお、これらOB20人のうち、11人が建設系技官OB、2人が施設系職員OB、1人が防衛庁本庁事務官等OB、6人が自衛官OBであった。

(ウ) 福岡局発注2件関係

福岡局発注の佐世保その1及び佐世保その2を受注した建設会社5社(2JV)には、4社・10人のOBが在職していた。このうち、幹部級OBは2社・4人、幹部級以外のOBは4社・6人であった。

なお、これらOB10人のうち、7人が建設系技官OB、3人が自衛官OBであった

(3) 建設部内の仲間意識とOBへの配慮

ア 技術審議官等からの聴取による建設部幹部の認識

河野技術審議官は建設部長となった平成15年8月以降割り振りに関与するようになり、違法なことであり止めたいと思いつつもOBとの関係もあり直ちに止めることができなかったと供述している。歴代の技術審議官等が、自ら主導し、時には部下職員も巻き込んでこのような談合関与行為を行っていたことについて、元技術審議官等及び関係職員から以下のような供述を得ている。

- ① 退職した先輩・同僚等の再就職先の確保のために役立っているし、自己の利益を図るものではないので許されるのではないかと、あるいは、在職中苦労した先輩・同僚が再就職先の企業において肩身の狭い思いをしないように配慮するのだから許されるのではないかと今から思うと誤った認識
- ② やがては自分もその世話になることもあるという打算
- ③ これまでも発覚していないので自分も大丈夫だろうという安易な考え
- ④ 前任者も行ってきたことであり、就任したポストに内在する仕事の一部であり、やりたくはないが仕方がないという割り切り
- ⑤ 円滑な建設工事の実施や品質の確保に資しているとの思い込み

これらの供述から明らかなように、建設系技官として建設部の中で長年一緒に仕事を処理してきたことから違法な行為でもかばい合うという誤った仲間意識があったことが一つの要因として考えられる。

建設系技官は、それぞれの専門性のために他部門との人事交流は限定的であった。加えて建設系技官の中においても、専門分野ごとに係長、課長補佐、課長と順次昇進する人事管理が行われていた。このため、専門性が合致する人以外は特定のポストに就任することが極めて限られ、特に本庁建設部建設企画課長以上の本庁建設部幹部は、事実上建築・土木職種に限られるという独自の人事管理が行われていた。このような人事管理により、一層仲間意識が強くなっていったと考えられる。特にI種(旧上級職)採用者を中核とする一部の比較的上位の職にある職員が企業に在職するOBと密接なつながりを持ったまま、濃密な仲間意識やある種の古い形で温存された上下関係を背景に、このような違法行為を行う素地が形成されてきたものと考えられる。河野技術審議官やR本庁建設部長など、割り振りに関与した者自身も、このような行為が違法行為であることを認識しており、またかかる官製談合システムは近いうちに破綻すると思いつつも、止めようとしていたが、OBからの圧力を感じ、直ちに止めることができなかったと供述している。また、割振表の原案を作成させられていた企画官等は、建設部内の上下関係の中で上司の命令に従うしかなかった。歴代の企画官等の中には、技術審議官等に対してこのような行為を中止するよう進言した者もあり、例えばH企画官は当時の生澤建設部長に対し、数度にわたり、このような行為を止めるよう申し入れたが、企画官としての仕事であり嫌なら仕事を辞めるしかないなどと人事的措置を迫られたため、やむなく作成を続けざるを得なかったと供述している。

また、OB等からの聴取によれば、建設本部が調達庁と合併

し、施設庁として発足した当初からずっと、技術集団として施設庁の中で人事や処遇の面で異なる取扱いを受けているような思いがあり、前述したような仲間意識を持たせるようになったとの意見があった。

いずれにせよ、これら幹部職員には官製談合防止法等の法令遵守の意識が欠如していたことは明らかであって、上級の幹部職員であれば当然果たすべき責務を無視あるいは放棄していたといわざるを得ない。

このような建設部の特色については、全職員に対して行ったアンケート調査においても、以下のような結果が得られている。

本件事案につながった建設部の特徴・特性（複数回答）としては、67%の職員が「建設業者・業界との接触の機会が多い」ことを、53%の職員が「人事面等で独立傾向が強い」ことを回答している。

建設部と他部との人事交流については、例えば、職員個人としてこれを「積極的に希望する」と回答した者が建設部職員では33%であるのに対し他部職員は3%にとどまり、逆に「希望しない」と回答した者は建設部職員では7%であるのに対し他部職員は49%となるなど、交流に積極的な建設部職員と消極的な他部職員とで対照的な回答振りとなっている。

施設庁又は建設部が特権的（又は独立的）意識があるのではないかとの指摘については、55%の職員が「そのとおり」又は「そのようにとらえられても仕方がない」と回答している。その理由については「建設部が建設工事を一手に引き受けていること」及び「施設庁が組織、人事、予算等制度や沿革面で独自性があること」とする回答が比較的多い。

また、アンケートにおいては、本件事案の原因・背景について、「施設庁全体としての問題が大きい」とする回答が31%で最も多く、「建設部全体の風土」の問題とする回答は23%でこれに次ぐものである。

なお、このような現役職員とOBとの関係において、談合により利益を得た会社に再就職したOBから、建設工事の割り振りの見返りとして金品の接受、酒食の供応はなかったかについて、関係する職員及びOBに聴取したところ、そのような事実は確認されなかった。

イ 調本事案を踏まえた教訓・反省への認識の欠如

平成10年、防衛装備品の調達において、工数の水増しによる過払い事案が発生し、旧調達実施本部の幹部が関係企業の幹部と共謀の上、返還額を不正に減額し、背任の容疑で逮捕されるという重大事件が生じた。旧調達実施本部における防衛調達に係る背任事件（以下「調本事案」という。）当時にも建設部幹部による談合関与行為が行われていたにもかかわらず、上記のような建設部幹部を含む施設庁の認識は、調本事案に関する教訓・反省事項を自らの問題として省みることなく、むしろ今回のような違法行為をその後も継続させてきたものであり、国民の信頼を失墜するものである。

施設庁としては、調本事案を契機にまとめられた「調達改革の具体的措置」等に基づき必要な制度改正や組織の見直しに努めてきたものの、次のような問題を放置してきたことについては、建設部のみならず施設庁全体の問題として真摯に反省しな

くてはならない。

第一に、原価計算部門と契約部門の分離・相互牽制の確保について、建設工事の発注に関しては、積算部門（建築課、土木課、設備課等）と契約部門（建設企画課、契約管理室）が各局の建設部内でしか分離されておらず、ともに同じ部内にあることから相互牽制が不足していたこと。

第二に、第三者による監視体制の確立について、建設工事の発注に関しては、部外有識者による入札監視委員会が平成7年度に設置され、契約の内容等を審査していたが、今回の事件の生起をみれば、有効に機能していなかったこと。また、本庁における監査・監察機能も十分ではなかったこと。

第三に、職員に対する官製談合防止法や公務員倫理に係る研修の拡充について、これまでも職員を対象に公務員倫理に係る研修を実施してきたが、今回の事件にかんがみ、全職員、特に幹部職員の法令遵守意識や倫理観が著しく欠如していたこと。

第四に、勲褒退職時期の引上げについて、建設系技官を含め施設庁職員については勲褒退職年齢の延伸を実施してこなかったこと。

なお、第三の職員に対する法令遵守や公務員倫理に係る研修の拡充については、全職員へのアンケート調査の結果からも、①公務員の談合関与行為については、大多数の職員が違法性及び刑事罰が科せられることについては認識しているが、公務員に対する損害賠償請求の可能性及びいわゆる官製談合防止法については各々40%前後の職員が十分認識していないこと、②法令遵守に係る教育・研修については34%の職員が不十分と認識していること、③公益通報者保護制度については37%の職員が知らず、違法行為の通報に係る制度については50%の職員が未整備と認識していることから十分な対応が執られていなかったことが明らかになっている。また、同調査結果では、今般の事件の再発防止策の確立のためには、幹部職員の意識改革（46%）や施設庁職員全体の意識改革（34%）が特に必要ということも明らかになっている。

このほか、調本事案に際しては、当時の調達実施本部における文書の不適切な管理の実態が指摘されるとともに、防衛庁幹部の捜査協力に関する消極的姿勢に対して、国民の疑惑を深めることとなったという反省事項があった。このような反省事項を踏まえ、平成17年11月17日の東京局発注の電機設備工事に係る報道以降、施設庁長官は防衛庁長官から累次にわたり捜査当局への全面的協力の指示を受け、施設庁として全面的協力を努めてきたにもかかわらず、建設部幹部から部下に対し、割り振りに係る資料の処分の指示が行われていた。このような行為は、建設部において組織的な証拠隠しが行われたと受け取られてもやむを得ないものであり、施設庁として深く反省しなくてはならない。

本件事案については、公正取引委員会による調査も行われていることから、施設庁として、改めて調査への全面的協力に係る指示の徹底に努めているところである。

(4) 入札・契約制度に係る審査・監視機能の不備

施設庁としても、競争性をより高めるとともに、公正性をより確保するために、入札・契約制度の見直しについて、各種の施策を講じてきたところである。しかしながら、運用というソ

フト面をみれば、その実効性を高め、より透明性、公正性を向上させ、そのために各局を指導し、更なる改善に資するための企画・立案の責任を担う現職建設部幹部職員自らがそのような責任を放棄し、制度の趣旨と全く相反する談合関与行為を長年にわたり行っていたことが今回の調査で判明した。これは、これまで構築してきた制度の信頼性を自らの手で無に帰せしめたものといわざるを得ない。

また、不正を防止するための仕組みについて考えてみると、平成7年度に本庁に設置され、部外有識者で構成される「入札監視委員会」については、平成12年度から平成16年度までの間に78件の建設工事等を対象に審議を行っている。しかしながら、この間における建設工事の件数自体が膨大であったとはいえ、審議の対象となった工事の件数の割合が各年度平均で僅か約1%に過ぎず、審議の割合は極めて低いものとなっていた。なお、これらの審議に際して、不適切な点または改善すべき点について意見の具申・勧告が行われたことはなかった。この他、同委員会は四半期に1回開かれる入札結果に対する事後的審査であること及び入札条件の妥当性、公正性の審査が中心である。今般の官製談合の事案の一つである岩国その3について、平成16年6月に同委員会において審議を行っているものの、特定JVによる場合の入札方法等の妥当性についての議論が中心となり、談合行為の有無までは議論が及んでいなかったものである。これらの事実を踏まえれば、同委員会は、入札に関する調査・監視の機能を十分に果たしていたとはいえない。

また、談合情報がある場合に局に設けられ、必要な調査活動を行う「建設工事公正入札調査委員会」については、談合情報等があった場合に本来それへの実効的な対処が期待されるものとして開催されるべきものである。その際、同委員会は「談合情報対応マニュアル」に沿って手続を進めるものであるが、当該マニュアルに従って手続が取られた事案は、平成12年度から平成16年度までの5年間に契約した工事において計21件あった。この中には前述したとおり今般の事案（市ヶ谷空調工事、佐世保その1及び佐世保その2）と関係する談合情報が含まれていたが、いずれも各局において定められた手続に従って処理されているが、本庁建設部において割振表に基づく談合行為を行っていたことを全く察知することができなかった。

例えば、本件事案である東京局の設備工事のうちの市ヶ谷空調工事については、3度にわたる談合情報がありながら、1度目は、逮捕された当時の技術審議官、建設部長及び建設企画課長の3人が協議しこれを「談合情報対応マニュアル」に沿って措置すべき談合情報に当たるものとしては取り扱わないこととしたためこれを防止する機会を失い、2度目及び3度目は入札直前の段階での談合情報として、本庁から連絡を受けた東京局においてそれぞれ「談合情報対応マニュアル」に従った対応をしていながら、結果としてこれを見逃すこととなった。このことは、本庁及び局の建設部において建設工事の発注に関し積算部門と契約部門が分離・相互牽制されていなかったことを始め、談合情報に対して的確な対応を行わなければならない建設工事公正入札調査委員会という審査機関が建設部職員だけで構成され処理されていたことが大きな原因と考えられ、違法な行為等を発見、阻止する組織的、制度的な対応策が十分機能して

いなかったといわざるを得ない。

さらに、施設庁においては、違法な行為等を摘発是正したり、発生を抑制するための専門の監察組織を有しておらず、このことも違法な行為が継続して行われる要因となったものと考えられる。

(5) まとめ

以上述べてきたように、今般、本件事案10件の工事に関係して、東京地方検察庁により河野技術審議官及び松田総務部施設調査官ほか1名が競売入札妨害（談合）の容疑により起訴されたことを踏まえ、これまでこれら事件が何故引き起こされたのか、その原因等について施設庁職員、OB等からの聴取や関係資料の分析などを中心として、調査を進めてきたところである。

今般の10件の事件は、技術審議官を含む現職建設部幹部職員が企業在職のOBとの密接な結び付きの下、主導的に談合行為を謀議、実行したという共通の構造を持つ一連の事件の一部である。技術審議官、建設部長及び建設企画課長という建設系技官のトップ3人が主導的役割を果たし、その指示の下で、本庁では企画官、設備総括及び通信総括、各局では建設企画課長等及び設備課長等、さらには、建設業界内での談合調整の連絡役等を担うOBが関係者として関与していることが判明したところである。

建設部幹部を中心とする談合関与行為は、長年にわたり組織的に巧妙に隠蔽されて行われており、旧道路公団等において類似の行為が発覚した後も行われ、本年1月にR本庁建設部長が談合関与行為を行っていたことを申告するまで継続していた。

このような談合関与行為を行った原因としては、職員の退職後の再就職先の確保や建設業界に再就職したOBが施設庁の仕事を受注できず肩身の狭い思いをすることがないように配慮したことであったとの意見が聴取を行った元技術審議官を含むOBから出されている。また、職員全員を対象としたアンケート調査の結果では、今般の事案が発生するに至った根本的要因として複数回答であるが45%の職員が退職職員の再就職を挙げている。このため、このような状況を踏まえれば、調査委員会としては、職員の退職後の再就職先の確保及び再就職したOBへの配慮が事件の直接の原因であるものと判断するところである。また加えて、一部の建設部幹部職員の違法意識の欠如もその背景にあると判断するところである。

さらに、施設庁長官及び施設庁次長、業務として職員の再就職承認手続を担当している総務部の部長等においては、建設関係企業において施設庁及び防衛庁出身のOBが多数再就職しているが、違法な行為が行われていたとまでは考えていなかったものである。しかしながら、施設庁長官の直属の建設部幹部職員が継続して違法な行為を繰り返していたことは事実であり、官製談合防止への社会的な関心が高まっている中で、結果としてこれに気付かず長年放置していた責任は大きい。建設部の組織としての体質に問題意識を持って改善すべき問題への対応を行ってこなかった現職及び歴代の施設庁長官の指揮監督責任及び施設庁長官に対する施設庁次長の補佐不十分並びに本庁総務部長の管理責任は重いと判断せざるを得ない。

局及び支局は、技術審議官を頂点とする談合の主導的立場の

者が選定した特定の業者（受注予定業者）を指名業者に加えるようにとの連絡を受け、各局建設企画課長等及び各局設備課長等の多くが、競争入札に参加できるよう措置するという役割を果たしていたものである。局長、支局長等が支出負担行為担当官（分任支出負担行為担当官を含む。）として行う契約事務の執行状況についても調査したが、本件事案10件の建設工事及び市ヶ谷建築工事の契約事務については、本庁において関係法令等に定められた必要な審査を受け、競争入札に参加する資格を有したJVの参加であり、また、局における契約事務は手続に則り行われていた。しかしながら、その他の工事に係る入札・契約関係業務処理過程において、本庁からの指示に従った行為とはいえ、各局建設企画課長等が上司等へ報告するなど適正な対応を執らなかつたことは、責任ある立場の者として職務上の義務の懈怠である。また、各局建設企画課長等の上司である局長、支局長等が結果としてこのような行為を見逃していたことは、指揮監督が不十分であった。

施設庁発注建設工事の受注企業に対しても、既に本件事案への対応として、平成17年度発注予定で未執行の建設工事について、平成18年1月中旬以降入札・契約手続を見合わせることにし、その後、同年3月3日付けで施設庁発注建設工事に関し談合の疑い等のある会社について、入札・契約手続から排除（指名停止）し、その上で、未執行の工事について逐次入札を行うという措置を執ってきたところである。

また、同年4月11日には、本件事案10件及び市ヶ谷建築工事に関与したとして、競売入札妨害（談合）罪が確定した担当者の所属するJVの構成会社（11社）のうち、工事が既に完了している7社に対して、特約条項に基づき請負代金額の10分の1（約17億円）に相当する違約金を請求し、同月中に全額が納付されている。なお、現時点において工事が完了しておらず、平成18年度完成となっている残る4件の契約については、工事が完成し、請負代金額が確定した後に請求する予定である。

第3 総 括

調査委員会としては、今般の競売入札妨害（談合）事件の直接の原因は、施設庁OB等の再就職先の確保と再就職したOBへの配慮にあり、これは長年にわたる建設部の閉鎖的な構造や特殊な体質によりもたらされたものと考えられる。もちろんこのような建設部の状況を看過した施設庁全体として責めを負うべきことはいうまでもない。

起訴された河野技術審議官らは、このようなOBの再就職先の確保と再就職したOBへの配慮という目的の前には、違法な行為を直ちに止めるという真正な判断もできなかったと考えざるを得ない。また、このような違法な行為は、かなり以前から、技術審議官を頂点とする建設部の最高幹部を中心とする一部職員により代々申し継ぎのようにして行われてきた悪質かつ組織的な行為と判断せざるを得ず、そこには法令遵守の意識や自浄能力はなかつたと断ぜざるを得ない。

事件を見るに、建設部内においては、かなり以前から再就職先の確保やOBの存在を考慮しながら業務処理を行っていたこ

とから、いつの間にか建設部技術系幹部職員と一部OBとの間において誤った仲間意識が生じ、法に反した行為を行っていることを認識していたにもかかわらず、これを是正することができなかつたものである。また、主導的な立場ではないものの、このような談合関与行為に関与していた職員も多数いたことを考えれば、これら建設部幹部職員の法令遵守意識の欠如は著しいものといわざるを得ない。

およそ公務員は全体の奉仕者であって公に尽くすことが本務であり、いかなる理由があっても刑法等法令に違反する行為があってはならないことは、論を待たないところである。にもかかわらず、建設部の最高幹部自らがかかる行為を行い、また、これら幹部を含む多くの職員が公正取引委員会等の関係機関に通報するなど談合行為を止めるための行動に踏み出すことができなかつたことは、施設庁建設部の組織的な問題であり、これに関与した建設部幹部職員の意識の問題である。

さらに、このような建設部の組織としての体質に問題意識を持つことなく、また、他部、他機関との人事交流等の措置にも積極的に取り組むことなく、結果として建設部の独自性を放置するとともに、これら建設部職員に対して、適切な法令遵守意識の涵養に努めてこなかつた施設庁全体の問題である。

加えて、平成10年の調本事案及びこれを契機にまとめられた「調達改革の具体的措置」等に基づき必要な制度改正や組織の見直しに努めてきたものの、調本事案を調達実施本部等の問題として、自分たちの問題、建設部の問題、施設庁の問題として受け止めず、自ら省みることなく、改善すべき問題への対応がなされていなかったことも深く反省すべきである。

今回の事件によって国民の防衛施設行政に対する信頼を著しく失墜し、施設庁のみならず防衛庁、自衛隊に対する信頼をも傷つけた責任を強く認識し、今後は、談合行為に関与した職員及びこれに関連して極めて不適切な行為等を行った職員並びにこれら職員を監督する立場にあった施設庁長官を含む職員に対し、厳正なる処分を行うことが必要である。施設庁は、二度とこのような事件を起こすことがないように職員一人一人の意識改革に努め、防衛庁に設置された副長官を長とする「防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策に関する検討会」において議論され、取りまとめられてきた再発防止に係る措置を確実に実施し、3100人の全職員が施設庁を解体する中で新しい出発を行うこととする。

なお、今般の事件については公判手続が進行中であるため、その動きを良く注視し、公判等に影響を及ぼすことのないよう留意しつつ、必要に応じ調査委員会において更なる調査等を行った上で、公正取引委員会の調査への協力等も含め、施設庁に課された任務の適正な遂行に今後とも努めてまいりたい。

【参考資料】

- 1 「防衛施設庁入札談合等に係る事案に対する調査委員会」構成図
- 2 競売入札談合事案に関するアンケート調査結果について

資料67 防衛施設庁入札談合等再発防止に係る抜本的対策報告書（抄）（平成18年6月16日）

(1) 防衛施設庁の業務の精査・見直し

1) 骨格

① 防衛施設庁を単に「施設本部」などの新たな組織には移行しない。

② 防衛施設庁の業務について精査・見直した上で、その性質に応じて分類すると、大きくは以下のように整理される。

i) 組織管理業務

(例) 総務、人事、会計

ii) 地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務

(例) 基地周辺対策、防音対策、駐留軍による事件・事故の補償、自衛隊及び駐留軍の行為に起因する損失の補償、自衛隊及び駐留軍施設の返還

iii) 施設の取得を中心とする調達に係る業務

(例) 建設工事、土地の購入・借上、駐留軍のための物品・役務の提供

③ 上述の分類iの組織管理業務については、内部部局に移管する。

④ 上述の分類iiの地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務のうち、企画立案に係る部分については内部部局に移管する。

⑤ 上述の分類iiiの調達に係る業務のうち、企画立案に係る部分以外の部分については内部部局ではなく、透明性の高い実施部門で処理する。

⑥ 現在、各自衛隊の現場からのニーズは、まず各幕僚監部が取りまとめ、その上で防衛庁長官の承認を得て、防衛施設庁において建設工事、用地の取得などを実施しているが、こうした業務の流れは基本的に維持する。

2) 論点整理

① 防衛政策と施設行政が密接に連携し、かつ、ユーザーサイドのニーズを的確に反映できる体制の在り方

ア) 防衛政策と施設行政が密接に連携した体制の確保

政策決定者等のニーズに合致した施設を地元の理解を得つつ迅速・適切に整備するため、政策の企画立案段階から実施段階に至るまで政策部門と施設行政部門がより密接に連携し得るよう、

・「地方自治体や国民との関係に焦点を当てた部門」において、施設行政に係る調整業務に加え、防衛政策等を地方自治体に周知する業務を一元的に実施する。

・総合的・系統的な地元調整の企画立案をなし得るデータベース機能、施設の工期・経費等の基礎的見積に係る技術支援機能を強化する。

イ) 在日米軍に係る諸施策

在日米軍に係る諸施策の企画立案機能は内部部局で処理する。また、在日米軍などとの具体的調整を行う組織については、さらに検討を深める。

ウ) 長期的・総合的視点にたった基地周辺対策の企画立案

基地周辺環境の変化を踏まえ、周辺対策の充実・多様化を図るため、「地方自治体や国民との関係に焦点を当てた部門」において、長期的・総合的視点にたち、関連技術の動向・関係省

庁の取組も視野に入れた基地周辺対策の企画立案機能を強化する。

エ) 各機関等との業務処理体制の見直し

各自衛隊などのニーズと施設の取得等の実施、さらには地方自治体の意向との間を調整する部門を内部部局に置く。

② 用地の取得・建設工事について、現行の基本的な流れを維持した上でより効果的・効率的に行う体制の在り方

ア) 用地取得・建設工事の実施体制

a 各幕僚長が各部隊等のニーズをとりまとめ、実施部門が関与した上で、防衛庁長官の承認を求める現行の計画体系の基本的枠組を維持する。

b 用地取得・建設工事に係る業務は、いずれも必要な防衛施設の取得を図るという観点からは同種のものであり、また現行の計画体系もほぼ同一であることを踏まえ、その業務をより効果的・効率的に実施する観点から、双方の実施機能を同一の部門に設置するとともに、基本計画等の作成・承認に係る制度を一本化する。

c また、用地取得・建設工事については、これまで防衛施設本庁が防衛庁長官の承認を得た上で、地方の防衛施設局に行わせていたが、今後は透明性の高い実施部門において、防衛庁長官の承認を得て、「地方防衛局（仮称）」（後述）に実施させる体制とする。

イ) 実施計画の長官承認基準の緩和

業務の簡素化を図る観点から、基本計画の長官承認を得た後、改めて実施計画の承認を求める範囲を緩和する。

③ 独立行政法人への移行の適否

ア) 業務内容面の検討

建設工事に係る事務を業務内容に照らして検討したところ、

i) 国として行わざるを得ないと考えられる業務

－国としての意思決定に係る基本計画、工事計画の作成・協議
－会計法令上、国の職員が実施することを前提とした入札・契約

ii) 国として必ずしも行う必要がないと考えられる業務

－現在既に民間委託を推進している設計、監督・検査補助業務
－積算業務
と整理し得る。

イ) 制度面の検討

今後、以下の点を踏まえて国の機関、公務員型・非公務員型独立行政法人のメリット・デメリットをさらに精査し、19年度概算要求までに結論を得ることとする。

・防衛秘密に係る建設工事について、秘密保全を独立行政法人において担保する仕組みについて検討する必要があること

・独立行政法人化した場合、建設工事に携わる職員に対して、公務員型であれば団結権・団体交渉権を、非公務員型であればさらに争議権が付与されることとなるが、安全保障に関わる防衛施設の建設工事について、円滑な業務遂行に支障が生じるおそれがあること

・独立行政法人化した場合、業務の繁忙等を考慮した機動的な人事管理、高齢職員の活用などが行えること

・非公務員型として独立行政法人化した場合、公務員数の純減につながり、行政改革に資すること

(2) 地方において部隊等が直接行っている調達業務の見直し

1) 骨格

装備品等の調達業務は、現在、地方の部隊等においても直接行っているが、こうした業務についても、今回の事案を契機として精査を行い、部隊運用上の要求への即応性及び柔軟性の確保、透明性の一層の向上、調達業務の効率化、統合運用を踏まえた調達体制の整備等の観点に留意しつつ、必要な範囲において新たな業務実施体制を構築して処理する。

その際、査察業務を行う新組織（後述）などを通じて、適切に業務をチェックできる体制を構築する。

2) 論点整理

① 中央調達と地方調達の実施区分の新たな基準の在り方

ア) 実施区分の基準変更

実施区分を調達業務の実情により一層即したものとするため、調達品目等を基準とする方法から、原則として調達の性格を基準に実施区分を決定する方法に変更する。

[実施区分の基準となる調達の性格例]

○装備本部が実施するのが適当な調達の性格例

・ライフサイクル管理等の観点から、装備本部が行うべき調達
・計画性が高い調達

・一括調達を行うことが効率的な調達 など

○地方の部隊等が実施するのが適当な調達の性格例

・部隊運用と密接な関係を有する調達
・駐屯地等における隊務運営に直接関連する調達 など

イ) 新たな実施区分の新設の検討

装備本部による地域レベルの一括調達が効果的な場合について、当該調達の実施区分を新設し、装備本部の地方支部等を「地方防衛局」に統合した上で実施させることを、組織の効率性等にも留意しつつ、検討する。

ウ) 具体的な区分けの実施方法

a 各実施区分に属する典型的な品目等をガイドラインとして調達などで規定する。

b それ以外の品目等については、より一層柔軟かつ適切な区分を行う観点から、各幕僚長が毎年度策定する調達基本計画において区分し、これを装備本部長と協議の上、防衛庁長官の承認（現在は報告）を得る等の方法により決定する（なお、当該スキームは、調達の一層の透明性の向上を図る点においても効果的である。）。

② 調達業務の新たな体制の在り方

ア) 装備本部の業務実施体制見直しの検討

各自衛隊が求める迅速・確実な調達の実施を、装備本部においてより一層確保する観点から、

・日常の業務運営において弾力的対応に努める

・装備本部要員と地方の部隊等の調達関係職員の人事交流をより一層計画的に推進し、双方の業務に対する理解を一層進め

る
・迅速性を要する契約等について、厳格な事後チェックを付した上で契約締結までの手続については従来の手続・要件を緩和するといった契約スキームの導入など、装備本部の契約ス

キームの多様化・弾力化を図る

などの、装備本部の業務実施体制の見直しを検討する。

イ) 調達全体を包括的に把握・チェックする体制の検討

透明性の一層の向上を図る観点から、地域内の契約（地方の部隊等が行うもの及び地域レベルの一括調達として「地方防衛局」が行うもの）について、把握・チェックする体制を、部隊運用への影響に留意しつつ、検討する。

(3) 地域と防衛行政との接点を担う地方組織への再編

1) 骨格

① 防衛施設局を、施設行政を含めた防衛行政と地域との接点を担う新たな地方支分部局に再編する。

② 新設する地方支分部局では、現在の防衛施設局が行っている業務に加え、広報・渉外、防衛政策に係る地方との調整といった業務を行うこととし、そのために必要な体制を構築する。

③ 自衛隊地方協力本部の事務のうち、広報・渉外に係る事務については、新設する地方支分部局が当該事務に対して関与することができる枠組を構築する。

④ これまで防衛施設局の建設部が行ってきた建設工事の発注業務について、相互牽制機能を強化するため、「積算」部門と「契約」部門を分離する。

2) 論点整理

① 新設する地方支分部局と装備本部地方支部との関係の在り方

ア) 「地方防衛局（仮称）」への改編・装備本部地方支部等の統合

a 現在の防衛施設局を、施設行政を含めた防衛行政と地域との接点を担う新たな地方支分部局として、「地方防衛局」に改編する。

b その上で、組織の合理化という政府全体の方向性を踏まえて、「地方防衛局」に装備本部地方支部等の機能を統合する。

イ) 「地方防衛局」の編成

a 内部部局への「地方企画局（仮称）」（後述）の新設や装備本部地方支部等の統合に対応した編成とする。

b 具体的には、以下のような組織とすることを基本として、今後、19年度概算要求に向けて細部検討を進める。

i) 「総務部」

(例) 現在の総務部の業務、連絡調整、建設工事に係る契約

ii) 「政策調整部（仮称）」

(例) 広報・渉外、防衛政策に係る地方との調整

iii) 「管理部（仮称）」

(例) 国有・民公有財産管理、漁業等補償、基地周辺対策

iv) 「取得部（仮称）」

(例) 用地取得、装備本部地方支部等の業務

ウ) 自衛隊地方協力本部との関係

「地方防衛局」は防衛行政の拠点として、自衛隊地方協力本部の事務のうち、「地方における広報・渉外に係る事務」について、「地方防衛局」が必要な統制を行うことができるものとする。(図1参照)

② 新設する地方支分部局の配置の在り方

ア) 防衛施設局の配置

現在の防衛施設局は、札幌、仙台、東京、横浜、大阪、広島、福岡、那覇の8局が設置されており、関東地方及び九州地方に二つの局がある一方、中部地方及び四国地方には局が所在していない。(図2参照)

イ)「地方防衛局」の配置に当たっての考え方

a 新設する「地方防衛局」の配置については、以下のような点を勘案する必要がある。

- ・これまでの防衛施設局の業務
- ・広報・渉外、防衛政策に係る地方との調整に係る業務
- ・統合される装備本部地方支部等の行っている業務
- ・各自衛隊の部隊等との関係

b その上で、地域における拠点としての役割を担うに相応しい配置及び政府全体としての地方支分部局の見直しの流れを踏まえ、今後、業務量等を精査の上、現在の8局体制のままが良いのかさらに検討し、19年度概算要求までに結論を得ることとする。

③ ユーザーサイドのニーズを的確に反映する仕組みの在り方

ア) 各自衛隊との連携強化

各自衛隊と各防衛施設局との連携が十分でなく、各自衛隊のニーズが防衛施設局の業務に十分反映できなかったという反省に立ち、「地方防衛局」において各自衛隊との連絡調整などに係る体制を強化する。

イ)「地方防衛局」の体制

a 各自衛隊と「地方防衛局」との連携体制を一層強化するため、「地方防衛局」に自衛隊の部隊などとの連絡調整を行う窓口となる部門を設ける。

具体的には、総務部に連絡調整部門を設け、当該部門に陸海空の自衛官も配置する。

b また、自衛官の経験や知見が幅広く「地方防衛局」の業務に反映できるよう、連絡調整部門以外の部門にも自衛官を配置することで、より円滑に自衛隊側のニーズを「地方防衛局」の業務に反映できる体制を構築する。

(4) 内部部局の再編

1) 骨格

① 地方自治体や国民との関係に焦点を当てた新たな部門を内部部局に設ける。

この部門では、防衛政策と施設行政が密接に連携した体制を確保するため、防衛施設庁がこれまで行ってきた地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務に加え、現在内部部局が所掌している、防衛庁の政策や施策を地方自治体などに周知するといったような業務を一元的に取り扱う。

② 真に防衛を担う組織として、国民の負託に応えるべく、日米関係、国際関係、長期戦略などといった分野で、政策立案機能を強化する。

2) 論点整理

① 地方自治体や国民との関係に焦点を当てた部門の在り方

ア)「地方企画局(仮称)」の設置

a 各種の事態に国として統合的に対応していくためには、国と地方公共団体が、相互に緊密に連携して万全の態勢を整えることが必要不可欠である。内部部局においても、地方公共団体と連携して防衛行政を推進するという観点から、防衛庁

の中で地方との関係が最も深い施設行政を中心として、組織を再構築する必要がある。

b このため、内部部局に、地方との密接な協力関係を構築するための業務を行う新たな局である「地方企画局」を設置する。

イ) 業務の内容

a 「地方企画局」の具体的な業務は、平成18年度に新設する「地方調整官」の業務や、現在防衛施設庁が行っている地方自治体や国民との関係に焦点を当てた業務のうち企画立案に係る部分に加え、新設する「地方防衛局」の運営に関する総合的監督に関することを中心とする。

b また、関係部局が災害派遣や国民保護等派遣などといった地方自治体との関係がある業務を行う際に、「地方企画局」は「地方防衛局」が行う地方との調整に係る業務を総合的に監督することなどにより、他局の業務遂行を支援し、その円滑化を図るものとする。

② 効率的な業務遂行体制の在り方

ア) 内部管理事務に係る体制

a 防衛庁は、人事、組織・定員、予算といった内部管理事務を、長官官房、人事教育局、経理装備局などにわたって分掌しているという特徴があるところ、長官官房の役割を整理しつつ、このような事務を効果的・効率的に遂行できる体制を構築する。

b 例えば組織・定員業務に関し次のような案が考えられるところ、今後、他の業務も含めて現状をさらに分析した上で、内部管理事務に係る新たな体制について、19年度概算要求までに結論を得る。

【案1】

組織・定員業務に関し、防衛政策局が一元的に所掌し、長官官房はニーズ元として内部部局の組織・定員を取りまとめる。

【案2】

組織・定員業務に関し、内部部局や各幕僚監部など、主として行政的な業務を行う中央部門については長官官房が、それ以外の各自衛隊の部隊及び機関については防衛政策局が所掌する。

イ)「背広」と「制服」の人事面での連携の強化

現行制度上、内部部局における自衛官の配置や、幕僚監部における事務官等の配置には制限がある(注)が、今後、こうした制度の趣旨をあらためて分析しつつ、「背広」と「制服」双方の特性、知見や経験などを防衛庁全体として有効に活用し、効果的・効率的に業務を遂行できるよう、内部部局における自衛官の、また、幕僚監部における事務官等の柔軟な配置について検討を進める。

(注)現在の防衛庁設置法の規定では、内部部局において、必要に応じて自衛官を勤務させることができるが、所属は各幕僚監部や部隊等のままとされている。また、各幕僚監部において事務官等が勤務しているが、防衛庁組織令上、その部長、課長等に充てられる者は自衛官に限定されている。

(5) 全庁的な立場から監査・監察を行う組織・部局の新設

防衛庁・自衛隊の職員が、我が国の平和と安全を確保すると

いう崇高な任務を果たしていくためには、職員一人一人が、自分の仕事に対するやりがい、防衛庁・自衛隊の職員として崇高な任務に携わっているとの誇り、自分が我が国の平和と安全の確保のための仕事をしているとの強い責任感、そして高い遵法意識を持つことが最も大事なことである。

しかしながら、今般のような深刻な事案が起きたことから、防衛庁・自衛隊が、引き続き国民の理解と協力を得て、我が国の平和と安全を確保していくため、以下に述べるような新たな組織を新設し、会計業務や職員の法令遵守に関して、全庁的なチェックを行うとの対策を講ずることとする。

こうした対策については、職員一人一人の仕事に対するやりがい、責任感、誇りとあいまって、防衛庁・自衛隊に対する失われた国民の信頼を回復させるとともに、国際的な評価をより高めることになるものとする。

1) 骨格

① 新設する監査・監察（以下「査察（仮称）」業務と総称する。）を行う組織・部局は、防衛庁長官に直属し、内部部局や各幕僚監部などの既存の各組織から切り離された、独立した位置付けとする。

また、当該組織・部局が独立した立場から厳格にチェックを行っていくため、その長は事務次官に準じた高位の職とする。さらに、当該組織・部局には、陸海空の自衛官も配置するとともに、部外の人材も登用する。

② 具体的な業務は、予算の適正かつ効率的な執行を確保するための会計査察業務や、法令遵守に関する査察業務を全庁的な視点から行うことを軸とする。

③ 新設する査察業務を行う組織・部局が機動的かつ実効的に業務を行えるよう、必要なスタッフ体制を構築する。また、当該組織・部局が業務を行うに際し、必要に応じて自衛隊の部隊などを活用できるような仕組みを構築する。

④ 「意見提案窓口」を設置するなど、予算執行上の問題点や職員の非違行為などの査察対象に係る意見を広く職員から受け付け、また、公益通報者保護制度にも対応する体制を構築する。

2) 論点整理

① 組織形態の在り方

ア) 査察業務を行う新組織が全庁的に厳格な査察を行っていくため、その組織形態については、特に以下の点が満たされている必要がある。

- ・既存の各組織からの独立性の確保
- ・組織の長は、事務次官に準じた高位の職（部外の人材の起用についても検討。）
- ・機動的かつ実効的に業務が行えるスタッフ体制の確保

イ) 上述の点を踏まえると、次の三つの組織形態が考えられるところ、今後、それぞれのメリット・デメリットをさらに精査し、19年度概算要求までに結論を得ることとする。（図3参照）

【案1】

査察業務を行う新組織のトップは、防衛庁長官直轄の「準次官級総括整理職」たる「査察監（仮称）」とし、そのスタッフは内部部局（？）に置く。

【案2】

査察業務を行う新組織は、防衛庁長官直轄の「特別の機関」たる「査察本部（仮称）」とする。

【案3】

・防衛庁長官直轄の「準次官級総括整理職」たる「査察監」及び防衛庁長官直轄の「特別の機関」たる「査察本部」を新設する。

・「査察本部」の長に「査察監」を充てる。

② 具体的な所掌事務、既存組織との関係・事務分担の在り方
ア) 全般

a) チェック機能を強化するため、重層的な体制を構築することとし、各組織における既存の監査・監察体制に加えて、査察業務を行う新組織が、全庁の観点からの査察を実施する。

b) 新組織は、これまで定期的な監察が行われていなかった機関にも査察を実施する。

c) 新組織が行う査察業務の適正性を確保するため、第三者委員会などによるチェックの仕組みについて、さらに検討する。

イ) 会計査察

a) 組織による会計査察は、不祥事の早期発見及び抑止を主な目的とする。

b) 他方、対象となる約500カ所全てを新組織が査察するのは困難であることもあり、各組織内部における既存の会計監査組織が引き続き、適正性や効率性の観点から、業務運営の改善を目的として、会計監査を実施する。

ウ) 法令遵守に関する査察

a) 法令遵守に関する査察は、法令違反の早期発見及び抑止を主な目的とする。社会的影響が大きく防衛庁・自衛隊全体の信頼を失墜させる恐れのある事案や、全庁的視点に立つて行う必要のあるものを中心として、査察を実施する。

b) なお、部隊統率等にかかわる監察は、各幕僚監部及び各部隊等の監察組織による実施を尊重し、原則として新組織では実施しない。

③ 会計査察・法令遵守に関する査察の具体的形態と体制の在り方

ア) 全般

査察業務を行う新組織に、会計査察を担当する部門、法令遵守に関する査察を担当する部門及び内部通報等業務を担当する部門を設置するとともに、新組織の長に部外の人材を起用することについて検討する。

イ) 会計査察部門及び法令遵守に関する査察部門

a) 計画上の査察（定期的査察及び抜き打ち的査察）と計画上の査察を組み合わせ、機動的かつ柔軟な査察を実施する。

b) 会計査察部門の長に会計監査に係る専門家を起用することについて検討する。また、法令遵守に関する査察部門の長への事務官や自衛官の起用、当該部門への法曹関係者の関与についても検討する。

c) また、専従職員として、警務隊や情報保全隊の経験者を含め、必要な人員を配置する。

ウ) 内部通報等部門

a) 内部通報、投書、インターネット掲示板、報道等により、

前広な情報収集を行い、査察の資とする。このため、新組織は、「意見提案窓口」の設置といった情報収集に係る取組を進める。

- b 新組織は、内部通報等を分析・峻別し、自ら査察を実施するほか、長官への報告、担当組織への情報提供、警務隊等への通報・告発など、適切な処理を行う。
- c 部門の長に法曹関係者を起用することについて検討する。
- d また、専従職員として、警務隊や情報保全隊の経験者を含め、必要な人員を配置する。

④ 部隊の活用についての在り方

ア 活用の仕組み (図4参照)

a 部隊としての査察への協力

査察業務を行う新組織の長は、職務の遂行に当たり、しかるべき部隊の協力が必要と認める場合には長官に上申し、長官は当該部隊に対し、新組織への協力を命ずる。

b 部隊の要員の活用

査察の実施に際しては、査察業務を行う新組織の要員として、警務隊、情報保全隊などの部隊の出身者を充てる。

イ) 部隊の活用にあたっての留意事項

a 部隊の活用にあたっては、新組織の実施する査察の業務内容を十分に踏まえることとする。

b 警務隊の活用については、査察に直接参加させることにより、査察業務と司法警察職員としての業務の区別が不明確とならないよう、また、令状によらない違法な収集手続きによる証拠として証拠能力が争われることのないよう十分配慮することが必要である。

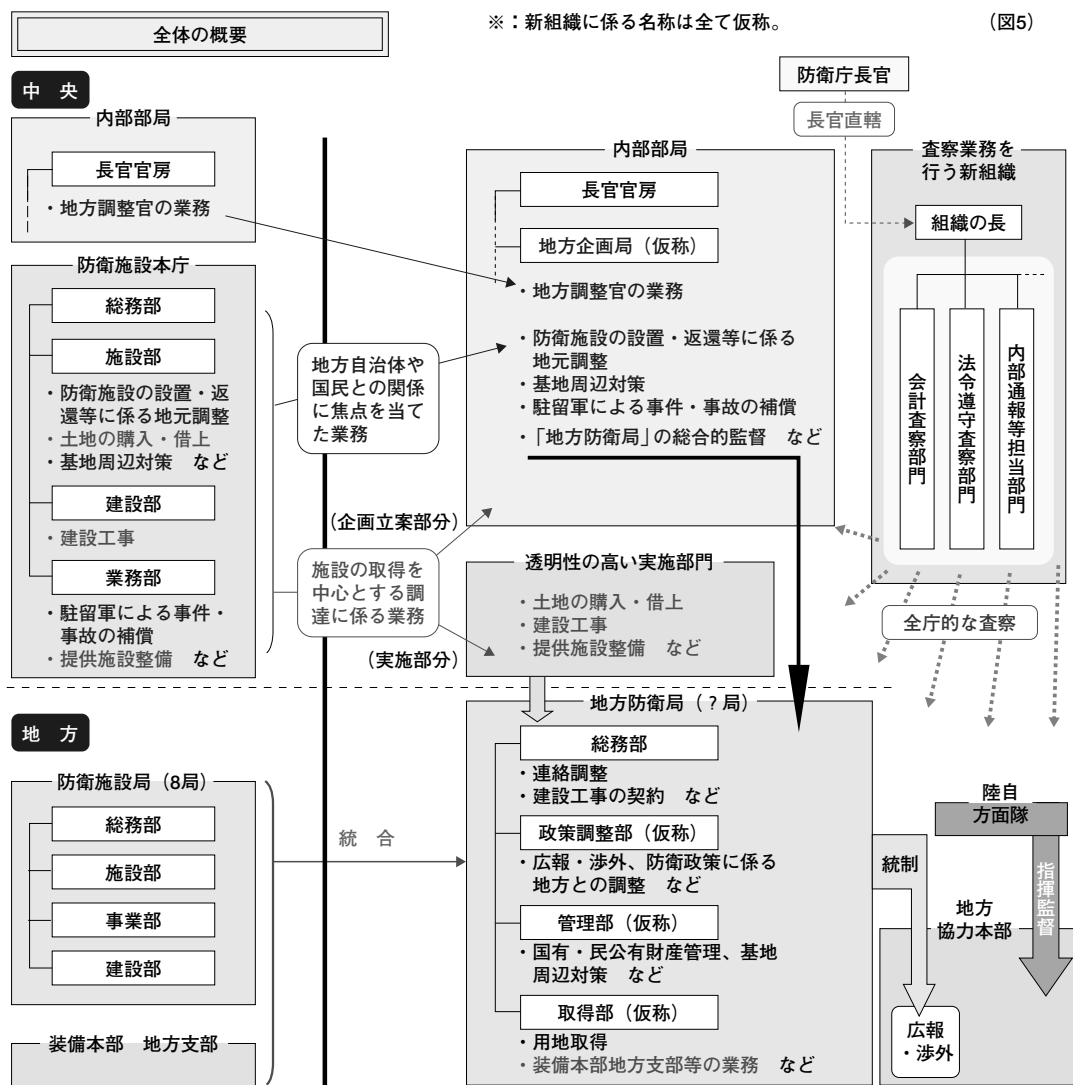
ウ) その他

a 通信に関わる部隊の活用に関し、効果的に査察業務を遂行するとの観点から、「統合された通信部隊」を検討する。

b 査察業務を行う新組織の職員の意識、能力等を向上させるため、関係省庁との人事交流を推進する。

(6) 今後の検討

① 以上の点は新たな組織の骨格とその論点を整理したものであり、今後、平成19年度概算要求に向けてさらに具体化すべく、「防衛施設庁解体後の新たな防衛組織を検討する委員会(委員長:防衛庁長官)」において実務的な検討作業を進める。(図5参照)



- ② 査察業務を行う新組織を真に実効あるものとするためには、組織の面のみならず、人材面や運用面についても、以下のような点をはじめとして、検討する必要がある。
- ア) 新組織に登用・配置される者として相応しいのはどのような人材か。また、新組織の長も含めてどのような人材が登用・配置されるべきか。

- イ) 新組織に登用・配置される者の意識、能力を維持向上させる上で必要な研修制度や人事管理は、どのようなものか。

資料68 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）（2005年10月29日）

ライス国務長官
ラムズフェルド国防長官
町村外務大臣
大野防衛庁長官

な統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

I. 概観

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以上を踏まえ、2002年12月の安全保障協議委員会以降、日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させるための選択肢を作成するため、日米それぞれの安全保障及び防衛政策について精力的に協議した。

2005年2月19日の安全保障協議委員会において、閣僚は、共通の戦略目標についての理解に到達し、それらの目標を追求する上での自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する必要性を強調した。また、閣僚は、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することとし、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

本日、安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮かび上がってきた、安全保障環境に関する共通の見解を再確認した。また、閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとのコミットメントを改めて強調した。

閣僚は、役割・任務・能力に関する検討内容及び勧告を承認した。また、閣僚は、この報告に含まれた再編に関する勧告を承認した。これらの措置は、新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元と与える負担を軽減するものである。これによって、安全保障が強化され、同盟が地域の安定の礎石であり続けることが確保される。

II. 役割・任務・能力

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（PSI）、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛（BMD）における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新た

1. 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

- 日本の防衛及び周辺事態への対応（新たな脅威や多様な事態への対応を含む）
- 国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

2. 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

- 二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。
 - 日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。
 - 米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。
 - 周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。
 - 日本は、米軍のための施設・区域（以下、「米軍施設・区域」）を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。
 - 米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。
- また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。

●地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。

●迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する。第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。

●自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。

加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。

3. 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性を強調した。

●防空

●弾道ミサイル防衛

●拡散に対する安全保障構想（PSI）といった拡散阻止活動

●テロ対策

●海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動
その他の活動

●捜索・救難活動

●無人機（UAV）や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察（ISR）活動

●人道救援活動

●復興支援活動

●平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築

●在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護

●大量破壊兵器（WMD）の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応

●補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦（HSV）の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。

●非戦闘員退避活動（NEO）のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動

●港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4. 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

●緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

●計画検討作業の進展

1997年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有事法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

●情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

●相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協力を資する。

●日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

○特に、グアムにおける訓練施設を拡張すると米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

○また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

●自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる（下記参照）。

●弾道ミサイル防衛（BMD）

BMDが、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防衛する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑制することができることを強調しつつ、双方は、それぞれのBMD能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらのBMDシステムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれのBMD指揮・統制システムの間での緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

Ⅲ. 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持すると共通のコミットメントにかんがみ、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1. 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

●アジア太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平

和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。

●再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。

●柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要であることを認識した。

●定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には、訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元を与える負担を軽減すると付随的な利益を得ることができる。

●自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。

●米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。

●米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。

●米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

2. 再編に関する勧告

これまでに実施された精力的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方に従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

●共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

●米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

●航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンサー情報が共有される。

●横田飛行場及び空域

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

●ミサイル防衛

新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの日本における最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、日本の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオット PAC-3 やスタンダード・ミサイル (SM-3) といった積極防衛能力を展開する。

●柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

世界的な態勢見直しの取組の一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行っている。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に応じて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦域的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負

担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置を特定した。

○普天間飛行場移設の加速：沖縄住民が米海兵隊普天間飛行場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。双方は、米海兵隊兵力のプレゼンスが提供する緊急事態への迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要であり続けるということを確認した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともにする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論付けた。

○双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別行動委員会 (SACO) の計画に関連する多くの問題のために、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下を含む複数の要素を考慮した。

- ・近接する地域及び軍要員の安全
- ・普天間飛行場代替施設の近隣で起こり得る、将来的な住宅及び商業開発の態様を考慮した、地元への騒音の影響
- ・環境に対する悪影響の極小化
- ・平時及び緊急時において運用上及び任務上の所要を支援するための普天間飛行場代替施設の能力
- ・地元住民の生活に悪影響を与えかねない交通渋滞その他の諸問題の発生を避けるために、普天間飛行場代替施設の中に必要な運用上の支援施設、宿泊及び関連の施設を含めること

○このような要素に留意しつつ、双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結ぶL字型に普天間代替施設を設置する。同施設の滑走路部分は、大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿った水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南西の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーランを含み、護岸を除いた合計の長さが1800メートルとなる。格納庫、整備施設、燃料補給用の棧橋及び関連設備、並びに新たな施設の運用上必要なその他の航空支援活動は、代替施設のうち大浦湾内に建設される予定の区域に置かれる。さらに、キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じて、再編成される。(参照：2005年10月26日付のイニシャルされた概念図)

○両政府は、普天間飛行場に現在ある他の能力が、以下の調整が行われた上で、SACO最終報告にあるとおり、移設され、維持されることで一致した。

・SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。双方は、最終的な配置の在り方については、現在行われている運用上及び技術上の検討を基に決定することとなる。

・緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。この緊急時の使用を支援するため、これらの基地の運用施設が整備される。また、整備後の施設は、この報告の役割・任務・能力の部分で記載されている、拡大された二国間の訓練活動を支援することとなる。

・普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用を改善する。

○双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

○兵力削減：上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊（HIIMF）司令部はグアム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団（MEB）に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力（航空、陸、後方支援及び司令部）の各組織の部隊から移転される。

○日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米政府と協力して、これらのグアムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。

○土地の返還及び施設の共同使用：上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場以南の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。

○さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を実施する意思も強調した。このような共同使用は、この報告の役割・任務・能力の部分に記述されているよ

うに、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。

○SACO最終報告の着実な実施：双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

●空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載機ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後は周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

○海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。

○すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。

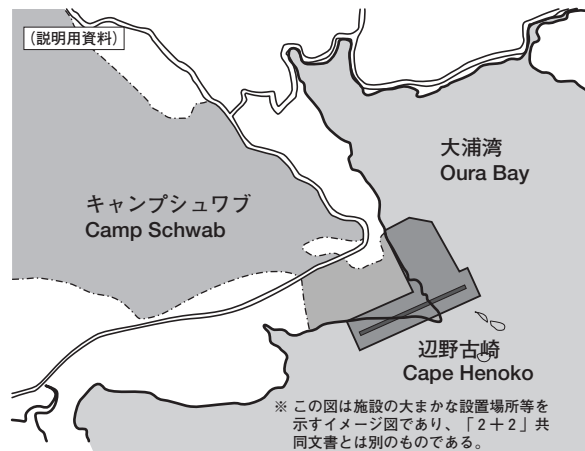
○空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。

○KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。

○岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的施設、インフラ及び訓練区域の整備。

●訓練の移転

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練



の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

●在日米軍施設の収容能力の効率的な使用

在日米軍施設の収容能力の効率的な使用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時におけ

る地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探求する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

資料69 平成17年10月29日に実施された日米安全保障協議委員会において承認された事項に関する当面の政府の取組について（平成17年11月11日閣議決定）

- 1 日米安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠であり、アジア太平洋地域の平和と安定の維持にも寄与している。また、日米安全保障体制を基調とする日米両国の協力関係は安全保障面における国際的取組を効果的に進める上でも重要である。
- 2 日米両国政府は、平成14年12月の日米安全保障協議委員会以降、新たな安全保障環境の下、日米同盟関係を強化するための方向性につき協議を行い、本年2月の日米安全保障協議委員会において、共通の戦略目標を確認した。これを踏まえ、日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力とともに、米軍の施設及び区域が所在する地元の負担の軽減を図りつつ、在日米軍の抑止力を維持するという観点から、在日米軍の兵力構成見直しについて、真剣かつ精力的に検討を

行ってきた。

去る10月29日に開催された日米安全保障協議委員会において、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力及び在日米軍の兵力構成見直しについての勧告が承認された。

- 3 日米両国政府においては、引き続き検討が重ねられ、平成18年3月までに在日米軍の兵力構成見直しについての具体的措置を含む最終的な取りまとめを行い、日米安全保障協議委員会に報告することとしている。

政府としては、こうした検討を一層促進するとともに、当該検討に基づく具体的措置の的確かつ迅速な実施を確保するための方策に関し、総合的な観点から必要な措置を講ずることについて検討する。

資料70 普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書

普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県及び関係地方公共団体が、協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に取り組んできた。このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の移設を実現することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び名護市は、下記の事項について合意する。政府は、沖縄県及び関係地方公共団体のすべての了解を得ることとする。

記

- 1 防衛庁と名護市は普天間飛行場代替施設の建設に当たっては、名護市の要求する辺野古地区、豊原地区及び安部地区の上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意する。（別図参照）※別図については省略
- 2 防衛庁と名護市は、普天間飛行場代替施設の建設場所につ

いて、平成17年10月29日に日米安全保障協議委員会に於いて承認された政府案を基本に、①周辺住民の生活の安全、②自然環境の保全、③同事業の実行可能性に留意して建設することに合意する。

- 3 今後、防衛庁と沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、この合意をもとに、普天間飛行場の代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議し、結論を得ることとする。
- 4 政府は、平成14年7月29日に合意した「代替施設の使用協定に係る基本合意書」を踏まえ、使用協定を締結するものとする。
- 5 政府は、米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県・名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。

平成18年4月7日

防衛庁長官 額賀 福志郎
名護市長 島袋 吉和

普天間飛行場代替施設の建設に係る基本合意書

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県及び関係地方公共団体が、協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に取り組んできた。このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の移設を実現することが、この問題の当初の目的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び宜野座村は、下記の事項について合意する。政府は、沖縄県及び関係地方公共団体のすべての了解を得ることとする。

記

- 1 防衛庁と宜野座村は普天間飛行場代替施設の建設に当たっ

ては、宜野座村の要求する宜野座村の上空の飛行ルートを回避する方向で対応することに合意する。(別図参照) ※別図については省略

- 防衛庁と宜野座村は、普天間飛行場代替施設の建設場所について、平成17年10月29日に日米安全保障協議委員会に於いて承認された政府案を基本に、①地域住民の生活の安全、②自然環境の保全、③同事業の実行可能性に留意して建設することに合意する。
- 今後、防衛庁と沖縄県、宜野座村及び関係地方公共団体は、この合意をもとに、普天間飛行場の代替施設の建設計画について移設先として認識し、誠意をもって継続的に協議し、結論を得ることとする。

また、具体的な建設案のイメージは、この合意した図面に示すよう、政府側が示した沿岸案を基本とし、東宜野座村長

の要請である、周辺地域の上空を飛行しないとの観点から、2本の滑走路を設置する事としたものである。

メイン滑走路とサブの滑走路からなり、サブ滑走路の飛行コースは海側に設定され、離陸専用の滑走路として設置される。

- 政府は、米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(閣議決定)を踏まえ、沖縄県・宜野座村及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。

平成18年4月7日

防衛庁長官 額賀 福志郎
宜野座村長 東 肇

資料71 再編実施のための日米のロードマップ(仮訳)(2006年5月1日)

ライス国務長官
ラムズフェルド国防長官
麻生外務大臣
額賀防衛庁長官

概 観

2005年10月29日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005年10月29日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

- 日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V字型に配置される2本の滑走路はそれぞれ1600メートルの長さを有し、2つの100メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて1800メートルとなる(別添の2006年4月28日付概念図参

照)。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

- 合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。
- 普天間飛行場代替施設の建設は、2014年までの完成が目標とされる。
- 普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。
- 普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。
- 民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。
- 普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。
- 米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

- 約8000名の第3海兵機動展開部隊の要員と、その家族約9000名は、部隊の一体性を維持するような形で2014年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第3海兵機動展開部隊の指揮部隊、第3海兵師団司令部、第3海兵後方群(戦務支援群から改称)司令部、第1海兵航空団司令部及び第12海兵連隊司令部を含む。
- 対象となる部隊は、キャンプ・コートニー、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。
- 沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘

支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

- 第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額102.7億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9億ドル（2008米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008米会計年度の価格で算定して、財政支出31.8億ドルと道路のための約10億ドルから成る。

(c)土地の返還及び施設の共同使用

- 普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第3海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる。
- 双方は、2007年3月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の6つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。
 - キャンプ桑江：全面返還。
 - キャンプ瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。
 - 普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。
 - 牧港補給地区：全面返還。
 - 那覇港湾施設：全面返還（浦添に建設される新たな施設（追加的な集積場を含む。）に移設）。
 - 陸軍貯油施設第1桑江タンク・ファーム：全面返還。
- 返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。
- SACO 最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACOによる移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。
- キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006年から可能となる。
- 航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

- 全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。
- 特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。
- 沖縄からグアムへの第3海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

- キャンプ座間の米陸軍司令部は、2008米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012年度（以下、日本国の会計年度）までにキャンプ座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ座間のキャスナー・ヘリポートに出入りすることができる。
- 在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。
- この改編に関連して、キャンプ座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。
 - 相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため（約15ヘクタール）、また、道路及び地下を通る線路のため（約2ヘクタール）に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。
 - 相模総合補給廠の西北部の野積場の特定の部分（約35ヘクタール）は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。
 - キャンプ座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部（1.1ヘクタール）は、影響を受ける住宅のキャンプ座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

- 航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。
- 横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。
- 軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。
 - 民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを2006年度に立ち上げる。
 - 横田空域の一部について、2008年9月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006年10月までに特定される。
 - 横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を2006年度に作成する。
 - 日本における空域の使用に関する、民間及び（日本及び米国の）軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる

教訓を考慮する。この検討は2009年度に完了する。

- 日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から12か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

- 第5空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、F/A-18、EA-6B、E-2C及びC-2航空機から構成され、(1)必要な施設が完成し、(2)訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014年までに完了する。

- 厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

- KC-130飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にローテーションで展開する。KC-130航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

- 海兵隊CH-53Dヘリは、第3海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移駐する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

- 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機（隣接する空域内のものを含む）の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

- 恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を2009年7月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目標とする。

- 将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。

- 新たな米軍のXバンド・レーダー・システムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。

- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。

- 米軍のパトリオットPAC-3能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。

- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。

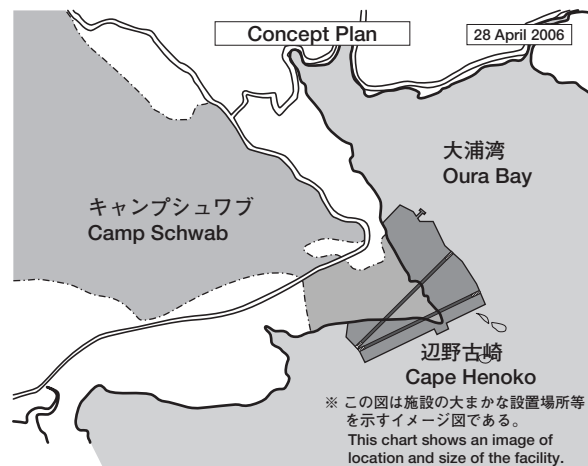
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。

- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。

- 一般に、共同訓練は、1回につき1～5機の航空機が1～7日間参加するものから始め、いずれ、6～12機の航空機が8～14日間参加するものへと発展させる。

- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。

- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。



資料72 在沖米軍再編に係る基本確認書

普天間飛行場代替施設については、平成11年12月28日に閣議決定された「普天間飛行場の移設に係る政府方針」に基づき、政府、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体が協力して普天間飛行場代替施設の基本計画を作成し、その実施に誠実に取り組

んできた。

このような中で、普天間飛行場に近接した民間地域で、普天間飛行場所属大型ヘリコプターの墜落事故が発生した。一日も早い同飛行場の危険性を除去することが、この問題の当初の目

的にかなうものであるとの共通認識から、政府及び沖縄県は、下記の事項について確認する。

記

- 1 政府と沖縄県は、在沖米軍の再編の実施に当たっては、戦後61年の長期にわたる過重な基地負担に苦しんだ沖縄県民の労苦に鑑み、日本の安全及びアジア太平洋地域における平和と安定に寄与する在日米軍の抑止力の維持と沖縄の負担軽減が両立する方向で対応することに合意する。
- 2 防衛庁と沖縄県は、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された政府案を基本として、①普天間飛行場の危険性の除去、②周辺住民の生活の安全、③自然環境の保全、④同事業の実行可能性-に留意して、対応することに合意する。
- 3 今後、防衛庁、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体は、

この確認書をもとに、普天間飛行場代替施設の建設計画について誠意をもって継続的に協議するものとする。

- 4 政府は、在日米軍再編の日米合意を実施するための閣議決定を行う際には、平成11年12月28日の「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（閣議決定）を踏まえ、沖縄県、名護市及び関係地方公共団体と事前にその内容について、協議することに合意する。
- 5 政府は、沖縄県及び渉外知事会が、日米地位協定の見直しを要求していることを踏まえ、一層の運用の改善等、対応を検討する。

平成18年5月11日

防衛庁長官 額賀 福志郎
沖縄県知事 稲嶺 恵一

資料73 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について（平成18年5月30日閣議決定）

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的措置（以下「再編関連措置」という。）を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。
米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえると、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還（普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。）、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダー・システムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。

これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。

- 4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。
また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。
- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のグアムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」（平成16年12月10日閣議決定）については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策

定するものとする。

具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。

これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」（平成

11年12月28日閣議決定）は廃止するものとする。

なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「Ⅱ 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする。

資料74 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることにかんがみ、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成18年5月1日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第9条第1項第五号において「日米地位協定」という。）第2条第1項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

第3条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。

2 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。

3 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第2章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

第4条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
 - 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。
- 2 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

第5条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第1項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（再編交付金）

第6条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期

間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第3章 再編関連振興特別地域に係る措置

第1節 再編関連振興特別地域の指定

第7条 防衛大臣は、都道府県知事の申出により、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連特定周辺市町村の区域及びこれに隣接する市町村の区域（自然的経済的社会的条件からみて当該再編関連特定周辺市町村の区域と一体としてその振興を図る必要があると認められるものに限る。）からなる地域であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものを再編関連振興特別地域として指定することができる。

- 一 駐留軍等の再編による当該再編関連特定周辺市町村の区域に対する影響が著しいものとして政令で定める場合に該当し、又は該当すると見込まれること。
- 二 当該地域の振興を図ることが、当該再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため特に必要であると認められること。
- 2 都道府県知事は、前項の申出をしようとするときは、あらかじめ、再編関連特定周辺市町村その他関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。
- 4 前三項の規定は、再編関連振興特別地域の範囲を変更する場合について準用する。

第2節 再編関連振興特別地域整備計画

（再編関連振興特別地域整備計画の決定及び変更）

第8条 都道府県知事は、前条第1項の規定による指定があったときは、再編関連振興特別地域の整備に関する計画（以下「再編関連振興特別地域整備計画」という。）の案を作成し、防衛大臣に提出するものとする。

- 2 都道府県知事は、前項の再編関連振興特別地域整備計画の案を作成しようとするときは、再編関連振興特別地域に含まれる区域をその区域とする市町村の長の意見を聴かなければならない。
- 3 防衛大臣は、駐留軍等再編関連振興会議の議に基づき、再編関連振興特別地域整備計画を決定する。
- 4 防衛大臣は、再編関連振興特別地域整備計画を決定したときは、その案を提出した都道府県知事にその旨を通知するものとする。
- 5 前各項の規定は、再編関連振興特別地域整備計画を変更する場合について準用する。

（再編関連振興特別地域整備計画の内容等）

第9条 再編関連振興特別地域整備計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再編関連振興特別地域の整備の基本的方針に関する事項
- 二 基幹的な交通施設の整備に関する事項
- 三 産業の振興に関する事項
- 四 生活環境の整備に関する事項

五 再編関連振興特別地域に含まれる区域に駐留軍用地跡地等（日米地位協定第2条第1項の施設及び区域に係る土地で駐留軍から返還されたもの並びに返還される予定のものをいう。）が所在する場合には、その利用の促進に関する事項

六 前各号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に必要な事項

- 2 再編関連振興特別地域整備計画は、他の法令の規定による地域振興又は社会資本の整備に関する計画と調和が保たれたものでなければならない。

第3節 事業の実施等

（事業の実施）

第10条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に関する法令の規定に従い、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。（国の負担又は補助の割合の特例等）

第11条 再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に係る国の負担又は補助の割合は、当該事業に関する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合とする。ただし、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域に含まれる場合にあっては、沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号。これに基づく命令を含む。）の例により、再編関連振興特別地域が沖縄県の区域以外の区域に含まれる場合で他の法令の規定により同表に掲げる割合を超える国の負担又は補助の割合が定められている場合にあっては、その定めるところによる。

2 国は、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業のうち、別表に掲げる事業で駐留軍等の再編による地域社会への影響の内容及び程度を考慮して速やかに実施することが必要なものとして政令で定めるものに要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、当該交付金の額を算定するものとする。

3 国は、前二項に規定する事業のほか、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

（地方債についての配慮）

第12条 地方公共団体が再編関連振興特別地域整備計画に基づいて行う事業に要する経費に充てるために起こす地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り財政融資資金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

（財政上及び金融上の措置）

第13条 国は、前二条に定めるもののほか、再編関連振興特別地域整備計画を達成するために必要があると認めるときは、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業を実施する者に対し、財政上及び金融上の措置を講ずるよう努めなければ

ばならない。

第4節 駐留軍等再編関連振興会議

(駐留軍等再編関連振興会議の設置及び所掌事務等)

第14条 防衛省に、駐留軍等再編関連振興会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 再編関連振興特別地域に関し、第7条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 二 再編関連振興特別地域整備計画に関し、第8条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 再編関連振興特別地域整備計画に定められた事項を所管する関係行政機関の長は、当該事項の達成状況について、毎年度、会議に報告しなければならない。

(会議の組織等)

第15条 会議は、議長及び第4項各号に掲げる議員をもって組織する。

- 2 議長は、防衛大臣をもって充てる。
- 3 議長は、会議の議事を整理する。
- 4 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 総務大臣
 - 二 外務大臣
 - 三 財務大臣
 - 四 文部科学大臣
 - 五 厚生労働大臣
 - 六 農林水産大臣
 - 七 経済産業大臣
 - 八 国土交通大臣
 - 九 環境大臣
 - 十 内閣官房長官
 - 十一 内閣府設置法（平成11年法律第89号）第9条第1項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 5 会議は、前条第2項第二号に規定する事項については、再編関連振興特別地域整備計画に定めるべき事項を所管する大臣である議員の賛成がなければ、議決することができない。
- 6 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第4章 国際協力銀行の業務の特例

(国際協力銀行の業務の特例)

第16条 国際協力銀行は、国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第1条及び第23条の規定にかかわらず、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

- 一 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当

該資金に係る金融機関（銀行法（昭和56年法律第59号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

- 二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
 - 三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。
 - 四 前三号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 国際協力銀行法第25条第1項及び第2項の規定は、駐留軍再編促進金融業務については、適用しない。
(国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)

第17条 国際協力銀行は、前条第1項第一号の資金の貸付けに係る業務であって無利子のものについては、第21条の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行ってはならない。

- 2 国際協力銀行は、前条第1項第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして国際協力銀行法第5条第2項の規定による出資があった金額を超えて、これを行ってはならない。
(区分経理)

第18条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）を設けて整理しなければならない。
(利益及び損失の処理並びに国庫納付金)

第19条 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、当該残余の額を、積立金として、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額（第22条第1項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第五条に規定する資本金のうち、駐留軍再編促進金融勘定に区分された額をいう。以下同じ。）と同額に達するまでは、積み立てなければならない。

- 2 国際協力銀行は、毎事業年度、駐留軍再編促進金融勘定の損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 第1項の積立金は、駐留軍再編促進金融勘定において生じた損失の補てんに充てる場合を除いては、取り崩してはならない。
- 4 国際協力銀行は、第1項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として積み立てた額を控除した残額を、翌事業年度の5月31日までに国庫に納付しなければならない。
- 5 国際協力銀行法第44条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による国庫納付金について準用する。
(借入金等の限度額)

第20条 第22条第1項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法第45条第1項の規定による駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額及び前条第1項の積立金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金の限度額」

という。)を超えることとなつてはならない。

2 第16条第1項の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額、前条第1項の積立金の額及び借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

(政府からの資金の貸付け)

第21条 政府は、予算の範囲内において、国際協力銀行に対し、国際協力銀行法第5条第2項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で貸し付けることができる。

(国際協力銀行法の適用等)

第22条 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。(表略)

2 駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、国際協力銀行法第10条第5項並びに第53条の2第1項及び第2項並びに前項の規定により読み替えて適用する同法第14条第2項第一号、第52条、第53条第1項及び第59条第七号に規定する主務大臣は、財務大臣及び防衛大臣とする。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第23条 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 国際協力銀行は、第1項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時に於ける駐留軍再編促進金融勘定に係る資本金の額により資本金を減少するものとする。

(罰則)

第24条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした国際協力銀行の役員又は職員は、20万円以下の過料に処する。

一 第17条第1項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第2項の規定に違反して出資をしたとき。

二 第20条第1項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第2項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。

第5章 駐留軍等労働者に係る措置

第25条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者(独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法(平成11年法律第217号)第3条に規定する駐留軍等労働者をいう。)について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第6章 雑則

(省令への委任)

第26条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日(以下この項において「再編実施基準日」という。)から前項に規定する日までの期間が5年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第6条の規定は、再編実施基準日から起算して5年を経過する日又は平成34年3月31日のいずれか早い日(次項において「交付終了日」という。)までの間、なおその効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第1項に規定する日(前項に規定する場合にあっては、交付終了日。以下この項において同じ。)後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第6条の規定は、第1項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第1項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担金、補助金又は交付金に係るものについては、第11条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

5 第1項の規定にかかわらず、第4章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。
(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第3条 (略)

(防衛省設置法の一部改正)

第4条 防衛省設置法(昭和29年法律第164号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の表に次のように加える。

平成29年3月31日までの間	1 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成19年法律第67号)第4条第1項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第5条第1項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 2 再編関連振興特別地域(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第7条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)の指定に関すること。 3 再編関連振興特別地域整備計画(駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第8条に規定するものをいう。)の作成に関すること。
----------------	---

	4 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関する事。
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条の規定が効力を有する間	同条の規定による再編交付金の交付に関する事。
駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第4章の規定が効力を有する間	同法第16条第1項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第22条第1項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成11年法律第35号）第48条の規定による交付金の交付（当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。）に関する事。

附則第5項を次のように改める。
（特別の機関の設置の特例）

5 平成29年3月31日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。
附則第6項から第17項までを削る。
附則第18項中「ものの外」を「もののほか」に改め、同項を附則第6項とする。

別表（第11条関係）（略）

資料75 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案に対する附帯決議（平成19年5月22日衆議院外交防衛委員会）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

- 一、在日米軍等の再編を実施するに当たっては、地元住民及び自治体の意見を十分に尊重するとともに、必要な情報開示に努めること。
- 二、「再編実施のための日米ロードマップ」策定から1年以上経過していることにかんがみ、在日米軍等の再編に伴う我が国の経費負担総額の概算をできる限り速やかに取りまとめ、国会に報告すること。
- 三、再編交付金の交付基準の作成に当たっては、受入れ表明など進捗状況の内容について自治体にとり明確な基準となるよう努めること。
- 四、在沖繩米海兵隊のグアム移転経費については、厳しい財政

事情を考慮し、国民の理解を得るため、今後日米間であらゆる経費について精査し、経費の抑制に努めること。また、多年にわたり多額の経費を我が国が負担することにかんがみ、今後とも負担に関する米国との合意を国会に報告すること。

なお、我が国の負担については、国会の承認を得ること。

五、グアム移転経費に関し、国の予算等から支出される国際協力銀行の出資・融資の資金については、出資財産の保全、貸付金返済に対し、国として万全を期すこと。

六、我が国の財政事情を考慮して、在日米軍駐留経費負担及びSACO関係経費など、在日米軍の駐留に係る経費負担の在り方について検討を行うこと。

右決議する。

資料76 共同発表 日米安全保障協議委員会（仮訳）（米軍再編部分のみ抜粋）
同盟の変革：日米の安全保障及び防衛協力の進展（2007年5月1日）

ライス国務長官
ゲイツ国防長官
麻生外務大臣
久間防衛大臣

- キャンプ・シュワブ沖での海域調査の開始。
- ・以下のような第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の2014年までの沖縄からグアムへの移転に向けた重要な協力。
 - グアムにおける施設の計画及び開発を統括するグアム統合計画室の米国による設置及び予算措置。
 - 米海兵隊の沖縄からグアムへの移転に向けた環境影響評価書の準備のための計画通知（Notice of Intent）を含む、米国の環境影響評価手続の開始。
 - 第3海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転に関連する日本の資金的コミットメントの一部を実現するために、日本政府の指示の下、適切な措置をとる権限を国際協力銀行（JBIC）に付与する上述の法案の日本の国会への提出。
 - ・2007年3月の航空機の訓練移転の開始。
 - ・横田空域の柔軟な使用に関する措置の2006年9月の実施、並びに、2008年9月までに管制業務を日本に返還する横田空域の範囲及び横田レーダー進入管制業務における自衛隊管制官

IV. 再編ロードマップの実施

閣僚は、2006年5月の安全保障協議委員会文書「再編実施のための日米のロードマップ」に記されている再編案を着実に実施する決意を再確認した。これらの再編案は、実施されれば、安全保障同盟に対する日米両国民一般の支持を強化することになる。

閣僚は、「ロードマップ」に記されている以下を含む再編案に係るこれまでの進展を確認し、評価した。

- ・2006年6月の再編案の実施を総括する二国間調整メカニズムの創設。
- ・再編案の早期実施を円滑化するために必要な法案及び予算に関する日本の国会の審議等。
- ・普天間飛行場代替施設の専門技術的設計に関する取組及びキ

併置に関する2006年10月の合意。これらの措置は、軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行の円滑化を促進するものである。

- ・「ロードマップ」に明示されている横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関するスタディ・グループの2006年10月の立ち上げ。

閣僚は、「ロードマップ」に従って、目標の2014年までに普天間飛行場代替施設を完成させることが、第3海兵機動展開部隊のグアムへの移転及びそれに続く沖縄に残る施設・区域の統合を含む、沖縄における再編全体の成功裡かつ時宜に適った実

施のための鍵であることを再確認した。閣僚は、統合のための詳細な計画に関する重要な進展を認識し、その完成に向けて引き続き緊密に協議するよう事務当局に指示した。

閣僚は、また、1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)最終報告の合意事項の実施が継続的に進展していることを評価した。これには、2006年9月の瀬名波通信施設の返還並びに2006年12月の楚辺通信施設及び読谷補助飛行場の返還が含まれており、これは合計で300ヘクタール(750エーカー)以上になる。

終章 防衛施設庁の廃止と防衛本省への統合～新たな組織へ～

資料77 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成18年法律第118号）（抄）

附 則

（防衛施設庁についての見直し）

第9条 防衛施設庁は、平成19年度において、廃止するもの

とし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

資料78 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年4月21日衆議院安全保障委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

一 防衛施設庁入札談合事件については、防衛庁が原因を究明

し、その結果を早急に公表するとともに、そのことを踏まえて、契約事務等に関しては、業務の適正化に努めること。

資料79 防衛庁設置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成18年5月23日参議院外交防衛委員会）（抄）

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

八、防衛庁・自衛隊をめぐる薬物使用、防衛施設庁入札談合、

情報流出などの不祥事が続発していることにかんがみ、隊員の一層の綱紀粛正に努めること。

右決議する。

資料80 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（平成19年6月8日法律第80号）

（防衛省設置法の一部改正）

第1条 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）の一部を次のように改正する。

目次中「本省」を「防衛省」に、

「第5節 特別の機関（第19条—第31条） 第6節 職員（第32条） 第4章 防衛施設庁 第1節 設置並びに任務及び所掌事務」 第1款 設置（第33条） 第2款 任務及び所掌事務（第34条・第35条） 第2節 地方支分部局（第36条—第38条） 第3節 職員（第39条） 第5章 職員の職務遂行等（第40条—第42条）」を「第5節 特別の機関（第19条—第32条） 第6節 地方支分部局（第33条—第35条） 第7節 職員（第36条） 第4章 職員の職務遂行等（第37条—第39条）」に改める。

第4条第十九号中「この条において」を削る。

第6条中「15万5696人」を「15万3220人」に、「4万5812人及び」を「4万5716人、」に、「4万7342人」を「4万7313人並びに自衛隊法第21条の2第1項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官152人」に、「486人」を「343人」に、「1886人」を「1903人」に、「25万1222人」を「24万8647人」に改める。

第3章の章名中「本省」を「防衛省」に改める。

第8条第四号中「及び第十一号に掲げる事務」を「、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十一号までに掲げる事務（第30条第1項第三号から第五号までに掲げるものを除く。）」に改め、同条第五号中「第十二号から第十四号まで及び第十六号」を「第十三号及び第十四号」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 第4条第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑

かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

第13条中「で本省に置かれるもの」を削る。

第14条中「本省」を「防衛省」に改める。

第19条第1項中「本省」を「防衛省」に、「装備本部」を「装備施設本部 防衛監察本部」に改め、同条第2項中「で本省に置かれるもの」を削る。

第30条の見出しを「（装備施設本部）」に改め、同条第1項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、同項に次の三号を加える。

三 第4条第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、防衛省の所掌事務に係る施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得に係る実施計画の総括に関すること。

四 第4条第十二号及び第十九号に掲げる事務のうち、防衛省の所掌事務に係る施設並びに駐留軍に提供し、又は駐留軍から返還を受けた施設及び区域の建設工事で防衛大臣の定めるものの実施に関すること（建設工事の入札及び契約の適正化を図るための建設工事の入札及び契約の実施の基準に関するものを除く。次号において同じ。）。

五 第4条第二十一号に掲げる事務のうち、防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律第六条に規定する緑地帯その他の緩衝地帯の整備に係る建設工事で防衛大臣の定めるものの実施に関すること。

第30条第2項を削り、同条第3項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「装備本部」を「装備施設本部」に改め、「並びに地方機関の名称、位置、所掌事務及び内部組織」を削り、同項を同条第3項とする。

第4章を削る。

第32条中「本省に置かれる」を削り、「及び特別の機関」を「特別の機関及び地方支分部局」に改め、第3章第6節中同条を第36条とする。

第3章第6節を同章第7節とする。

第3章第5節中第31条を第32条とし、同条の前に次の一条を加える。

(防衛監察本部)

第31条 防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に関する事務をつかさどる。

2 防衛監察本部の長は、防衛監察監とする。

3 防衛監察監は、防衛大臣の命を受け、第1項の監察を行う。

4 防衛監察本部の内部組織は、政令で定める。

5 防衛監察本部の位置は、防衛省令で定める。

第3章第5節の次に次の一節を加える。

第6節 地方支分部局

(地方防衛局)

第33条 防衛省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第4条第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十一号まで及び第三十三号に掲げる事務の全部又は一部

二 第4条第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に関すること。

3 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

(支局その他の機関)

第34条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第35条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

第5章中第40条を第37条とし、第41条を第38条とし、第42条を第39条とし、同章を第4章とする。

附則第3項を次のように改める。

3 地方防衛局は、第33条第2項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

附則第4項中「第42条」を「第39条」に改める。

附則第5項中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

(自衛隊法の一部改正)

第2条 自衛隊法(昭和29年法律第165号)の一部を次のように改正する。

目次中「第4節 部隊編成の特例及び委任規定(第22条・第23条)」を「第4節 共同の部隊(第21条の2) 第5節 部隊編

成の特例及び委任規定(第22条・第23条)」に改める。

本則(第24条第1項、第62条第2項及び第5項並びに第100条の2第1項を除く。)中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

第2条第1項中「装備本部」を「装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局」に改め、「機関(政令で定める合議制の機関)」の下に「並びに防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるもの」を加え、「並びに防衛施設庁(政令で定める合議制の機関並びに防衛省設置法(昭和29年法律第164号)第4条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務をつかさどる部局及び職で政令で定めるものを除く。)」を削る。

第5条第1項中「装備本部」を「装備施設本部、防衛監察本部、地方防衛局」に、「機関、」を「機関若しくは」に改め、「若しくは防衛施設庁の地方支分部局」を削る。

第10条第5項中「及び団」の下に「、連隊」を加える。

第15条第6項中「護衛隊、」及び「、航空隊」を削る。

第3章第4節を同章第5節とし、同章第3節の次に次の一節を加える。

第4節 共同の部隊

第21条の2 陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊(方面隊、中央即応集団、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。)は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

2 前項の共同の部隊の運用に係る防衛大臣の指揮は、統合幕僚長を通じて行い、これに関する防衛大臣の命令は、統合幕僚長が執行するものとするほか、当該部隊に対する防衛大臣の指揮監督について幕僚長の行う職務に関しては、防衛大臣の定めるところによる。

第24条第1項中「防衛省本省に置かれる」を削る。

第31条第1項中「(防衛施設庁の職員である隊員(防衛施設庁長官及び自衛官を除く。))については、防衛施設庁長官又はその委任を受けた者)」を削る。

第48条の2を削る。

第62条第2項及び第5項中「防衛省本省又は防衛施設庁」を「防衛省」に改める。

第75条の2第2項中「8368人」を「8425人」に改める。

第100条の2第1項中「防衛省本省の」を削り、「若しくは装備本部」を「、装備施設本部、防衛監察本部若しくは地方防衛局」に改める。

附則第8項第一号中「防衛省本省」を「防衛省」に改める。

別表第一中「| 第11師団 | 第11師団司令部 |」を「| 第11旅団 | 第11旅団司令部 |」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第2条中自衛隊法目次の改正規定、同法第10条第5項及び第15条

第6項の改正規定、同法第3章第4節を同章第5節とし、同章第3節の次に一節を加える改正規定並びに同法第75条の2第2項及び別表第一の改正規定は、平成20年3月31日までの間において政令で定める日から施行する。

(自衛官の定数に関する経過措置)

第2条 前条ただし書に規定する政令で定める日の前日までの間は、この法律による改正後の防衛省設置法第6条中「15万3220人」とあるのは「15万5674人」と、「4万5716人」とあるのは「4万5812人及び」と、「4万7313人並びに自衛隊法第21条の2第1項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官152人」とあるのは「4万7342人」と、「343人」とあるのは「486人」と、「1903人」とあるのは「1886人」と、「24万8647人」とあるのは「25万1200人」とする。

(処分等に関する経過措置)

第3条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律の施行後は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める国の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 防衛施設庁長官又は防衛施設庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

二 防衛施設庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為は、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて、新機関に対してされた申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手続がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(自衛隊法の適用に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正前の自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前5年間に在職していた従前の防衛施設庁と密接な関係にあるものは、この法律の施行後は、第2条の規定による改正後の自衛隊法第62条第2項に規定する営利を目的とする会社その他の団体の地位で、隊員の離職前5年間に在職していた防衛省と密接な関係にあるものとみなして、同条の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員法の一部改正)

第7条 (略)

(国家行政組織法の一部改正)

第8条 (略)

(特別調達資金設置令の一部改正)

第9条 特別調達資金設置令（昭和26年政令第205号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「管理する」を「管理し、及び運営する」に改め、同条第2項を削る。

第5条中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。
(日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部改正)

第10条 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和27年法律第140号）の一部を次のように改正する。

本則中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。

第4条第1項中「防衛施設庁長官を通じ」を削る。

第14条第2項中「防衛施設局」を「地方防衛局」に、「防衛施設庁」を「防衛省」に、「部長」を「官房長及び局長」に、「内部部局として置かれる部」を「官房及び局」に改める。

(日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律等の一部改正)

第11条 次に掲げる法律の規定中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。

一 日本国との平和条約の効力の発生及び日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の実施等に伴い国家公務員法等の一部を改正する等の法律（昭和27年法律第174号）第9条第2項

二 駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和33年法律第158号）第10条第3項

三 特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法（昭和36年法律第199号）第2条及び第3条

四 防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第4条、第5条第1項及び第6条第1項（防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正）

第12条 (略)

(接取不動産に関する借地借家臨時処理法等の一部改正)

第13条 次に掲げる法律の規定中「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。

一 接取不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和31年法律第138号）第24条第1項

二 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合

衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成9年法律第39号）附則第2項から第5項まで（連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律の一部改正）

第14条 連合国占領軍等の行為等による被害者等に対する給付金の支給に関する法律（昭和36年法律第215号）の一部を次のように改正する。

第4条中「防衛施設庁長官が行なう」を「防衛大臣が行う」に改める。

第17条中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に改める。

第25条中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛施設局長」を「地方防衛局長」に改める。

（沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法の一部改正）

第15条 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）の一部を次のように改正する。

本則中「防衛施設庁長官」を「防衛大臣」に、「防衛施設局」を「地方防衛局」に改める。

（研究交流促進法の一部改正）

第16条（略）

（国際機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律の一部改正）

第17条（略）

（周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の一部改正）

第18条（略）

（内閣府設置法の一部改正）

第19条（略）

（自衛隊員倫理法の一部改正）

第20条（略）

（国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正）

第21条（略）

（平成13年9月11日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法等の一部改正）

第22条（略）

資料81 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成19年5月24日衆議院安全保障委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

- 一 防衛施設庁を廃止し、改編された防衛省本省に同庁の機能を統合するに当たっては、入札談合事案等の反省と教訓、国会における議論を十分に踏まえ、業務のより一層の合理化、効率化を図り、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること。
- 二 施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政の密接な連携を図るとともに、地方防衛局が行う施設行政については、地域の実情に即したものとなるよう配慮し、必要な情報の開示に努めること。
- 三 防衛監察本部においては、会計監査業務や法令遵守に関し全省的な視点から厳格な監査業務を行うことにかんがみ、会計監察等に精通した専門家や法曹関係者等の起用を検討すること。特に、防衛監察本部の長たる防衛監察監の外部からの登用については、第165回国会の「防衛庁設置法等の一部を改正する法律案」に対する附帯決議のなかで「新たに外部からの人材の登用等、監査・査察等に関する制度の創設」を採択しており、十分に検討すること。また、同本部については、

既存の各組織からの独立性を十分に確保するとともに、同本部の業務を実効あらしめるため、既存の監査・監察部局の機能強化を図ること。さらに、防衛監察本部が行う監察業務の適正性を確保するための外部チェックの仕組みを検討すること。

四 防衛省への移行に伴って、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化され、また、今般同活動の先遣隊としての機能を重視した陸上自衛隊の中央即応連隊が新編されることにもかんがみ、海外に派遣される自衛隊員が安心して任務に専念できるよう、派遣前後のメンタルヘルスケアや留守家族への支援の充実を含め必要な施策を講じること。

五 海上自衛隊イージス護衛艦に係る高度な秘密情報が安易に外部に持ち出されるなどの新たな情報漏えい事案が相次いで発覚したことは、防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねる由々しき事態であり、遺憾の極みである。よって、これら事実の徹底的な究明を図り、違反者及びその監督責任者には厳正な処分を行うなど服務規律の厳格な保持に全力で取り組むとともに、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること。

資料 82 防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案に対する附帯決議（平成 19 年 5 月 31 日参議院外交防衛委員会）

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺漏なきを期すべきである。

- 一 防衛施設庁の廃止及びその機能の防衛省本省への統合に当たっては、入札談合事案等の反省と教訓、国会における議論を十分に踏まえ、業務のより一層の合理化、効率化を図り、施設行政に対する国民の理解が得られるよう透明性の確保に努めること。
- 二 施設行政に係る内部部局の企画立案機能の強化に当たっては、防衛政策と施設行政の密接な連携を図るとともに、地方防衛局が行う施設行政については、地域の実情に即したものとなるよう配慮し、必要な情報の開示に努めること。
- 三 防衛監察本部においては、会計監査業務や法令遵守に関し全省的な視点から厳格な監査業務を行うことにかんがみ、会計監査等に精通した専門家や法曹関係者等の起用を検討すること。特に、防衛監察本部の長たる防衛監察監の外部からの登用については、十分に検討すること。また、同本部については、既存の各組織からの独立性を十分に確保するとともに、同本部の業務を実効あらしめるため、既存の監査・監察部局の機能強化を図ること。さらに、防衛監察本部が行う監察業

務の適正性を確保するための外部チェックの仕組みを検討すること。

- 四 防衛省への移行に伴って、自衛隊の国際平和協力活動が本来任務化され、また、今般同活動の先遣隊としての機能を重視した陸上自衛隊の中央即応連隊が新編されることにかんがみ、海外に派遣される自衛隊員が安心して任務に専念できるよう、派遣前後のメンタルヘルスケアや留守家族への支援の充実を含め必要な施策を講じること。
- 五 度重なるインターネットを通じた情報流出事案を受け、防衛庁は昨年四月に再発防止に係る抜本的対策を取りまとめたところであるが、その後も海上自衛隊イージス護衛艦に係る高度な秘密情報が安易に外部に持ち出されるなどの新たな情報漏えい事案が相次いで発覚したことは、防衛省・自衛隊に対する国民の理解と信頼を大きく損ねる由々しき事態であり、遺憾の極みである。よって、これら事実の徹底的な究明を図り、違反者及びその監督責任者には厳正な処分を行うなど服務規律の厳格な保持に全力で取り組むとともに、情報管理の徹底と秘密保全体制の確立を図ること。右決議する。

資料 83 防衛施設庁組織表（平成 19 年 4 月 1 日現在）

